

集まればもっと強くなる

TEAM福祉力

2025 年度 出願手続要項

正科生 1 年次 入 学

正科生 2 年次編入学

正科生 3 年次編入学

正科生 4 年次編入学

科 目 等 履 修 生

科 目 等 履 修 生

(教育訓練給付制度指定講座)

特 修 生

第1期 2024年12月 1日(日)～2025年1月20日(月)

第2期 2025年 1月21日(火)～2025年2月28日(金)

第3期 2025年 3月 1日(土)～2025年3月31日(月)

第4期 2025年 4月 1日(火)～2025年8月31日(日)

※第4期は科目等履修生・特修生のみの出願を受け付けます。ただし、教育訓練給付制度指定講座の出願は1～3期までが対象です。

| 文部科学省認可通信教育 |



日本福祉大学通信教育部
福祉経営学部 医療・福祉マネジメント学科

目次

第1章 入学について

1. 入学制度（入学の種類）	2
2. 学習の方法（カリキュラム）	4
(1) 卒業までの流れ	4

第2章 出願手続きについて

1. 入学志願から学習開始まで	8
2025年度募集概要	10
2. 正科生の出願手続き	12
(1) 正科生（1年次入学・2年次編入学）の出願手続き	12
(2) 正科生（3年次編入学）の出願手続き	14
(3) 正科生（4年次編入学）の出願手続き	16
(4) 学費等について	18
(5) 履修登録について	23
(6) 既修得単位認定について	26
(7) 資格試験の合格等による単位認定について（入学後に申請）	30
3. 科目等履修生の出願手続き	32
(1) 出願資格	32
(2) 募集内容	32
(3) 学費等について	32
(4) 修得単位の取り扱いについて	33
(5) 提出書類	33
(6) 一般教育訓練給付制度指定講座（ハローワークの教育訓練給付金）	34
(7) 履修登録について	35
4. 特修生の出願手続き	36
(1) 出願資格	36
(2) 募集内容	36
(3) 学費等について	36
(4) 修得単位の取り扱いについて	37
(5) 本学部正科生として入学するための条件	37
(6) 提出書類	37
(7) 履修登録について	38
5. 障がいのある方の出願について	39
(1) 「障がい状況票」の提出（原則出願の1か月前までにご提出ください）	39
(2) 学習にあたっての大学の支援	40
(3) 社会福祉士、精神保健福祉士の実習を希望される方へ	41

第3章 開講科目

1. カリキュラム	44
2. 2025年度開講科目一覧	46
3. 2025年度スクーリング科目開講日程	47
4. 2025年度科目修了試験日程	50
5. 2025年度学年暦（学習スケジュール）	52
6. 取得できる資格	53
(1) 社会福祉士国家試験受験資格	53
(2) 精神保健福祉士国家試験受験資格	53
(3) 認定心理士（在学中に取得可能）	54
(4) AFP 資格審査試験受検資格（在学中に取得可能）	56
(5) 各種任用資格	57
(6) 初級パラスポーツ指導員（在学中に取得可能）	59
(7) 通信版ふくし・マイスター（本学独自の養成プログラム）	60
(8) 多職種連携教育プログラム（本学独自の顕彰制度）	60

7. 科目等履修認証コース	61
(1) 開講コース	61
8. 資格取得について	62
(1) 社会福祉士を目指す場合	62
(2) 精神保健福祉士を目指す場合	98
重要事項 社会福祉士・精神保健福祉士国家試験受験資格 Q & A	124

第4章 学習に必要なパソコン環境

(1) ネットワーク環境	132
(2) パソコン動作環境	132
(3) モバイル端末（スマートフォン・タブレット等）動作環境	133
(4) 在学期間中の Microsoft 365 Apps 無償提供について	133
(5) オンライン（Zoom 等の Web 会議システム）の利用について	133

第5章 Q & A（よくある質問）

(1) 入学について	136
(2) 編入学について	137
(3) 既修得単位の認定について	140
(4) 在学・休学・卒業について	140
(5) 学習の進め方について	141
(6) スクーリングについて	142
(7) 取得可能な資格について	143
(8) 科目修了試験について	143
(9) 学費・諸費用について	144
(10) 通学課程への転籍について	145
(11) 学生生活について	145
(12) 就職について	145
(13) 同窓会について	146

第6章 出願書類について

1. インターネット出願の方法	148
2. 出願書類の書き方	150

凡例

本文中の書類番号は、巻末に綴じてある出願書類の番号です。

各位

本学への出願をご検討いただき、誠にありがとうございます。

この『2025 年度出願手続要項』には、出願から入学手続き、資格取得に関する要件等の事項を記載しています。

入学の種類・出願年度によって、開講科目、要件等が異なりますので、本要項をよくお読みいただき、必要な事項について十分ご確認のうえ、ご出願いただきますようお願いいたします。

ご不明な点等ございましたら、通信教育部事務局（巻末参照）までお問い合わせください。

本学部の人材養成目標

福祉経営学部医療・福祉マネジメント学科（通信教育）では、医療・福祉に関する知識や技術の習得はもちろんのこと、組織や資金のマネジメント能力、福祉ニーズに対応するマーケティング能力、地域資源のコーディネート能力、新産業創造のためのビジネス能力など、多面的な能力を備えた医療・福祉マネジメント人材の養成を目指します。

教育・学位授与の方針と求める人物像

学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

福祉経営学部医療・福祉マネジメント学科は、医療・福祉に関する知識や技術を修得し、以下のような多面的な能力を備えた人に学位を授与します。

- | | |
|-----------|---|
| 知 識・理 解 | 1. 医療・福祉に関する基礎概念を説明することができる
2. 医療・福祉に関する制度や技術を説明することができる
3. 事業・組織や地域社会の資源のマネジメントに関する基礎概念を説明することができる |
| 汎 用 的 技 能 | 4. 相互理解や合意形成に必要なコミュニケーションを図ることができる
5. 人びとや地域の抱える課題の発見と解決に取り組むことができる |
| 態 度・志 向 性 | 6. 論理と根拠に基づいて思考することができる
7. 人の尊厳を尊重し、行動することができる |

教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）

福祉経営学部（通信教育）では、学士教育として幅広い教養と技術を身につけるため、そして福祉・医療・保健・心理・環境・国際協力・コミュニティ・新産業などのテーマを学び、かつその領域に存在する諸問題を解決へと導くマネジメント能力を身につけるため、カリキュラムを編成します。

＜カリキュラムの枠組み＞

カリキュラムは、基礎科目と3つの科目群（ビジネスマネジメント科目群、コミュニティマネジメント科目群、ライフマネジメント科目群）からなる専門科目、ならびに社会福祉士、精神保健福祉士養成のための資格科目で構成します。

幅広い年齢層を対象とする本学部において、学生の経験や習熟度に応じて、履修する科目を選択することができるカリキュラムとします。一方、社会福祉士、精神保健福祉士、認定心理士の指定科目については段階的に理解・学習が深まるように学年を考慮したカリキュラムとします。

科目		教育内容
基礎科目		福祉経営学部（通信教育）で学修する課程全般の基礎を学びます。
専門科目	ビジネスマネジメント科目群	医療・福祉・環境分野におけるビジネス動向と企業・組織の原理と構造を把握し、社会に貢献する企業組織の知識と技術を学びます。
	コミュニティマネジメント科目群	国内外の地域における医療・福祉・環境・経済の問題や仕組みについて理解を深め、コミュニティベースのマネジメントの知識と技術を学びます。
	ライフマネジメント科目群	生活上の支援を必要とする人々のニーズを的確に把握し、これに応えるための福祉のマネジメントの知識と技術を学びます。
資格科目		社会福祉士、精神保健福祉士受験資格取得のために、現場に一層近い演習・実習形式でソーシャルワークを学びます。

入学者に求める人物像（アドミッション・ポリシー）

問題を的確に捉える判断力、従来の枠にとらわれない柔軟な発想力、組織を効率的に動かす計画力と実行力など、自らの力で考え、行動し、そして解決へと導く「マネジメント力」を身につけたい人。そして、福祉の専門的な知識・技術と高い倫理観に支えられた実践力を身につけたい人。

第 1 章

入学について

この章では、入学制度やカリキュラム、取得できる資格について説明します。

【目 次】

1. 入学制度（入学の種類）
2. 学習の方法（カリキュラム）
 - (1) 卒業までの流れ

1. 入学制度（入学の種類）

入学資格となる学歴は？

- ・高等学校卒業
- ・高等学校卒業程度認定試験または大学入学資格検定合格
- ・特別支援学校の高等部または高等専門学校3年生修了
- ・専修学校高等課程修了
- ・外国で12年の課程を修了（注1）
- ・本学（特修生）修了

- ・4年制（または6年制）大学に1年以上在学し、30単位【卒業要件としての単位数】以上を修得（科目等履修生等で修得した単位を含む）

- ・短期大学卒業、高等専門学校卒業、旧国立養護教諭養成所卒業、旧国立工業教員養成所卒業
- ・専門学校修了
（修業年限2年以上、総授業時数1,700時間以上の基準を満たす専修学校専門課程）
- ・高等学校等の専攻科修了
（修業年限2年以上、総単位数62単位以上で、その他文部科学大臣の定める基準を満たす教育課程）
- ・4年制（または6年制）大学に2年以上在学し、62単位【卒業要件としての単位数】以上を修得（科目等履修生等で修得した単位を含む）
- ・外国の4年制大学卒業（注1）
- ・外国で14年以上の課程を修了（注1）

- ・4年制（または6年制）大学卒業
- ・専門学校修了
（修業年限3年以上、総授業時数2,550時間以上の基準を満たす専修学校専門課程）
- ・高等学校等の専攻科修了
（修業年限3年以上、総単位数93単位以上で、その他文部科学大臣の定める基準を満たす教育課程）
- ・3年制短期大学卒業（卒業要件単位数93単位以上）
- ・4年制（または6年制）大学に3年以上在学し、92単位【卒業要件としての単位数】以上を修得（科目等履修生等で修得した単位を含む）

満15歳以上（学歴は問いませんが、高等学校、専修学校（高等課程）に在学中ではないこと）

満15歳以上で、大学入学資格を持たない（中学校卒業、高等学校中退等）

入学の種類

正科生1年次入学(P. 12)参照

正科生2年次編入学(P. 12)参照

正科生3年次編入学(P. 14)参照

正科生4年次編入学(P. 16)参照

科目等履修生(P. 32)参照

特修生(P. 36)参照

福祉経営学部（通信教育）には、以下の入学の種類（制度）があります。

学習目的や状況に合わせて、選択してください。

「正科生」の場合、入学する学年を「入学資格となる学歴」による審査の上で、決定します。

（注1）外国の学校をご卒業の場合、出願前に入学可能な学年の審査を行います。確認に時間を要する為、2025年3月13日までに「卒業証明書」および「成績証明書（外国の高等学校の場合は不要）」のコピーを郵送・メール添付・FAX等で通信教育部事務室までご提出ください（連絡先は巻末参照）。

※証明書は日本語か英語表記に限ります。それ以外の外国語の場合は、大使館などの公的機関で証明を受けた翻訳文を添付してください。

※連絡の際は、タイトルを「入学資格確認希望」とし、氏名・連絡先を必ず記載してください。

◎事前の審査が済みましたら、事務室より連絡します。出願の際には、「卒業証明書」、「成績証明書」（2024年6月1日以降に発行された原本）をご提出ください。デジタル証明書は受付できません。

（注2）国内在住の外国人の入学について、本学への入学を理由としての「留学ビザ」や「就学ビザ」の取得はできません。入学を希望する場合には、「留学ビザ」「就学ビザ」以外での相当の年数、日本に在住できる適切な在留資格を有する必要があります。

（注3）複数の学歴をお持ちの場合、編入学資格に該当する教育機関であれば、最終学歴にかかわらずいずれの機関を「入学資格となる学歴」として出願されてもかまいません。ご不明な点は、出願前に、通信教育部事務室までお問い合わせください。

①「正科生」

大学卒業資格・各種資格取得を目的とする学生です

【取得できる資格】資格取得に必要な条件については「第3章 6. 取得できる資格」（P.53～）を参照

正科生としての卒業が条件

「学士（福祉経営学）」授与

「社会福祉士国家試験受験資格」「精神保健福祉士国家試験受験資格」「社会福祉主事任用資格」

「児童指導員任用資格」「児童福祉司任用資格^{※3}」「身体障害者福祉司任用資格」

「知的障害者福祉司任用資格」

在学中に取得可能

「認定心理士」^{※1※2}「初級パラスポーツ指導員」「AFP 資格審査試験受検資格」^{※1}

※1 条件を満たせば「科目等履修生」でも取得できます。（P.54、P.56）参照 ※2 学士（修士）の学位を取得していることが必要です。

※3 卒業後、各自で実務経験を充足する必要があります。

②「科目等履修生」

関心のある科目のみを履修する学生です

1科目から受講可能、在学期間は1年間ですが、入学後に所定の手続きを行うことで次年度も継続して在籍することができます。

修得した単位は後に「正科生」として入学した場合、一定の上限まで卒業単位に加算されます。

※第1期～第3期までの出願のみ「一般教育訓練給付制度指定講座（ハローワークの教育訓練給付金）」が利用できます。（P.34）参照

※「科目等履修認証コース」を開講しています。（P.61）参照

【出願資格】入学年（2025年）4月1日現在、満15歳以上であること

（注4）学歴は問いません。ただし、高等学校・専修学校（高等課程）に在学中の方は出願できません。

（注5）大学卒業資格、社会福祉士・精神保健福祉士の国家試験受験資格等は取得できません。

（注6）「認定心理士」「AFP 資格審査試験受検資格」については、条件を満たせば取得できます。

③「特修生」

大学入学資格はないが、本学で学習を希望する学生です

指定された科目のうち16単位以上を修得し、本人の申請による審査を経れば、本学福祉経営学部（通信教育）の正科生1年次への入学資格が得られます。

在学期間は1年間ですが、入学後に所定の手続きを行うことで、次年度も継続して在籍することができます。

【出願資格】入学年（2025年）4月1日現在、満15歳以上で、大学入学資格をもっていないこと

（注7）高等学校・専修学校（高等課程）に在学中の方は出願できません。

（注8）大学卒業資格、社会福祉士・精神保健福祉士の国家試験受験資格等は取得できません。

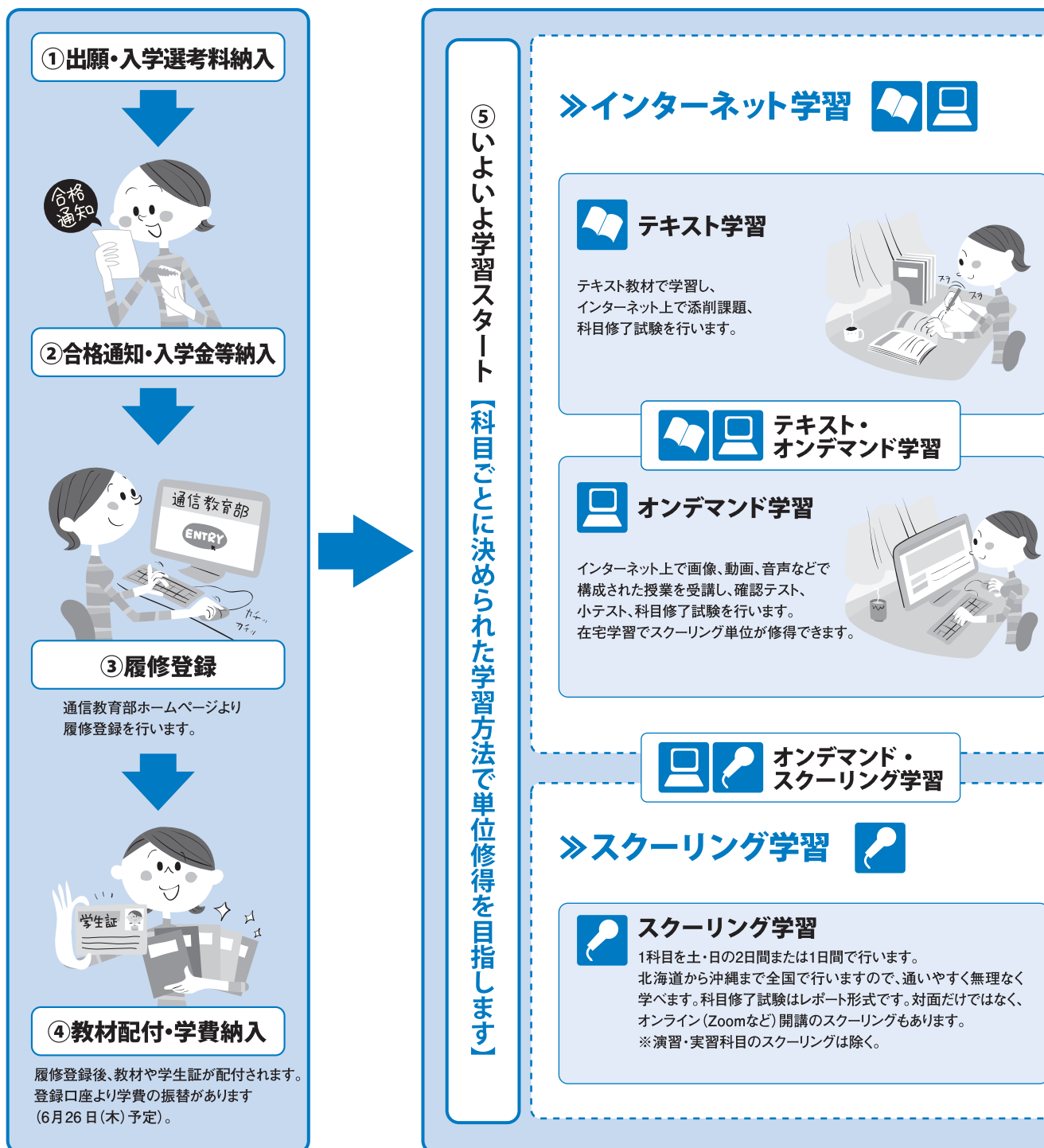
（注9）正科生に入学する場合は、満18歳以上でなければなりません。

2. 学習の方法（カリキュラム）

（1）卒業までの流れ

福祉経営学部（通信教育）には、時間や場所にとらわれず自分のペースで学習できるインターネット学習の「テキスト学習」「テキスト・オンデマンド学習」「オンデマンド学習」と、学生が会場に集まって対面またはオンライン授業で学ぶ「スクーリング学習」「オンデマンド・スクーリング学習」の5つの学習方法があります。

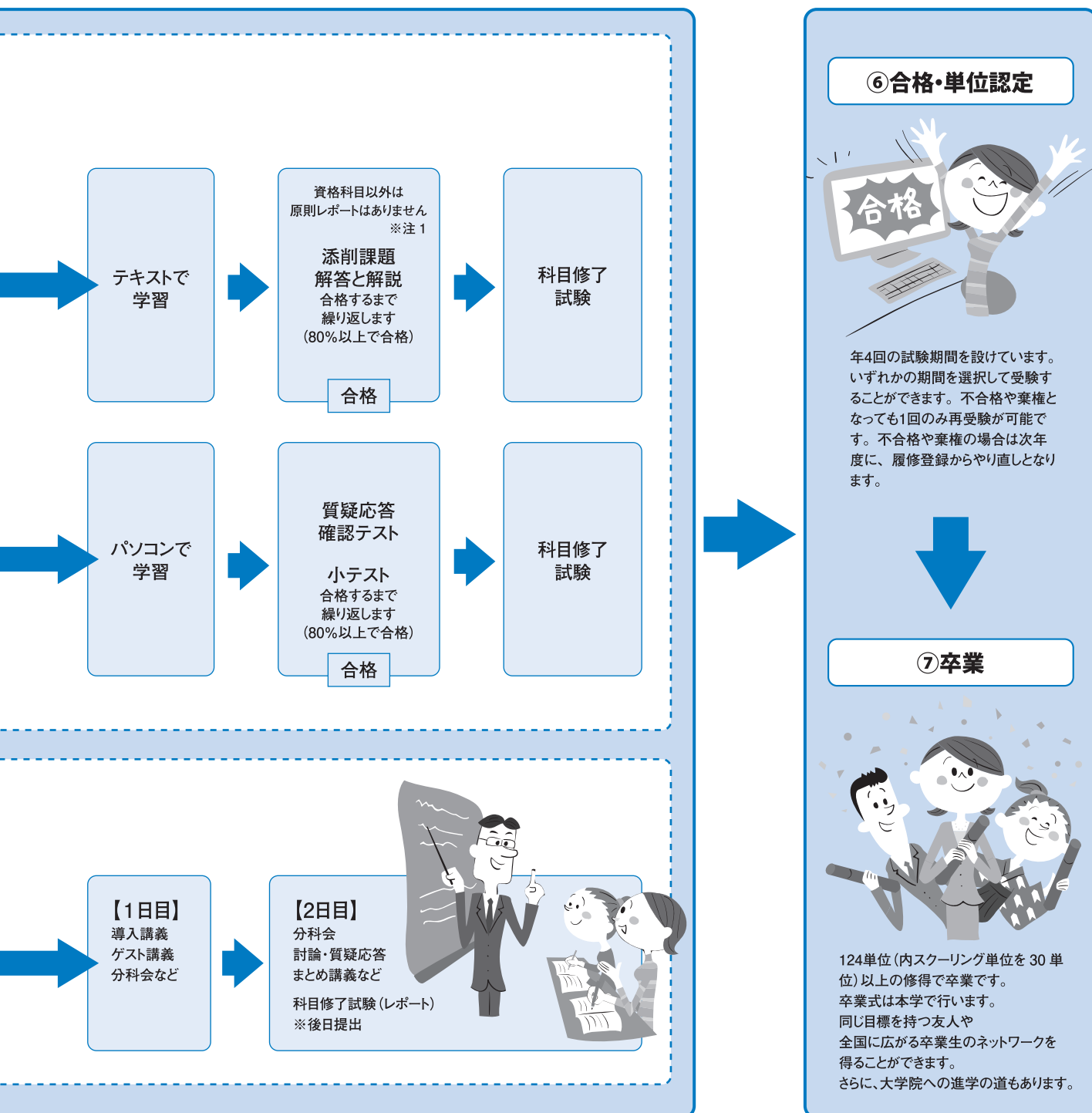
科目ごとに決められた学習方法で単位修得を目指します。



- ・ 添削課題 「テキスト科目」の学習進捗を測るための課題です。おおよそ7～8講に1回のペースで行います。インターネット上で受験することができます。8割以上正解すれば、合格となります。科目修了試験を受験するためには、全て合格する必要があります。
- ・ 小テスト 「オンデマンド科目」の学習進捗を測るための課題です。おおよそ7～8講に1回のペースで行います。インターネット上で受験することができます。8割以上正解すれば、合格となります。科目修了試験を受験するためには、全て合格する必要があります。

インターネット学習は、科目の履修登録から学習、添削課題、科目修了試験までの一連の過程を、インターネットを活用して進める学習システムです。

また対面式授業の「スクーリング学習」では、教員や学生同士のコミュニケーションを通じて、在宅学習では得られない多面的なものの見方・考え方などを身につけます。



・確認テスト 「オンデマンド科目」の学習進捗を測るための課題です。各講に設けられています(例外あり)。
 ・科目修了試験 各科目の単位を修得するための最終試験です。テキスト科目、オンデマンド科目はインターネット上で行います。また、受験申し込みが必要で、1科目につき、年2回まで受験申し込みができます。スクーリング科目はレポート形式でインターネット上から後日提出する必要があります。

※注1 「学びの技法Ⅱ(文書作成演習)」を除く。

自分の生活リズムに合わせて学べるインターネット学習

インターネット環境が整えば、「いつでも、どこでも、だれでも」学習をスタートできます。

クラスルームや指導教員とのコミュニケーション、パソコンのヘルプデスクなど、不安なときの心強いサポートも万全です。

忙しい社会人に配慮した学習システム

テキスト学習



テキスト教材を使った学習。
インターネットにつながったパソコンを活用して
添削課題、科目修了試験を行います。

オンデマンド学習 (e-learning)



インターネットにつながったパソコンを使って、画像や動画、
音声などで構成された授業を受講し、確認テストや質疑応答
を通じて学習します。この学習方法で得た単位は、スクーリン
グ単位として認定されます。



テキスト教材

教材は、本学の担当教員やその分野における専門家が手掛けたオリジナルです。一部市販テキストを利用する場合にも、理解を高められる学習指導書が担当教員により作成されています。テキストの1講はすべて、標準学習時間(90分)を目安として構成。また、編集方法やレイアウトを統一。読みやすさのための工夫がなされ、ご自身の計画に合わせて無理なく学習できます。

テキストの具体例

学習を深めるために役立つ参考文献・引用文献の紹介や、復習・用語確認の際にも役立つ用語索引を設け、テキスト学習での疑問などをすぐに解決できるようになっています。

4単位科目は全30講・2単位科目は全15講
テキストの流れを統一し、理解しやすい内容となっています。

学習のねらい 各講ごとに具体的な学習ポイントを明示し、
講ごとの概要を把握できます。

本文 1講は標準学習時間である90分で
読むことができます。

キーワード …重要語句 **！ワンポイント** …補足説明
？フォーカス …図表の補足説明
各講ごとの重要語句や補足説明を的確に示しています。



オンデマンド授業

インターネット上でパソコンやスマートフォンなどを使って、好きな時間に画像、動画、音声などを組み合わせて構成された授業を受講し、確認テストや質疑応答、ディスカッションを行います。この学習方法で得た単位は、すべてスクーリング単位として認定されます。講義コンテンツの視聴時間は1講あたりおおそ45分を目安として構成。

コンテンツ紹介

4単位科目は全30講・2単位科目は全15講
オンデマンド動画はくりかえし視聴することができます。
タブレット、スマートフォンでの視聴が可能です。

■オンデマンド授業画面イメージ

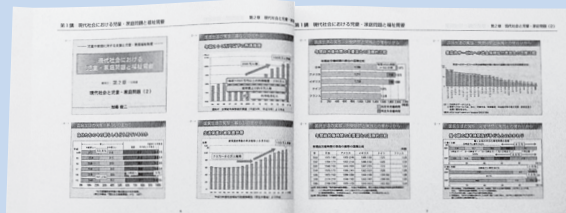


ムービーエリア

動画と音声による講義映像を
表示します。

■講義資料

一部のオンデマンド授業については、学習補助として講義資料(スライド資料)を配付します。※配付しない科目もあります。



第 2 章

出願手続きについて

この章では、出願に関する注意事項や既修得単位の認定等について説明します。

【目 次】

1. 入学志願から学習開始まで

2025 年度募集概要

2. 正科生の出願手続き

- (1) 正科生（1 年次入学・2 年次編入学）の出願手続き
- (2) 正科生（3 年次編入学）の出願手続き
- (3) 正科生（4 年次編入学）の出願手続き
- (4) 学費等について
- (5) 履修登録について
- (6) 既修得単位認定について
- (7) 資格試験の合格等による単位認定について（入学後に申請）

3. 科目等履修生の出願手続き

- (1) 出願資格
- (2) 募集内容
- (3) 学費等について
- (4) 修得単位の取り扱いについて
- (5) 提出書類
- (6) 一般教育訓練給付制度指定講座（ハローワークの教育訓練給付金）
- (7) 履修登録について

4. 特修生の出願手続き

- (1) 出願資格
- (2) 募集内容
- (3) 学費等について
- (4) 修得単位の取り扱いについて
- (5) 本学部正科生として入学するための条件
- (6) 提出書類
- (7) 履修登録について

5. 障がいのある方が出願について

- (1) 「障がい状況票」の提出（原則出願の 1 か月前までにご提出ください）
- (2) 学習にあたっての大学の支援
- (3) 社会福祉士、精神保健福祉士の実習を希望される方へ

1. 入学志願から学習開始まで

出願準備	入学の種類（制度）を選ぶ (P. 2 参照)
	■ 目的に合わせて、「正科生」「科目等履修生」「特修生」を選択してください。
	入学資格証明書類の取り寄せ (正科生 P. 12 ～、科目等履修生 P. 32 ～参照)
	■ 「入学資格となる学歴」の必要証明書類を出身校から取り寄せてください。 ※出願に必要な証明書類は、発行 6 か月以内（2024 年 6 月 1 日以降）のものに限ります（コピー不可）。
	出願方法の選択 ①インターネット出願 ②手書きでの出願 (P. 148～参照)
	「①インターネット出願」を選択した方 ■ [第 6 章 1. インターネット出願の方法] (P. 148) を確認してください。 ■ 巻末にある各種出願書類の作成（巻末書類①以外※） ※巻末書類①は、インターネット出願システムから入力、印刷してください。 「②手書きでの出願」を選択した方 ■ 巻末にある各種出願書類の作成 ■ 入学選考料 10,000 円を巻末の「払込取扱票」をご利用いただくか、ATM・インターネットバンキングいずれかの方法にて納入してください。納入後、振込証明書を出願書類「①入学志願書」に貼付してください。※ P.22 記載の学費等の減免対象者は選考料不要です。
出願	パソコン環境の準備、確認 (P. 131～参照)
	■ 履修登録や学習に必要なパソコンを設置し、インターネットに接続するなど準備をしてください。 すでにインターネットを活用されている方は、学習に必要なパソコン環境を満たしているかを確認してください。



出願	出願書類の提出（各出願期間） (P. 10 参照)
	■ 巻末の本学所定の出願封筒を使用し、不着等の事故防止の為、必ず「速達」「簡易書留」で郵送してください。 (注) 各出願期間の締切は消印有効ですが、書類に不備がある場合は受付を保留し、次期受付となる場合があります。不備が解消され、すべての出願書類が提出された時点で正式な受付とします。 (注) 提出された書類は原則返却はしませんので、郵送前に必ずご確認ください。



選考・合格発表	出願書類の受付が完了すると、出願書類受付票はがきが返送されます
	・書類に不備がある場合は、不備通知（書面、電話、メール等）を行います。 不備事項にすみやかにご対応ください。 ※本学からのメールを受信できるよう、メールのドメイン設定にて「@ml.n-fukushi.ac.jp」からのメール受信を許可していただきますようお願いいたします。
	・出願書類がそろい、受付が完了した方には「②出願書類受付票（はがき）」を送付します。
	書類選考 ・提出された出願書類をもとに、書類選考を行います。
入学手続	選考結果通知（ID・パスワード記載）、振込用紙（入学金等）、履修登録ガイド等の受け取り
	・「②出願書類受付票（はがき）」に記載の合格発表日に本学より送付します（到着に数日かかります）。



入学手続	入学金等の納入
	■ 選考結果通知に同封の振込用紙で、納付期限までに入学金等を金融機関よりお振込みください。 入学金等を振り込んでいただくと、「履修登録開始日」以降、通信教育部ホームページより学習システム（nfu.jp）にログインでき、履修登録が可能となります。



入 学 手 続 き 完 了

入学 と 学習 開始	本学ホームページより学習システム（nfu.jp）にログイン→履修登録
	■ 選考結果通知に同封される『履修登録ガイド』をご参照ください。 履修登録の際には、学習システム（nfu.jp）から科目選択等の相談ができます。
	入学許可証、学生証、教材の受け取り
	■ 履修登録の確認ができた方から順に、「入学許可証」「学生証」「教材」を送付します。
	学習開始
	■ 履修登録後、学習が可能となります。学習の開始は出願期間によって異なります。（P. 10、P. 23 参照） 第1期・第2期出願：2025年4月1日以降 第3期出願：2025年4月21日以降 第4期出願：随時
	学費の納入
	■ 履修登録の結果をもとに学費が自動計算され、登録口座（出願時に提出の「⑮預金口座振替依頼書」に記入の口座）より引き落とされます（6月26日（木）を予定）。

出願についての注意事項

- 一旦納入された入学選考料は、原則として返還しません。
- 二重学籍の禁止
本学では「二重学籍の禁止」を以下のとおり定めております。
後日、二重学籍（通学・通信教育課程にかかわらず）が発覚した場合は、入学が取り消しとなります。

【二重学籍の禁止】

- 第30条 学校教育法に定める他の大学院、大学、短期大学に正規学生、専攻科生、別科生、研究生として在籍する者は、本学通信教育課程に正科生として入学できない。
- 2 本学通信教育課程に正科生として在籍する者は、学校教育法に定める他の大学院、大学、短期大学の正規学生、専攻科生、別科生、研究生として在籍できない。

本学「通信教育課程に関する規則」より

- 出身校がすでに統廃合、閉校等により証明書の発行が依頼できない場合は、公立学校であれば都道府県教育委員会、私立学校であれば都道府県の総務担当に事務継承機関を確認してください。
万一、発行ができない場合は編入学の審査ができませんので、その前の学歴を「入学資格」とし、提出に必要な書類をご準備いただきます。
- 保管年限が経過している等、出身校で「成績証明書」の発行ができない場合、その旨が記載された「不発行証明書」の提出が必要となります。（[第5章 Q&A（よくある質問）Q20] P.138 参照）
- 「大学院の修了」は「入学資格となる学歴」に該当しません。大学院以前の学歴を「入学資格」とし、必要な書類をご提出ください。
- 「入学資格証明書類」は封緘されていなくても受付いたします。ご自身で内容を確認の上、ご提出ください。
- 郵送された出願書類の本学到着確認の照会はできません。郵送時に交付される「書留郵便物受領書」のお問い合わせ番号で、ご自身で郵便局ホームページより「追跡サービス」による確認をお願いします。
- 合否に関するお問い合わせには一切応じません。「選考結果通知」等については、「出願書類受付票はがき」に記載の合格発表日に本学より特定記録郵便にて発送します。
万一、合格発表日から1週間を経過しても届かない場合、通信教育部事務室までご連絡ください。
- 最新のテキストをお届けするために、科目によっては教材の発送が遅れる場合があります。

2025 年度 募集概要

①募集定員と学位

1 年次入学（800 名）

福祉経営学部 医療・福祉マネジメント学科（通信教育）学士（福祉経営学）

2 年次編入学・3 年次編入学・4 年次編入学

福祉経営学部 医療・福祉マネジメント学科（通信教育）学士（福祉経営学）

科目等履修生

特修生

②出願期間

インターネット出願を選択した場合、ネット上で出願登録を行った後に、必要な書類を下記期限までに郵送することで、出願手続きが完了します。

2025 年度の出願期間は、第 1 期から第 4 期までです。「選考結果通知」に同封される「振込用紙」で入学金を振り込んでいただくと、「履修登録開始日」以降、履修登録が可能となります。

社会福祉士等の国家試験受験資格取得を目指す方は、適切な履修登録（科目選択）を行い、早期に学習に取り組む必要があります。余裕を持って学習計画を立てることが必要ですので、可能な限り早期の出願をおすすめします。

第 1 期出願期間	2024 年 12 月 1 日（日）～ 2025 年 1 月 20 日（月）（消印有効）
合 格 発 表	2025 年 2 月 7 日（金）※発送日となりますので、お手元に届くまでに数日かかる場合があります。
履 修 登 録 開 始 日	2025 年 2 月 28 日（金）10：00～ ※入学金等の納入確認後、履修登録が可能となります。
教 材 発 送 開 始 日	2025 年 4 月上旬
第 2 期出願期間	2025 年 1 月 21 日（火）～ 2025 年 2 月 28 日（金）（消印有効）
合 格 発 表	2025 年 3 月 19 日（水）※発送日となりますので、お手元に届くまでに数日かかる場合があります。
履 修 登 録 開 始 日	2025 年 3 月 24 日（月）10：00～ ※入学金等の納入確認後、履修登録が可能となります。
教 材 発 送 開 始 日	2025 年 4 月中旬
第 3 期出願期間	2025 年 3 月 1 日（土）～ 2025 年 3 月 31 日（月）（消印有効） ※インターネット出願をされる正科生の方は 2025 年 3 月 31 日（月）15:00 までにインターネット出願登録し、決済を完了する必要があります。
合 格 発 表	2025 年 4 月 18 日（金）※発送日となりますので、お手元に届くまでに数日かかる場合があります。
履 修 登 録 開 始 日	2025 年 4 月 21 日（月）10：00～ ※入学金等の納入確認後、履修登録が可能となります。
教 材 発 送 開 始 日	2025 年 5 月上旬

※履修登録締切日は、2025 年 5 月 9 日（金）です。この日までに履修登録を行ってください。

※履修登録は、履修登録開始日の AM10:00 から可能です。

※一般教育訓練給付制度指定講座（ハローワークの教育訓練給付金）の科目等履修生は、第 1 期～第 3 期までの受付となります（第 4 期以降は受付不可）。

第 4 期出願期間	2025 年 4 月 1 日（火）～ 2025 年 8 月 31 日（日）（消印有効） （第 4 期は科目等履修生・特修生のみ出願を受け付けます）
願 書 提 出 日	出願月の 1 日～ 15 日 出願月の 16 日～ 31 日
合 格 発 表 ※本学より選考結果通知を発送する日となりますので、お手元に届くまでに数日かかる場合があります。	出願月の 25 日※ 出願月翌月の 10 日※
履 修 登 録 開 始 日	※土日、祝日の場合は翌日が合格発表日となります。
教 材 発 送 開 始 日	合格発表日より 1 週間後 ※入学金等の納入確認後、履修登録が可能となります。
	履修登録確認後、随時発送予定

※2025 年 4 月 1 日（火）～2025 年 4 月 15 日（火）の期間に願書を提出された方の合格発表は 2025 年 5 月 2 日（金）になります。

※2025 年 4 月 16 日（水）～2025 年 4 月 30 日（水）の期間に願書を提出された方の合格発表は 2025 年 5 月 15 日（木）になります。

③出願方法

「インターネット出願」または「手書きでの出願」を選択してください（P.147～参照）。
いずれの場合も、提出書類をすべて同封の上、「速達」「簡易書留」で郵送してください。

④入学選考

ご提出いただいた出願書類をもとに、書類選考を行います。
来校の必要はありません。

⑤修業年限および最長在学期間

入学の種類（制度）		修業年限	最長在学期間
正科生	1年次入学	4年	8年
	2年次編入学	3年	6年
	3年次編入学	2年	4年
	4年次編入学	1年	4年
科目等履修生		年度末（2026年3月31日まで）	
特修生		年度末（2026年3月31日まで）	

※科目等履修生（教育訓練給付希望者は除く）、特修生は入学後に所定の手続きを行うことで次年度も継続して在籍することが可能です（別途、継続料と学費が必要となります。特修生は最長4年間（継続3回）まで。）。

⑥卒業要件

正科生として卒業するためには、次の要件を満たす必要があります。

◆124単位以上（うちスクーリング単位30単位以上）を修得すること。

※入学・編入学時に既修得単位認定された単位を含みます。

※スクーリング30単位には、入学・編入学時の既修得単位のうち、スクーリング科目として認定された単位を含みます。

※オンデマンド科目で修得した単位は、スクーリング単位として認定されます。

※資格科目（演習・実習科目）は、卒業単位には含まれません。

「ソーシャルワーク演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」「ソーシャルワーク実習指導Ⅰ・Ⅱ」「ソーシャルワーク実習」

「ソーシャルワーク演習Ⅰ・Ⅱ（精神）」「ソーシャルワーク実習指導Ⅰ・Ⅱ（精神）」「ソーシャルワーク実習（精神）」

◆卒業必修科目の「福祉経営序論」と「スタートアップセッション」の単位を修得すること。

◆選択必修科目を分野（①福祉分野、②経営分野）ごとに定める単位数以上を修得すること。

①福祉分野（右記から2単位以上）	社会福祉原論（4単位） 社 精
	ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ（4単位） 社 精
	ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅰ（2単位） 社 精
	ソーシャルワークと専門職（2単位）
②経営分野（右記から1単位以上）	福祉サービスの組織と経営（2単位） 社
	ファイナンシャルプランニング総論（1単位） A ※
	医療福祉ビジネス（2単位）
	医療・福祉サービス論（2単位）

※「ファイナンシャルプランニング総論」は、巻末の「**⑩既修得単位個別認定申請書**」認定対象外の科目です。

◆必要年数以上在学すること。※上記⑤の「修業年限」を参照してください。



注意

国内在住の外国人の入学について、本学への入学を理由としての「留学ビザ」や「就学ビザ」の取得はできません。入学を希望する場合には、「留学ビザ」「就学ビザ」以外での相当の年数、日本に在住できる適切な在留資格を有する必要があります。

2. 正科生の出願手続き

(1) 正科生（1年次入学・2年次編入学）の出願手続き

① 出願資格 ※ 2025 年 3 月に卒業・修了・合格見込の方を含む。2 年次編入学は中退見込の方も含む

1 年次入学

- 高等学校または中等教育学校を卒業した方
- 文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験または大学入学資格検定に合格した方（18 歳以上）
- 特別支援学校の高等部または高等専門学校 3 年生を修了した方
- 大学入学資格が付与される専修学校高等課程を修了した方
（修業年限が 3 年以上で、課程の修了に必要な総授業時数が 2,590 時間以上の基準を満たす専修学校を修了した方）
- 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した方（またはこれに準ずる方で、文部科学大臣に指定された方）
- 本学の特修生として、基礎科目の社会・人文・自然の 3 分野からそれぞれ 1 科目以上履修し、合計 16 単位以上を修得した満 18 歳以上の方
- 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した方、またはこれに相当する学校教育を修了した方
- 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有する者として認定した在外教育施設の当該課程を修了した方
- 文部科学大臣に指定された方

2 年次編入学

- 4 年制（または 6 年制）大学に 1 年以上在学し、30 単位【卒業要件としての単位数】以上修得（科目等履修生等で修得した単位を含む）した方

② 出願時の提出書類 ※黒ボールペンで楷書で記入すること

以下の書類を巻末の本学所定の出願封筒に入れて、「速達」「簡易書留」で郵送してください。

●→必須提出 △→該当者のみ

	No.	出 願 書 類	備 考	1年次	2年次
本学所定用紙 (巻末書類)	①	入学志願書・在学誓書・志望理由書(裏面) ※インターネット出願時は「Web 入学志願書」を印刷してください	志望理由書(裏面)は規定の字数以上を記入すること	●	●
	②	出願書類受付票はがき(85 円切手貼付)	宛名明記の上、85 円切手を貼付すること	●	●
	⑥	志願者アンケート		●	●
	⑦	推薦状	推薦者直筆のもの(コピー不可)用紙裏面を確認	△	△
	⑧	社会福祉士用 実務経験証明書<申告書>	(P.72) 参照	△	△
	⑨	社会福祉士用 実務経験証明書<個票>	(P.73) 参照	△	△
	⑩	精神保健福祉士用 実務経験証明書<申告書>	(P.109) 参照	△	△
	⑪	精神保健福祉士用 実務経験証明書<個票>	(P.110) 参照	△	△
	⑫	精神保健福祉士用 実務経験証明書<実務経験レポート>	(P.111) 参照	△	△
	⑬	既修得単位個別認定申請書【正科生用】	(P.27) 参照	△	△
	⑭	既修得単位個別認定申請書【科目等履修生・特修生用】	(P.28) 参照	△	△
	⑮	預金口座振替依頼書	出願者ご本人名義の口座に限る	●	●
各自取り寄せ書類	A	入学資格証明書類	次ページ③を参照	●	●
	B	成績証明書		△	●
	C	提出書類に記載の姓名が、現在の姓名と相違する場合、姓名の変更を証明する書類	「旧姓と新姓が記載された発行 6 か月以内の戸籍抄本(または謄本)原本」もしくは「旧姓と新姓が記載された有効期限内の運転免許証(両面コピー)」	△	△
	D	学費減免対象者 (P.22 参照) であることを証明する書類	在籍期間証明書、成績証明書、もしくは以下のもののコピー [入学許可証、学生証、科目等履修生証、特修生証、同窓会カード、学位記] いずれか 1 点	△	△

③出願に必要な書類（A・B）について ※6か月以内（2024年6月1日以降）に発行された原本に限る。コピー不可

入学資格となる学歴（見込含）		提出が必要な証明書類	
		A	B
1 年 次 入 学	高等学校を卒業する見込みの方（2025 年 3 月卒業の方）	卒業見込証明書 または調査書	(注 3)
	高等学校を卒業した方	卒業証明書	
	高等学校卒業程度認定試験または大学入学資格検定に合格した方	合格（見込）証明書 または合格成績証明書	
	特別支援学校の高等部を卒業した方	卒業（見込）証明書	
	大学入学資格が付与される専修学校高等課程を修了した方	卒業（見込）証明書	
	外国において学校教育における 12 年の課程を修了した方 （注 1）	修了（卒業）証明書	
	高等専門学校 3 年生を修了した方	修了（見込）証明書	
	本学（特修生）を修了した方	本学にて発行します。 同封の必要はありません。	
2 年 次 編 入 学	4 年制（または 6 年制）大学に 1 年以上在学し、30 単位【卒業要件としての単位数】以上を修得（科目等履修生等で修得した単位を含む）した方	⑤在籍期間(見込)証明書 (巻末の本学所定用紙) (注 2)	成績証明書

※提出された証明書の内容について、発行元に電話確認等を行う場合があります。

■ 注意事項

（注1）外国の学校を卒業・修了された方

出願前に入学可能な学年の審査を行います。（P.3の注1）をご参照のうえ、手続きをしてください。

（注2）従前の大学を中退された方・する見込みの方【2年次編入学出願者】

入学資格証明書類として「⑤在籍期間（見込）証明書」（巻末の本学所定用紙）および「成績証明書」を提出してください。

（注3）1年次入学出願の方

1年次入学の方は、「成績証明書」の提出は必要ありませんが、短期大学、大学を中退し修得単位があり既修得単位として認定希望の方は、「退学」が記載された「成績証明書」を提出してください。

認定される単位は、上限30単位までとなります。（〔(6)既修得単位認定について〕（P.26）参照）

● 日本福祉大学（通学課程）に在籍していた方

日本福祉大学（通学課程）に在籍していた方は、「⑤在籍期間（見込）証明書」（巻末の本学所定用紙）および⑥成績証明書を各キャンパスの証明書発行案内に従い申請のうえ、提出してください。

※過去に修得した科目の個別認定申請については、（P.27～）をご参照ください。

● 日本福祉大学（通信教育課程）に在籍していた方

日本福祉大学（通信教育課程）に在籍したことがあり、再度出願をする場合は、④本学に在籍していたことを証明する書類（P.12参照）を必ず提出し、「①入学志願書・在学誓書」に旧学籍番号を明記してください。⑦入学資格証明書および⑧成績証明書は本学にて発行いたしますので、提出は不要です。

※過去に修得した科目の個別認定申請については、（P.27～）をご参照ください。

● 出願時に各証明書を「見込」で提出する方

出願時に証明書を見込みで提出する方は、卒業（修了）・合格等が確定した時点で、各証明書を再度取寄せて提出してください。なお退学見込みで出願される方は、退学が確定し次第「⑤在籍期間（見込）証明書」（巻末の本学所定用紙）および退学日の記載のある「成績証明書」を再度取寄せて提出してください。

2025年4月30日（水）【消印有効】までに各証明書の提出がない場合は、入学許可を取り消します。
また、退学日が2025年4月1日以降である方は二重学籍になるため、入学が認められません。

(2) 正科生（3年次編入学）の出願手続き

① 出願資格 ※ 2025 年 3 月に卒業・修了・中退見込の方を含む

- 短期大学、高等専門学校、旧国立養護教諭養成所、旧国立工業教員養成所を卒業した方
- 専修学校の専門課程のうち、修業年限が 2 年以上で、課程の修了に必要な総授業時数が 1,700 時間以上の基準を満たす専修学校を修了し、かつ大学入学資格を有する方
- 修業年限が 2 年以上、修了に必要な総単位数が 62 単位以上で、文部科学大臣の定める基準を満たす高等学校等専攻科を修了した方
- 4 年制（または 6 年制）大学に 2 年以上在学し、62 単位【卒業要件としての単位数】以上を修得（科目等履修生等で修得した単位を含む）した方
- 外国の大学、短期大学、高等専門学校を卒業した方（注 1）
- 外国において学校教育における 14 年以上の課程を修了した方、またはこれに準ずる者で文部科学大臣に指定された方（注 1）

② 出願時の提出書類 ※黒ボールペンで楷書で記入すること

以下の書類を巻末の本学所定の出願封筒に入れて、「速達」「簡易書留」で郵送してください。

●→必須提出 △→該当者のみ

No.	出 願 書 類	備 考	3 年次
本学所定用紙（巻末書類）	① 入学志願書・在学誓書・志望理由書（裏面） ※インターネット出願時は「Web 入学志願書」を印刷してください	志望理由書（裏面）は規定の字数以上を記入すること	●
	② 出願書類受付票はがき（85 円切手貼付）	宛名明記の上、85 円切手を貼付すること	●
	⑥ 志願者アンケート		●
	⑦ 推薦状	推薦者直筆のもの（コピー不可）用紙裏面を確認	△
	⑧ 社会福祉士用 実務経験証明書＜申告書＞	(P. 72) 参照	△
	⑨ 社会福祉士用 実務経験証明書＜個票＞	(P. 73) 参照	△
	⑩ 精神保健福祉士用 実務経験証明書＜申告書＞	(P. 109) 参照	△
	⑪ 精神保健福祉士用 実務経験証明書＜個票＞	(P. 110) 参照	△
	⑫ 精神保健福祉士用 実務経験証明書＜実務経験レポート＞	(P. 111) 参照	△
	⑬ 既修得単位個別認定申請書【正科生用】	(P. 27) 参照	△
	⑭ 既修得単位個別認定申請書【科目等履修生・特修生用】	(P. 28) 参照	△
	⑮ 預金口座振替依頼書	出願者ご本人名義の口座に限る。	●
各自取り寄せ書類	A 入学資格証明書類	次ページ③を参照	●
	B 成績証明書		●
	C 提出書類に記載の姓名が、現在の姓名と相違する場合、姓名の変更を証明する書類	「旧姓と新姓が記載された発行 6 か月以内の戸籍抄本（または謄本）原本」もしくは「旧姓と新姓が記載された有効期限内の運転免許証（両面コピー）」	△
	D 学費減免対象者（P. 22 参照）であることを証明する書類	在籍期間証明書、成績証明書、もしくは以下のもののコピー 〔入学許可証、学生証、科目等履修生証、特修生証、同窓会カード、学位記〕 いずれか 1 点	△

③出願に必要な書類 (A・B) について ※6か月以内(2024年6月1日以降)に発行された原本に限る。コピー不可。

入学資格となる学歴(見込含)	提出が必要な証明書類	
	A	B
短期大学、高等専門学校、旧国立養護教諭養成所、旧国立工業教員養成所を卒業した方	卒業(見込)証明書	成績証明書
専修学校の専門課程を修了した方 (修業年限が2年以上、課程の修了に必要な総授業時数が1,700時間以上の基準を満たす教育課程)を修了し、かつ大学入学資格を有する方	③専修学校専門課程修了(見込)証明書(巻末の本学所定用紙)(注2)	成績証明書
高等学校等の専攻科を修了した方 (修業年限が2年以上、修了に必要な総単位数が62単位以上で、文部科学大臣の定める基準を満たす教育課程)	④高等学校等専攻科修了(見込)証明書(巻末の本学所定用紙)(注2)	成績証明書
4年制(または6年制)大学に2年以上在学し、62単位【卒業要件としての単位数】以上を修得した方 (科目等履修生等で修得した単位を含む)	⑤在籍期間(見込)証明書(巻末の本学所定用紙)(注3)	成績証明書
外国の大学、短期大学、高等専門学校を卒業した方(注1)	修了(卒業)証明書	成績証明書
外国において学校教育における14年以上の課程を修了した方(注1)	修了(卒業)証明書	成績証明書

※提出された証明書の内容について、発行元に電話確認等を行う場合があります。

■ 注意事項

(注1) 外国の学校を卒業・修了された方

出願前に入学可能な学年の審査を行います。(P.3の注1)をご参照のうえ、手続きをしてください。

(注2) 専修学校専門課程修了(見込)、高等学校等専攻科修了(見込)の方

入学資格証明書類として、巻末の本学所定用紙(③または④)の提出が必要です。
本学所定用紙(裏面)を従前の学校で一読いただき、編入学資格の確認(判断)を受けたのちに提出してください。

(注3) 従前の大学を中退された方・する見込みの方

入学資格証明書類として「⑤在籍期間(見込)証明書」(巻末の本学所定用紙)および「成績証明書」を提出してください。

● 日本福祉大学(通学課程)に在籍していた方

日本福祉大学(通学課程)に在籍していた方は、「⑤在籍期間(見込)証明書」(巻末の本学所定用紙)および⑥成績証明書を各キャンパスの証明書発行案内に従い申請のうえ、提出してください。
※過去に修得した科目の個別認定申請については、(P.27～)をご参照ください。

● 日本福祉大学(通信教育課程)に在籍していた方

日本福祉大学(通信教育課程)に在籍したことがあり、再度出願をする場合は、④本学に在籍していたことを証明する書類(P.14参照)を必ず提出し、「①入学志願書・在学誓書」に旧学籍番号を明記してください。④入学資格証明書および⑥成績証明書は本学にて発行いたしますので、提出は不要です。
※過去に修得した科目の個別認定申請については、(P.27～)をご参照ください。

● 出願時に各証明書を「見込」で提出する方

出願時に証明書を見込みで提出する方は、卒業(修了)・合格等が確定した時点で、各証明書を再度取寄せて提出してください。なお退学見込みで出願される方は、退学が確定し次第「⑤在籍期間(見込)証明書」(巻末の本学所定用紙)および退学日の記載のある「成績証明書」を再度取寄せて提出してください。

2025年4月30日(水)【消印有効】までに各証明書の提出がない場合は、入学許可を取り消します。
また、退学日が2025年4月1日以降である方は二重学籍になるため、入学が認められません。

(3) 正科生（4年次編入学）の出願手続き

① 出願資格 ※ 2025 年 3 月に卒業・修了・中退見込の方を含む

- 4 年制（または 6 年制）大学を卒業した方
- 専修学校の専門課程のうち、修業年限が 3 年以上で、課程の修了に必要な総授業時数が 2,550 時間以上の基準を満たす専修学校を修了し、かつ大学入学資格を有する方
- 修業年限が 3 年以上、修了に必要な総単位数が 93 単位以上で、文部科学大臣の定める基準を満たす高等学校等専攻科を修了した方
- 3 年制短期大学（卒業要件単位数 93 単位以上）を卒業した方
- 4 年制（または 6 年制）大学に 3 年以上在学し、92 単位【卒業要件としての単位数】以上を修得（科目等履修生等で修得した単位を含む）した方

② 出願時の提出書類 ※黒ボールペンで楷書で記入すること

以下の書類を巻末の本学所定の出願封筒に入れて、「速達」「簡易書留」で郵送してください。

●→必須提出 △→該当者のみ

No.	出 願 書 類	備 考	4 年次
本学所定用紙（巻末書類）	① 入学志願書・在学誓書・志望理由書（裏面） ※インターネット出願時は「Web 入学志願書」を印刷してください	志望理由書（裏面）は規定の字数以上を記入すること	●
	② 出願書類受付票はがき（85 円切手貼付）	宛名明記の上、85 円切手を貼付すること	●
	⑥ 志願者アンケート		●
	⑦ 推薦状	推薦者直筆のもの（コピー不可）用紙裏面を確認	△
	⑧ 社会福祉士用 実務経験証明書＜申告書＞	(P. 72) 参照	△
	⑨ 社会福祉士用 実務経験証明書＜個票＞	(P. 73) 参照	△
	⑩ 精神保健福祉士用 実務経験証明書＜申告書＞	(P. 109) 参照	△
	⑪ 精神保健福祉士用 実務経験証明書＜個票＞	(P. 110) 参照	△
	⑫ 精神保健福祉士用 実務経験証明書＜実務経験レポート＞	(P. 111) 参照	△
	⑬ 既修得単位個別認定申請書【正科生用】	(P. 27) 参照	△
	⑭ 既修得単位個別認定申請書【科目等履修生・特修生用】	(P. 28) 参照	△
	⑮ 預金口座振替依頼書	出願者ご本人名義の口座に限る	●
各自取り寄せ書類	A 入学資格証明書類	次ページ③を参照	●
	B 成績証明書		●
	C 提出書類に記載の姓名が、現在の姓名と相違する場合、姓名の変更を証明する書類	「旧姓と新姓が記載された発行 6 か月以内の戸籍抄本（または謄本）原本」もしくは「旧姓と新姓が記載された有効期限内の運転免許証（両面コピー）」	△
	D 学費減免対象者（P. 22 参照）であることを証明する書類	在籍期間証明書、成績証明書、もしくは以下のもののコピー 〔入学許可証、学生証、科目等履修生証、特修生証、同窓会カード、学位記〕 いずれか 1 点	△

③出願に必要な書類 (A・B) について ※6か月以内(2024年6月1日以降)に発行された原本に限る。コピー不可

入学資格となる学歴(見込含)	提出が必要な証明書類	
	A	B
4年制(または6年制)大学を卒業した方 ※大学院は不可	卒業(見込)証明書	成績証明書
専修学校の専門課程を修了した方 (修業年限が3年以上で、課程の修了に必要な総授業時数が2,550時間以上の基準を満たす教育課程)を修了し、かつ大学入学資格を有する方	③専修学校専門課程修了(見込)証明書(巻末の本学所定用紙)(注1)	成績証明書
高等学校等の専攻科を修了した方 (修業年限が3年以上、修了に必要な総単位数が93単位以上で、文部科学大臣の定める基準を満たす教育課程)	④高等学校等専攻科修了(見込)証明書(巻末の本学所定用紙)(注1)	成績証明書
3年制短期大学を卒業した方(卒業要件単位数93単位以上)	卒業(見込)証明書	成績証明書
4年制(または6年制)大学に3年以上在学し、92単位【卒業要件としての単位数】以上を修得(科目等履修生等で修得した単位を含む)した方	⑤在籍期間(見込)証明書(巻末の本学所定用紙)(注2)	成績証明書

※提出された証明書の内容について、発行元に電話確認等を行う場合があります。

■ 注意事項

(注1) 専修学校専門課程修了(見込)、高等学校等専攻科修了(見込)の方

入学資格証明書類として、巻末の本学所定用紙(③または④)の提出が必要です。

本学所定用紙(裏面)を従前の学校で一読いただき、編入学資格の確認(判断)を受けたのちに提出してください。

(注2) 従前の大学を中退された方・する見込みの方

入学資格証明書類として「⑤在籍期間(見込)証明書」(巻末の本学所定用紙)および「成績(見込)証明書」を提出してください。

● 日本福祉大学(通学課程)に在籍していた方

日本福祉大学(通学課程)に在籍していた方は、「⑤在籍期間(見込)証明書」(巻末の本学所定用紙)および⑥成績証明書を各キャンパスの証明書発行案内に従い申請のうえ、提出してください。

※過去に修得した科目の個別認定申請については、(P.27～)をご参照ください。

● 日本福祉大学(通信教育課程)に在籍していた方

日本福祉大学(通信教育課程)に在籍したことがあり、再度出願をする場合は、④本学に在籍していたことを証明する書類(P.16参照)を必ず提出し、「①入学志願書・在学誓書」に旧学籍番号を明記してください。⑦入学資格証明書および⑧成績証明書は本学にて発行いたしますので、提出は不要です。

※過去に修得した科目の個別認定申請については、(P.27～)をご参照ください。

● 出願時に各証明書を「見込」で提出する方

出願時に証明書を見込みで提出する方は、卒業(修了)・合格等が確定した時点で、各証明書を再度取寄せて提出してください。なお退学見込みで出願される方は、退学が確定し次第「⑤在籍期間(見込)証明書」(巻末の本学所定用紙)および退学日の記載のある「成績証明書」を再度取寄せて提出してください。

2025年4月30日(水)【消印有効】までに各証明書の提出がない場合は、入学許可を取り消します。
また、退学日が2025年4月1日以降である方は二重学籍になるため、入学が認められません。

(4) 学費等について

①入学選考料

10,000 円

② 2025 年度学費

- ・ 入学金等の基本学費は、銀行振り込みです。選考結果通知に振込用紙を同封します。
- ・ 入学後は、金融機関の口座から自動引き落としとなります。出願時に巻末の本学所定用紙「**⑮預金口座振替依頼書**」を必ず提出してください。(P. 154～P. 155) 参照
- ・ 初回履修登録分の学費は、2025 年 6 月 26 日（木）に振替予定です。
- ・ 次年度以降は、3 月中旬から下旬に次年度の履修登録を行い、4 月下旬に基本授業料（41,500 円）と履修登録分の学費が登録口座から自動引き落としされます。
- ・ 学費提携クレジット（学費の分割払い）の利用を希望される方は、**[③学費提携クレジット]**（P. 19）を参照してください。

※「科目等履修生・特修生」の学費については **[3. 科目等履修生の出願手続き]**（P.32）**[4. 特修生の出願手続き]**（P.36）を参照してください。

項 目		金 額	納 入 方 法
基本学費	入学金	30,000 円	銀行振り込み ※入学時に一括にて納入してください。振込用紙は選考結果通知に同封します。
	基本授業料	41,500 円／年	
	学生教育研究災害傷害保険料	140 円	
	同窓会入会金	3,000 円	
単位授業料		6,200 円／1 単位	登録口座から自動引き落とし ※履修する科目数により学費全額が決定します。
スクーリング受講料（オンライン含む）		5,000 円／1 科目	
クラス制科目受講料		10,000 円／1 科目	
実習登録費(社会福祉士)[実習前年度分]		65,000 円	
実習登録費(社会福祉士)[実習年度分]		65,000 円	
実習登録費(精神保健福祉士)[実習前年度分]		55,000 円	
実習登録費(精神保健福祉士)[実習年度分]		55,000 円	
実習委託費等（社会福祉士）		44,800 円	
実習委託費等（精神保健福祉士）		42,000 円	

(注 1) 基本授業料や単位授業料、その他の学費については、毎年見直しを行います。2026 年度以降変更する場合があります。

(注 2) いったん納入された入学選考料、学費は、原則として返還しません。

(注 3) スクーリング科目（オンライン含む）、テキスト・スクーリング科目、オンデマンド・スクーリング科目の学費には、スクーリング受講料と単位授業料がかかります。

(注 4) 社会福祉士国家試験受験資格取得希望者は、在学中に「クラス制科目受講料」「実習登録費」「実習委託費等」などの費用がかかります。「実習登録費（社会福祉士）」は、「実習前年度」と「実習年度」の各年度に徴収されます。「実習委託費等」は、実習年度に徴収されます。

(注 5) 精神保健福祉士国家試験受験資格取得希望者は、在学中に「クラス制科目受講料」「実習登録費」「実習委託費等」などの費用がかかります。「実習登録費（精神保健福祉士）」は、「実習前年度」と「実習年度」の各年度に徴収されます。「実習委託費等」は、実習年度に徴収されます。

(注 6) クラス制科目受講料は、「学びの技法Ⅱ（文書作成演習）」「精神・発達障害者の理解と共働」「認知症の人と地域包括ケア」「アディクションと生きる社会を考える」「被災者支援と福祉防災に向けた実践演習」「ソーシャルワーク演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」「ソーシャルワーク実習指導Ⅰ・Ⅱ」（社会福祉士資格科目）「ソーシャルワーク演習Ⅰ・Ⅱ（精神）」「ソーシャルワーク実習指導Ⅰ・Ⅱ（精神）」（精神保健福祉士資格科目）の計 14 科目に適用されます。なお、時期により、一部学費提携クレジットのご利用いただけない場合があります。また、年度途中で登録された科目は、学費提携クレジットのご利用ができません。

(注 7) 外国に在住している方は、テキスト等の郵送料として、毎年 10,000 円（一律）が必要です。

(注 8) 同窓会の入会金は、すでに同窓会正会員である場合は、必要ありません。

③学費提携クレジット

福祉経営学部（通信教育）では、学費の分割支払いを希望する学生向けに、「学費提携クレジット」をご案内しております。希望者はインターネット画面からの申込みで、信販会社の審査を受けることができます。なお、「第4期に出願された科目等履修生・特修生」「海外在住の方」は、利用できませんのであらかじめご了承ください（第3期までに出願をしても、出願書類等の不備があった場合、申込みができない場合があります。ご注意ください）。契約手続きについて不明な点があれば、通信教育部事務室までお問い合わせください。（連絡先は巻末参照）。

● 提携信販会社

株式会社オリエントコーポレーション（略称：オリコ）

● 対象

日本国内に在住の方で、安定した収入のある方。ただし、提携する信販会社の承認が必要です。高校新卒生またはそれに準じる方は保護者等での代理申込みとなります。

● 利用金額

学費（単位授業料・スクーリング受講料）

注：入学金・基本授業料（入学初年度のみ）および委託徴収金（学生教育災害傷害保険料・同窓会入会金等）には利用できません。また、年度途中に追加履修登録をした科目（スクーリング科目を含む）も利用対象外です。
なお、申込最低限度額は、オリコのサイト上では10万円以上と表示されていますが、30,000円以上から可能となります。

● 金利

実質年率 4.4%（固定）

● 返済 2つのプランから選択

「通常払い」修業中から分割支払額をお支払いいただくプラン

「ステップアップ払い」修業中は分割払手数料のみお支払、修業後は通常払いにてお支払いいただくプラン

注：学費サポートプランは月額指定払方式となり、ご利用合計額（残高）における月々の最低お支払額以上の金額（1,000円単位）をご指定いただけます。

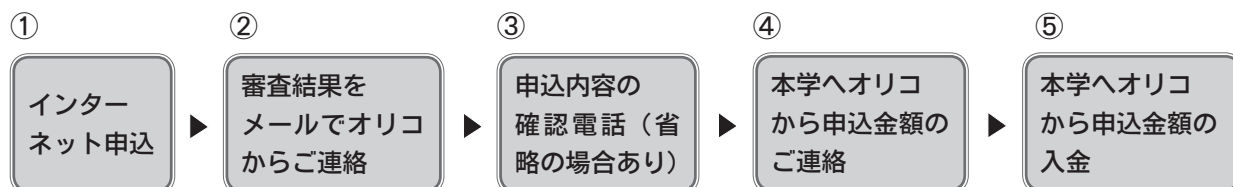
ご利用残高金額の合計	毎月の返済金額
10万円以上～50万円以下	6,000円以上
50万円超～100万円以下	12,000円以上

注：本学「通信教育課程学費等納付規程」に基づき、退学者が既に納付している学費は返還しません。よって、契約成立後に中途退学した場合でも、オリコへの返済は必要となりますので、あらかじめご留意ください。

● 返済例 利用金額 200,000円「通常払い」の場合

ご利用金額	月々の支払額	支払回数(期間)	分割払い手数料	お支払総額
20万円	6,000円（最終回 3,693円）	36回（か月）	13,693円	213,693円
	8,000円（最終回 2,142円）	27回（か月）	10,142円	210,142円
	10,000円（最終回 8,085円）	21回（か月）	8,085円	208,085円
	12,000円（最終回 2,746円）	18回（か月）	6,746円	206,746円
	15,000円（最終回 10,429円）	14回（か月）	5,429円	205,429円
	20,000円（最終回 4,133円）	11回（か月）	4,133円	204,133円

● 申込方法と契約の流れ



① インターネット申込み

履修登録時に、学費提携クレジットの利用をご希望された方に、本学学習システムのお知らせ機能【個人通知】より学費提携クレジット契約手続き専用の URL をお知らせします。お知らせする URL ページより、申込期間内にご自身で申込手続きを行ってください。

※契約手続き専用ウェブページ（オリコ）より申込手続きが必ず必要です。

※申込期間外の申込みは受付しません。

② 審査結果をメールでオリコからご連絡

原則翌営業日にオリコから審査結果をご登録いただいたメールアドレスにご連絡します。

注 1：審査の結果、契約不成立となった場合、学費は一括でお支払いいただくこととなります。

また、履修登録している科目のキャンセルは出来ません。

契約不成立になった方の学費振替日は以下を予定しています。

【学費振替日】 新入生：6月26日（木）

※クレジット信販会社が行う審査については、本学ではお答えできません。あらかじめご了承ください。

※原則として「契約書」を提出する必要はありません。信販会社の審査の結果、保証人が必要となった場合等は、「契約書」の提出が必要となる場合があります。

③ オリコからお申込内容の確認電話がはります。（省略の場合あり）

合格通知番号または学籍番号と申込金額が確認できるものをお手元にご用意ください。

④ 本学へオリコから入金金額の連絡が入ります。

⑤ 本学へオリコから申込金額の入金

本学への入金手続き後に、オリコからご契約者さまへ入金処理の完了メールが送信されます。契約成立の翌月 27 日から返済開始となります。

契約内容については、本学ではお答えできません。契約成立後のお問い合わせは、直接オリコにお願いします。オリコの連絡先は、後日郵送される「ご利用代金明細書」に記載されています。

（参考）【nfu.jp】のメール機能について

本学の学生には、入学時に以下の電子メールアドレスを付与しています（学費提携クレジットの申し込みに利用することもできます）。

xxxxxxxxx @ n-fukushi.ac.jp

↑ 学籍番号

この電子メールアドレスに届いたメールは、以下の方法で確認することができます。

- ① 本学のインターネット学習システム【nfu.jp】の「メール」ボタンをクリックします。② メールシステムへのログイン画面が表示されます。ID・パスワードを入力し、ログインしてください。③ 受信トレイが開きます。
- ④ 読みたいメールをクリックすると、メールの内容を読むことができます。

注）初めてメールシステムにログインすると、文字を入力して認証する画像認証が表示されます。画面の案内に従って認証を行い、利用を開始してください。

④日本学生支援機構奨学金（貸与）

日本学生支援機構の定める基準を満たすスクーリングを受講する正科生を対象とした貸与（借りる）奨学金です。第一種（返還時に無利子）の奨学金と第二種（返還時に利息がつく）奨学金があり、それぞれ基準が異なります。

貸与奨学金制度の概要（学力基準・家計基準等）につきましては、日本学生支援機構のウェブサイト（<https://www.jasso.go.jp/>）をご覧ください。

日本学生支援機構は「独立行政法人日本学生支援機構法」に基づき平成16年4月に設立されました。同機構による奨学金制度は日本育英会の事業を継承しており、人物・学業ともに優れ、かつ経済的理由により修学に困難な学生に対して、学資を貸与する制度です。この奨学金は、日本学生支援機構の定める基準を満たすスクーリングの正科生受講者が対象となります。収入の情報は原則、生計維持者のマイナンバーにより自治体等から取得します。

●奨学金の種類

種類	目的	定員
第一種奨学金（無利子）	特に優れた学生で、経済的な理由により、著しく修学困難な者に貸与	日本学生支援機構からの割当により定員が毎年変更となります。
第二種奨学金（有利子）	経済的な理由により修学困難な者に貸与	

●貸与額、貸与時期（2024年度実績）

種類	対象	貸与額	選考	決定・貸与月
第一種奨学金	スクーリング科目 受講者	88,000 円／年	成績・経済状況	<前期> 決定：8月上旬 貸与：8月中旬または9月中旬 （1回のみ）
第二種奨学金		20,000 ～120,000 円／年の 中から申請者が選択 （10,000 円単位）		<後期> 決定：1月上旬 貸与：1月中旬または2月中旬 （1回のみ）

※貸与を受けられるのは、年1回のみとなります。

■夏季奨学金／2025年6月～2025年9月開講スクーリング受講者対象

■冬季奨学金／2025年10月～2025年12月開講スクーリング受講者対象

夏季奨学金は5月上旬に、冬季奨学金は10月上旬に募集をします。

下記科目は奨学金貸与の対象となりません。

「ソーシャルワーク演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」	「ソーシャルワーク実習指導Ⅰ・Ⅱ」
「ソーシャルワーク演習Ⅰ・Ⅱ（精神）」	「ソーシャルワーク実習指導Ⅰ・Ⅱ（精神）」
「精神・発達障害者の理解と共働」	「認知症の人と地域包括ケア」
「アディクションと生きる社会を考える」	「被災者支援と福祉防災に向けた実践演習」
「地域活動実践演習」	

⑤高等教育の修学支援新制度

日本福祉大学は、2020 年 4 月より施行された国の「高等教育の修学支援新制度」に則り、対象機関としての認定を受けております。日本福祉大学通信教育課程でも本制度を利用することができます。

この制度は、意欲と能力のある若者が経済的理由により進学や修学を断念することのないよう、授業料・入学金の減免と給付奨学金の支援を同時に受けられるものです。

支援要件、選考基準および制度の詳細は、文部科学省および日本学生支援機構のウェブサイト（前頁参照）をご覧ください、要件の該当有無等をご確認ください。

● 減免額、給付額

区分	入学金(減免額上限)	授業料(減免額上限)	給付奨学金(年額)
第Ⅰ区分	30,000 円	130,000 円	51,000 円
第Ⅱ区分	第Ⅰ区分の 3 分の 2 の額		
第Ⅲ区分	第Ⅰ区分の 3 分の 1 の額		

⑥学費等の減免

以下に該当する方は、入学選考料および入学金の減免の対象となります。申請する場合は、入学志願書・在学誓書に学費減免コードを記載のうえ、ご出願ください。

学費等の減免対象者	正科生		科目等履修生・特修生	
	選考料	入学金	選考料	入学金
日本福祉大学の卒業生（通信教育課程正科生、大学院、中部社会事業短期大学、女子短期大学部を含む）	無料	無料	無料	無料
日本福祉大学附属立花高等学校、立花高等学校および日本福祉大学付属高等学校の卒業生				
日本福祉大学中央福祉専門学校および中央総合福祉専門学校、日本福祉大学高浜専門学校の卒業生				
日本福祉大学（通学課程・通信教育課程正科生、大学院、中部社会事業短期大学、女子短期大学部）に 1 年以上在籍していた方、または日本福祉大学通信教育課程科目等履修生・特修生として在籍していた方		半額	無料	減免なし (10,000円)
日本福祉大学同窓会会員・準会員（教職員・本学在学生等*）に推薦された方 ※『出願手続要項』の本学所定用紙 ⑦「推薦状」の提出が必要です。 ※「本学在学生」とは、通信教育課程正科生、通学課程、大学院課程に在学している学生すべてを指します（科目等履修生・特修生や、推薦者と同一年度の入学者は対象としません）。「教職員」とは、退職された方も対象となります。				半額

※ソウェルクラブ（社会福祉法人福利厚生センター）の会員の方（本人のみ）を対象とした減免（選考料：無料、入学金：半額）もあります。詳しくは、ソウェルクラブホームページをご確認ください。

⑦自立支援教育訓練給付金

雇用保険の教育訓練給付の受給資格がない場合でも、受講者が母子家庭の母および父子家庭の父の場合は、対象講座の受講料の 6 割相当額（下限は 1 万 2 千 1 円、上限は最大 20 万円）が、都道府県等より支給される場合があります。詳しくは、事業実施主体である都道府県、市および福祉事務所設置町村にご相談ください。

(5) 履修登録について

入学金等の納入後、今年度に学習する科目を選択する「履修登録」の手続きが必要となります。合格通知に同封される『履修登録ガイド』を参照のうえ、手続きを進めてください。登録を完了した後、順次「入学許可証」「学生証」「教材」が送付されます（初回教材発送は4月上旬）。

①履修登録の方法

「履修登録」は、本学のインターネット学習システム【nfu.jp】にて行います。履修登録の手順、科目の選択については、『履修登録ガイド』とあわせて【nfu.jp】に設置されている「履修登録ガイドダンス」（インターネットによる動画）を参照してください。

②履修登録の上限単位数

単位を修得するためには、授業以外にも相応の自己学修時間（予習・復習など）が必要です。

そのため、単位修得に必要な学修時間を適切に確保し、履修登録した科目の学修効果を高めることを目的に、下表のとおり1年間で履修登録できる単位数を一律48単位として上限を設定しています。

社会福祉士や精神保健福祉士の資格科目を履修するための要件や、卒業までを見越した計画的な履修登録を行ってください。

なお、進級条件（科目・単位数等）はありません。確保できる学修時間と相談しながら、科目を選択してください。

入学・編入学年	年間履修登録上限単位数
1年次入学	一律48単位
2年次編入学	
3年次編入学	
4年次編入学	

※以下の科目については、履修登録上限に含まれません。

- ①卒業単位に算入されない社会福祉士・精神保健福祉士「演習・実習科目」
- ②履修者選考のある科目「精神・発達障害者の理解と共働」「認知症の人と地域包括ケア」「アディクションと生きる社会を考える」「被災者支援と福祉防災に向けた実践演習」
- ③「地域学習会」による単位認定科目
- ④「資格試験の合格等による単位認定」で申請を予定する科目

③履修登録科目の学習期間

履修登録した科目の学習期間は、登録年度末までの1年間です。ただし、追加履修登録期間（毎年9月中旬頃）に履修登録した科目については半年間となります。この学習期間に科目修了試験に合格した科目は当該年度末に単位認定を行います。各科目の資料の閲覧・保存、講義コンテンツの視聴は、登録年度末までの1年間となります。

学習期間内に科目修了試験に合格しなかった科目について単位修得を希望する場合は、翌年度以降に再履修登録が必要です。

科目の学習を進め、単位を修得するために科目修了試験を受けます。この試験に合格しなければ単位修得はできません。テキスト科目、オンデマンド科目およびテキスト・オンデマンド科目の科目修了試験の日程は年度ごとに決まっています。試験日程は、年間4回（春・夏・秋・冬）設けられ、いずれかの試験日程を選ぶことができます。[\[第3章 開講科目 4. 2025年度科目修了試験日程\]](#)（P. 50～P. 51）参照。

試験は週末（土日）にインターネット上で実施されます。インターネットが利用できるパソコンを用意してください。[\[第4章 学習に必要なパソコン環境\]](#)（P. 131～P. 133）参照。

なお、受験の結果、不合格や棄権となった場合でも、1科目につき年度内に1回のみ再受験する機会があります（1回目の受験が冬期試験の場合を除く）。

スクーリング科目については、レポート形式でインターネット上から後日提出します。

④履修登録相談について（希望者のみ）

希望者は、科目の選択や事務手続き、学費等について、インターネットで相談することができます。
相談を受けるには、「仮登録」を済ませている必要があります。

履修登録の相談を希望する場合は、本学のインターネット学習システム【nfu.jp】の【インターネット相談】メニューから相談することができます。

2025 年度履修登録・履修登録相談期間（インターネット相談）

出願期	履修登録期間 ^{*1}	履修登録相談期間 （インターネット相談 ^{*2} ）
第1期	2025年2月28日（金）～5月9日（金） ※オンラインスクーリングは3月14日（金）～	2025年2月28日（金）～5月8日（木）
第2期	2025年3月24日（月）～5月9日（金）	2025年3月24日（月）～5月8日（木）
第3期	2025年4月21日（月）～5月9日（金）	2025年4月21日（月）～5月8日（木）

※1 入学金等の納入確認後、履修登録が可能となります。

※2 インターネット相談の回答について、時間を要する場合がありますので、時間に余裕をもって質問してください。

資格取得を目指す方へ

適切な履修登録（科目選択）を行い、早期に学習に取り組む必要があります。余裕をもって学習計画を立てることが必要ですので、可能な限り早期の出願をおすすめします。

⑤オンライン開講のスクーリング科目の履修登録（先着制）について

オンライン開講のスクーリング科目については、1科目ごとに定員があり、先着順で履修登録を受け付けます。下記の日時から履修登録画面で選択できるようになりますので、履修希望の方は計画的に履修登録をしてください。対面開講のスクーリング科目は、期間に関わらず履修登録できますので、積極的にご検討ください。

オンライン開講スクーリング科目	履修登録開始日時
	2025年3月14日（金）10時～

※第1期で出願し合格した方は、2月28日（金）から履修登録が可能ですが、科目の選択画面にオンライン開講のスクーリング科目は表示されません。履修を希望する場合は、3月14日（金）を待ち、履修登録を行ってください。

※第2期以降に出願した方は、早くとも履修登録が3月24日（月）となりますので、オンライン開講のスクーリングを履修したい方は第1期でご出願ください。

※定員に達した場合でも、キャンセル等で空き枠が生じた場合には、5月中旬より履修登録ができるようになります（個別科目の空き枠状況についてはお知らせしておりませんので予めご了承ください）。

⑥履修登録説明会について

「履修登録説明会」に参加して説明を受け、疑問を解消することができます。説明会はオンライン（Zoom）で開催します。詳しくは合格者に改めてお知らせします。



(6) 既修得単位認定について

「既修得単位認定」とは、正科生として入学する方で、本学以外の大学・短期大学・専門学校等で修得した単位や、従前に日本福祉大学において修得した単位がある場合に、本学の授業科目単位として認定する単位認定です。ただし、専門学校や海外の学校を中退した場合、編入学資格要件を満たさないため、修得した単位は認定されません。入学時に複数の大学・短期大学などに在籍していた場合でも、合算した単位認定は行いません。※日本福祉大学科目等履修生で修得した単位は除く。

また、既修得単位とは別に入学後、「資格試験の合格等による単位認定」制度で単位の認定を受けることができます。(P. 30 参照)

上記には、いずれも認定できる単位数に上限があります。

①既修得単位の認定方法

入学時に「包括認定」します。「包括認定」とは、入学・編入学の要件を満たしていれば、出身学部や学科、科目内容に関係なく、従前の学校の単位を「単位数」として認定する方法です（特定科目の置き換えは行いません）。入学・編入学年によって、認定する単位数の上限があります。申請時には、単位を修得された学校の成績証明書（6 か月以内発行）が必要です。

②認定される単位の種類と上限

単位数認定される単位の種類と上限単位数は、次のとおりです。

単位認定の種類	①既修得による単位認定 (入学時に認定)	②資格試験合格等による単位認定 (入学後に申請により認定)	③科目等履修生・特修生で 修得した単位の単位認定
1 年次入学	30 単位まで うち 6 単位を上限に スクーリング単位とみなします	「①既修得による単位認定」と合わせて 60 単位まで	
2 年次編入学	一律 30 単位 うち 6 単位を上限に スクーリング単位とみなします	「①既修得による単位認定」とは別に ②と③の合計が 30 単位まで	
3 年次編入学	一律 62 単位 うち 16 単位を上限に スクーリング単位とみなします	「①既修得による単位認定」とは別に ②と③の合計が 30 単位まで	
4 年次編入学	一律 92 単位 うち 20 単位を上限に スクーリング単位とみなします	「①既修得による単位認定」とは別に ②と③の合計が 14 単位まで	

※表中の「①既修得による単位認定」は入学時にのみ認定します。入学後には認定できませんのでご注意ください。

※表中の「②資格試験合格等による単位認定」は入学後に認定します。詳細は P. 30 を参照ください。

③既修得単位認定の申請方法

既修得単位の認定を受けるためには、申請が必要です。「①入学志願書・在学誓書」の表面（右）【既修得単位認定の申請願】欄の希望学年に○印を記入したうえで、下表の書類を提出してください。

退学されている場合は、従前校で自身が修得した卒業要件単位数の記入が必要です。

提出書類	注意事項
⑤「成績証明書」 （各自で取り寄せてください） ※科目等履修生の場合は履修生期間が明記されたもの。	通信制の大学等の中退している方が、その大学等で修得したスクーリング科目の単位認定を受けるには、 <u>スクーリング科目の区分が明記された成績証明書</u> が必要です。スクーリング科目の区分のない成績証明書の場合は、スクーリング科目の単位としての認定ではなく、すべてテキスト科目の単位として認定されます。 ※従前校を中退している場合、修得した単位数のうち、卒業要件単位数をご自身でご確認ください。

④既修得単位個別認定の申請方法

過去に日本福祉大学（通学・通信教育課程）で修得した単位の認定について（P. 26 参照）

過去に日本福祉大学に在籍したことがあり、正科生に入学を希望する方は、認定を希望しない方も含めて全員が必ず巻末の「**⑬既修得単位個別認定申請書【正科生用】**」「**⑭既修得単位個別認定申請書【科目等履修生・特修生用】**」を提出する必要があります。

1) 正科生（通学含む）で修得した単位がある場合

「**⑬既修得単位個別認定申請書【正科生用】**」を提出してください。前頁の表にある単位数（①既修得による単位認定）内で、卒業必修科目や資格取得に必要な一部科目の個別認定を受けることができます。

個別認定の例示

● 1 年次入学の例

1 年次入学の場合、入学時に認定される「既修得単位（30 単位まで）」の範囲で、個別認定を行います。

例 本学通信教育部の正科生として 1 年間在学（26 単位修得）した後、退学。在学中に個別認定の対象となる科目を 6 単位修得している場合

入学時に認定される既修得単位（26 単位）【①+②】				
①包括認定 20 単位	②個別認定 6 単位（本学での修得単位）			
	社会学（2）	スタートアップセッション（1）	心理学（2）	福祉経営序論（1）

● 2 年次編入学の例

2 年次編入学の場合、入学時に認定される「既修得単位（一律 30 単位）」の範囲で、個別認定を行います。

例 本学通信教育部の正科生として 1 年間在学（32 単位修得）した後、退学。在学中に個別認定の対象となる科目を 6 単位修得している場合

入学時に認定される既修得単位（30 単位）【①+②】				
①包括認定 24 単位	②個別認定 6 単位（本学での修得単位）			
	社会学（2）	スタートアップセッション（1）	心理学（2）	福祉経営序論（1）

● 3 年次編入学の例

3 年次編入学の場合、入学時に認定される「既修得単位（一律 62 単位）」の範囲で、個別認定を行います。

例 本学通信教育部の正科生として 2 年間在学（64 単位修得）した後、退学。在学中に個別認定の対象となる科目を 12 単位修得している場合

入学時に認定される既修得単位（62 単位）【①+②】			
①包括認定 50 単位	②個別認定 12 単位（本学での修得単位）		
	社会福祉原論（4）	精神保健学（4）	民法（4）

● 4 年次編入学の例

4 年次編入学の場合、入学時に認定される「既修得単位（一律 92 単位）」の範囲で、個別認定を行います。

例 本学通信教育部の正科生として 3 年間在学（95 単位修得）した後、退学。在学中に個別認定の対象となる科目を 6 単位修得している場合

入学時に認定される既修得単位（92 単位）【①+②】		
①包括認定 86 単位	②個別認定 6 単位（本学での修得単位）	
	経済学（4）	社会学（2）

2) 科目等履修生・特修生で修得した単位がある場合

「**⑭既修得単位個別認定申請書【科目等履修生・特修生用】**」を提出してください。前項の表にある単位数（①既修得による単位認定）とは別に、単位認定されます。認定は科目ごとに行われます（個別認定）。認定される単位には上限があります。上限単位数は、次のとおりです。

入学・編入学年	認定される上限単位数
1 年次入学	「①既修得による単位認定」、 「②資格試験合格等による単位認定」と合わせて 60 単位まで
2 年次編入学	「②資格試験合格等による単位認定」と合わせて 30 単位まで
3 年次編入学	「②資格試験合格等による単位認定」と合わせて 30 単位まで
4 年次編入学	「②資格試験合格等による単位認定」と合わせて 14 単位まで

※入学時に上限まで認定を受けた場合、入学後に「資格試験の合格等による単位認定」の申請はできません。
P.30 ～ P.31 を参照し、「資格試験の合格等による単位認定」で申請予定の単位数を記入してください。

個別認定の例示

● 1 年次入学の例

1 年次入学の場合、入学時に認定される上限単位数は「既修得単位（30 単位まで）」に加え、「本学の科目等履修生・特修生で修得した単位（30 単位）」を合わせて「最大 60 単位まで」です。

例 他大学で 20 単位を修得して中退後、本学通信教育部の科目等履修生で個別認定の対象となる科目を 5 単位修得している場合

入学時に認定される 既修得単位	科目等履修生・特修生で修得した単位			
①包括認定 20 単位	+	個別認定（5 単位）		= 25 単位
		心理学（2）	福祉経営序論（1）	社会学（2）

● 2 年次編入学の例

2 年次編入学の場合、入学時に認定される上限単位数は「既修得単位（一律 30 単位）」と「本学の科目等履修生で修得した単位（最大 30 単位）」を合わせた「60 単位」です。

例 他大学で 40 単位を修得後、本学通信教育部の科目等履修生で個別認定の対象となる科目を 5 単位修得している場合

入学時に認定される 既修得単位	科目等履修生で修得した単位			
①包括認定 30 単位	+	個別認定（5 単位）		= 35 単位
		心理学（2）	福祉経営序論（1）	社会学（2）

● 3 年次編入学の例

3 年次編入学の場合、入学時に認定される上限単位数は「既修得単位（一律 62 単位）」と「本学の科目等履修生で修得した単位（最大 30 単位）」を合わせた「92 単位」です。

例 短大・専門学校を卒業後、本学通信教育部の科目等履修生で個別認定の対象となる科目を 30 単位修得している場合

入学時に認定される 既修得単位	科目等履修生で修得した単位			
①包括認定 62 単位	+	個別認定（30 単位まで）		= 92 単位
		民法（4）	心理学（2）	精神障害者と福祉実践 I（2）
		スポーツマネジメント（2）	社会学（2）	精神保健学（4）
		精神障害者支援論（2）	経済学（4）	社会福祉調査論（2）
		ソーシャルワークと専門職（2）	医学概論（2）	リハビリテーション医学（2）

● 4 年次編入学の例

4 年次編入学の場合、入学時に認定される上限単位数は「既修得単位（一律 92 単位）」と「本学の科目等履修生で修得した単位（最大 14 単位）」を合わせた「106 単位」です。

例 他の 4 年制大学を卒業後、本学通信教育部の科目等履修生で個別認定の対象となる科目を 20 単位修得している場合

入学時に認定される既修得単位(92単位)			+	科目等履修生で修得した単位			=	106単位
①包括認定 86 単位	個別認定 6 単位			個別認定 (14 単位)				
	医学概論 (2)	民法 (4)		心理学 (2)	社会学 (2)	医学概論 (2)		
				経済学 (4)	精神障害者支援論 (2)	ソーシャルワークと専門職 (2)		

上記のように「科目等履修生・特修生で修得した単位」が認定上限である 14 単位を超えた場合は、「入学時既修得単位」の範囲で「医学概論」「民法」の科目を個別認定します。

例 他の 4 年制大学を卒業後、本学通信教育部の科目等履修生で個別認定の対象となる科目を 12 単位修得している場合

入学時に認定される 既修得単位	+	科目等履修生で修得した単位				=	104単位
①包括認定 92 単位		個別認定 (12 単位)					
		心理学 (2)	社会学 (2)	既修得単位個別認定 (スクーリング科目) (4)	既修得単位個別認定 (テキスト科目) (4)		

※科目等履修生で修得した科目が、巻末の「⑭既修得単位個別認定申請書【科目等履修生・特修生】」の個別認定表に記載がない場合でも、単位数のみ認定可能です。

たとえば、「高齢者福祉論」(2008 年度以前カリキュラム・スクーリング 4 単位)、「精神医学」(2009 年度～ 2020 年度カリキュラム・テキスト 4 単位)は、単独で合致する個別認定科目が編入する学年のカリキュラムにないため、それぞれ「既修得単位個別認定」としての認定になります。

3) 正科生、科目等履修生両方で修得した単位がある場合

「⑬既修得単位個別認定申請書【正科生用】」と「⑭既修得単位個別認定申請書【科目等履修生・特修生】」の両方を提出してください。

⑤既修得単位個別認定の注意点

※審査結果は、入学後履修登録時の「既修得認定単位」画面にて確認してください。

※「AFP 認定研修指定科目」は個別認定の対象となりません。

(7) 資格試験の合格等による単位認定について（入学後に申請）

次ページの表にある対象資格を取得している場合は、入学後に申請すれば、「資格試験の合格等による単位認定」を受けることができます。

「資格試験の合格等による単位認定」を受けると、既修得単位の認定上限（2年次編入学は30単位、3年次編入学は62単位、4年次編入は92単位）とは別に、卒業や資格取得に必要な単位（科目）として認定されます。

申請時期は、毎年7月頃を予定しています。また申請には1科目あたり3,000円の認定料が必要です（単位制授業料は必要ありません）。詳細については入学後に案内をします。

認定単位数の上限は、[\[2. \(6\) ②認定される単位の種類と上限\] \(P. 26\)](#) の表を参照してください。

※入学後、資格試験の合格等による単位認定を希望される場合は、該当科目の履修登録を行わないようにしてください。履修登録が優先となりますので、単位認定ができなくなります。

以前、本学の正科生として在学したことがあり、なおかつ「資格試験の合格等による単位認定」制度を受けたことがある方は、同一資格にて同一科目の認定をすることができません。また、各編入学年により、認定単位数の上限が決められていますが、学籍番号が複数ある場合、「資格試験の合格等による単位認定」制度にて認定可能な単位数は、累計で60単位を超えることはできません。

なお、卒業後に独立行政法人大学卒業支援単位授与機構にて、「単位積み上げによる学士の学位授与申請」を行う場合、資格試験の合格等によって単位認定された単位は認められませんので、ご注意ください。

● 資格試験の合格等による個別科目の単位認定

次ページの表の対象資格を取得されている場合は、個別科目の単位認定が可能です。認定された単位は、テキスト科目の単位として扱われます。

● キャリア形成科目としての単位認定

次ページの表の対象資格を取得されている場合は、「キャリア形成科目」として単位認定が可能です。「キャリア形成科目」とは資格試験の合格等による単位認定を行うための認定科目で、テキスト科目として扱われます。「キャリア形成科目」は初級、中級、上級とあり、各3科目まで認定可能です。

取得資格による単位認定の例

介護職員基礎研修資格取得者

キャリア形成(初級)Ⅰ (2) + キャリア形成(中級)Ⅰ (2) **合計 4 単位の認定が可能**

※介護職員基礎研修の資格を認定した場合は、介護職員初任者研修資格の認定は行いません。

看護師資格取得者

医学概論 (2) + キャリア形成(初級)Ⅰ (2) + キャリア形成(中級)Ⅰ (2) + キャリア形成(上級)Ⅰ (4) **合計 10 単位の認定が可能**

介護職員初任者研修資格と介護支援専門員（ケアマネジャー）資格取得者

介護職員初任者研修 + キャリア形成(初級)Ⅰ (2) + 介護支援専門員（ケアマネジャー） + キャリア形成(初級)Ⅱ (2) + キャリア形成(中級)Ⅰ (2) + キャリア形成(上級)Ⅰ (4) **合計 10 単位の認定が可能**

※その他の資格の組み合わせで申請することも可能です。

() 内は単位数

申請の際の注意事項

- 各実施団体が発行する「合格証（書）」「登録証（書）」等のコピーが必要となります。
- 資格取得後、「登録」や「更新」が必要な資格については、「合格証明書」ではなく、有効期限内の「登録証（書）」「免許証（書）」等が必要となります。

例：介護支援専門員（ケアマネジャー）の場合

「介護支援専門員証」が必要となります。「実務研修修了証明書」「登録証」「登録証明書」等では認定できません。

- 証書等に記載された氏名と現在の氏名が異なる場合は、姓名変更を証明する書類（戸籍抄本など姓名変更が確認できる正式な書類であればコピーでも可）が必要となります。

	資格試験の合格等による個別科目の単位認定																							キャリア形成科目としての単位認定													
認定可能科目 対象資格	実践英会話	簿記	医学概論	社会学	社会福祉原論	社会福祉調査論	ソーシャルワークの基礎と専門職Ⅰ	ソーシャルワークの基礎と専門職Ⅱ	ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ	ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ	地域福祉と包括的支援体制	福祉サービスの組織と経営	社会保険	高齢者福祉	障害者福祉	児童・家庭福祉	公的扶助	保健医療と福祉	権利擁護と成年後見	刑事司法と福祉	精神医学と精神医療	精神保健福祉の原理	精神保健福祉の原理	ソーシャルワークの理論と方法精神	精神障害リハビリテーション論	精神保健福祉制度論	キャリア形成(初級)Ⅰ	キャリア形成(初級)Ⅱ	キャリア形成(初級)Ⅲ	キャリア形成(中級)Ⅰ	キャリア形成(中級)Ⅱ	キャリア形成(中級)Ⅲ	キャリア形成(上級)Ⅰ	キャリア形成(上級)Ⅱ	キャリア形成(上級)Ⅲ		
(単位数)	2	2	2	2	4	2	2	2	4	4	4	2	4	2	2	2	2	2	2	2	4	4	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	4	4	4	4	
実用英語技能検定 2 級以上																																					
TOEIC470 点以上																																					
TOEFL (ペーパー版) 450 点以上	●																																				
TOEFL (CP 版) 133 点以上																																					
TOEFL (インターネット版) 45 点以上																																					
国連英検 C 級以上																																					
日商簿記検定 2 級以上、全経簿記検定 1 級		●																																			
全商簿記検定 1 級																																					
社会福祉士 (2008 年度までに取得)					●												●																				
社会福祉士 (2009 年度～ 2023 年度に取得)					●	●					●	●	●	●	●	●																					
社会福祉士 (2024 年度以降に取得)			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●																
精神保健福祉士 (2008 年度までに取得)																							●														
精神保健福祉士 (2009 年度～ 2011 年度に取得)					●					●		●								●	●	●															
精神保健福祉士 (2012 年度～ 2020 年度に取得)					●					●	●								●	●	●	●	●	●	●	●	●										
精神保健福祉士 (2021 年度～ 2023 年度に取得)			●	●	●					●	●								●	●	●	●	●	●	●	●	●	●									
精神保健福祉士 (2024 年度以降に取得)			●	●	●					●	●								●	●	●	●	●	●	●	●	●	●									
看護師 (国家試験) ※准看護師は対象外		●																										●			●						●
理学療法士			●																									●			●						●
作業療法士			●																									●			●						●
言語聴覚士			●																									●			●						●
視能訓練士			●																									●			●						●
管理栄養士			●																									●			●						●
歯科衛生士			●																									●			●						●
義肢装具士			●																									●			●						●
救急救命士			●																									●			●						●
臨床工学技士			●																									●			●						●
医師			●																									●			●						●
薬剤師			●																									●			●						●
歯科医師			●																									●			●						●
はり師			●																									●			●						●
きゅう師			●																									●			●						●
柔道整復師			●																									●			●						●
あん摩マッサージ指圧師			●																									●			●						●
臨床検査技師			●																									●			●						●
診療放射線技師			●																									●			●						●
保育士 (保母) ※地域限定保育士は対象外															●												●			●							
基本情報技術者試験 (第二種情報処理技術者試験)、ITパスポート試験 (初級システムアドミニストラータ試験) 以上																											●										
販売士 3 級																											●										
カラーコーディネーター 3 級 / スタンダードクラス																											●										
色彩検定 3 級																											●										
色彩士 3 級																											●										
ビジネス実務法務検定 3 級																											●										
福祉住環境コーディネーター 3 級																											●										
介護職員初任者研修 (ホームヘルパー 2 級)																											●										
ファイナンシャル・プランニング技能士 3 級																											●										
福祉用具専門相談員																											●										
初級バラスポーツ指導員																											●										
産業カウンセラー																											●										
販売士 2 級																											●										
カラーコーディネーター 2 級																											●										
色彩検定 2 級																											●										
色彩士 2 級																											●										
ビジネス実務法務検定 2 級																											●										
福祉住環境コーディネーター 2 級																											●										
介護職員基礎研修、介護福祉士実務者研修 (ホームヘルパー 1 級)																											●										
ファイナンシャル・プランニング技能士 2 級または AFP																																					

※同一枠内にある対象資格を複数所有していても、認定されるのは 1 資格分のみとなります。

3. 科目等履修生の出願手続き

(1) 出願資格

入学年（2025 年）の 4 月 1 日現在、満 15 歳以上であること（学歴は問いません。ただし、高等学校、専修学校（高等課程）に在学中の方は出願できません）。

(2) 募集内容

①入学選考

出願時の提出書類により書類選考を行います。来校の必要はありません。

※可否に関するお問い合わせには、一切応じません（可否の通知が届かない場合は除く）。

②在学期間

在学期間は第 1 期から第 4 期のいずれの出願期間に出願した場合でも入学年度末（3 月）までです。

③開講科目

開講科目は [第 3 章 2. 2025 年度開講科目一覧] (P.46) で確認してください。

1 年間で履修登録できる最大単位数は 48 単位です。

(3) 学費等について

①入学選考料 10,000 円

② 2025 年度学費

- ・ 入学金は、銀行振り込みです（選考結果通知に振込用紙を同封します）。
- ・ 入学後は、金融機関の口座から自動引き落としとなります。出願時に巻末の本学所定用紙「⑮預金口座振替依頼書」を必ず提出してください。(P. 154) 参照

項 目	金 額	納 入 方 法
入学金	10,000 円	銀行振り込み ※入学時に納入してください。 振込用紙は選考結果通知に同封します。
科目等履修生登録料／継続料	25,000 円	
単位授業料	6,200 円／1 単位	登録口座から自動引き落とし ※履修する科目数により決定します。
スクーリング受講料（オンライン含む）	5,000 円／1 科目	
クラス制科目受講料	10,000 円／1 科目	

（注 1）単位授業料、その他の学費については、毎年見直しを行います。2026 年度以降変更する場合があります。

（注 2）いったん納入された入学選考料、学費は、原則として返還しません。

（注 3）科目等履修生登録料は 1 年目のみ、科目等履修生継続料は 2 年目以降からかかります。

（注 4）スクーリング科目（オンライン含む）の学費には、スクーリング受講料と単位授業料がかかります。

（注 5）科目等履修生が履修可能なクラス制科目は「精神・発達障害者の理解と共働」「認知症の人と地域包括ケア」「アディクションと生きる社会を考える」「被災者支援と福祉防災に向けた実践演習」の 4 科目です。

（注 6）外国に在住している方は、テキスト等の郵送料として、年に 10,000 円（一律）が必要です。

③学費等の減免

[2. (4) ⑥学費等の減免] (P. 22) を参照してください。

④学費提携クレジット

[2. (4) ③学費提携クレジット] (P. 19) を参照してください。

第4期出願の方は利用できません。

(4) 修得単位の取り扱いについて

科目等履修生で修得した単位は、のちに正科生として入学・編入学する場合、一定上限の範囲内で卒業に必要な単位として認定します。詳細は、[2. (6) ④既修得単位個別認定の申請方法（科目等履修生・特修生で修得した単位がある場合）] (P. 28) を参照してください。

(5) 提出書類

科目等履修生で出願する際に提出が必要な書類は、以下のとおりです。出願に必要な書類は、巻末に綴じてあります。

本学所定用紙の書き方については [第6章 2. 出願書類の書き方] (P. 150) を参照してください。

●→全員提出 △→該当者のみ提出

書類番号	書 類	
本学所定用紙 (巻末書類)	① 入学志願書・在学誓書 ※インターネット出願の方は「Web 入学志願書」を印刷	●
	② 出願書類受付票はがき (85 円切手貼付)	●
	⑥ 志願者アンケート	●
	⑦ 推薦状 日本福祉大学同窓会会員・準会員（教職員・本学在学学生等）の推薦がある場合は、 <u>本学所定用紙を推薦者に記入していただき提出してください。</u> （科目履修生や特修生の方は推薦者になることはできません）	△
	⑮ 預金口座振替依頼書（出願者ご本人名義の口座に限る）	●
各自取り寄せ書類	A 入学資格証明書類（有効期限内の免許証、マイナンバーカードのコピー等） ※年齢を証明するための書類です。	●
	C 提出書類に記載の姓名が、現在の姓名と相違する場合、 「旧姓と新姓が記載された発行 6 か月以内の戸籍抄本（または謄本）原本」 もしくは「旧姓と新姓が記載された有効期限内の運転免許証（両面コピー）」のいずれか 1 点	△
	D 本学に在籍したことがある場合、 修了証明書、成績証明書、もしくは以下のもののコピー [入学許可証、学生証、科目等履修生証、特修生証、同窓会カード、学位記] いずれか 1 点 ※学費減免対象者 (P.22 参照) であることを証明する書類です。 本学に在籍したことがある場合は必ず提出してください。	△

不着等の事故を防止するため、必ず「速達」「簡易書留」で郵送してください。簡易書留の控えは、出願書類受付票はがきを受け取るまで保管してください。

● 注意事項

- 出願書類は、すべての書類が不備なく提出され、確認された時点で、正式な受付となります（不備がある場合、次期受付となる場合がありますので、くれぐれもご注意ください。）
- 出願書類や証明書類について、本学から書面、メール、電話等で確認させていただく場合があります。

(6) 一般教育訓練給付制度指定講座（ハローワークの教育訓練給付金）

一般教育訓練給付制度指定講座は、受給資格を有し、科目等履修生（教育訓練給付制度指定講座受講希望）として出願した方が対象の講座となります。修了要件を満たした場合、入学金および授業料に関わる費用の20％に該当する額（上限10万円）をハローワークから受給することができます。

受講講座を修了した方には大学から「教育訓練修了証明書」「教育訓練給付金支給申請書」「学費領収書」を送付します。受領後、1か月以内（2026年4月末日まで）に住所を管轄しているハローワークで給付金の受給手続きを行ってください。手続き完了後、給付が開始されます。

（参考）ハローワークインターネットサービス

URL https://www.hellowork.mhlw.go.jp/insurance/insurance_education.html

※本学は「専門実践教育訓練給付金」は対象外です。

①対象学生 ※第1期～第3期出願の科目等履修生のみ受付（正科生は対象となりません）

- ・福祉経営学部（通信教育）の科目等履修生（教育訓練給付制度指定講座受講希望）として出願し、次ページの指定講座の受講資格と、②講座期間に③講座修了要件を満たした方（第4期に入学手続きをされた方は除く）。
- ・受講開始日において、雇用保険の一般被保険者である方（在職者）のうち、支給要件期間が3年以上（初回に限り1年以上）ある方。
- ・受講開始日において、一般被保険者でない方（離職者）のうち、一般被保険者資格を喪失した日（離職日の翌日）以降、受講開始日までの期間が1年以内であり、かつ、支給要件期間が3年以上ある方。

（注1）教育訓練給付制度を受ける場合は、必ずご自身で受講資格の有無を確認してください。受講資格の有無は、大学では判定できません。受講者本人の住所を管轄するハローワークへ照会のうえ、手続きを行ってください。

ハローワークの所在地 <https://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>

（注2）ハローワークへの照会は、ハローワークで配布する「教育訓練給付金支給要件照会票」用紙に必要事項を記入し、本人来所、代理人、郵送のいずれかの方法により申請してください。その際、本人・住所の確認できる書類（郵送の場合は住民票の写し、印鑑証明書のいずれか、来所の場合はこれに加えて運転免許証、国民健康被保険者証、雇用保険受給資格証のいずれか一つ。ただしコピー不可）の添付が必要になります。照会結果は、ハローワークから「教育訓練給付金支給要件回答書」により通知があります。電話による照会はできません。過去に教育訓練給付金を受給したことがある場合、過去の受講開始日以降の支給要件期間が3年以上にならないと、新たな受給資格が得られませんのでご注意ください。

（注3）虚偽の届け出、その他不正な行為により教育訓練を受け、または受けようとした場合は不正受給となり、厳しい処分を受けることとなります。適正な手続きを行ってください。

（注4）支給要件期間とは、受講開始日までの間に同一の事業主の適用事業に引き続いて被保険者（一般被保険者または短期雇用特例被保険者）として雇用された期間をいいます。また、その被保険者資格を取得する前に、他の事業所等に雇用されるなどで被保険者であったことがあり、被保険者資格の空白期間が1年以内の場合は、その被保険者であった期間も通算されます。

②講座期間

2025年4月1日から2026年3月31日までの1年間

③指定講座および講座修了要件

	指定講座名	講座趣旨	開講科目	講座修了要件
講座1	厚生労働大臣指定番号 2320203-2110012-3 社会福祉専門職への キャリアアップ講座	医療福祉に関わる制度や政策と幅広い専門知識を総合的に学び、活動領域の幅を広げることを目的とします。	社会福祉原論 (4)、ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅰ (2)、ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅱ (2)、社会保障 (4)	講座期間中に指定講座の開講科目をすべて履修し、科目修了試験に合格して単位を修得すること。
講座2	厚生労働大臣指定番号 2320203-0810012-3 AFP 養成講座 ※この講座の受講を希望される方は、履修登録時に認定研修登録を行ってください。	金融商品、株式、保険、不動産、税金、年金、ローンなどの幅広い知識を学び、トータルな資産のプランニングから、顧客のニーズに対する適切なアドバイス・提案書の作成技術を身に付けることを目的とします。	ファイナンシャルプランニング総論 (1)、金融資産運用設計 (2)、不動産運用設計 (2)、ライフプランニングと資金計画 (2)、リスク管理と保険 (2)、タックスプランニング (2)、相続・事業承継設計 (2)、ファイナンシャルプラン作成 (1)	講座期間中に指定講座の開講科目をすべて履修し、科目修了試験に合格して単位を修得すること。

() 内は単位数

- (注1) 本学部の正科生に入学（編入学を含む）する場合には、「教育訓練給付制度指定講座」で修得した単位も、卒業に必要な単位として認定されます（上限あり）。
- (注2) 科目等履修生として上記の開講科目以外も履修できますが、教育訓練給付金の対象にはなりません。
- (注3) 教育訓練給付制度指定講座の受講のために入学した場合、継続手続きを行うことはできません。

④教育訓練給付制度指定講座の学費援助

日本福祉大学（大学院、中部社会事業短期大学、女子短期大学）の卒業生で、教育訓練給付制度指定講座を受講し修了された方は、日本福祉大学同窓会より受講に要した入学金および授業料にかかわる費用の10%の援助があります。

(7) 履修登録について

履修登録については、[\[2. \(5\) 履修登録について\]](#) (P. 23) を参照してください。

なお、「スタートアップセッション」「フォローアップセッションⅠ・Ⅱ」「学びの技法Ⅱ（文書作成演習）」「障害者スポーツ研究」「研究論文指導」「ソーシャルワーク演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」「ソーシャルワーク実習指導Ⅰ・Ⅱ」「ソーシャルワーク実習」「ソーシャルワーク演習Ⅰ・Ⅱ（精神）」「ソーシャルワーク実習指導Ⅰ・Ⅱ（精神）」「ソーシャルワーク実習（精神）」は履修することができません。

4. 特修生の出願手続き

(1) 出願資格

入学年（2025 年）の 4 月 1 日現在、満 15 歳以上で、大学入学資格を持っていないこと（ただし、高等学校、専修学校（高等課程）に在学中の方は出願できません）。

(2) 募集内容

①入学選考

出願時の提出書類により書類選考を行います。来校の必要はありません。

※可否に関するお問い合わせには、一切応じません（可否の通知が届かない場合は除く）。

②在学期間

在学期間は第 1 期から第 4 期のいずれの出願期間に出願した場合でも入学年度末（3 月）までです。

翌年度も引き続き学習を希望する場合は、1 年ごとに所定の手続きが必要（別途、継続料・学費が必要）です。ただし、最長 4 年間（継続 3 回）までです。

(3) 学費等について

①入学選考料 10,000 円

② 2025 年度学費

- ・入学金は、銀行振り込みです（選考結果通知に振込用紙を同封します）。
- ・入学後は、金融機関の口座から自動引き落としとなります。巻末の本学所定用紙「⑮預金口座振替依頼書」を必ず提出してください。（P. 154）参照

項 目	金 額	納 入 方 法
入学金	10,000 円	銀行振り込み ※入学時に納入ください。 振込用紙は選考結果通知に同封します。
特修生登録料／継続料	25,000 円	
単位授業料	6,200 円／1 単位	登録口座から自動引き落とし ※履修する科目数により決定します。
スクーリング受講料（オンライン含む）	5,000 円／1 科目	

（注 1）単位授業料、その他の学費については、毎年見直しを行います。2026 年度以降変更する場合があります。

（注 2）いったん納入された入学選考料、学費は、原則として返還しません。

（注 3）特修生登録料は 1 年目のみ、特修生継続料は 2 年目以降からかかります。

（注 4）スクーリング科目（オンライン含む）の学費には、スクーリング受講料と単位授業料がかかります。

（注 5）外国に在住している方は、テキスト等の郵送料として、年に 10,000 円（一律）が必要です。

③学費等の減免

[2. (4) ⑥学費等の減免] (P. 22) を参照してください。

④学費提携クレジット

[2. (4) ③学費提携クレジット] (P. 19) を参照してください。

第 4 期出願の方は利用できません。

(4) 修得単位の取り扱いについて

特修生で修得した単位は、のちに本学部正科生として入学する場合、一定上限の範囲内で卒業に必要な単位として認定します。詳細は、[\[2. \(6\) ④既修得単位個別認定の申請方法（科目等履修生・特修生で修得した単位がある場合）\]](#)（P. 28）を参照してください。

(5) 本学部正科生として入学するための条件

以下の3分野からそれぞれ最低1科目以上、3分野の中で合計16単位以上を修得することが必要です。特修生として受講した科目の単位は正科生の卒業単位として換算されます。この制度は、本学通信教育課程でのみ有効なものであり、他大学に入学する場合は適用されません。

分野	科目名（単位）	分野	科目名（単位）
社 会	経営学（4）、経済学（4）、簿記（2）、民法（4）	人 文	日本史（4）、実践英会話（2）、心理学（2）
	社会福祉原論（4）、社会学（2）、国際開発（4）	自 然	生物学（2）、医学概論（2）

（ ）内は単位数

(6) 提出書類

特修生で出願する際に提出が必要な書類は、以下のとおりです。出願に必要な書類は、巻末に綴じてあります。

本学所定用紙の書き方については [\[第6章 2. 出願書類の書き方\]](#)（P. 150）を参照してください。

●→全員提出 △→該当者のみ提出

	書類番号	書 類	
本学所定用紙 (巻末書類)	①	入学志願書・在学誓書 ※インターネット出願の方は「Web 入学志願書」を印刷	●
	②	出願書類受付票はがき（85 円切手貼付）	●
	⑥	志願者アンケート	●
	⑦	推薦状 日本福祉大学同窓会会員・準会員（教職員・本学在学学生等）の推薦がある場合は、 <u>本学所定用紙を推薦者に記入していただき提出してください。</u> （科目履修生や特修生の方は推薦者になることはできません）	△
	⑮	預金口座振替依頼書（出願者ご本人名義の口座に限る）	●
各自取り寄せ書類	A	入学資格証明書類（有効期限内の免許証、マイナンバーカードのコピー等） ※年齢を証明するための書類です。	●
	C	提出書類に記載の姓名が、現在の姓名と相違する場合、 「旧姓と新姓が記載された発行6か月以内の戸籍抄本（または謄本）原本」 もしくは「旧姓と新姓が記載された有効期限内の運転免許証（両面コピー）」のいずれか1点	△
	D	本学に在籍したことがある場合、 修了証明書、成績証明書、もしくは以下のもののコピー [入学許可証、特修生証] いずれか1点 ※学費減免対象者（P.22 参照）であることを証明する書類です。 本学に在籍したことがある場合は必ず提出してください。	△

不着等の事故を防止するため、必ず「速達」「簡易書留」で郵送してください。簡易書留の控えは、出願書類受付票はがきを受け取るまで保管してください。

(7) 履修登録について

履修登録については、[2. (5) 履修登録について] (P.23) を参照してください。

なお、「学びの技法Ⅱ（文書作成演習）」「障害者スポーツ研究」「研究論文指導」「精神・発達障害者の理解と共働」「認知症の人と地域包括ケア」「アディクションと生きる社会を考える」「被災者支援と福祉防災に向けた実践演習」「ソーシャルワーク演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」「ソーシャルワーク実習指導Ⅰ・Ⅱ」「ソーシャルワーク実習」「ソーシャルワーク演習Ⅰ・Ⅱ（精神）」「ソーシャルワーク実習指導Ⅰ・Ⅱ（精神）」「ソーシャルワーク実習（精神）」は履修することができません。

5. 障がいのある方の出願について

(1) 「障がい状況票」の提出(原則出願の1か月前までにご提出ください)

障がい・疾病等により、学習上の配慮を希望される方、配慮は不要でも大学で情報を把握しておいて欲しい方は、事前に「障がい状況票」をご提出ください。その上で、あらかじめ支援の内容をご相談のうえ、ご出願いただきますようお願いいたします。なお「障がい状況票」は、入学選考には一切関係ありません。

下記の手順で「障がい状況票」と障がい状況が確認できる下記の資料をご提出ください。

「身体障害者手帳」の写し

「精神障害者手帳」の写し

「療育手帳（愛護手帳）」等の写し

「医師の診断書」等

①対象

- ・障がい・疾病等により、学習上の配慮を希望される方

※過去に在籍しており「障がい状況票」をご提出いただいた方も、改めて出願する場合は再度ご提出ください。

※社会福祉士、精神保健福祉士の実習において個別の配慮を希望される場合もご提出ください。

②データの入手方法

- ・「障がい状況票」と「障がい学生のための学習の手引き」は、日本福祉大学通信教育部ホームページ (<https://www.nfu.ne.jp>) の「よくある質問 (FAQ)」→「障がいのある方の出願について」からダウンロードしてください。

※右記 QR コードからもダウンロードできます。



なお、ダウンロードできない場合は、通信教育部事務室までご連絡ください。

③提出方法

- ・通信教育部事務室まで電子メールに添付、または郵送にてご提出ください。

※電子メールに添付する場合は、パスワードを設定する等、個人情報の保護にご協力ください。

④提出先

日本福祉大学 通信教育部事務室 宛

- ・電子メール：tsqa@ml.n-fukushi.ac.jp
- ・住所：〒470-3295 愛知県知多郡美浜町奥田

⑤提出期限

- ・出願前に本学で提供できる支援の内容について、大学から確認の連絡をさせていただくため、**原則出願の1か月前までにご提出ください。**本学で提供可能な支援をご確認いただき、出願をご検討ください。



注意

在宅におけるテキスト学習、添削課題、科目修了試験受験、およびスクーリング受講時に介助者や学習支援者が必要な場合、学生の居住地が全国にわたることから、障がい学生ご自身に学習支援者のコーディネートをお願いせざるを得ない状況もあります。具体的には、お住まいの自治体が提供する支援制度の確認をお願いしたり、ご家族やご友人など、ご自身が確保されている支援者等の理解・協力を得ていただきながら、スクーリング等への参加をお願いすることがあります。

※「障がい状況票」があらかじめ提出されていて、事前に相談があれば、スクーリング受講時にご自身で手配された手話通訳等の学習支援者への謝礼の一部を、大学が補助する制度があります。申請方法については、毎年1月上旬に案内します。

(2) 学習にあたっての大学の支援

本学部では、障がいのある方の入学後の学習について、以下の支援を行っています。

※詳細は、「障がい学生のための学習の手引き」(P.39)をご確認ください。

① スクーリング科目

- ・優先席の確保
 - ・受講に必要な機器・備品（パソコン・タブレット等）・電源の使用
 - ・自家用自動車による通学の許可と駐車場の確保
 - ・学習支援者による学習支援の許可
 - ・学習支援者への配付資料の提供
 - ・講義関連資料の事前提供
 - ・グループワークテーマの事前提供
 - ・映像教材を使用する場合の情報提供
- ※対面とオンラインで支援内容が一部異なります。
- ・字幕表示

② テキスト科目、テキスト・オンデマンド併修科目

- ・テキスト教材（一部の市販テキストを除く）の電子媒体での文字部分の提供
- ※対象は、視覚障がいや印刷物を読むことが困難な方、肢体障がいや印刷物をめくることが困難な方に限ります。
- ※別途、申請・誓約書の提出が必要となります。詳細はご入学後、通信教育部事務室までお問い合わせください。
- ※テキスト科目、テキスト・オンデマンド併修科目のインターネット上で実施する科目修了試験における時間延長は行っていません。

③ オンデマンド科目

- ・音声情報の字幕化
- ※オンデマンド科目のインターネット上で実施する科目修了試験における時間延長は行っていません。

本学は障がいや疾病がある方の受入れに向けて、学内設備の改善やスクーリング会場の選定、オンデマンド科目の字幕化等を行っていますが、個々の障がいの状況によっては、充分に対応できないこともあります。ご理解・ご協力いただきますようお願いします。

★学生のみなさんにも調整をお願いしていること

- ・スクーリング受講時における手話通訳、ノートテイク等の学習支援者や生活介助のサポートのコーディネート
- ・テキスト教材、スクーリング配付資料、および学習ガイド等の点字化、文字拡大

(3) 社会福祉士、精神保健福祉士の実習を希望される方へ

実習は、学外の実習先となる施設において規程に定められている日数・時間数を行う必要があります、心身への負担も少なくありません。疾病・障がい（内部障がい）等のある方は「障がい状況票」を提出してください。

また、「障がい状況票」をご提出いただいた方、および突発的な傷病や持病の悪化等により、実習にあたって一時的に配慮が必要な方は、状況に合わせて、実習施設と大学で調整を行う必要がありますので、入学後に「実習個別配慮願」を別途ご提出いただきます。

ただし、障がいや疾病の程度、実習を希望する地域の状況等によって、希望する地域・施設での実習を行えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※母体保護の観点から、妊娠中および出産後 8 週間以内に実習を行うことはできません。

第 3 章

開 講 科 目

この章では、開講科目、カリキュラム、学費、取得できる資格、科目等履修認証コース等について説明します。

【目 次】

1. カリキュラム
2. 2025 年度開講科目一覧
3. 2025 年度スクーリング科目開講日程
4. 2025 年度科目修了試験日程
5. 2025 年度学年暦（学習スケジュール）
6. 取得できる資格
 - (1) 社会福祉士国家試験受験資格
 - (2) 精神保健福祉士国家試験受験資格
 - (3) 認定心理士（在学中に取得可能）
 - (4) AFP 資格審査試験受検資格（在学中に取得可能）
 - (5) 各種任用資格
 - (6) 初級パラスポーツ指導員（在学中に取得可能）
 - (7) 通信版ふくし・マイスター（本学独自の養成プログラム）
 - (8) 多職種連携教育プログラム（本学独自の顕彰制度）
7. 科目等履修認証コース
 - (1) 開講コース
8. 資格取得について
 - (1) 社会福祉士を目指す場合
 - (2) 精神保健福祉士を目指す場合

重要事項 社会福祉士・精神保健福祉士国家試験受験資格 Q & A

1. カリキュラム

「ビジネス」「コミュニティ」「ライフ」をマネジメント3分野としたカリキュラム体系により、専門的な能力を養成します。

【基礎科目】と
【専門科目】から
分野を超えて自由に
選択できます。

基礎科目

経営・会計・法律など、
一般教養科目を学ぶことができます。
それぞれの目的に合わせて自由に科目を
選択できます。

専門科目

Market

ビジネスマネジメント 科目群

医療・福祉・環境分野におけるビジネス動向と企業・組織の原理と構造を把握し、社会に貢献する企業組織の知識と技術を学びます。



テキスト科目

テキスト教材を使った在宅学習授業。
インターネットにつながったパソコンを活用して添削課題、
科目修了試験を自宅で行います。



オンデマンド科目(e-learning)

インターネットにつながったパソコンを使って、
画像や動画、音声などで構成された授業を受講し、確認テストや質疑応答を通じて学習します。小テストや科目修了試験も自宅で行います。

スクーリング単位として認定されます。

基礎科目

民法(4)
日本史(4)
生物学(2)
死生学(2)
経済学(4)
労働法(4)
福祉文化論(2)
社会福祉調査論(2)
新1・2・全 学びの技法I(文書の読解と作成)(2)
学びの技法II(文書作成演習)(1)※3

必修 福祉経営序論(1)
必修 スタートアップセッション(1)
福祉社会入門(2)
実践英会話(2)
英語プレゼンテーション(2)
インターネット演習I(2)
インターネット演習II(2)
哲学(2)
法と人権(2)
居住福祉論(2)
子どもソーシャルワーク入門(2)

ビジネスマネジメント科目群

経営学(4)
簿記(2)
マーケティング(4)
財務会計(4)
管理会計(2)
経営組織と戦略(4)
ベンチャー経営(4)
人的資源管理(4)
医療経済学(2)
医療福祉経営論(4)
非営利マーケティング論(4)
シルバーファイナンス(2)
必修A ファイナンシャルプランニング総論(1)
A 金融資産運用設計(2)
A 不動産運用設計(2)
A ライフプランニングと資金計画(2)
A リスク管理と保険(2)
A タックスプランニング(2)
A 相続・事業承継設計(2)
社会福祉法人会計(4)※1

必修 医療福祉ビジネス(2)
福祉情報技術(2)
必修A ファイナンシャルプラン作成(1)
必修社 福祉サービスの組織と経営(2)
キャリア開発(2)

専門科目

「コミュニティマネジメント」科目群

NPO論(4)
国際開発(4)
災害復興のための制度と法(2)
環境論(2)
精神医学からみたアディクション(2)
健康格差社会(2)
医療政策論(4)
必修 医療・福祉サービス論(2)

国際福祉開発(2)
福祉社会開発の支援ワーク(1)
ふくしと減災コミュニティ(2)
地域福祉と包括的支援体制(4)
日本の中の多文化(2)
スポーツマネジメント(2)
社会保障(4)
必修社 精 ソーシャルワークの理論と方法I(4)
必修社 精 ソーシャルワークの理論と方法II(4)
精 ソーシャルワークの理論と方法(精神)(4)
権利擁護と成年後見(2)
刑事司法と福祉(2)
保健医療と福祉(2)
精神保健福祉制度論(2)
精神保健福祉の原理(4)
公的扶助(2)
地域活動実践論(1)

「ライフマネジメント」科目群

必修心 高齢者の心理(2)
必修心 産業組織心理学(2)
必修精 精神医学と精神医療(4)
必修精 精神保健学(4)

ヒューマンケアのための多職種連携(2)
認知症の医療とケア(2)
リハビリテーション医学(2)
発達精神病理学(2)
精神障害者支援論(2)
アディクションとソーシャルワーク(2)
アディクション領域における経験と有する援助者の支援論(2)
必修社 精 ソーシャルワークの基盤と専門職I(2)
必修社 精 ソーシャルワークの基盤と専門職II(2)
障害者福祉(2)
高齢者福祉(2)
児童・家庭福祉(2)
必修精 精神障害リハビリテーション論(2)

必修 必修科目 必修 選択必修科目 新1・2・全 新1・2年次入学生全員履修科目

社 社会福祉士資格指定科目 精 精神保健福祉士資格指定科目 心 認定心理士指定科目 A AFP認定研修指定科目

●()内は各科目の単位数を表しています。 ●諸事情により開講科目等が変更になる場合があります。

2. 2025年度開講科目一覧

科 目 名	<科目の種類欄の表示>			指 社 定 会 福 社 目 士	指 精 神 保 健 福 祉 士	指 認 定 心 理 科 目 士	学 費 合 単 位 授 業 料	受 ス 講 ク 料 リ 他 ン グ	
	単 位 数	科 目 の 種 類	学 年 配 当						
テキスト科目、 オンデマンド科目	基礎科目								
	福祉経営序論【必修】	1	O	1			6,200		
	スタートアップセッション【必修】	1	O	1			6,200		
	民法	4	T	1			24,800		
	日本史	4	T	1			24,800		
	生物学	2	T	1			12,400		
	死生学	2	T	1			12,400		
	経済学	4	T	1			24,800		
	労働法	4	T	1			24,800		
	福祉文化論	2	T	1			12,400		
	福祉社会入門	2	O	1			12,400		
	実践英会話	2	O	1			12,400		
	英語プレゼンテーション	2	O	1			12,400		
	インターネット演習Ⅰ	2	O	1			12,400		
	インターネット演習Ⅱ	2	O	1			12,400		
	哲学	2	O	1			12,400		
	法と人権	2	O	1			12,400		
	居住福祉論	2	O	1			12,400		
	子どもソーシャルワーク入門	2	O	1			12,400		
	社会学	2	O	1	○	○	12,400		
	心理学	2	O	1	○	○	○	12,400	
	医学概論	2	O	1	○	○	12,400		
	社会福祉調査論	2	T	2	○	○	12,400		
	学びの技法Ⅰ（文書の読解と作成）【新1・2全】	2	T	1			12,400		
	学びの技法Ⅱ（文書作成演習）	1	T	2			16,200	（注 1）	
	社会福祉原論	4	O	1	○	○	24,800		
	教育心理学概論	2	O	1			○	12,400	
	発達心理学	2	O	1			○	12,400	
	専門科目								
	経営学	4	T	1				24,800	
	簿記	2	T	1				12,400	
	マーケティング	4	T	1				24,800	
	財務会計	4	T	1				24,800	
	管理会計	2	T	1				12,400	
	経営組織と戦略	4	T	1				24,800	
	ベンチャー経営	4	T	1				24,800	
	人的資源管理	4	T	1				24,800	
	キャリア開発	2	O	1				12,400	
	医療福祉ビジネス	2	O	1				12,400	
	NPO 論	4	T	1				24,800	
	国際開発	4	T	1				24,800	
	環境論	2	T	1				12,400	
	国際福祉開発	2	O	1				12,400	
	福祉社会開発の支援ワーク	1	O	1				6,200	
	医療政策論	4	T	1				24,800	
	医療経済学	2	T	1				12,400	
	医療福祉経営論	4	T	1				24,800	
	医療・福祉サービス論	2	T	1				12,400	
	非営利マーケティング論	4	T	1				24,800	
	社会福祉法人会計	4	TO	1				24,800	
	権利擁護と成年後見	2	O	2	○	○		12,400	
	認知症の医療とケア	2	O	1				12,400	
	ヒューマンケアのための多職種連携	2	O	1				12,400	
	高齢者の心理	2	T	1			○	12,400	
	シルバーファイナンス	2	T	1				12,400	
	健康格差社会	2	T	1				12,400	
産業組織心理学	2	T	1			○	12,400		
スポーツマネジメント	2	O	1				12,400		
福祉情報技術	2	O	1				12,400		
リハビリテーション医学	2	O	1				12,400		
発達精神病理学	2	O	1				12,400		
精神障害者支援論	2	O	1				12,400		
アディクションとソーシャルワーク	2	O	1				12,400		
精神保健学	4	T	2		○		24,800		
フィナンシャルプランニング総論	1	T	1				6,200		
金融資産運用設計	2	T	1				12,400		
不動産運用設計	2	T	1				12,400		
ライフプランニングと資金計画	2	T	1				12,400		
リスク管理と保険	2	T	1				12,400		
タックスプランニング	2	T	1				12,400		
相続・事業承継設計	2	T	1				12,400		
フィナンシャルプラン作成	1	O	1				6,200		
災害復興のための制度と法	2	T	1				12,400		
精神医学からみたアディクション	2	T	1				12,400		
アディクション領域における経験を有する援助者の支援論	2	O	1				12,400		
ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅰ	2	O	1	○	○		12,400		
ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅱ	2	O	1	○			12,400		
ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ	4	O	2	○	○		24,800		
ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ	4	O	2	○			24,800		
地域福祉と包括的支援体制	4	O	2	○	○		24,800		
福祉サービスの組織と経営	2	O	2	○			12,400		
社会保障	4	O	1	○	○		24,800		

科 目 名		<科目の種類欄の表示>			指 社 定 会 福 祉 科 目 数	指 精 定 神 保 健 科 福 祉 科 目 数	指 認 定 心 理 科 目 数	学 費		
								合 単 位 授 業 料 計 料	受 ス 講 ク 料ー リリン グ他	
T：テキスト科目 O：オンデマンド科目 TO：テキスト・オンデマンド併修科目 S：スクーリング科目 TS：テキスト・スクーリング併修科目 OS：オンデマンド・スクーリング併修科目 J：実習科目										
テキスト科目、オンデマンド科目	専門科目									
	高齢者福祉	2	O	2	○			12,400		
	障害者福祉	2	O	2	○	○		12,400		
	児童・家庭福祉	2	O	2	○			12,400		
	公的扶助	2	O	3	○			12,400		
	保健医療と福祉	2	O	2	○			12,400		
	刑事司法と福祉	2	O	2	○	○		12,400		
	精神医学と精神医療	4	T	2		○		24,800		
	精神保健福祉の原理	4	O	2		○		24,800		
	ソーシャルワークの理論と方法（精神）	4	O	2		○		24,800		
	精神障害リハビリテーション論	2	O	3		○		12,400		
	精神保健福祉制度論	2	O	3		○		12,400		
	日本の中の多文化	2	O	1				12,400		
	ふくしと減災コミュニティ	2	O	1				12,400		
	地域活動実践論	1	O	2				6,200		
	心理学研究法	2	O	1			○	12,400		
	心理検査法	2	O	1			○	12,400		
	知覚心理学	2	O	1			○	12,400		
	認知心理学	2	O	1			○	12,400		
	学校心理学	2	O	1			○	12,400		
	発達臨床心理学	2	O	1			○	12,400		
	社会心理学	2	O	1			○	12,400		
	消費者心理学	2	O	1			○	12,400		
	福祉心理学	2	O	2			○	12,400		
	臨床心理学	2	O	2			○	12,400		
	司法・犯罪心理学	2	O	2			○	12,400		
	教育相談	2	O	2			○	12,400		
スクーリング科目	基礎科目									
	フォローアップセッションⅠ（効果的な学び）	1	S	1				6,200	5,000	
	フォローアップセッションⅡ（実践的な学び）	1	S	1				6,200	5,000	
	ソーシャルワークと専門職	2	S	1				12,400	5,000	
	専門科目									
	論文・レポート作成基礎Ⅰ	2	S	1				12,400	5,000	
	論文・レポート作成基礎Ⅱ	2	S	1				12,400	5,000	
	研究論文指導	4	S	4				24,800	50,000	
	日本企業の経営・会計	2	S	1				12,400	5,000	
	社会福祉政策国際比較	2	S	1				12,400	5,000	
	社会福祉と権利擁護	2	S	1				12,400	5,000	
	社会福祉法人のマネジメントと会計	2	S	1				12,400	5,000	
	医療福祉システムの理論と実践（2025年度休講・隔年開講）	2	S	1				12,400	5,000	
	医療福祉制度と暮らし（2025年度開講・隔年開講）	2	S	1				12,400	5,000	
	障害者スポーツ研究	2	OS	3				12,400	5,000	
	社会保障の制度と課題	2	S	1				12,400	5,000	
	ケアマネジメント入門（2025年度休講・隔年開講）	2	S	1				12,400	5,000	
	福祉現場の人材養成（2025年度開講・隔年開講）	2	S	1				12,400	5,000	
	スクールソーシャルワークと学校現場	2	S	1				12,400	5,000	
	地域福祉と災害ソーシャルワーク	2	S	1				12,400	5,000	
	単身世帯と社会政策	2	S	1				12,400	5,000	
	認知症ケアと多職種連携	2	S	1				12,400	5,000	
	認知症の人と地域包括ケア	2	S	1				12,400	15,000（注4）	
	司法と福祉の連携とソーシャルワーク	2	S	1				12,400	5,000	
	精神障害者と福祉実践Ⅰ	2	S	1				12,400	5,000	
	精神障害者と福祉実践Ⅱ	2	S	1				12,400	5,000	
	精神・発達障害者の理解と共働	2	S	1				12,400	15,000（注4）	
	障害者政策と自立支援	2	S	1				12,400	5,000	
	福祉とテクノロジー活用	2	S	1				12,400	5,000	
	ユニバーサルデザインと暮らし	2	S	1				12,400	5,000	
	基礎から学ぶ発達障害の理解と支援	2	S	1				12,400	5,000	
	多様なニーズに応える特別支援教育	2	S	1				12,400	5,000	
	アディクションと生きる社会を考える	2	S	1				12,400	15,000（注4）	
多職種連携実践（IPW）と多職種連携教育（IPE）の展開	2	S	1				12,400	5,000		
児童虐待と社会的養護Ⅰ	2	S	1				12,400	5,000		
児童虐待と社会的養護Ⅱ	2	S	1				12,400	5,000		
子どもの福祉と戦争	2	S	1				12,400	5,000		
福祉マーケットと経営戦略	2	S	1				12,400	5,000		
被災者支援と福祉防災に向けた実践演習	2	S	1				12,400	15,000（注4）		
エンドオブライフとソーシャルワーク	2	S	1				12,400	5,000		
医療福祉サービス組織の人材マネジメント	2	S	1				12,400	5,000		
地域活動実践演習	1	S	4				6,200	15,000（注4）		
心理学実験	4	OS	2			○	24,800	5,000		
資格科目	ソーシャルワーク演習Ⅰ	(2)	TS	3	○			12,400	15,000（注2）	
	ソーシャルワーク演習Ⅱ	(4)	TS	3	○			24,800	15,000（注2）	
	ソーシャルワーク演習Ⅲ	(4)	TS	4	○			24,800	15,000（注2）	
	ソーシャルワーク実習指導Ⅰ	(2)	TS	3	○			12,400	15,000（注2）	
	ソーシャルワーク実習指導Ⅱ	(4)	TS	4	○			24,800	15,000（注2）	
	ソーシャルワーク実習	(5)	J	4	○			31,000	（注3）	
	ソーシャルワーク演習Ⅰ（精神）	(2)	TS	3		○		12,400	15,000（注2）	
	ソーシャルワーク演習Ⅱ（精神）	(6)	TS	4		○		37,200	15,000（注2）	
	ソーシャルワーク実習指導Ⅰ（精神）	(2)	TS	3		○		12,400	15,000（注2）	
	ソーシャルワーク実習指導Ⅱ（精神）	(4)	TS	4		○		24,800	15,000（注2）	
ソーシャルワーク実習（精神）	(5)	J	4		○		31,000	（注3）		

3. 2025年度スクーリング科目開講日程

スクーリング開講日程および開講地（予定） （2024. 11 現在）

開講地		開 講 日		開 講 科 目	担当教員
北海道	札幌	7月12日(土)	7月13日(日)	エンドオブライフとソーシャルワーク	杉本浩章
埼玉県	さいたま	11月22日(土)	11月23日(日)	医療福祉制度と暮らし	李 忻
東京都	東京都	5月17日(土)	5月18日(日)	児童虐待と社会的養護Ⅰ	河尻 恵
		5月24日(土)	5月25日(日)	福祉とテクノロジー活用	巖淵 守
		5月31日(土)	6月 1日(日)	単身世帯と社会政策	藤森克彦
		6月21日(土)	6月22日(日)	社会保障の制度と課題	李 忻
		6月28日(土)	6月29日(日)	児童虐待と社会的養護Ⅱ	河尻 恵
		7月 5日(土)	7月 6日(日)	ソーシャルワークと専門職	片岡志保・神田歩
		7月12日(土)	—	フォローアップセッションⅠ（効果的な学び）(注1)	教員（学習指導）
		8月23日(土)	8月24日(日)	地域福祉と災害ソーシャルワーク	山本克彦
		9月27日(土)	—	フォローアップセッションⅡ（実践的な学び）(注1)	教員（学習指導）
		10月 4日(土)	10月 5日(日)	障害者政策と自立支援	綿 祐二
		11月 1日(土)	11月 2日(日)	司法と福祉の連携とソーシャルワーク	鷺野明美
		11月29日(土)	11月30日(日)	日本企業の経営・会計	新谷 司
		12月 6日(土)	12月 7日(日)	ユニバーサルデザインと暮らし	星川安之・森川美和
神奈川県	横浜	9月27日(土)	9月28日(日)	児童虐待と社会的養護Ⅱ	河尻 恵
富山県	富山	7月19日(土)	7月20日(日)	社会福祉法人のマネジメントと会計	新谷 司
石川県	金沢	7月12日(土)	7月13日(日)	地域福祉と災害ソーシャルワーク	山本克彦
長野県	長野	9月 6日(土)	9月 7日(日)	ユニバーサルデザインと暮らし	星川安之・森川美和
静岡県	浜松	7月19日(土)	7月20日(日)	多職種連携実践（IPW）と多職種連携教育（IPE）の展開	上山崎悦代
愛知県	名古屋	—	9月28日(日)	障害者スポーツ研究（注3）	荒賀博志
		5月17日(土)	5月18日(日)	認知症ケアと多職種連携	中島民恵子
		5月24日(土)	5月25日(日)	多様なニーズに応える特別支援教育	小野尚香
		6月21日(土)	—	フォローアップセッションⅠ（効果的な学び）(注1)	教員（学習指導）
		6月28日(土)	6月29日(日)	認知症の人と地域包括ケア（注2）	中島民恵子
		7月 5日(土)	7月 6日(日)	スクールソーシャルワークと学校現場	安藤健一
		7月19日(土)	7月20日(日)	ソーシャルワークと専門職	明星智美・真砂里衣子
		7月26日(土)	7月27日(日)	子どもの福祉と戦争	片岡志保
		10月 4日(土)	10月 5日(日)	社会福祉政策国際比較	藤森克彦
		10月11日(土)	10月12日(日)	精神障害者と福祉実践Ⅰ	青木聖久
		11月22日(土)	11月23日(日)	福祉現場の人材養成	綿 祐二
		1月10日(土)	1月11日(日)	基礎から学ぶ発達障害の理解と支援	小野尚香
		1月17日(土)	1月18日(日)	精神・発達障害者の理解と共働（注2）	青木聖久
		1月17日(土)	1月18日(日)	被災者支援と福祉防災に向けた実践演習（注2）	山本克彦・篠原辰二
		1月17日(土)	1月18日(日)	アディクションと生きる社会を考える（注2）	田中和彦
		5月17日(土)	5月18日(日)	精神障害者と福祉実践Ⅰ	青木聖久
		5月31日(土)	—	フォローアップセッションⅠ（効果的な学び）(注1)	教員（学習指導）
大阪府	大阪府	6月28日(土)	6月29日(日)	ソーシャルワークと専門職	田中和彦・澤田佳代
		7月26日(土)	7月27日(日)	精神障害者と福祉実践Ⅱ	田中和彦
		8月30日(土)	8月31日(日)	社会福祉と権利擁護	明星智美
		9月13日(土)	9月14日(日)	医療福祉サービス組織の人材マネジメント	岩田 純
		9月20日(土)	9月21日(日)	社会福祉政策国際比較	藤森克彦
		10月 4日(土)	10月 5日(日)	基礎から学ぶ発達障害の理解と支援	小野尚香
		10月11日(土)	10月12日(日)	福祉マーケットと経営戦略	名内敏裕
		11月 1日(土)	11月 2日(日)	医療福祉制度と暮らし	李 忻
		12月13日(土)	12月14日(日)	エンドオブライフとソーシャルワーク	杉本浩章
		9月20日(土)	9月21日(日)	多様なニーズに応える特別支援教育	小野尚香
		10月25日(土)	10月26日(日)	児童虐待と社会的養護Ⅱ	河尻 恵
		11月22日(土)	11月23日(日)	スクールソーシャルワークと学校現場	安藤健一
兵庫県	神戸	9月20日(土)	9月21日(日)	福祉現場の人材養成	綿 祐二
岡山県	岡山	6月21日(土)	6月22日(日)	多職種連携実践（IPW）と多職種連携教育（IPE）の展開	上山崎悦代
福岡県	福岡県	7月26日(土)	7月27日(日)	社会保障の制度と課題	李 忻
		8月30日(土)	8月31日(日)	児童虐待と社会的養護Ⅰ	河尻 恵
		11月29日(土)	11月30日(日)	福祉とテクノロジー活用	巖淵 守
沖縄県	沖縄県	9月13日(土)	9月14日(日)	児童虐待と社会的養護Ⅰ	河尻 恵
		5月18日(日)	12月 6日(土)	地域活動実践演習（注3）	前山憲一
		5月24日(土)	5月25日(日)	論文・レポート作成基礎Ⅰ	中島民恵子
		5月31日(土)	6月 1日(日)	論文・レポート作成基礎Ⅱ	新谷 司
		6月21日(土)	6月22日(日)	医療福祉サービス組織の人材マネジメント	岩田 純
		7月 5日(土)	7月 6日(日)	基礎から学ぶ発達障害の理解と支援	小野尚香
		7月 5日(土)	—	フォローアップセッションⅠ（効果的な学び）(注1)	教員（学習指導）
		7月12日(土)	7月13日(日)	認知症ケアと多職種連携	中島民恵子
		7月19日(土)	7月20日(日)	ソーシャルワークと専門職	安藤健一・岡田衣津子
		7月26日(土)	7月27日(日)	ソーシャルワークと専門職	鷺野明美・中村将洋
		8月30日(土)	8月31日(日)	社会福祉法人のマネジメントと会計	新谷 司
		8月30日(土)	—	フォローアップセッションⅡ（実践的な学び）(注1)	教員（学習指導）
		9月 6日(土)	9月 7日(日)	多様なニーズに応える特別支援教育	小野尚香
		9月13日(土)	9月14日(日)	司法と福祉の連携とソーシャルワーク	鷺野明美
		9月13日(土)	9月14日(日)	論文・レポート作成基礎Ⅰ	新谷 司
		9月20日(土)	9月21日(日)	論文・レポート作成基礎Ⅱ	新谷 司
		11月 1日(土)	11月 2日(日)	精神障害者と福祉実践Ⅱ	田中和彦
		11月 1日(土)	—	フォローアップセッションⅡ（実践的な学び）(注1)	教員（学習指導）
		11月22日(土)	11月23日(日)	社会福祉と権利擁護	明星智美
		12月13日(土)	12月14日(日)	単身世帯と社会政策	藤森克彦

(注1) 科目等履修生は履修できません。 (注2) 特修生は履修できません。 (注3) 科目等履修生、特修生は履修できません。
※開講日と同じ科目は、いずれか1科目しか選択できません。
※スクーリング科目の科目修了試験はすべて、後日にレポートを提出していただきます。
※各科目の担当教員、概要、日程、テーマ等については変更される場合がありますので、あらかじめご了承ください。
※オンライン開講のスクーリングは先着制です。

第3章
開講科目

資格科目スクーリングの受講については、[\[社会福祉士・精神保健福祉士国家試験受験資格 Q&A\]](#)
[\(P. 124～P. 130\)](#) を必ず確認してください。

【社会福祉士資格科目スクーリング日程】

科目名	会 場	日 程	
ソーシャルワーク演習Ⅰ (1日)	北海道	2025年10月12日(日)	—
	東京A	2025年10月5日(日)	—
	東京B	2025年10月12日(日)	—
	神奈川	2025年10月19日(日)	—
	愛知A	2025年10月5日(日)	—
	愛知B	2025年10月19日(日)	—
	大阪A	2025年10月5日(日)	—
	大阪B	2025年10月19日(日)	—
	岡山	2025年10月19日(日)	—
	福岡	2025年10月12日(日)	—
ソーシャルワーク演習Ⅱ (2日)	北海道	2025年12月20日(土)	2025年12月21日(日)
	東京A	2025年12月20日(土)	2025年12月21日(日)
	東京B	2026年1月10日(土)	2026年1月11日(日)
	神奈川	2026年1月10日(土)	2026年1月11日(日)
	愛知A	2025年12月20日(土)	2025年12月21日(日)
	愛知B	2026年1月10日(土)	2026年1月11日(日)
	大阪A	2025年12月20日(土)	2025年12月21日(日)
	大阪B	2026年1月10日(土)	2026年1月11日(日)
	岡山	2025年12月20日(土)	2025年12月21日(日)
ソーシャルワーク 実習指導Ⅰ (1日)	北海道	2025年10月11日(土)	—
	東京	2025年10月11日(土)	—
	神奈川	2025年10月18日(土)	—
	愛知	2025年10月18日(土)	—
	大阪	2025年10月18日(土)	—
	岡山	2025年10月18日(土)	—
	福岡	2025年10月11日(土)	—

※「ソーシャルワーク演習Ⅲ」「ソーシャルワーク実習指導Ⅱ」の日程は、入学後、該当者に案内します。

【精神保健福祉士資格科目スクーリング日程】

科目名	会場	日 程	
ソーシャルワーク演習Ⅰ（精神） (1日)	東京	2025年10月12日(日)	—
	愛知	2025年10月19日(日)	—
ソーシャルワーク実習指導Ⅰ（精神） (2日)	東京	2025年10月11日(土)	2026年1月10日(土)
	愛知	2025年10月18日(土)	2026年1月11日(日)
ソーシャルワーク演習Ⅰ（精神） (1日) (実習免除者・基礎科目取得希望者)	東京	2025年10月25日(土)	—
	愛知	2025年10月26日(日)	—

※「ソーシャルワーク演習Ⅱ（精神）」「ソーシャルワーク実習指導Ⅱ（精神）」の日程は、入学後、該当者に案内します。

【認定心理士対応科目スクーリング日程】

科目名	会場	場 所	夏期日程	冬期日程
心理学実験 (1日)	愛知	日本福祉大学 (東海キャンパス)	2025年8月23日(土)	2026年1月24日(土)
			2025年8月24日(日)	—
	東京	ビジョンセンター東京京橋	2025年8月30日(土)	2026年1月17日(土)
			2025年8月31日(日)	2026年1月18日(日)
	大阪	梅田センタービル	2025年9月6日(土)	—
			2025年9月7日(日)	2026年1月25日(日)

※履修希望状況に応じて抽選となる場合があります。詳細は [P.54～55](#) をご確認ください。

【2025 年度スクーリング会場】（予定）

（2024. 11 現在）

会 場	場 所（予定）	住 所	最 寄 駅
本 学	日本福祉大学 （美浜キャンパス）	〒470-3295 愛知県知多郡美浜町奥田	・名鉄知多新線「知多奥田」駅から徒歩5分
	日本福祉大学 （東海キャンパス）	〒477-0031 愛知県東海市大田町下浜田1071番地	・名鉄「太田川」駅から徒歩5分
	日本福祉大学 （東京サテライト）	〒100-0006 東京都千代田区有楽町2丁目10-1 東京交通会館7階	・JR、東京メトロ有楽町線「有楽町」駅 ・東京メトロ丸の内線「銀座」駅 ・東京メトロ、都営三田線「日比谷」駅
北海道	かでの2・7 （北海道立道民活動センター）	〒060-0002 北海道札幌市中央区北2条西7 道民活動センタービル	・JRバス、中央バス「北1条西7丁目」から徒歩4分 ・札幌市営地下鉄南北線・東豊線「さっぽろ」駅10番出口から徒歩9分
	ACUーA （アスティ 45 12 階・16 階）	〒060-0004 北海道札幌市中央区北4条西5丁目 アスティ 45 12F・16F	・JR「札幌」駅南口出口から徒歩5分
埼 玉	TKP ガーデンシティ PREMIUM 大宮	〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町4丁目333-13 大同生命さいたま大宮ビル 2階	・JR京浜東北線「大宮」駅西口から徒歩7分
東 京	あいおいニッセイ同和損保 新宿ビル	〒151-0053 東京都渋谷区代々木3-25-3	・JR、小田急線「新宿」駅南口から徒歩13分 ・都営地下鉄新宿線、京王新線「新宿」駅Oー1 出口から徒歩6分 ・京王バス、都バス「西参道」から徒歩3分
	新宿 NS ビル	〒163-0830 東京都新宿区西新宿2-4-1	・JR「新宿」駅西口から徒歩7分
	国際ファッションセンター （KFC HALL 3階・KFC ROOMS 10・11 階）	〒130-0015 東京都墨田区横網（よこあみ）1-6-1 国際ファッションセンタービル（第一ホテル両国）	・都営地下鉄大江戸線「両国」駅A1出口から徒歩1分 ・JR中央線・総武線「両国」駅東口から徒歩6分
	ビジョンセンター東京京橋	〒104-0031 東京都中央区京橋3-7-1 相互館110タワー4F、8F	・東京メトロ銀座線「京橋」駅2番出口から徒歩0分
神奈川	ウィリング横浜	〒233-0002 神奈川県横浜市港南区上大岡西1-6-1 ゆめおおおかオフィスタワー内	・京浜急行「上大岡」駅6番出口から徒歩3分 ・横浜市営地下鉄「上大岡」駅6番出口から徒歩3分
	TKP ガーデンシティ横浜 PREMIUM 横浜西口	〒220-0005 神奈川県横浜市西区南幸2-19-9 TKP横浜ビル（旧横浜MKビル）	・JR「横浜」駅西口から徒歩7分 ・地下鉄ブルーライン「横浜」駅9番出口から徒歩4分
	ステーションコンファレンス 川崎	〒212-0014 神奈川県川崎市幸区大宮町1番地5 カワサキデルタJR川崎タワーオフィス棟3階	・JR「川崎」駅から徒歩3分 ・京急線「京急川崎」駅から徒歩10分
富 山	タワー 111	〒930-0856 富山県富山市牛島新町5番5号	・JR「富山」駅北口から徒歩4分
石 川	金沢商工会議所	〒920-0918 石川県金沢市尾山町9-13	・JR金沢駅兼六園口（東口）からバス（3.8～10番乗場）にて約10分
長 野	長野ターミナル会館	〒380-8568 長野県長野市中御所岡田178-2	・JR「長野」駅善光寺口から徒歩8分
静 岡	アクティシティ浜松コングレン スセンター	〒430-7790 静岡県浜松市中区板屋町111-1	・JR「浜松」駅北口から徒歩5分
名古屋	TKP ガーデンシティ PREMIUM 名駅西口	〒453-0014 愛知県名古屋市中村区則武1-6-3 ベルヴュオオフィス名古屋	・JR「名古屋」駅太閤通口から徒歩5分
	明治安田ホール名古屋	〒460-0004 愛知県名古屋市中区新栄町1-1	・名古屋市内営地下鉄東山線・名城線「栄」駅5番出口から徒歩1分
	名古屋サンスカイルーム	〒460-0003 愛知県名古屋市中区錦1丁目18-22 名古屋ATビル2階	・名古屋市内営地下鉄東山線・鶴舞線「伏見」駅8番出口から徒歩3分
	ウイंकあいち	〒450-0002 愛知県名古屋市中村区名駅4-4-38	・JR「名古屋」駅桜通口からミッドランドスクエア方面徒歩5分 ・ユニモール地下街 5 番出口から徒歩 2 分
	プライムセントラルタワー 名古屋	〒451-0045 愛知県名古屋市中西区名駅2-27-8	・JR「名古屋」駅桜通口から徒歩7分 ・名古屋市内営地下鉄東山線・桜通線「名古屋」駅1番出口から徒歩4分
大 阪	天満研修センター	〒530-0034 大阪府大阪市北区錦町2-21	・JR環状線「天満」駅改札口から徒歩2分 ・大阪市営地下鉄堺筋線「扇町」駅1番出口から徒歩7分 ・大阪市営地下鉄谷町線「天神橋六丁目」駅12番出口から徒歩10分
	梅田センタービル	〒530-0015 大阪府大阪市北区中崎西2-4-12	・阪急電車「大阪梅田」駅より徒歩5分 ・大阪市営地下鉄御堂筋線「梅田」駅・谷町線「東梅田」駅より徒歩7分 ・JR「大阪」駅より徒歩10分
	TKP ガーデンシティ大阪梅田	〒553-0003 大阪府大阪市福島区福島5-4-21 TKPゲートタワービル	・JR「大阪」駅6-2番出口直結 ・阪急線、阪神線「梅田」駅6-2番出口直結 ・地下鉄四ツ橋「西梅田」駅駅6-2番出口直結
	新大阪丸ビル別館	〒533-0033 大阪府大阪市東淀川区東中島1-18-22 丸ビル別館	・JR「新大阪」駅東口から徒歩2分 ・大阪市営地下鉄御堂筋線「新大阪」駅5・6番改札出口から徒歩8分
	KITENA 新大阪	〒533-0033 大阪府大阪市東淀川区東中島1丁目18番5号	・JR「新大阪」駅東口から徒歩2分
	JEC 日本研修センター江坂	〒564-0063 大阪府吹田市江坂町1-13-41 SRビル江坂（IBNF江坂ビル）	・地下鉄御堂筋線「江坂」駅から徒歩1分
	兵庫ファッションマート	〒658-0032 兵庫県神戸市東灘区向洋町中6-9	・六甲ライナー「アイランドセンター」駅から徒歩1分
岡 山	岡山コンベンションセンター （マカリフォーラム）	〒700-0024 岡山県岡山市北区駅元町14-1	・JR「岡山」駅中央改札口から徒歩3分
	岡山第一セントラルビル	〒700-0901 岡山県岡山市北区本町6-36	・JR「岡山」駅東口から徒歩3分
	岡山国際交流センター	〒700-0026 岡山県岡山市北区奉還町2-2-1	・JR「岡山」駅西口から徒歩5分
広 島	広島国際会議場	〒730-0811 広島県広島市中区中島町1-5 （平和記念公園内）	・JR「広島」駅から路線バス南口バス乗り場A-3ホームより、広島バス24号線「吉島営業所」または「吉島病院」行き乗車、「平和記念公園」下車すぐ
香 川	香川県社会福祉総合センター	〒760-0017 香川県高松市番町1-10-35	・JR「高松」駅改札口から徒歩15分 ・JR「高松」駅から路線バス「県庁・日赤前」または「市役所西」下車徒歩3分 ・ことでん「瓦町」電停から徒歩10分
福 岡	福岡県中小企業振興センター	〒812-0046 福岡県福岡市博多区吉塚本町9-15	・JR鹿児島本線「吉塚」駅東口から徒歩1分 ・福岡市営地下鉄箱崎線「馬出九大病院前」駅3番出口から徒歩10分
	天神ビル	〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神2-12-1 天神ビル11階	・福岡市営地下鉄空港線「天神」駅3a出口から徒歩1分 ・西鉄天神大牟田線「西鉄福岡（天神）」駅から徒歩2分
	リファレンス駅東ビル	〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東1丁目16-14 リファレンス駅東ビル7階	・JR「博多」駅筑紫口から徒歩4分
沖 縄	沖縄県市町村自治会館	〒900-0029 沖縄県那覇市旭町116-37	・モノレール「旭橋」駅改札口から徒歩5分

4. 2025 年度科目修了試験日程

春期試験日	申込期間	受験可能時間…10:00 ～ 21:00						試験結果通知日：7/4（金）	
6/7(土)	2025年 4/1(火)	社会福祉原論	精神保健学	産業組織心理学	医療福祉経営論	ヒューマンケアのための多職種連携	経済学	国際開発	
		児童・家庭福祉	ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ	福祉心理学	スポーツマネジメント	医療政策論	日本史		
		社会保障	リスク管理と保険	認知心理学	インターネット演習Ⅱ	アディクション領域における経験有する援助者の支援論	経営組織と戦略		
		保健医療と福祉	相続・事業承継設計	心理検査法	福祉社会開発の支援ワーク	災害復興のための制度と法	医療福祉ビジネス		
6/8(日)	6/2(月)	福祉サービスの組織と経営	タックスプランニング	非営利マーケティング論	認知症の医療とケア	精神医学からみたアディクション	簿記	地域活動実践論	
		公的扶助	ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ	ファイナンシャルプランニング総論	学校心理学	労働法	精神障害者支援論		
		医学概論	高齢者福祉	心理学研究法	知覚心理学	N P O 論	ベンチャー経営		
		ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅰ	ソーシャルワークの理論と方法（精神）	司法・犯罪心理学	生物学	リハビリテーション医学	福祉文化論		
6/14(土)	2025年 4/1(火)	福祉経営序論	心理学	金融資産運用設計	発達心理学	国際福祉開発	社会福祉法人会計	人的資源管理	
		ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅱ	障害者福祉	ライフプランニングと資金計画	教育心理学概論	インターネット演習Ⅰ	学びの技法Ⅰ（文書の読解と作成）	環境論	
		社会福祉調査論	精神保健福祉の原理	教育相談	マーケティング	ふくしと減災コミュニティ	福祉情報技術	医療・福祉サービス論	
		刑事司法と福祉	精神医学と精神医療	社会心理学	法と人権	福祉社会入門	医療経済学	英語プレゼンテーション	
6/15(日)	6/9(月)	スタートアップセッション	精神障害リハビリテーション論	精神保健福祉制度論	哲学	死生学	シルバーファイナンス	財務会計	
		権利擁護と成年後見	不動産運用設計	高齢者の心理	健康格差社会	発達精神病理学	子どもソーシャルワーク入門	実践英会話	
		地域福祉と包括的支援体制	消費者心理学	発達臨床心理学	管理会計	居住福祉論	日本の中の多文化		
		社会学	臨床心理学	アディクションとソーシャルワーク	民法	経営学	キャリア開発		

夏期試験日	申込期間	受験可能時間…10:00 ～ 21:00						試験結果通知日：9/3（水）	
8/2(土)	2025年 7/5(土)	スタートアップセッション	精神保健福祉制度論	心理学研究法	国際福祉開発	哲学	ベンチャー経営	福祉情報技術	
		医学概論	相続・事業承継設計	社会心理学	福祉文化論	経営学	民法		
		ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ	リスク管理と保険	司法・犯罪心理学	死生学	ふくしと減災コミュニティ	財務会計		
		福祉サービスの組織と経営	発達心理学	マーケティング	アディクションとソーシャルワーク	インターネット演習Ⅰ	居住福祉論		
8/3(日)	7/28(月)	高齢者福祉	社会学	教育心理学概論	労働法	英語プレゼンテーション	ヒューマンケアのための多職種連携	管理会計	
		児童・家庭福祉	心理学	臨床心理学	キャリア開発	医療福祉ビジネス	災害復興のための制度と法	経営組織と戦略	
		社会福祉原論	精神医学と精神医療	教育相談	国際開発	スポーツマネジメント	人的資源管理	日本史	
		権利擁護と成年後見	金融資産運用設計	消費者心理学	医療福祉経営論	日本の中の多文化	福祉社会入門		
8/9(土)	2025年 7/5(土)	ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅰ	地域福祉と包括的支援体制	ソーシャルワークの理論と方法（精神）	学校心理学	リハビリテーション医学	精神障害者支援論	健康格差社会	
		ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅱ	社会保障	タックスプランニング	高齢者の心理	認知症の医療とケア	非営利マーケティング論	医療経済学	
		社会福祉調査論	精神保健学	不動産運用設計	産業組織心理学	N P O 論	実践英会話	発達精神病理学	
		刑事司法と福祉	精神障害リハビリテーション論	心理検査法	知覚心理学	シルバーファイナンス	簿記		
8/10(日)	8/4(月)	福祉経営序論	公的扶助	福祉心理学	医療・福祉サービス論	社会福祉法人会計	学びの技法Ⅰ（文書の読解と作成）	地域活動実践論	
		保健医療と福祉	精神保健福祉の原理	発達臨床心理学	福祉社会開発の支援ワーク	インターネット演習Ⅱ	生物学		
		ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ	ファイナンシャルプランニング総論	認知心理学	医療政策論	アディクション領域における経験有する援助者の支援論	子どもソーシャルワーク入門		
		障害者福祉	ライフプランニングと資金計画	法と人権	経済学	環境論	精神医学からみたアディクション		

- （注1）この試験時間割は予定です。都合により万一、時間割を変更する場合、本学通信教育部ホームページでお知らせします。
- （注2）科目修了試験は、必ずパソコンで実施してください。
- （注3）試験時間は1科目につき60分です。60分を待たずに提出することも可能です。1日に8科目まで受験できます。
- （注4）試験は各科目ごとに年4回行われ、いずれかの試験時期を選ぶことができます。棄権や不合格だった場合は、次回以降、1回のみ再受験の機会がありますが、冬期試験が初めての受験の場合は、再受験は認められません。試験を受験し、1回合格すれば、年度末に単位認定されます。

(2024. 11 現在)

秋期試験日	申込期間	受験可能時間…10:00 ～ 21:00					試験結果通知日：12/12（金）	
11/8(土)	2025年 10/1(水)	福祉経営序論	精神保健福祉の原理	消費者心理学	環境論	民法	精神医学からみたアディクション	子どもソーシャルワーク入門
		児童・家庭福祉	リスク管理と保険	教育心理学概論	医療・福祉サービス論	国際開発	学びの技法Ⅰ（文書の読解と作成）	
		ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ	ファイナンシャルプランニング総論	労働法	キャリア開発	医療経済学	生物学	
		権利擁護と成年後見	臨床心理学	リハビリテーション医学	福祉社会開発の支援ワーク	社会福祉法人会計	経営学	
11/9(日)	11/4(火)	スタートアップセッション	ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ	タックスプランニング	司法・犯罪心理学	アディクション領域における経験を有する援助者の支援論	インターネット演習Ⅱ	日本史
		公的扶助	地域福祉と包括的支援体制	高齢者の心理	社会心理学	英語プレゼンテーション	法と人権	アディクションとソーシャルワーク
		高齢者福祉	精神障害リハビリテーション論	心理学研究法	発達心理学	非営利マーケティング論	スポーツマネジメント	
		社会保障	相続・事業承継設計	産業組織心理学	医療政策論	災害復興のための制度と法	福祉社会入門	
11/15(土)	2025年 10/1(水)	障害者福祉	社会福祉調査論	金融資産運用設計	認知心理学	福祉情報技術	福祉文化論	インターネット演習Ⅰ
		保健医療と福祉	精神医学と精神医療	発達臨床心理学	マーケティング	医療福祉ビジネス	哲学	経営組織と戦略
		社会福祉原論	精神保健福祉制度論	福祉心理学	財務会計	ヒューマンケアのための多職種連携	管理会計	地域活動実践論
		社会学	不動産運用設計	学校心理学	経済学	日本の中の多文化	人的資源管理	
11/16(日)	11/10(月)	福祉サービスの組織と経営	刑事司法と福祉	心理学	発達精神病理学	ベンチャー経営	認知症の医療とケア	医療福祉経営論
		ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅰ	ソーシャルワークの理論と方法（精神）	心理検査法	健康格差社会	国際福祉開発	精神障害者支援論	居住福祉論
		医学概論	精神保健学	知覚心理学	N P O 論	ふくしと減災コミュニティ	死生学	
		ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅱ	ライフプランニングと資金計画	教育相談	実践英会話	シルバーファイナンス	簿記	

冬期試験日	申込期間	受験可能時間…10:00 ～ 21:00					試験結果通知日：3/2（月）	
2026年 1/31(土)	2025年 12/13(土)	障害者福祉	ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅰ	ライフプランニングと資金計画	司法・犯罪心理学	簿記	医療福祉ビジネス	非営利マーケティング論
		児童・家庭福祉	社会学	不動産運用設計	労働法	ベンチャー経営	シルバーファイナンス	
		保健医療と福祉	精神医学と精神医療	知覚心理学	認知症の医療とケア	精神障害者支援論	経営学	
		ソーシャルワークの理論と方法（精神）	発達臨床心理学	日本史	ふくしと減災コミュニティ	医療政策論	社会福祉法人会計	
2/1(日)	2026年 1/26(月)	スタートアップセッション	刑事司法と福祉	産業組織心理学	医療・福祉サービス論	英語プレゼンテーション	医療経済学	学びの技法Ⅰ（文書の読解と作成）
		ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅱ	権利擁護と成年後見	精神保健福祉制度論	心理検査法	環境論	死生学	福祉情報技術
		社会保障	精神障害リハビリテーション論	認知心理学	居住福祉論	管理会計	福祉社会入門	
		ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ	相続・事業承継設計	福祉心理学	発達精神病理学	実践英会話	マーケティング	
2/7(土)	2025年 12/13(土)	公的扶助	ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ	心理学研究法	消費者心理学	経営組織と戦略	福祉文化論	N P O 論
		高齢者福祉	精神保健学	臨床心理学	スポーツマネジメント	アディクションとソーシャルワーク	日本の中の多文化	経済学
		社会福祉原論	ファイナンシャルプランニング総論	教育相談	医療福祉経営論	アディクション領域における経験を有する援助者の支援論	インターネット演習Ⅱ	地域活動実践論
		福祉サービスの組織と経営	金融資産運用設計	心理学	キャリア開発	精神医学からみたアディクション	生物学	
2/8(日)	2026年 2/2(月)	福祉経営序論	精神保健福祉の原理	発達心理学	子どもソーシャルワーク入門	リハビリテーション医学	ヒューマンケアのための多職種連携	災害復興のための制度と法
		医学概論	タックスプランニング	教育心理学概論	民法	インターネット演習Ⅰ	国際福祉開発	健康格差社会
		地域福祉と包括的支援体制	リスク管理と保険	学校心理学	国際開発	人的資源管理	法と人権	
		社会福祉調査論	高齢者の心理	社会心理学	哲学	財務会計	福祉社会開発の支援ワーク	

(注5) テキスト科目「学びの技法Ⅱ（文書作成演習）」については、別途設定する学習スケジュールの中で「レポート」の提出による科目修了試験を行います。

(注6) オンデマンド科目「ファイナンシャルプラン作成」については、別途設定する期間において、「提案書」の提出による実技試験を行います。

(注7) 第4期出願の科目等履修生・特修生は、出願時期により受験できる科目修了試験に限りがあります。

(注8) 科目修了試験の内容、点数等は、試験の性質上公開しておりませんので、ご了承ください。

5. 2025年度学年暦 (学習スケジュール)

(2024. 11 現在)

4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		2026年1月		2月		3月	
1	(火) 学習開始 春期試験申込開始	(木)		(日)		(火)		(金)		(月)		(水)		(土)		(月)		(木) 元日		(日)		(日)	
2	(水)	(金)		(月)	春期試験(1週目) 申込締切	(水)		(土)	夏期科目修了試験 (1週目)	(火)		(木)		(日)		(火)		(金)		(月)	冬期科目修了試験 (1週目) 申込締切	(月)	冬期試験結果通知日
3	(木)		憲法記念日	(火)		(木)		(日)	夏期科目修了試験 (1週目)	(水)	夏期試験結果通知日	(金)		(月)	文化の日	(水)		(土)		(火)		(火)	
4	(金)		みどりの日	(水)		(金)	春期試験結果通知日	(月)	夏期試験(2週目) 申込締切	(木)		(土)		(火)	秋期試験(1週目) 申込締切	(木)		(日)		(水)		(水)	
5	(土)		こどもの日	(木)		(土)	夏期試験申込開始	(火)		(金)		(日)		(水)		(金)		(月)		(木)		(木)	
6	(日)		振替休日	(金)	創立記念日	(日)		(水)		(土)		(月)		(木)		(土)		(火)		(金)		(金)	
7	(月)			(土)	春期科目修了試験 (1週目)	(月)		(木)		(日)		(火)		(金)		(日)		(水)		(土)	冬期科目修了試験 (2週目)	(土)	
8	(火)			(日)	春期科目修了試験 (1週目)	(火)		(金)		(月)		(水)		(土)	秋期科目修了試験 (1週目)	(土)		(木)		(日)	冬期科目修了試験 (2週目)	(日)	
9	(水)			(月)	春期試験(2週目) 申込締切	(水)		(土)	夏期科目修了試験 (2週目)	(火)	追加履修登録期間 (10:00 から)	(木)		(日)	秋期科目修了試験 (1週目)	(日)		(金)		(月)		(月)	
10	(木)		入学式・交流会	(火)		(木)		(日)	山の日	(水)		(金)		(月)	秋期試験(2週目) 申込締切	(火)		(土)		(火)		(火)	
11	(金)			(水)		(金)		(月)		(木)		(土)		(火)		(木)		(日)		(水)	建国記念の日	(水)	
12	(土)			(木)		(土)		(火)		(金)		(日)		(水)		(金)	秋期試験結果通知日	(月)	成人の日	(木)		(木)	
13	(日)			(金)		(日)		(水)		(土)		(月)	スポーツの日	(木)		(土)	冬期試験申込開始	(火)		(金)		(金)	在学生履修登録 期(10:00 から)
14	(月)			(土)	春期科目修了試験 (2週目)	(月)		(木)		(日)		(火)		(金)		(日)		(水)		(土)	試験予備日	(土)	
15	(火)			(日)	春期科目修了試験 (2週目)	(火)		(金)		(月)	敬老の日	(水)		(土)	秋期科目修了試験 (2週目)	(土)		(木)		(日)		(日)	
16	(水)			(月)		(水)		(土)		(火)		(木)		(日)	秋期科目修了試験 (2週目)	(火)		(金)		(月)		(月)	
17	(木)			(火)		(木)		(日)		(水)		(金)		(月)		(水)		(土)		(火)		(火)	
18	(金)			(水)		(金)		(月)		(木)		(土)		(火)		(木)		(日)		(水)		(水)	
19	(土)			(木)		(土)		(火)		(金)		(日)		(水)		(金)		(月)		(木)		(木)	
20	(日)			(金)		(日)		(水)		(土)		(月)		(木)		(土)		(火)		(金)		(金)	春分の日
21	(月)			(土)		(月)	海の日	(木)		(日)		(火)		(金)		(日)		(水)		(土)		(土)	
22	(火)			(日)		(火)		(金)		(月)		(水)		(土)		(月)		(木)		(日)		(日)	
23	(水)			(月)		(水)		(土)		(火)	秋分の日	(木)		(日)	勤労感謝の日	(火)		(金)		(月)	天皇誕生日	(月)	
24	(木)			(火)		(木)		(日)		(水)		(金)		(月)	振替休日	(水)		(土)		(火)		(火)	
25	(金)			(水)		(金)		(月)		(木)		(土)		(火)		(木)		(日)		(水)		(水)	
26	(土)			(木)	新入生入学披露日 (入学履修登録)	(土)		(火)		(日)		(月)		(水)		(金)		(月)	冬期試験(1週目) 申込締切	(木)		(木)	
27	(日)			(火)		(日)		(水)		(土)		(火)		(木)		(土)		(火)		(金)		(金)	
28	(月)	在学生履修登録日 (3月履修登録)		(水)		(月)	夏期試験(1週目) 申込締切	(木)		(日)		(火)		(金)		(日)		(水)		(土)		(土)	
29	(火)		昭和の日	(木)		(火)		(金)		(月)		(水)		(土)		(月)		(木)		(日)		(日)	
30	(水)			(金)		(水)		(土)		(火)		(木)		(日)		(火)		(金)		(月)		(月)	
31				(土)		(木)		(日)				(金)				(水)		(土)	冬期科目修了試験 (1週目)			(火)	

※日程は変更になる場合があります。

6. 取得できる資格

福祉経営学部（通信教育）の正科生として卒業すると「学士（福祉経営学）」が授与されます。「社会福祉士国家試験受験資格」「精神保健福祉士国家試験受験資格」「各種任用資格」「初級パラスポーツ指導員」「通信版ふくし・マイスター」「多職種連携教育プログラム」は、正科生のみ取得できます。「認定心理士」「AFP 資格審査試験受検資格」は、条件を満たせば科目等履修生も取得できます。

(1) 社会福祉士国家試験受験資格

▶ P. 62 参照

「社会福祉士」とは、社会福祉の高度な知識と技術をもって、身体もしくは精神上に障がいのある方、または環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある方の福祉に関する相談・指導、福祉・保健医療サービスを提供する関係者と連携し、援助を行う専門職であり、国家資格です。

【取得の方法】

- ①厚生労働大臣が指定した社会福祉に関する指定科目の単位を修得すること。
- ②2ヶ所の実習施設において合計32日間（240時間以上）の実習をすること*。
実習科目を履修するためには、入学後、実習前年度に行う社会福祉士実習履修者選抜（P. 68）に合格すること。
- ③正科生として卒業すること。

※ただし、2025年3月31日時点において、指定施設（社会福祉士および介護福祉士法施行規則〔昭和62年厚生省令第49号〕第2条で指定された施設）で1年以上の相談援助業務実務経験がある方は、出願時に実習免除申請をすることで実習が免除される場合があります。

詳細は [8. (1) ⑩社会福祉士の実習免除申請について] (P. 70) を参照してください。

（参考）（公財）社会福祉振興・試験センター URL <https://www.sssc.or.jp/>

（公社）日本社会福祉士会 URL <https://www.jacsw.or.jp/>

(2) 精神保健福祉士国家試験受験資格

▶ P. 98 参照

「精神保健福祉士」とは、精神障がい者の保健および福祉に関する専門知識や技術をもって、精神病院等の施設において精神障がいの医療を受けている方や、精神障がい者の社会復帰を目的とする施設を利用している方の相談や援助を行う専門職であり、国家資格です。

【取得の方法】

- ①厚生労働大臣が指定した精神保健福祉に関する指定科目の単位を修得すること。
- ②精神科病院等の医療機関と障害福祉サービス事業を行う施設など、機能の異なる2ヶ所の実習施設において合計28日間（210時間以上）の実習をすること*。
実習科目を履修するためには、入学後、実習前年度に行う課題論文等による審査、精神保健福祉士実習履修者選抜（P. 104）に合格すること。
- ③正科生として卒業すること。

※ただし、2025年3月31日時点において、指定施設（精神保健福祉士法施行規則〔平成10年厚生省令第11号〕第2条で定められた施設）で1年以上の相談援助業務実務経験がある方は、出願時に実習免除申請をすることで実習が免除される場合があります。

詳細は [8. (2) ⑪精神保健福祉士の実習免除申請について] (P. 106) を参照してください。

（参考）（公財）社会福祉振興・試験センター URL <https://www.sssc.or.jp/>

（公社）日本精神保健福祉士協会 URL <https://www.jamhsw.or.jp/>

(3) 認定心理士（在学中に取得可能）

※ 2025 年度からは最短 1 年で修得可能です。ただし、「心理学実験」は履修希望者が多数の場合、抽選となりますので、1 年間での修得は保証できません。

※ 3 年次編入生または 4 年次編入生で「社会福祉士国家試験受験資格」「精神保健福祉士国家試験受験資格」を目指す方は、短期間で相当の単位数を修得する必要があるため、認定心理士の資格取得を同時に目指すことは推奨しません（卒業後に科目等履修生等で認定心理士の資格取得に必要な単位数の修得を推奨します）。

「認定心理士」とは、「心理学の専門家として仕事をするために必要な最小限の標準的基礎学力と技能を修得している」と、公益社団法人日本心理学会が認定する民間資格です。取得のためには、本学において資格対応科目を履修し、単位を修得した後にご自身で資格申請を行うことが必要です（申請には学位の取得が必要です。詳細は【取得条件】や【認定心理士申請の流れ】を参照してください）。

【取得条件】

認定心理士の資格を取得するためには、以下の 2 つの条件を満たす必要があります。

- ① 大学（院）を卒業し、学士（修士）の学位を取得していること。
- ② 大学で所定の 36 単位以上を修得すること。

【認定心理士申請の流れ】

1	必要要件・手続きの確認	日本心理学会 HP にて公開されている「認定心理士資格申請の手引き」等で申請に必要な要件や手続きの流れを確認してください。 ※本学では、他大学等で修得済みの科目が本学の指定科目に該当するかの確認を行っておりません。「認定心理士資格申請の手引き」等で申請に必要な単位と科目の例が公開されていますので、ご自身で領域の該当有無について確認をお願いいたします。
2	入学	「正科生（学士を取得していない方）」または「科目等履修生（学士（修士）を取得済みの方）」として入学手続きを行ってください。
3	資格対応科目の履修・修得	「資格対応科目一覧（P.55）」を参照して、申請に必要な科目を履修してください。
4	単位修得＋学士取得	① 学士を取得していない方は、申請に必要な単位を含めて卒業要件を満たしてください。 ※卒業前に「仮認定」を受けて条件付きの「仮認定証」を受領できる「仮認定制度」がありますが、正規の認定には卒業時点で「卒業証明書」の送付が必要です。 ② 学士を取得済みの方は、申請に必要な単位を修得してください。
5	日本心理学会へ申請	日本心理学会 HP にて必要書類を入手し、個人で申請手続きを行ってください。
6	審査・合格	審査に合格された方は、日本心理学会より「認定心理士認定証」とカード形式の「認定心理士証（ID カード）」が送付されます。

【資格取得に必要な要件を満たすには】

認定心理士資格を取得するためには、認定の対象となる心理学系科目について所定の単位数を修得している必要があります。詳しくは、日本福祉大学通信教育部 HP「取得できる資格→認定心理士」や日本心理学会 HP をご確認ください。

基礎科目	【合計 12 単位以上】 a 領域：4 単位以上、b 領域と c 領域合わせて 8 単位以上、かつ最低 4 単位分は c 領域の単位	【合計 8 単位以上】 残り 8 単位は どの領域からでも 修得可
選択科目	【合計 16 単位以上】 日本心理学会が定める 5 領域（d～h 領域）のうち 3 領域以上で各 4 単位以上※	

※本学では日本心理学会が定める e 領域および i 領域の開講科目はありませんが、他の領域の単位を修得することで認定心理士の資格取得に必要な要件を満たすことが可能です。

＜認定心理士 資格対応科目一覧＞

※都合により開講科目や内容が変更となる場合があります。変更となる場合は、通信教育部 HP「取得できる資格 → 認定心理士」内にてお知らせいたします。
(URL) <https://www.nfu.ne.jp/open/qualification/psychologist.html>



日本心理学会が定める区分・領域		本学開講科目	開講形態	配当学年	単位数
基礎科目	a 心理学概論	心理学※ 1 ※ 2	O	1	2
		教育心理学概論※ 2	O	1	2
	b 心理学研究法	心理学研究法※ 2	O	1	2
		心理検査法※ 2	O	1	2
	c 心理学実験	心理学実験 ※ 3	OS	2	4
選択科目	d 知覚心理学・学習心理学	知覚心理学	O	1	2
		認知心理学	O	1	2
	f 教育心理学・発達心理学	高齢者の心理※ 1	T	1	2
		発達心理学	O	1	2
		学校心理学	O	1	2
		発達臨床心理学	O	1	2
	g 臨床心理学・人格心理学	福祉心理学	O	2	2
		臨床心理学	O	2	2
		司法・犯罪心理学	O	2	2
		教育相談	O	2	2
	h 社会心理学・産業心理学	産業組織心理学※ 1	T	1	2
		社会心理学	O	1	2
		消費者心理学	O	1	2

科目形態について T：テキスト科目 O：オンデマンド科目 OS：オンデマンド・スクーリング科目

※ 1 2023 年度以前に本学部で履修登録をし、単位修得した科目も認められます。

※ 2 「心理学実験（2 年次配当）」を履修するための履修要件科目

※ 3 「心理学実験」を履修するためには、履修要件があります。下記（◎）より確認してください。

◎「心理学実験」について

【履修要件】「心理学実験」を履修するためには、下記の要件を満たす必要があります。

対象	履修要件
正科生	「心理学」「教育心理学概論」「心理学検査法」「心理検査法」の科目修了試験に合格、または単位修得済みである必要があります。
科目等履修生	

※以前に本学で単位修得済み（資格試験の合格等による単位認定を除く）の方は、改めて単位修得する必要はありません。

※他大学等で履修要件科目の単位を修得済みでも、本学で改めて履修し、単位を修得する必要があります。

【「心理学実験」履修手続きから受講まで】※上記履修要件を申込期間までに満たす必要があります。

「心理学実験」は、オンデマンド学習に加えてスクーリング（1 日）の受講が必要です。夏期と冬期に開講を予定しています（日程は P.48 参照）。下記の流れのとおり、通常の履修登録期間とは別に申込が必要です。ご注意ください。入学後、時期が近づきましたらご案内します。

時期	夏期：7 月上旬	夏期：7 月中旬 冬期：12 月下旬	夏期：7 月中旬～9 月上旬 冬期：12 月下旬～1 月下旬
	冬期：12 月中旬		
内容	①申込期間内に申し込む	②申込結果発表	③オンデマンド視聴開始／スクーリング受講（1 日間）

※スクーリング会場は東京・愛知・大阪を予定しています。

※定員がありますので、申込多数の場合は抽選を行います。

※入学後、すぐに夏期での履修を希望する場合は、春期科目修了試験で【履修要件】である 4 科目の科目修了試験に合格、または単位修得済みである必要があります（以前に本学で「心理学」の単位を修得済みの方は**既修得単位個別認定（P.26）**をすることができます）。

(4) AFP 資格審査試験受検資格（在学中に取得可能）

「AFP（アフィリエイテッドファイナンシャルプランナー）」は、特定非営利活動法人日本ファイナンシャル・プランナーズ協会（日本FP協会）が認定するファイナンシャル・プランナー（生活設計のアドバイザー）の資格です。金融、保険、不動産、税金、法律など、財務に関わる広い範囲の専門知識を学びます。「成年後見制度」の導入で、身上監護とともに財産管理の支援が求められており、介護などの福祉の支援を必要とされる方々においては、生活資金の計画的な手当、財産管理や活用の支援など、「ファイナンシャルプラン」による生活支援の必要性が高まっています。

AFP 認定研修修了後、2級ファイナンシャル・プランニング技能検定（兼 AFP 資格審査試験）に合格し、かつ所定の期間内に日本FP協会に登録することで、AFP ならびに2級ファイナンシャル・プランニング技能士（国家資格）を取得できます。

【取得の方法】

日本FP協会の基準に基づいた AFP 認定研修を修了すること。

※本学は日本FP協会の特別認定教育機関です。

（参考）（特非）日本ファイナンシャル・プランナーズ協会 URL <https://www.jafp.or.jp/>

AFP を取得するためには、日本FP協会が認定した「AFP 認定研修（協会の認定を受けたスクールにて開講）」の修了（提案書の作成・提出など）、かつ2級ファイナンシャル・プランニング技能検定（兼 AFP 資格審査試験）に合格し、所定の期間内に日本FP協会に登録することが必要です。

本学では、所定の期間内に下表の指定科目の単位を修得することで、AFP 受検資格を取得（AFP 認定研修を修了）することができます。

（注）AFP 受検資格は科目等履修生でも取得できます。

① AFP 認定研修指定科目

科 目 名	単位数	科目形態	開講学年
ファイナンシャルプランニング総論	1	テキスト	1
金融資産運用設計	2	テキスト	1
不動産運用設計	2	テキスト	1
ライフプランニングと資金計画	2	テキスト	1
リスク管理と保険	2	テキスト	1
タックスプランニング	2	テキスト	1
相続・事業承継設計	2	テキスト	1
ファイナンシャルプラン作成	1	オンデマンド	1

（注）すべて卒業に必要な単位に含まれます。

② AFP 認定研修登録

AFP 受検資格取得希望者は、必ず事前に「AFP 認定研修」の登録を行ったうえで、指定科目を履修してください。事前に認定研修の登録を行わない場合は、指定科目を履修しても受検資格を取得できません。新入生は、入学金等の納入後に行う履修登録で、「AFP 認定研修」の登録を行います。

在学生は、年度初めの履修登録の際に登録を行うことができます。また、認定研修登録の前に指定科目を履修すると、科目の履修が優先されるため、在学中には認定研修の登録ができなくなります。

「AFP 認定研修」は、日本FP協会の認定研修のため、認定研修登録者の情報ならびに学習進捗状況を日本FP協会に報告する必要があります。あらかじめご了承ください。

③認定研修期間

1) 正科生

「AFP 認定研修」の登録を行った年度から、2年以内に AFP 認定研修指定科目をすべて修了しなくてはなりません。

2) 科目等履修生

「AFP 認定研修」の登録を行った年度内に、AFP 認定研修指定科目をすべて修了しなくてはなりません。

なお、年度途中で認定研修登録を行った場合でも、同一年度内での科目修了が必要です。

● 科目等履修生を経て正科生として入学する場合の注意事項について

科目等履修生が、AFP 認定研修指定科目（以下、指定科目）の一部を単位修得した後に、正科生として入学し、残りの指定科目の単位を修得しても、受検資格を取得することはできません（日本 FP 協会指導）。正科生で入学した場合は、あらためてすべての指定科目の単位を2年以内に修得する必要があります。あらかじめご了承ください。

④「ファイナンシャルプラン作成」（提案書の作成）について

AFP 認定研修を修了するためには、事例に基づき、ファイナンシャルプランナーとして実際に「提案書」を作成、提出する必要があります。本学では「提案書」を作成する科目として「ファイナンシャルプラン作成」（オンデマンド科目）を開設しています。

この科目は、実際に「提案書」を作成し、その提出をもって、科目修了試験としています。「提案書」の作成には、ファイナンシャルプランニングに関して一通りの知識が必要となることから、この科目を学習する前に、他の指定科目を学習することをおすすめします。

⑤ 2級ファイナンシャル・プランニング技能士（国家資格）について

本学の AFP 認定研修指定科目を修了後、AFP 資格審査試験（2級 FP 技能検定）に合格し、所定の期間内に日本 FP 協会に登録することで、AFP ならびに2級ファイナンシャル・プランニング技能士（国家資格）を取得することができます。

(5) 各種任用資格

任用資格とは、教育委員会や社会福祉事務所、児童相談所などの公的機関の職員として採用されて効力を発揮する資格です。民間福祉事業では、福祉事業に従事する人が備えているべき知識の規範として「任用資格」を独自に評価する場合があります。

<社会福祉主事任用資格>

社会福祉主事は、福祉事務所現業員として任用される者に要求される資格（任用資格）で、社会福祉施設職員などの資格に準用されています。福祉六法に基づいて、各種行政機関で保護・援助を必要とする人のために相談・指導・援助を行います。

以下の科目の中から3科目以上の単位を修得して正科生として卒業すると、「社会福祉主事」の任用資格を取得することができます。

経済学（4）、民法（4）、社会福祉原論（4）、社会学（2）、心理学（2）、医学概論（2）、社会福祉調査論（2）、地域福祉と包括的支援体制（4）、社会保障（4）、高齢者福祉（2）、障害者福祉（2）、児童・家庭福祉（2）、公的扶助（2）、リハビリテーション医学（2）、福祉サービスの組織と経営（2）、保健医療と福祉（2）、精神保健福祉の原理（4）
()内は単位数

＜児童指導員任用資格＞

児童指導員は、児童福祉施設（児童養護施設・障害児入所施設・児童発達センターなど）において、子どもが健全に成長・自立できるように援助したり生活指導を主に行う職員です。

以下の科目をすべて修得し正科生として卒業すると、「児童指導員」の任用資格を取得することができます。

※社会福祉士もしくは精神保健福祉士の資格をお持ちの場合は、すでに任用資格取得要件を満たしているため改めて履修する必要はありません。

社会福祉原論（4）、心理学（2）、社会学（2）、児童・家庭福祉（2）

4科目 10単位（ ）内は単位数

＜児童福祉司任用資格＞

児童福祉司は、児童相談所に所属して、児童を中心とした地域の状況を把握したり、児童や保護者の相談に乗り、抱えている問題の解決をサポートする仕事です。

この資格を取得するためには、以下の科目をすべて修得し、本学を正科生として卒業後内閣府令に定める施設において1年以上児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務に従事していることが条件です。

※社会福祉士もしくは精神保健福祉士の資格をお持ちの場合は、すでに任用資格取得要件を満たしているため改めて履修する必要はありません。

社会福祉原論（4）、心理学（2）、社会学（2）、児童・家庭福祉（2）

4科目 10単位（ ）内は単位数

※卒業後、各自で実務経験を充足する必要があります。

＜身体障害者福祉司任用資格＞

身体障害者福祉司は、福祉事務所において身体障害者福祉に関する技術的指導を行うことや、身体障害者の相談に応じその生活の実情・環境等を調査し、更生援護の必要の有無及びその種類を判断し、本人に対して直接または間接に社会的更生の方途を指導すること、ならびにこれらに付随する業務を行います。

以下の科目をすべて修得し正科生として卒業すると、「身体障害者福祉司」の任用資格を取得することができます。

社会福祉原論（4）、福祉サービスの組織と経営（2）、地域福祉と包括的支援体制（4）、

ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ（4）、社会保障（4）、社会学（2）、社会福祉調査論（2）、医学概論（2）、精神保健学（4）、心理学（2）、障害者福祉（2）

11科目 32単位（ ）内は単位数

※詳細は告示科目対象表（P. 59）を参照

＜知的障害者福祉司任用資格＞

知的障害者福祉司は、福祉事務所において知的障害の福祉に関する技術的指導を行うことや、知的障害者の福祉に関する相談に応じ、必要な調査及び指導を行うこと、ならびにこれらに付随する業務を行います。

以下の科目をすべて修得し正科生として卒業すると、「知的障害者福祉司」の任用資格を取得することができます。

社会福祉原論（4）、福祉サービスの組織と経営（2）、地域福祉と包括的支援体制（4）、

ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ（4）、社会保障（4）、社会学（2）、社会福祉調査論（2）、医学概論（2）、精神保健学（4）、心理学（2）、障害者福祉（2）

11科目 32単位（ ）内は単位数

※詳細は告示科目対象表（P. 59）を参照

● 告示科目対象表（身体障害者福祉司及び知的障害者福祉司 要件科目）

告示科目※	身体障害者福祉司 本学部開講科目	知的障害者福祉司 本学部開講科目
社会事業概論	社会福祉原論（4）	社会福祉原論（4）
社会事業史		
社会事業施設論	福祉サービスの組織と経営（2）	福祉サービスの組織と経営（2）
社会事業行政	地域福祉と包括的支援体制（4）	地域福祉と包括的支援体制（4）
社会教育		
社会事業の方法（CW、GW、CO）	ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ（4）	ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ（4）
社会立法	社会保障（4）	社会保障（4）
社会政策		
社会病理又は社会問題	社会学（2）	社会学（2）
社会調査	社会福祉調査論（2）	社会福祉調査論（2）
社会統計		
社会衛生	医学概論（2）	医学概論（2）
精神衛生	精神保健学（4）	精神保健学（4）
身体障害者の心理	心理学（2）	心理学（2）
職業指導	障害者福祉（2）	障害者福祉（2）
補装具知識		
	11 科目 32 単位	11 科目 32 単位

※厚生省告示第八十二号「身体障害者福祉法第十二条第二号の規定による社会福祉に関する科目」（昭和二十五年四月七日）

（6）初級パラスポーツ指導員（在学中に取得可能）

「パラスポーツ指導員」は、障がいのある方が積極的にスポーツを楽しめるように支援する指導者に必要な資格です。

【取得の方法】

正科生として指定科目の単位を修得すること。

（参考）（公財）日本パラスポーツ協会 URL <https://www.parasports.or.jp/>

正科生として以下の科目をすべて修得した年度末に（公財）日本パラスポーツ協会に申請すると、「初級パラスポーツ指導員」の資格を取得することができます。

障害者スポーツ研究（2）、障害者福祉（2）、スポーツマネジメント（2）

（ ）内は単位数

- ・「障害者スポーツ研究」はオンデマンド・スクーリング併修科目です（開講学年：3年次）。スクーリングは、本学（美浜キャンパス）のみでの開講となります。
- ・「障害者福祉」「スポーツマネジメント」はオンデマンド科目です。
- ・科目については、2024年4月現在の申請に基づいています。協会等によりカリキュラムの変更があった場合、上表の科目も変更となる場合があります。あらかじめご了承ください。

(7) 通信版ふくし・マイスター（本学独自の養成プログラム）

日本福祉大学では「21世紀の新しい福祉社会と持続可能な地域社会の構築に貢献する指導的人材を育成する」ことを掲げ、地域での教育・研究・社会貢献を進める取り組みをおこなっています。そのひとつが、持続可能な「ふくし社会」を担う「ふくし・マイスター」の育成です。

本学部でも、全国に住む学生がそれぞれの住まいや職場で、周りの人々や地域の抱える課題を自分事としてとらえ、「ふくし」の視点をもって課題解決に取り組むための学修をした学生を「通信版ふくし・マイスター」として認定します。

要件科目（地域について学ぶオンデマンド科目、履修者同士がグループワークをおこなうことで学びを深めるスクーリング科目）の中から10科目20単位以上を修得し、かつ4回のリフレクション（学んできたことのふりかえり）に取り組むことで、学んだ証として卒業時に「通信版ふくし・マイスター」の修了証を授与します。詳細は入学後にご案内します。

(8) 多職種連携教育プログラム（本学独自の顕彰制度）

日本福祉大学では、全学的な取り組みとして「多職種連携教育プログラム」を進めています。このプログラムでは、多職種連携に関する「基本的理解」「他の職種の理解」「多職種連携の体験的な学び」の3ステップでの学びを推進し、一定の要件を満たした学生に対し、卒業時に「多職種連携の学び」の修了証を授与します。詳細は入学後にご案内します。

7. 科目等履修認証コース

科目等履修生として、各分野を体系的に学べる、科目等履修認証コースを3コース開講しています。
1年間の履修期間でコース内から10単位以上修得すると、修了者（希望者の方のみ）には「修了証明書」を本学より発行します。

- 専門分野を体系的に学びたい ➡ プランに沿って学ぶことで、まとまりのある学習ができます。
- 履修モデルとして参考にしたい ➡ どの科目を選べばいいかわからないとき道しるべになります。
- 勉強した証が欲しい ➡ コース修了者には「修了証明書」を発行します。

(1) 開講コース

① ビジスマネジメントコース（ビジスマネジメント科目群より10単位以上修得）

医療・福祉・環境分野におけるビジネス動向と企業・組織の原理と構造を把握し、社会に貢献する企業組織の知識と技術を学びます。

② コミュニティマネジメントコース（コミュニティマネジメント科目群より10単位以上修得）

国内外の地域における医療・福祉・環境・経済の問題や仕組みについて理解を深め、コミュニティベースのマネジメントの知識と技術を学びます。

③ ライフマネジメントコース（ライフマネジメント科目群より10単位以上修得）

生活上の支援を必要とする人々のニーズを的確に把握し、これに応えるための福祉のマネジメントの知識と技術を学びます。

各科目群は [\[2. カリキュラム\]](#)（P.44～P.45）を参照してください。

8. 資格取得について

資格を取得するために必要な科目と単位数

(1) 社会福祉士を目指す場合

社会福祉士の資格を取得するためには、福祉系の大学において厚生労働大臣が指定する社会福祉に関する科目（指定科目）を履修したうえで（受験資格の取得）、（公財）社会福祉振興・試験センターが実施する国家試験に合格した後に、「社会福祉士登録簿」に登録することが必要です。

「社会福祉士国家試験受験資格」は、本学が開講する社会福祉に関する指定科目の単位修得（社会福祉士指定科目対照表（P. 63 参照））と、正科生として本学を卒業することの2つの要件を満たすことにより取得できます。

※本学部では、2025 年度より社会福祉士カリキュラムを変更します。

①社会福祉士の概要

社会福祉士は、介護福祉士とともに、わが国で初めて誕生した社会福祉専門職の国家資格です。

担う役割は、「社会福祉士及び介護福祉士法」に定められており、主として、高齢者や障害者など、福祉ニーズをもつ者に対する相談援助を業とします。彼らのニーズを受容し、彼らの利益と権利を護るとともに、自立（自律）支援のため、他の福祉サービス関係者等と連携しながら専門職としての知識や技術を駆使する社会福祉援助（ソーシャルワーク）の実践を展開しています。

「社会福祉士」は法律上の名称であり、資格の名称がそのまま職種の名称になるとは限りません。

例えば、福祉事務所ではケースワーカー、社会福祉施設では生活相談員、社会福祉協議会では福祉活動専門員、医療機関では医療ソーシャルワーカー（MSW）などと呼ばれています。

②社会福祉士国家試験受験資格の取得条件

「社会福祉士国家試験受験資格」を取得するためには、次の2つの要件を満たさなければなりません。

- ① 本学が開講する社会福祉に関する指定科目（社会福祉士指定科目対照表参照）および、演習・実習科目の履修要件（⑩、A、B、C）に定める科目の単位を修得すること（P. 67 参照）。
- ② 正科生として本学を卒業すること（国家試験を受験する年度末に卒業する必要があります）。

社会福祉士国家試験受験資格の取得を希望する方は、指定科目を優先して履修登録してください。

●社会福祉士実習履修者選抜について

「ソーシャルワーク実習指導Ⅰ・Ⅱ」「ソーシャルワーク実習」を履修するためには、入学後、実習前年度に行う社会福祉士実習履修者選抜（P.68）に合格する必要があります。

●実習免除について

2025 年 3 月 31 日時点において、1 年以上の相談援助業務の実務経験のある方は、実習免除を申請することができます。詳細は、[⑩社会福祉士の実習免除申請について]（P. 70）を参照してください。



注意

社会福祉士および精神保健福祉士国家試験受験資格の取得を目指す方は、[\[社会福祉士・精神保健福祉士国家試験受験資格 Q&A\]](#) (P. 124～P. 130) を必ず確認してください。資格取得にかかわる重要事項が記載されています。

<社会福祉士指定科目対照表>

厚生労働省指定科目			本学通信教育課程開講科目			
科目名			科目名	科目形態	単位数	開講学年
医学概論 ※☆			医学概論	O	2	1
心理学と心理的支援 ※☆			心理学	O	2	1
社会学と社会システム ※☆			社会学	O	2	1
社会福祉の原理と政策 ☆			社会福祉原論	O	4	1
社会保障 ※☆			社会保障	O	4	1
権利擁護を支える法制度 ※☆			権利擁護と成年後見	O	2	2
地域福祉と包括的支援体制 ☆			地域福祉と包括的支援体制	O	4	2
高齢者福祉 ※☆			高齢者福祉	O	2	2
障害者福祉 ※☆			障害者福祉	O	2	2
児童・家庭福祉 ※☆			児童・家庭福祉	O	2	2
貧困に対する支援 ※☆			公的扶助	O	2	3
保健医療と福祉 ※☆			保健医療と福祉	O	2	2
刑事司法と福祉 ※☆			刑事司法と福祉	O	2	2
ソーシャルワークの基盤と専門職 ※☆			ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅰ	O	2	1
ソーシャルワークの基盤と専門職（専門）※☆			ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅱ	O	2	1
ソーシャルワークの理論と方法 ☆			ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ	O	4	2
ソーシャルワークの理論と方法（専門） ☆			ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ	O	4	2
社会福祉調査の基礎 ※☆			社会福祉調査論	T	2	2
福祉サービスの組織と経営 ※☆			福祉サービスの組織と経営	O	2	2
			合計単位数 48 単位			
演習・実習科目	ソーシャルワーク演習 ※		ソーシャルワーク演習Ⅰ	T S	(2)	3
	ソーシャルワーク演習（専門）		ソーシャルワーク演習Ⅱ	T S	(4)	3
			ソーシャルワーク演習Ⅲ	T S	(4)	4
	ソーシャルワーク実習指導		ソーシャルワーク実習指導Ⅰ	T S	(2)	3
			ソーシャルワーク実習指導Ⅱ	T S	(4)	4
ソーシャルワーク実習		ソーシャルワーク実習	J	(5)	4	

演習・実習科目合計単位数 21 単位
(卒業単位に含まれません)

※は基礎科目

☆は国家試験科目

() 内単位数は卒業単位に含まれません。

科目形態について

T：テキスト科目 O：オンデマンド科目 TS：テキスト・スクーリング併修科目 J：実習科目

すべての科目の単位修得が必要です

③演習・実習科目とは

演習・実習科目とは、「ソーシャルワーク演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」「ソーシャルワーク実習指導Ⅰ・Ⅱ」（テキスト・スクーリング科目）、および「ソーシャルワーク実習」（実習科目）を指します。

それぞれの科目は、以下のとおりです。

[ソーシャルワーク演習]

ソーシャルワークの実践をイメージし、概念や技術について学びます。実習や実践での体験を振り返り、理論と結びつけることによって、専門的な知識や技術の習得を目指します。

[ソーシャルワーク実習指導]

ソーシャルワーク実習の意義、実習施設や実習施設のある地域の理解を深め、学習や実習に向けた手続きを行い、「実習計画書」を作成します。実習後の指導は、実習体験を振り返り、これまで学習した事柄と体験を結びつけ、専門的援助技術を身につけることを目指します。

[ソーシャルワーク実習]

ソーシャルワーク実習は、資格科目の中核となる「現場実習」です。実際に社会福祉の現場で実習を行い、ソーシャルワークに関する専門知識、専門援助技術および関連知識を学びます。

④「ソーシャルワーク演習」「ソーシャルワーク実習指導」の学習内容

「テキストによる学習」と「スクーリングでの学習」の2つの学習形態を通して学びます（テキスト・スクーリング科目）。

テキスト学習は、テキスト、学習指導書、関連資料、図書等で学び、課題レポート等を作成する記述式の学習です。

スクーリング学習は、対面式のクラス制授業で、共通のテーマや課題をもとに、議論、交流を重ねながら相談援助に対する学びを深めます。

● ソーシャルワーク演習について

ソーシャルワーク演習は、「ソーシャルワーク演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」の3科目で構成されます。

・テキスト学習

テキストや学習指導書を読み、テキスト内に示される課題に取り組みます。学習のまとめとして「添削課題」に取り組みます。

・スクーリング学習

ロールプレイ、事例検討、グループワークなど、スクーリングならではの対面指導形式の学習です。

・科目修了試験レポートの提出

● ソーシャルワーク実習指導について

ソーシャルワーク実習指導は、「ソーシャルワーク実習指導Ⅰ・Ⅱ」の2科目で構成されます。「ソーシャルワーク実習指導Ⅰ」は実習の事前学習、「ソーシャルワーク実習指導Ⅱ」は実習をはさむ事前事後の学習です。

・テキスト学習

テキストや学習指導書を読み「学習課題」を提出し、添削指導を受けます。学習課題には、テキスト学習や、実習報告書作成なども含まれます。

・スクーリング学習

社会福祉士の倫理綱領、実習計画書作成、実習を行ううえでの諸手続き、心構え等を学びます。

※スクーリングは、実習地により日程と地域が指定されます。

・科目修了試験レポートの提出

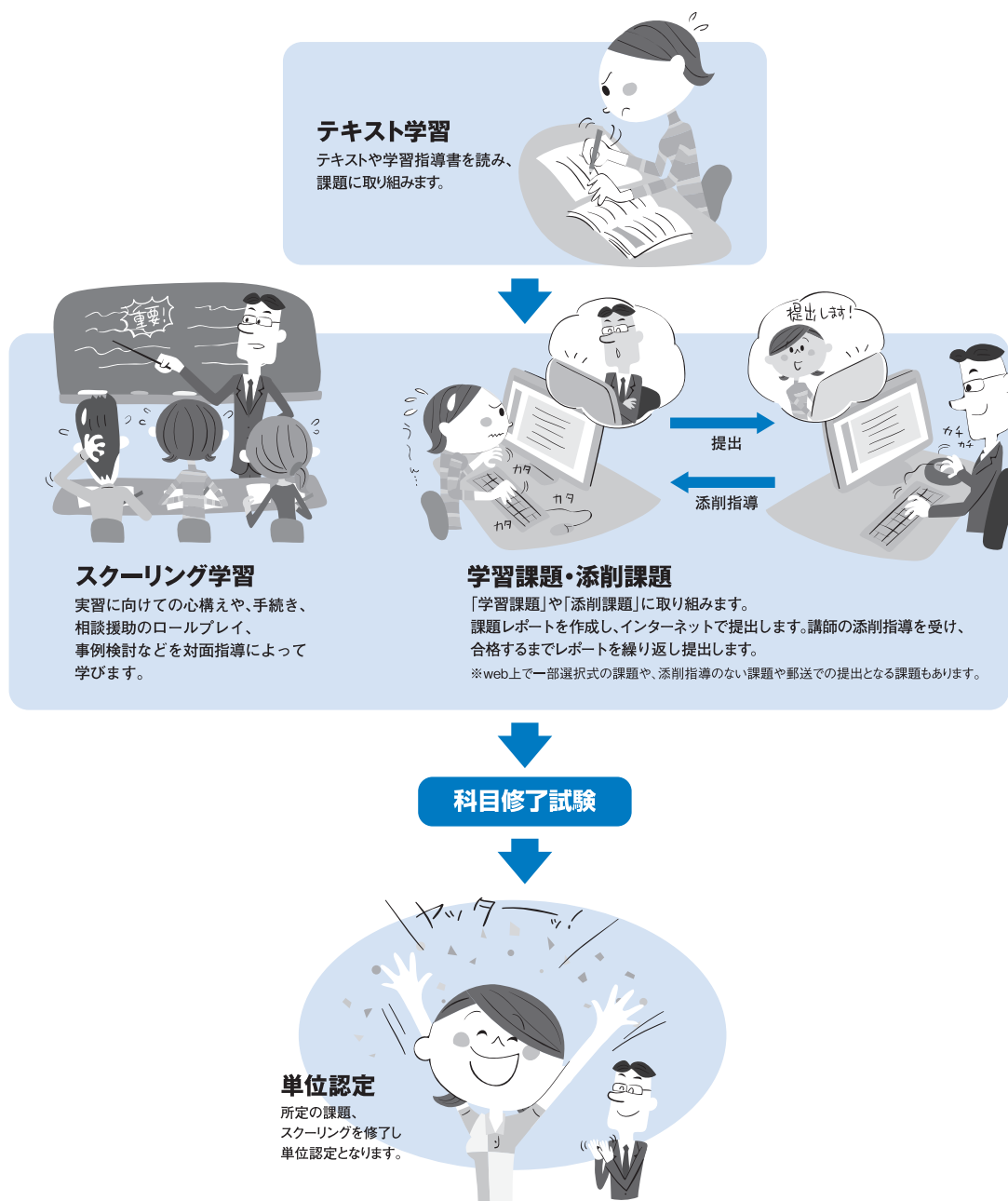
⑤パソコン動作環境について

社会福祉士の演習・実習科目については、定められた期日までにレポート等の課題を提出する必要があります。

課題の提出はインターネット上で行います。演習・実習科目の課題の作成および提出にあたってはMicrosoft Word 2019、2021、2024（予定）、Microsoft 365 Apps（PC インストール版）いずれかのソフトウェアが必要です。ソフトウェアをお持ちでない方は、在学期間中のみ Microsoft Word を無償で利用可能ですので、学習開始前にインストールを済ませてください。（P.133 参照）また、手引き等ガイド類のダウンロードが必要な場合があります。可能な限りプリンター等印刷機器の準備をおすすめします。

「ソーシャルワーク演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」「ソーシャルワーク実習指導Ⅰ・Ⅱ」は、レポート等の作成提出が必要なことから、スマートフォン・タブレット等では学習できません。Microsoft Word が使用できるパソコンを準備してください。

●テキスト・スクーリング科目のながれ（イメージ）



⑥社会福祉士の演習・実習の流れと履修要件

社会福祉士国家試験受験資格を取得するためには、演習・実習科目である「ソーシャルワーク演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」「ソーシャルワーク実習指導Ⅰ・Ⅱ」「ソーシャルワーク実習」を履修しなければなりません。

この演習・実習科目は、誰でも履修できるわけではありません。実習科目については、実習前年度の社会福祉士実習履修者選抜（以下、社士選抜）に合格する必要があります。また、それぞれの科目に所定の履修要件が設定されており、履修要件を満たさない場合は、履修することができません。演習・実習科目の流れは以下のとおりです。

<社会福祉士演習・実習科目の履修イメージ>

年次	演習の流れ	実習の流れ
3年次（4年次編入1年目）	4月	
	5月 0 演習科目登録期間（予備登録、履修登録）	0 実習関連科目登録期間（予備登録）
	6月	
	7月	
	8月	実習科目 社士選抜 実施（合格発表9月）
	9月	
	10月	スクーリング1日間
	11月 A 「ソーシャルワーク演習Ⅱ」履修要件判定	実習施設決定
	12月	
	1月	B 「実習科目履修前指導」受講要件判定
	2月	実習科目履修前指導
	3月 C 「ソーシャルワーク演習Ⅲ」「ソーシャルワーク実習指導Ⅱ」「ソーシャルワーク実習」履修要件判定	
4年次（4年次編入2年目）	4月	前期スクーリング1日間
	5月	
	6月	ソーシャルワーク実習 A 実習期間 5月～8月（24日間） 帰校日指導（オンライン）2回
	7月	
	8月	
	9月	中期スクーリング（オンライン）（1日）
	10月	ソーシャルワーク実習 B 実習期間 10月～11月（8日間） 帰校日指導（オンライン）1回
	11月	
	12月	後期スクーリング1日間
	1月	
	2月	
	3月	

※帰校日指導（オンライン）を実習期間中に実施します。

注1) 各科目の履修要件の（ ）の内の数字は単位数

注2) 履修要件は毎年見直しを行うため、変更になる場合があります。

注3) 「ソーシャルワーク実習指導Ⅰ」の単位認定は、「ソーシャルワーク演習Ⅰ」および「ソーシャルワーク演習Ⅱ」の単位を修得していることが条件になります。「ソーシャルワーク実習指導Ⅰ」は個別に単位認定されません。

①「ソーシャルワーク演習Ⅰ」「ソーシャルワーク実習指導Ⅰ」履修要件

科 目	履 修 要 件
ソーシャルワーク演習Ⅰ	履修年度の所定の期日までに予備登録を行うこと
ソーシャルワーク実習指導Ⅰ	履修年度の所定の期日までに下記①、②の2つの要件を満たすこと ①「社土選抜」に合格すること ②「ソーシャルワーク演習Ⅰ」(2)を履修登録(もしくは単位修得)がされていること ③下記の【A】①～②を満たしていること ④追加履修登録期間(9月)までに、下記【B】【C】要件①～②を満たす履修登録(もしくは単位修得)がされていること

【A】「ソーシャルワーク演習Ⅱ」履修要件

科 目	履 修 要 件
ソーシャルワーク演習Ⅱ	履修年度の所定の期日までに下記①、②、③の3つの要件を満たすこと ①春期または夏期科目修了試験までに、「スタートアップセッション」(1)、「医学概論」(2)「心理学」(2)、「社会学」(2)、「ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅰ」(2)、「ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅱ」(2)の6科目(計11単位)の科目修了試験合格(もしくは単位修得) ②春期または夏期科目修了試験までに、【別表：科目群①】から2単位以上の科目修了試験合格(もしくは単位修得) ③「ソーシャルワーク演習Ⅰ」(2)の単位修得

【B】「実習科目履修前指導」受講要件

	受 講 要 件
実習科目履修前指導	受講年度の所定の期日までに下記①、②、③の3つの要件を満たすこと ①秋期科目修了試験までに、「社会福祉原論」(4)、「社会保障」(4)、「権利擁護と成年後見」(2)「地域福祉と包括的支援体制」(4)、「ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ」(4)の5科目(計18単位)の科目修了試験合格(もしくは単位修得) ②秋期科目修了試験までに、【別表：科目群②】から2単位以上の科目修了試験合格(もしくは単位修得) ③「ソーシャルワーク実習指導Ⅰ」(2)の単位修得

【C】「ソーシャルワーク演習Ⅲ」「ソーシャルワーク実習指導Ⅱ」「ソーシャルワーク実習」履修要件

科 目	履 修 要 件
ソーシャルワーク演習Ⅲ	履修年度の所定の期日までに下記①、②、③、④の4つの要件を満たすこと ①冬期科目修了試験までに、「高齢者福祉」(2)、「障害者福祉」(2)、「児童・家庭福祉」(2)、「ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ」(4)の4科目(計10単位)の科目修了試験合格(もしくは単位修得) ②冬期科目修了試験までに、【別表：科目群③】から2単位以上の科目修了試験合格(もしくは単位修得) ③「ソーシャルワーク演習Ⅱ」(4)の単位修得 ④「ソーシャルワーク実習指導Ⅱ」(4)および「ソーシャルワーク実習」(5)を同時履修すること(実習免除者を除く)
ソーシャルワーク実習指導Ⅱ	履修年度の所定の期日までに下記①、②、③、④、⑤の5つの要件を満たすこと ①冬期科目修了試験までに、「高齢者福祉」(2)、「障害者福祉」(2)、「児童・家庭福祉」(2)、「ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ」(4)の4科目(計10単位)の科目修了試験合格(もしくは単位修得) ②冬期科目修了試験までに、【別表：科目群③】から2単位以上の科目修了試験合格(もしくは単位修得) ③「ソーシャルワーク演習Ⅰ」(2)「ソーシャルワーク演習Ⅱ」(4)「ソーシャルワーク実習指導Ⅰ」(2)の3科目の単位修得 ④「ソーシャルワーク演習Ⅲ」(4)を同時に履修もしくは単位修得 ⑤「実習科目履修前指導」を受講済であること
ソーシャルワーク実習	

【別表：科目群①】 ()内は単位数
社会福祉原論(4)、社会保障(4)、権利擁護と成年後見(2)、地域福祉と包括的支援体制(4)、
ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ(4)、ソーシャルワークと専門職(2)

【別表：科目群②】 ()内は単位数
高齢者福祉(2)、障害者福祉(2)、児童・家庭福祉(2)、ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ(4)

【別表：科目群③】 ()内は単位数
公的扶助(2)、保健医療と福祉(2)、刑事司法と福祉(2)、社会福祉調査論(2)、福祉サービスの組織と経営(2)

⑦【社会福祉士実習履修者選抜】

「ソーシャルワーク（社会福祉士）実習」の履修定員は500名程度を予定しているため、入学後に社会福祉士実習履修者選抜（以下、社士選抜）を実施します。上記の科目を履修するためには、実習前年度に予備登録を行い社士選抜に合格し、履修要件を満たす必要があります。

この社士選抜は、社会福祉現場で実習するために必要な基礎知識を備えているかを判定するものです。

※実習免除者は除きます。

※社士選抜の合格要件として、P.67の[A]要件①②を満たしていること、[B][C]要件①②の履修要件を満たす履修登録（もしくは単位修得）を追加履修登録期間（9月）までにされていることが必要です。

※社士選抜は、当年度に「ソーシャルワーク実習指導Ⅰ」、翌年度に「ソーシャルワーク実習指導Ⅱ」および「ソーシャルワーク実習」の履修者を選抜するものです。社士選抜の合格者であっても、該当科目の履修要件を満たせなかった場合は、改めて社士選抜を受験しなければなりません。

※社士選抜は、実習する年次が在学年を超えなければ、再受験することができます。

※専門職養成、ならびに学習負担の観点より、本学以外の専門学校等の教育機関に在学（いわゆるダブルスクール）している、もしくはする予定の方は、社士選抜を受験することができません。社士選抜に合格しても、他校の在籍が判明した場合は、履修許可が取り消しとなります。

※社士選抜の詳細は、5月下旬に案内をする予定です。

※選抜受験料は無料です。



注意

社会福祉士実習履修者選抜と精神保健福祉士実習履修者選抜を同一年度受験することはできません。どちらか一方を選択して受験してください。
※年度を変えて受験することは可能です。

⑧ソーシャルワーク実習の内容

「ソーシャルワーク実習」は、大学が規定する実習期間、実習形態に基づき、同一年度に2ヶ所の実習施設において合計32日間（240時間以上）の実習を行います。

うち、1施設目（「ソーシャルワーク実習A」）は5月～8月に24日間（180時間以上）、2施設目（「ソーシャルワーク実習B」）は10月～11月に8日間（60時間以上）の実習を行います。1施設における実習は連続した日程のみとなります。実習は施設の指定する日程で行います。

実習の配属先は大学が決定します。実習施設は、施設種別や実習指導者の配置など厚生労働省が定めた要件を満たしかつ厚生労働省に届け出済みの施設（指定実習施設）です。学生自身が実習施設を指定することはできません。

<ソーシャルワーク実習の形態>

ソーシャルワーク実習 A		ソーシャルワーク実習 B
・24日間（180時間以上） ・5月～8月に実施	+	・8日間（60時間以上） ・10月～11月に実施

（注1）「ソーシャルワーク実習」の配属先は、大学が調整し決定します。必ずしも自宅近郊の指定実習施設で実習することができるとは限りません。通勤可能な範囲に指定実習施設がない場合には、自身で宿泊先を手配し、実習に通う場合もあります（宿泊にかかる費用は自己負担）。あらかじめご了承ください。

（注2）2025年3月31日時点において、指定施設で1年以上の相談援助業務の実務経験がある方は、実習の免除を申請することができます。詳細は、【⑩社会福祉士の実習免除申請について】（P.70）を参照してください。

※母体保護の観点から、妊娠中および出産後8週間以内に実習を行うことはできません。

● 指定実習施設について

本学の指定実習施設については、以下のホームページで確認することができます。

日本福祉大学社会福祉実習教育研究センター <https://www.n-fukushi.ac.jp/jissy/> [配属実績施設]

※ホームページに掲載されている施設については、毎年実習生を受け入れることを約束するものではありません。

⑨社会福祉士実習免除者の演習の流れと履修要件

社会福祉士国家試験受験資格の取得を目指す方で、2025年3月31日時点において、指定施設で1年以上の相談援助業務の実務経験がある場合は、実習免除（「ソーシャルワーク実習」「ソーシャルワーク実習指導Ⅰ・Ⅱ」の免除）を申請することができます。ただし、実習免除を申請する場合でも、演習科目である「ソーシャルワーク演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」の単位を修得する必要があります。なお、実習免除者については、科目履修にあたっての社士選抜はありません。

「ソーシャルワーク演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」を履修するためには、次の[A]、[C]の履修要件を満たすことが必要です。

<社会福祉士実習免除者演習科目の履修イメージ>

年次	演習の流れ
3年次（4年次編入1年目）	4月
	5月 演習科目登録期間（予備登録、履修登録）
	6月
	7月
	8月
	9月
	10月
	11月 A 「ソーシャルワーク演習Ⅱ」履修要件判定
	12月
	1月
	2月
	3月 C 「ソーシャルワーク演習Ⅲ」履修要件判定
4年次（4年次編入2年目）	4月
	5月
	6月
	7月
	8月
	9月
	10月
	11月
	12月
	1月
	2月
	3月

※要件[B]および科目群②は実習科目に掛かる記載事項のため、本ページでの記載はありません。

※要件[C]は実習科目履修者と内容が異なりますのでご注意ください。

「ソーシャルワーク演習Ⅰ」履修要件

科目	履修要件
ソーシャルワーク演習Ⅰ	履修年度の所定の期日までに予備登録を行うこと

[A]「ソーシャルワーク演習Ⅱ」履修要件

科目	履修要件
ソーシャルワーク演習Ⅱ	履修年度の所定の期日までに下記①、②、③の3つの要件を満たすこと ①春期または夏期科目修了試験までに、「スタートアップセッション」(1)、「医学概論」(2)、「心理学」(2)、「社会学」(2)、「ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅰ」(2)、「ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅱ」(2)の6科目（計11単位）の科目修了試験合格（もしくは単位修得） ②春期または夏期科目修了試験までに、 【別表：科目群①】 から2単位以上の科目修了試験合格（もしくは単位修得） ③「ソーシャルワーク演習Ⅰ」(2)の単位修得

[C]「ソーシャルワーク演習Ⅲ」履修要件

科目	履修要件
ソーシャルワーク演習Ⅲ	履修年度の所定の期日までに下記①、②、③の3つの要件を満たすこと ①冬期科目修了試験までに、「社会福祉原論」(4)、「社会保障」(4)、「権利擁護と成年後見」(2)、「地域福祉と包括的支援体制」(4)、「ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ」(4)、「高齢者福祉」(2)、「障害者福祉」(2)、「児童・家庭福祉」(2)、「ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ」(4)の9科目（計28単位）の科目修了試験合格（もしくは単位修得） ②冬期科目修了試験までに、 【別表：科目群③】 から2単位以上の科目修了試験合格（もしくは単位修得） ③「ソーシャルワーク演習Ⅱ」(4)の単位修得

注1) 科目名の（ ）内の数字は単位数

注2) 履修要件は毎年見直しを行うため、変更になる場合があります。

【別表：科目群①】

社会福祉原論 (4)、社会保障 (4)、権利擁護と成年後見 (2)、地域福祉と包括的支援体制 (4)、ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ (4)、ソーシャルワークと専門職 (2) () 内は単位数

【別表：科目群③】

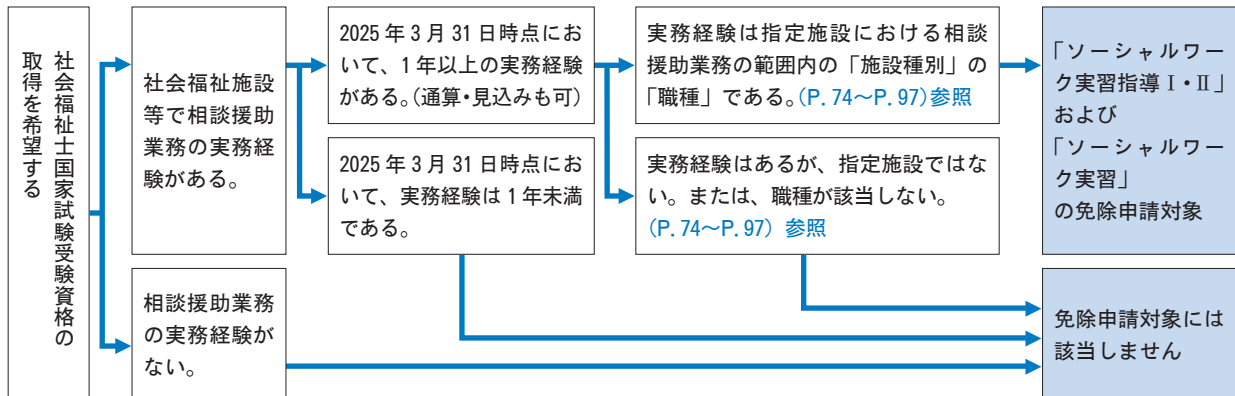
公的扶助 (2)、保健医療と福祉 (2)、刑事司法と福祉 (2)、社会福祉調査論 (2)、福祉サービスの組織と経営 (2) () 内は単位数

⑩社会福祉士の実習免除申請について

実習免除を申請する場合は、社会福祉士指定施設として定められた施設において相談援助業務として認められる職種で勤務している（いた）ことが必要です。また、相談援助業務の実務経験（2025年3月31日時点で1年以上）に関する証明書を、職場に発行してもらう必要があります。相談援助業務の内容・範囲については、厚生労働省により定められています。詳細は、[⑫社会福祉士指定施設における相談援助業務の範囲]（P. 74～P. 97）を参照してください。

実習免除を申請する場合は、『出願手続要項』の本学所定用紙「⑧実務経験証明書＜申告書＞」「⑨実務経験証明書＜個票＞」を作成のうえ、出願書類に同封してください。書き方については、[⑪社会福祉士の実務経験証明書の書き方]（P. 71）を参照してください。

● 実習免除申請対象に該当するか、下表を確認してください。



2025年3月31日時点において、相談援助業務の実務経験を1年満了の方は、「見込み」での出願が可能です。また、複数の施設での実務経験の年数を通算することも可能です。

注意点

- 1) 実習免除申請は入学時のみ受付します。入学後に申請することはできません。
- 2) 実習免除申請の時期によっては、審査結果の通知が入学後（4月1日以降）に届く場合があります。そのため、可能な限り第2期出願期間までに提出されることをおすすめします（実習免除申請が認められなかった場合であっても、いったん納入された入学選考料、学費は一切返還しません）。
- 3) 相談援助業務の実務経験とは、[⑫社会福祉士指定施設における相談援助業務の範囲]（P. 74～P. 97）に記載されている施設での職種における業務です。職場から発行される実務経験証明書により、判定を行います。なお、実習免除が認められた後に、実務経験証明書の虚偽等が判明した場合、実習免除が取り消されます。
- 4) 「ソーシャルワーク実習」「ソーシャルワーク実習指導Ⅰ・Ⅱ」の免除を申請する場合は、2025年3月31日時点において実務経験の要件を満たしている必要があります。2025年4月1日以降に要件を満たしても、免除の対象となりません。
- 5) 実習免除を申請する場合でも、演習科目である「ソーシャルワーク演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」の単位修得する必要があります。
- 6) 同一の施設・機関、同一の職種での実務経験をもって社会福祉士と精神保健福祉士両方の資格の実習免除は認められません。



注意 次に掲げる職種は、社会福祉士の実習免除の業務経験とはなりません。

社会福祉施設や病院・診療所の、

- ・医師、看護師、准看護師、看護補助者、看護助手
- ・介護職員、作業指導員、訪問介護員（ホームヘルパー）、サービス提供責任者
- ・理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などの機能訓練担当職員（当該業務を補助する方を含む）
- ・調理員、事務員、運転手
- ・職業指導員（P. 87の1—(4)、P. 88の1—(7)に該当する方を除く）、公共職業安定所（ハローワーク）の職業相談（員）（P. 93の2—(73)に該当する方を除く）

詳しくは、[⑫社会福祉士指定施設における相談援助業務の範囲]（P. 74～P. 97）で確認してください。

⑪社会福祉士の実務経験証明書の書き方

実務経験証明書は、学生の社会福祉士国家試験受験資格にかかわる重要な証明書です。申請された実務経験や職種が事実と異なった場合は、国家試験の受験資格が得られなかったり、資格取得後に資格を取り消される場合があります。また、書類に不備があった場合や文字が不鮮明などで読みとれない場合は差し戻します。P. 72 ～P. 73 の記入例を参考に十分注意して、申請を行ってください。

注意点

- 1) 施設種類、職種名については、後述の【⑫社会福祉士指定施設における相談援助業務の範囲】(P. 74 ～P. 97) に記載されているとおりの表記で証明されていることが必要です。それ以外の表記では認められません。

実務経験の相談援助業務の範囲への該当、また施設・職種コード（業務）については、事前に職場（もしくは証明書を発行する法人）にご相談のうえ、『出願手続要項』の本学所定用紙「**⑨実務経験証明書<個票>**」の発行を受けてください。

なお、記載されている業務内容等について、証明書発行先に問い合わせる場合があります。あらかじめご了承ください。

- 2) 「**⑨実務経験証明書<個票>**」は、証明者が記入し、公印の捺印が必要です。
- 3) 「**⑧実務経験証明書<申告書>**」と「**⑨実務経験証明書<個票>**」との間に、整合性がとれているかどうか確認してください。
- 4) 「**⑧実務経験証明書<申告書>**」と「**⑨実務経験証明書<個票>**」は、1つの実務経験につきそれぞれ1枚ずつ作成してください。
- 5) 複数の実務経験を通算して1年を満たす（見込みの）方については、「**⑧実務経験証明書<申告書>**」と「**⑨実務経験証明書<個票>**」をコピーして使用してください。
- 6) 複数の勤務経験を有する方でも、2025年3月31日時点で1箇所の施設・機関での相談援助業務の実務経験年数が1年を満たす（見込みの）方については、1箇所の実務経験証明書のみの提出で結構です。複数の勤務経験の実務経験証明書を提出する必要はありません。
- 7) 2025年3月31日時点で相談援助業務の実務経験が1年を満たす（見込みの）方は、入学後、相談援助業務の必要年限を満たした実務経験証明書<⑧申告書>および<⑨個票>を、あらためて提出していただきます。期日までに提出のない場合は、実習免除が取り消しになります。
- 8) P. 89、P. 93（注1）（注2）（注3）（注4）（注7）に該当する職種で「介護福祉士国家試験」を受験している場合、その実務経験（施設種類、職種）をもって社会福祉士の実習免除申請を行うことはできません。期間の重複がない場合でも申請は認められません。
- 9) 「特別養護老人ホーム」および「老人デイサービスセンター」の実務経験証明書を提出する場合は、必ず老人福祉法もしくは介護保険法のいずれかに基づいて設置された施設であることを確認し、正式な施設種類を記入してください。
- 10) 黒のボールペン（熱でインクが消えるものは不可）を用い、手書きで記載してください。

実習免除に関して、P. 70～P. 97 ならびに P. 124～P. 130 のQ & Aをよくお読みいただいたうえで、不明点等がありましたら、以下までお問い合わせください。

● 通信教育部事務室（実習免除に関するお問い合わせ）

電子メール：menjojimu@ml.n-fukushi.ac.jp

※個別の実務経験が相談援助業務の内容・範囲に該当するかどうかについてお問い合わせいただく場合がありますが、業務内容、実態を正確に把握できないことから、実習免除の可否につきましてはお答えできません。提出された実務経験証明書の記載により判定いたします。あらかじめご了承ください。

<申告書>は、申告者本人が記入してください。

※黒のボールペンで記入してください。また、熱でインクが消えるペンは使用しないでください。

社会福祉士用

2025年度 実務経験証明書 <申告書>

8

※は記入しないでください。

※学籍番号		※受験番号	25
-------	--	-------	----

該当する箇所に○をつけてください。

入学の種類	1 年次入学	2 年次編入学	☒ 3 年次編入学	4 年次編入学
-------	--------	---------	--	---------

本証明書は申告者（出願者）本人が記入してください。

日本福祉大学 学長 殿

申告日 20 24 年 12 月 1 日

〒 470-0135

<申告者> 住 所 愛知県知多郡南知多町豊浜 3-9

電話番号（日中連絡がとれるもの）（ 080 ） 0101 - 3434

※記載内容について、問い合わせ、書類の返却をする場合がありますので郵送物が届く住所をご記入ください。

氏 名 福祉 一郎

私の相談援助の実務経験は次のとおりです。所属長等の証明書⑨を添えて、申告いたします。

勤務している (していた) 施設の名称	法人名	社会福祉法人さばうの里			
	施設名称	放課後子どもデイサービス もうやっこ			
施設種類 ^{注1}	放課後等デイサービス事業を行う施設		施設・職種コード ^{注1}	1	5 7 3
職種 ^{注1}	保育士				
勤務期間 (西暦で記入)	※(1)から(3)のいずれか1つのみ記入してください。				
	(1) 現在勤務していない(過去に勤務していた)場合 年 月 日～年 月 日(年 か月)				
	(2) 現在継続して勤務している場合 2014 年 4 月 1 日～現在に至る(10 年 8 か月)				
	(3) 現在継続して勤務している場合 ^{注2} 年 月 日～年 月 日で実務経験1年を満たす見込み。				

注1

注2

【確認事項】

「指定施設における相談援助の範囲」(P.87～P.97)の注1～注7及び★印に該当しないことを確認してください。
同一の施設・職種での実務経験をもって、社会福祉士および精神保健福祉士両方の資格の実習免除申請を行うことはできません。また、同一の期間の実務経験をもって、社会福祉士および精神保健福祉士両方の資格の実習免除申請を行うことはできません。

※確認した上で、必ず□にチェック☑をつけてください。

☒ 確認しました

注1 「施設種類」「職種」「施設・職種コード」は(P.74～P.97)の「施設種類」「相談援助業務の実務経験として認められる職種」「施設・職種コード」から選択し記入してください。それ以外の名称や名称を省略したものは認められません。
注2 出願時に実務経験の合計期間が1年未満であり、2025年3月31日時点で実務経験が1年を満たす(見込み)の申告者は入学後あらためて実務経験証明書<⑨申告書>と<⑨個票>の提出が必要です。提出されない場合は、申請が無効となります。
※訂正された場合は申告者の印を押してください。修正液は使用しないでください。訂正印は朱印を使用した印を押印してください。
※実務経験証明書<⑨申告書>と<⑨個票>は整合性が取れていることを確認してください。
※複数の実務経験を通算して1年を満たす(見込み)の方については、実務経験証明書<⑨申告書>と<⑨個票>をコピーして使用してください。
※複数の勤務経験を有する方でも、2025年3月31日時点で1箇所の施設・機関での相談援助業務の実務経験年数が1年を満たす(見込み)の方については、一箇所の実務経験証明書のみの提出で結構です。複数の勤務経験の実務経験証明書を提出する必要はありません。

申請された実務経験や職種が事実と異なった場合は、国家試験の受験資格が得られなかったり、資格取得後に資格を取り消される場合があります。十分注意して、申請を行ってください。

(A25-008-01)

必ず捺印してください

※インク浸透式印鑑不可

注 1

「施設種類」「職種」について

<⑨個票>と同じ表記になっていることを確認してください。

<⑨個票>の作成(証明)を依頼するにあたっては、通知(P.74～P.86)を証明者に提示し、要件を満たしているかどうかを確認してもらってください。

「施設種類」「職種」「施設・職種コード」について

P.87～P.97の「施設種類」「相談援助業務の実務経験として認められる職種」「施設・職種コード」と同じ表記になっていることを確認してください。

※施設種類、職種の要件の詳細については、通知(P.74～P.86)の該当箇所を必ず確認してください。

記入例の福祉一郎さんの場合、障害児通所支援事業の放課後等デイサービス事業を行う施設の保育士を実務経験として申請しているので、通知1-(9)児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準第66条第1項に基づき申請が可能。

注 2

記載事項を確認した上で、必ずチェック欄□に☑をつけてください。

<個票>は、証明書を発行する法人が記入・証明してください。

※黒のボールペンで記入してください。また、熱でインクが消えるペンは使用しないでください。

社会福祉士用		2025年度 実務経験証明書 <個票>		9
日本福祉大学 学長 殿		※本字記入欄		※黒のボールペンで記入してください。また、熱でインクが消えるペンは使用しないでください。
証明書発行日 2024 年 12 月 1 日		※学籍番号		
		※受験番号	25	
フリガナ		フクシ イチロウ		生年月日 (年齢)
氏 名		福祉 一郎		西暦 1976 年 9 月 1 日 (満 48 歳)
【A】医療機関職員用	医療機関種類	病院		
	※該当種類に○をつけてください。	診療所		
	職種 (法令上の種類)	1521	相談員 (医療ソーシャルワーカー等) 次のアからエまでのすべての相談援助業務を行っている職員 ア 患者の経済的問題の解決、調整に係る相談援助 イ 患者が抱える心理的・社会的問題の解決、調整に係る相談援助 ウ 患者の社会復帰に係る相談援助 エ 以上の相談援助業務を行うための地域における保健医療福祉の関係機関、関係職種等との連携等の活動	
		1522	退院後生活環境相談員	
※以下、名称および (1) (2) いずれかに記入してください。				
上記の者は、当医療機関 名称: において、				
相談援助業務を行う職員として				
(1) 西暦 年 月 日から 年 月 日まで勤務していたことを証明します。				
(2) 西暦 年 月 日から現在に至るまで勤務していることを証明します。				
【B】市(区)町村社会福祉協議会職員用	施設種類	市(区)町村社会福祉協議会		
	職種 (法令上の種類)	2631	福祉活動専門員	
		2632	主として高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、児童その他要援護者に対する相談援助業務を行っている職員	
	※以下 (1) (2) いずれかに記入してください。			
上記の者は、当社会福祉協議会において、上記業務を行う職員として				
(1) 西暦 年 月 日から 年 月 日まで勤務していたことを証明します。				
(2) 西暦 年 月 日から現在に至るまで勤務していることを証明します。				
【A・B以外】上記施設・機関職員用	施設種類	放課後等デイサービス事業を行う施設		職種
				指導 保育士
	※以下、名称および (1) (2) いずれかに記入してください。			
	上記の者は、当施設・機関 名称: 放課後子どもデイサービス もうやっこ において、			
相談援助業務を行う職員として				
(1) 西暦 2014 年 4 月 1 日から 2024 年 12 月 1 日まで勤務していたことを証明します。				
(2) 西暦 年 月 日から現在に至るまで勤務していることを証明します。				
【証明者チェック欄】				
☒ 申請者が上記施設・職種にて相談援助業務を行う職員として従事しています (従事していました)。				
証明者について記入してください。				
注 4	所在地 〒 470-3200	部署		
	愛知県半田市希望町 3-21	法人事務局		
注 5	法人名	ご担当者		
	社会福祉法人さばうの里	奥田 海子		
注 6	代表者 (役職) 理事長	電話番号		
	氏名 美浜 大地	(0569) 01 - 2345		
※本証明書は、証明者が記入・公印押印のうえ証明書を発行してください。				
※訂正された場合は証明者の公印を押してください。修正液は使用しないでください。				
※実務経験が複数に分かれる場合 (合計して相談援助業務の実務経験 1 年を満たす場合) は、この用紙をコピーして複数枚の⑨実務経験証明書<個票>を発行してください。				
※同一法人であっても、施設・機関ごとに 1 枚ずつ⑨実務経験証明書<個票>が必要です。 (A25-009-01)				

注 3

証明者は、【A】、【B】、【A・B以外】のうち、該当する施設・機関の記入欄 1 箇所に記入してください。

※施設種類、職種の要件の詳細については、通知 (P.74 ~ P.86) の該当箇所を必ず確認してください。

申告者は、<③申告書>と同じ内容・表記になっていること、ならびに P.87 ~ P.97 の「施設種類」「相談援助業務の実務経験として認められる職種」と同じ内容・表記となっていることを確認してください。

注 4

証明者の所在地、法人名等 (公的機関の場合は自治体名等) を記入してください。

注 5

代表者の役職・氏名を記入してください。

注 6

訂正する場合は公印を押してください。

⑫社会福祉士指定施設における相談援助業務の範囲

「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」（令和6年7月3日社援発0703第1号）

1 福祉に関する相談援助業務の範囲

社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号。以下「施行規則」という。）第2条第1号から第13号までに定める施設において、福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種は、次のとおりとする。

- （1） 施行規則第2条第1号に規定する保健所にあつては、精神障害者に関する相談援助業務を行っている精神保健福祉相談員、精神保健福祉士、精神科ソーシャルワーカー及び心理判定員
- （2） 施行規則第2条第2号に規定する児童相談所にあつては、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条の3第2項第6号及び第6項に規定する児童福祉司、及び心理に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導をつかさどる所員（児童心理司）「児童相談所運営指針の全部改正について」（令和6年3月30日付けこ支虐第164号）第2章第4節に規定する受付相談員、相談員、電話相談員、児童指導員及び保育士
- （3） 施行規則第2条第2号に規定する母子生活支援施設にあつては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第27条第1項に規定する母子支援員（児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第71号）による改正前の児童福祉施設最低基準第27条に規定する母子指導員を含む。）及び少年を指導する職員、「家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について」（令和6年4月8日付けこ支家第234号）に規定する個別対応職員、「児童養護施設等における自立支援体制の強化について」（令和3年3月8日子発0308第4号）別紙（自立支援担当職員加算実施要綱）に基づく自立支援担当職員
- （4） 施行規則第2条第2号に規定する児童養護施設にあつては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第42条第1項及び第5項に規定する児童指導員、保育士、個別対応職員、家庭支援専門相談員及び職業指導員、「里親支援専門相談員の配置について」（令和6年4月8日付けこ支家第233号）に規定する里親支援専門相談員、「児童養護施設等における自立支援体制の強化について」別紙（自立支援担当職員加算実施要綱）に基づく自立支援担当職員
- （5） 施行規則第2条第2号に規定する障害児入所施設及び障害児通所支援事業を行う施設（児童発達支援センターに限る。）にあつては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第49条第1項（同条第9項において準用される場合を含む。）、第4項、第12項及び第14項、第58条第1項、第3項及び第6項並びに第63条第1項に規定する児童指導員、保育士、児童発達支援管理責任者及び心理担当職員
- （6） 施行規則第2条第2号に規定する児童心理治療施設にあつては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第73条第1項に規定する児童指導員、保育士、個別対応職員、家庭支援専門相談員、「児童養護施設等における自立支援体制の強化について」別紙（自立支援担当職員加算実施要綱）に基づく自立支援担当職員
- （7） 施行規則第2条第2号に規定する児童自立支援施設にあつては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第80条第1項及び第5項に規定する児童自立支援専門員、児童生活支援員、個別対応職員、家庭支援専門相談員、職業指導員、「児童養護施設等における自立支援体制の強化について」別紙（自立支援担当職員加算実施要綱）に基づく自立支援担当職員
- （8） 施行規則第2条第2号に規定する児童家庭支援センターにあつては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第88条の3第1項に規定する職員
- （9） 施行規則第2条第2号に規定する里親支援センターにあつては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第88条の6に規定する里親制度等普及促進担当者、里親等支援員及び里親研修等担当者、「家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について」に規定する家庭支援専門相談員、「児童養護施設等における自立支援体制の強化について」別紙（自立支援担当職員加算実施要綱）に基づく自立支援担当職員、「里親養育包括支援（フォスタリング）事業

の実施について」(平成31年4月17日付け子発0417第3号)別紙(里親養育包括支援(フォスタリング)事業実施要綱)に基づく養親等相談支援員

- (10) 施行規則第2条第2号に規定する障害児通所支援事業を行う施設(児童発達支援センターを除く。)にあっては、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定通所基準」という。)第5条第1項第1号及び第2号、第2項並びに第4項第3号、第4号及び第5号、第54条の6第1項第1号及び第2号、第66条第1項第1号及び第2号、第2項並びに第4項第3号、第4号及び第5号、第71条の3第1項第1号及び第2号、第71条の8第1項第1号及び第2号並びに第73条第1項第1号及び第2号に規定する児童指導員、保育士、児童発達支援管理責任者、機能訓練担当職員(心理担当職員に限る。)及び訪問支援員(保育士、児童指導員、心理担当職員に限る。)並びに児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第6号)による改正前の指定通所基準第66条第1項第1号、第71条の2第1項第1号並びに児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(平成30年厚生労働省令第3号)による改正前の指定通所基準第5条第1項第1号及び第54条の2第1項第1号に規定する指導員並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第10号)による改正前の指定通所基準第5条第1項第1号、第2項、第5項、第6項、第54条の6第1項第1号、第3項、第66条第1項第1号、第2項、第5項、第6項、第71条の3第1項第1号及び第3項に規定する障害福祉サービス経験者
- (11) 施行規則第2条第2号に規定する障害児相談支援事業を行う施設にあっては、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第29号)第3条第1項に規定する相談支援専門員及び第4項に規定する相談支援員
- (12) 施行規則第2条第3号に規定する病院及び診療所にあっては、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第29条の6(第33条の4において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する退院後生活環境相談員又は次のアからエまでの相談援助業務を行っている職員
- ア 患者の経済的問題の解決、調整に係る相談援助
 - イ 患者が抱える心理的・社会的問題の解決、調整に係る相談援助
 - ウ 患者の社会復帰に係る相談援助
 - エ 以上の相談援助業務を行うための地域における保健医療福祉の関係機関、関係職種等との連携等の活動
- (13) 施行規則第2条第4号に規定する身体障害者更生相談所にあっては、「身体障害者更生相談所の設置及び運営について」(平成15年3月25日付け障発第0325001号)第1に規定する身体障害者福祉司、心理判定員、職能判定員及びケース・ワーカー
- (14) 施行規則第2条第4号に規定する身体障害者福祉センターにあっては、身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準(平成15年厚生労働省令第21号)第19条に規定する身体障害者に関する相談に応ずる職員
- (15) 施行規則第2条第5号に規定する精神保健福祉センターにあっては、精神障害者に関する相談援助業務を行っている精神保健福祉相談員、精神保健福祉士、精神科ソーシャルワーカー及び心理判定士
- (16) 施行規則第2条第6号に規定する救護施設及び更生施設にあっては、救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準(昭和41年厚生省令第18号)第11条第1項第3号及び第19条第1項第3号に規定する生活指導員
- (17) 施行規則第2条第7号に規定する福祉に関する事務所にあっては、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第15条第1項第1号に規定する指導監督を行う所員(査察指導員)、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第11条の2第1項及び第2項に規定する身体障害者福祉司、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第13条第1項及び第2項に規定する知的障害者福祉司、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第6条及び第7条に規定する社会福祉主事(老人福祉指導主事)、社会福祉法第15条第1項第2号に規定する現業を行う所員(現業員)、「家庭児童相談室の設置運営について」(昭和39年4月22日付け厚生省発児第92号)別紙(家庭児童相談室設置運営要綱)第5に規定する家庭児童福祉の業務に従事する社会

福祉主事（家庭児童福祉主事）及び家庭児童福祉に関する相談指導業務に従事する職員（家庭相談員）、「福祉事務所における福祉五法の実施体制の整備について」（昭和45年4月9日付け社庶第74号）に規定する面接相談員、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第11条第1項及び第2項に規定する女性相談支援員並びに母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第8条第1項に規定する母子・父子自立支援員、「セーフティネット支援対策等事業の実施について」（平成17年3月31日付け社援発第0331021号）別添1（自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領）3（1）に規定する就労支援事業に従事する就労支援員及び生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条の7第1項に規定する被保護者就労支援事業に従事する就労支援員

- (18) 施行規則第2条第13号の2に規定する女性相談支援センターにあっては、「女性支援事業の実施について」（令和6年3月18日付け社援発0318第60号）別添2（女性相談支援センター設置要綱）第2に規定する相談支援員又は心理支援員並びに困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第11条第1項及び第2項に規定する女性相談支援員
- (19) 施行規則第2条第13号の2に規定する女性自立支援施設にあっては、女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準（令和5年厚生労働省令第36号）第9条第1項第2号に規定する入所者の自立支援を行う職員
- (20) 施行規則第2条第9号に規定する知的障害者更生相談所にあっては、知的障害者福祉法第13条第1項に規定する知的障害者福祉司、「知的障害者更生相談所の設置及び運営について」（平成15年3月25日付け障発第0325002号）第1に規定する心理判定員、職能判定員及びケース・ワーカー
- (21) 施行規則第2条第10号に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人短期入所施設、老人デイサービスセンター及び老人介護支援センターにあっては、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第19号）第12条第1項第3号及び同条第2項第1号に規定する生活相談員、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号）第12条第1項第3号及び第56条第1項第3号に規定する生活相談員、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年厚生労働省令第107号）第11条第1項第2号及び第37条第1項第2号に規定する生活相談員、同令附則第6条第1項第2号に規定する主任生活相談員及び生活相談員、同令附則第14条第1項第3号に規定する入所者の生活、身上に関する相談及び助言並びに日常生活の世話を行う職員、「老人福祉法による老人福祉センターの設置及び運営について」（昭和52年8月1日付け社老第48号）別紙1（老人福祉センター設置運営要綱）第2条第3項及び第3条第3項における相談・指導を行う職員、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第93条第1項第1号及び第121条第1項第2号並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第20条第1項第1号及び第42条第1項第1号に規定する生活相談員、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第129条第1項第2号、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）第5条第1項第1号及び介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）第5条の規定による改正前の指定介護予防サービス等基準第97条第1項第1号（介護保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第4条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされたものを含む。）に規定する生活相談員、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の63の6第1号イの規定により例によるものとされた介護保険法施行規則等の一部を改正する省令第5条の規定による改正前の指定介護予防サービス等基準第97条第1項第1号に規定する生活相談員並びに老人介護支援センターにおいて相談援助業務を行っている職員
- (22) 施行規則第2条第11号に規定する母子・父子福祉センターにあっては、「母子・父子福祉施設の設備及び運営について」（平成26年9月30日付け厚生労働省発雇児0930第4号）母子・父子福祉施設設置要綱第1に規定する母子及び父子の相談を行う職員
- (23) 施行規則第2条第12号に規定する介護保険施設にあっては、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）第2条第1項第2号に規定する生活相談員及び同項第

- 6号に規定する介護支援専門員、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）第2条第1項第4号に規定する支援相談員及び同項第7号に規定する介護支援専門員、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号）第4条第1項第7号及び同条第7項第3号に規定する介護支援専門員並びに健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設にあっては、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号）第2条第1項第6号、第2項第4号及び第3項第7号に規定する介護支援専門員
- (24) 施行規則第2条第12号に規定する地域包括支援センターにあっては、介護保険法第115条の46第1項に規定する包括的支援事業（同法第115条の45第2項第4号から第6号までに掲げる事業（認知症初期集中支援推進事業を除く。）を除く。）に係る業務を行う職員
- (25) 施行規則第2条第13号に規定する障害者支援施設にあっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第177号）第11条第1項第2号イ（2）、第3号イ（1）及びロ、第4号イ（1）（同号ロにおいて読み替えられる場合を含む。）及びハ、第5号イ（1）及びロ（1）、第6号イ（1）並びに第7号イ（1）に規定する生活支援員、同項第5号イ（2）に規定する就労支援員及び同項第2号イ（3）、第3号イ（2）、第4号イ（2）、第5号イ（3）及びロ（2）、第6号イ（2）、並びに第7号イ（2）に規定するサービス管理責任者
- (26) 施行規則第2条第13号に規定する地域活動支援センターにあっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第175号）第9条第1項第2号に規定する指導員
- (27) 施行規則第2条第13号に規定する福祉ホームにあっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第176号）第10条第1項に規定する管理人
- (28) 施行規則第2条第13号に規定する障害福祉サービス事業にあっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第174号）第39条第1項第3号、第52条第1項第2号及び第2項並びに第59条第1項第2号（第2項において読み替えられる場合を含む。）及び第3項に規定する生活支援員、同令第64条第1項第2号、第65条第1項第2号及び第75条第1項第2号（第88条において準用する場合を含む。）に規定する職業指導員（相談援助を行う場合に限る）及び生活支援員、同令第64条第1項第3号に規定する就労支援員、同令第39条第1項第4号、第52条第1項第3号、第59条第1項第4号、第64条第1項第4号、第65条第1項第3号及び第75条第1項第3号（第88条において準用する場合を含む。）に規定するサービス管理責任者並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第206条の3第1項に規定する就労定着支援員、同令第206条の3第2項及び第206条の14第1項第2号に規定するサービス管理責任者及び同令第206条の14第1項第1号に規定する地域生活支援員
- (29) 施行規則第2条第13号に規定する一般相談支援事業を行う施設にあっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号）第3条第2項に規定する相談支援専門員
- (30) 施行規則第2条第13号に規定する特定相談支援事業を行う施設にあっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）第3条第1項に規定する相談支援専門員及び第4項に規定する相談支援員

2 施行規則第2条第14号に規定する施設及び当該施設において福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種の範囲

施行規則第2条第1号から第13号までに掲げる施設に準ずる施設として厚生労働大臣が認める施設及び当該施設において、福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種は、次のとおりとする。

- (1) 生活保護法第38条第1項第4号及び第5号に規定する授産施設及び宿所提供施設
 - ・「生活保護法による保護施設事務費及び委託事務費の支弁基準について」(平成20年3月31日付け厚生労働省発社援第0331011号)に基づき配置された指導員
- (2) 児童福祉法第37条に規定する乳児院
 - ・児童指導員、保育士、個別対応職員、家庭支援専門相談員及び里親支援専門相談員
- (3) 老人福祉法第29条に規定する有料老人ホーム
 - ・生活相談員
- (4) 指定特定施設入居者生活介護(介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービス(以下「指定居宅サービス」という。)に該当する同法第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護をいう。)、指定地域密着型特定施設入居者生活介護(同法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス(以下「指定地域密着型サービス」という。)に該当する同法第8条第21項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。))又は指定介護予防特定施設入居者生活介護(同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス(以下「指定介護予防サービス」という。)に該当する同法第8条の2第11項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護をいう。))を行う施設
 - ・生活相談員及び計画作成担当者
- (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。))附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設
 - ・障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(平成18年厚生労働省令第169号。以下「整備省令」という。))第31条の規定による改正前の身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準(平成15年厚生労働省令第21号)第16条第1項第3号、第17条第1項第3号、第18条第1項第3号、第19条第1項第3号、第38条第1項第3号、第56条第1項第3号、第57条第1項第3号及び第58条第1項第3号に規定する生活支援員並びに「身体障害者福祉工場の設備及び運営について」(昭和47年7月22日付け社更第128号)別紙(身体障害者福祉工場設置要綱)7に規定する指導員
- (6) 障害者総合支援法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同条に規定する精神障害者社会復帰施設
 - ・整備省令第1条の規定による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準(平成12年厚生省令第87号)第16条第1項第2号、第26条第1項第2号及び第4項第2号並びに第37条第1項第2号に規定する精神保健福祉士及び精神障害者社会復帰指導員並びに同令第33条第1項第1号に規定する管理人
- (7) 障害者総合支援法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する知的障害者援護施設
 - ・整備省令第1条の規定による廃止前の知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準(平成15年厚生労働省令第22号)第28条第1項第3号、第29条第1項第3号、第52条第1項第3号、第53条第1項第3号、第54条第1項第2号及び第63条第1項第3号に規定する生活支援員
- (8) 「高齢者総合相談センター運営事業の実施について」(昭和62年6月18日付け社老第80号)別紙(高齢者総合相談センター運営要綱)に基づく高齢者総合相談センター
 - ・相談援助業務を行っている相談員
- (9) 「隣保館の設置及び運営について」(平成14年8月29日付け厚生労働省発社援第0829002号)に基づく隣保館
 - ・相談援助業務を行っている指導職員
- (10) 都道府県社会福祉協議会

- ・「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」(平成27年7月27日付け社援発0727第2号)別添18(日常生活自立支援事業実施要領)5(1)に規定する専門員、その他相談援助業務(主として高齢者、障害者、児童、生活困窮者その他の要援護者に対する者に限る。)を行っている職員
- (11) 市(特別区を含む。)町村社会福祉協議会
 - ・「社会福祉協議会活動の強化について」(平成11年4月8日付け社援第984号)別紙(社会福祉協議会企画指導員、福祉活動指導員、福祉活動専門員設置要綱)2に規定する福祉活動専門員その他相談援助業務(主として高齢者、障害者、児童その他の要援護者に対するものに限る。)を行っている職員
 - ・「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」(平成27年7月27日付け社援発0727第2号)別添18(日常生活自立支援事業実施要領)5(1)に規定する専門員、その他相談援助業務(主として高齢者、障害者、児童、生活困窮者その他の要援護者に対する者に限る。)を行っている職員
- (12) 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成22年法律第71号。以下「整備法」という。)第3条による改正前の障害者自立支援法第5条第8項に規定する児童デイサービス事業を行う施設
 - ・相談援助業務を行う職員
- (13) 児童福祉法等の一部を改正する法律(令和4年法律第66号)第2条による改正前の児童福祉法第6条の2の2第3項に規定する医療型児童発達支援を行う施設
 - ・児童指導員、保育士、児童発達支援管理責任者、機能訓練担当職員(心理指導担当職員に限る。)
- (14) 児童福祉法第7条第2項に基づく内閣総理大臣の指定を受けた指定発達支援医療機関及び児童福祉法等の一部を改正する法律(令和4年法律第66号)第2条による改正前の児童福祉法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関
 - ・児童指導員及び保育士
- (15) 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成14年法律第167号)第11条第1号に規定する施設
 - ・相談援助業務を行っている指導員及びケースワーカー
- (16) 「知的障害者福祉工場の設置及び運営について」(昭和60年5月21日付け厚生省発児第104号)別紙(知的障害者福祉工場設置運営要綱)に基づく知的障害者福祉工場
 - ・相談援助業務を行っている指導員
- (17) 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成17年法律第50号)第3条に規定する刑事施設、少年院法(平成26年法律第58号)第3条に規定する少年院及び少年鑑別所法(平成26年法律第59号)第3条に規定する少年鑑別所
 - ・刑務官、法務教官、法務技官(心理)及び福祉専門官
- (18) 更生保護法(平成19年法律第88号)第16条及び第29条に規定する地方更生保護委員会及び保護観察所
 - ・保護観察官、社会復帰調整官
- (19) 更生保護事業法施行規則(平成8年法務省令第25号)第1条第4項に規定する更生保護施設
 - ・補導主任、補導員、福祉職員及び薬物専門職員
- (20) 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第29条第1項第2号に基づき設置された労災特別介護施設
 - ・相談援助業務を行っている指導員
- (21) 「心身障害児総合通園センターの設置について」(昭和54年7月11日付け児発第514号)別紙(心身障害児総合通園センター設置運営要綱)に基づく心身障害児総合通園センター
 - ・相談援助業務を行っている職員
- (22) 児童福祉法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業を行っている施設
 - ・相談援助業務を行っている指導員、「家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について」に規定する個別対応職員、「児童養護施設等における自立支援体制の強化について」に規定する自立支援担当職員

- (23) 児童福祉法第6条の3第3項に規定する子育て短期支援事業を行っている児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院及び保育所等
 - ・相談援助業務を行っている職員
- (24) 「母子家庭等就業・自立支援事業の実施について」(平成20年7月22日付け雇児発第0722003号)別紙(母子家庭等就業・自立支援事業実施要綱)に基づく「母子家庭等就業・自立支援センター事業」及び「一般市等就業・自立支援事業」を行っている施設
 - ・相談援助業務を行っている相談員
- (25) 児童福祉法第6条の3第6項に基づく地域子育て支援拠点事業を行っている施設
 - ・相談援助業務を行っている職員
- (26) 「利用者支援事業の実施について」(令和6年3月30日付けこ成環第131号、こ支虐第122号、5文科初第2594号)別紙(利用者支援事業実施要綱)に基づく「利用者支援事業」を行っている施設
 - ・相談援助業務を行っている職員
- (27) 「母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施について」(平成26年9月30日付け雇児発0930第4号)別紙(母子・父子自立支援プログラム策定事業実施要綱)に基づく「母子・父子自立支援プログラム策定事業」を行っている施設
 - ・母子・父子自立支援プログラム策定員
- (28) 「ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業の実施について」(平成26年3月31日雇児発0331第5号)別紙(ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業実施要綱)に基づく「就業支援専門員配置等事業」を行っている施設
 - ・就業支援専門員
- (29) 「重症心身障害児(者)通園事業の実施について」(平成15年11月10日付け障発第1110001号)別紙(重症心身障害児(者)通園事業実施要綱)に基づく「重症心身障害児(者)通園事業」を行う施設
 - ・児童指導員及び保育士
- (30) 身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準第34条第1項第1号に規定する点字図書館及び同条第3号に規定する聴覚障害者情報提供施設
 - ・相談援助業務を行っている職員
- (31) 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律(平成24年法律第51号)第2条による改正前の障害者総合支援法に規定する共同生活介護を行う施設
 - ・相談援助業務を行っている職員
- (32) 障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業のうち療養介護、短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活援助を行う施設
 - ・相談援助業務を行っている職員
- (33) 整備法第5条による改正前の児童福祉法に規定する知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設及び肢体不自由児施設
 - ・児童指導員及び保育士
- (34) 整備法第5条による改正前の児童福祉法に規定する重症心身障害児施設
 - ・児童指導員、保育士及び心理指導を担当する職員
- (35) 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係省令の整備等及び経過措置に関する省令(平成24年厚生労働省令第40号)第25条による廃止前の障害者自立支援法に基づく指定相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第173号)第3条に規定する相談支援専門員
- (36) 「「地域生活支援事業の実施について」の一部改正について」(平成26年3月31日付け障発0331第1号)による改正前の「地域生活支援事業の実施について」(平成18年8月1日付け障発第0801002号)別紙1(地域生活支援事業実施要綱)別記11(3)に基づく「身体障害者自立支援」を行っている施設
 - ・相談援助業務を行っている職員

- (37) 「地域生活支援事業等の実施について」別紙1（地域生活支援事業実施要綱）別記1－111－1（4）に基づく「日中一時支援」、別添1に基づく「障害者相談支援事業」又は別添4に基づく「障害児等療育支援事業」を行っている施設
- ・相談援助業務を行っている職員
- (38) 「精神障害者地域移行支援特別対策事業実施要綱の一部改正について」（平成22年3月30日付け障発第0330019号）による改正前の「精神障害者地域移行支援特別対策事業の実施について」（平成20年5月30日付け障発第0530001号）別紙（精神障害者地域移行支援特別対策事業実施要綱）に基づく「精神障害者地域移行支援特別対策事業」を行っている施設
- ・地域体制整備コーディネーター及び地域移行推進員
- (39) 「精神障害者地域移行支援特別対策事業の実施について」別紙（精神障害者地域移行・地域定着支援事業実施要綱）に基づく「精神障害者地域移行・地域定着支援事業」を行っている施設
- ・地域体制整備コーディネーター及び地域移行推進員
- (40) 「精神障害者アウトリーチ推進事業の実施について」（平成23年4月25日付け障発0425第4号）別添（精神障害者アウトリーチ推進事業実施要綱）に基づく「精神障害者アウトリーチ推進事業」を行っている施設
- ・相談援助業務を行っている職員（医師、保健師、看護師、作業療法士その他医療法（昭和23年法律第205号）に規定する病院として必要な職員を除く。）
- (41) 「精神障害者地域生活支援広域調整等事業について」（平成26年3月31日付け障発0331第2号）別添2（地域移行・地域生活支援事業実施要綱）に基づく「アウトリーチ事業」、「地域生活支援事業等の実施について」（平成18年8月1日付け障発第0801002号）別紙2（地域生活支援促進事業実施要綱）の別記2－18（精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業）に基づく「障害者等の地域生活支援に係る事業」のうち、「アウトリーチ支援」を行っている施設
- ・相談援助業務を行っている職員（医師、保健師、看護師、作業療法士その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く。）
- (42) 指定通所介護（指定居宅サービスに該当する介護保険法第8条第7項に規定する通所介護をいう。）、同法第42条第1項第2号に規定する基準該当居宅サービス（以下「基準該当居宅サービス」という。）に該当する同法第8条第7項に規定する通所介護、指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第8条第17項に規定する地域密着型通所介護をいう。）、指定介護予防通所介護（指定介護予防サービスに該当する地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「医療介護総合確保推進法」という。）第5条の規定による改正前の介護保険法（以下「旧介護保険法」という。）第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護をいい、医療介護総合確保推進法附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされたものを含む。）若しくは介護保険法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービス（以下「基準該当介護予防サービス」という。）に該当する旧介護保険法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護若しくは指定短期入所生活介護（指定居宅サービスに該当する介護保険法第8条第9項に規定する短期入所生活介護をいう。）、基準該当居宅サービスに該当する同法第8条第9項に規定する短期入所生活介護、指定介護予防短期入所生活介護（指定介護予防サービスに該当する同法第8条の2第7項に規定する介護予防短期入所生活介護をいう。）若しくは基準該当介護予防サービスに該当する同法第8条の2第7項に規定する介護予防短期入所生活介護又は第一号通所事業（介護保険法第115条の45第1項第1号ロに規定する第一号通所事業（介護保険法施行規則第140条の63の6第1号イ又はロに規定する基準に従って事業を実施するものであって、介護保険法第115条の45の3第1項の指定を受けたものに限る。）をいう。）を行う施設（老人デイサービスセンター及び老人短期入所施設を除く。）
- ・生活相談員
- (43) 指定通所リハビリテーション（指定居宅サービスに該当する介護保険法第8条第8項に規定する通所リハビリテーションをいう。）若しくは指定介護予防通所リハビリテーション（指定介護予防サービスに該当する同法第8条の2第6項に規定する介護予防通所リハビリテーションをいう。）又は指定短期入所療養介護（指定居宅サービスに該当する同法第8条第10項に規定する短期入所療養介護をいう。）若しくは

指定介護予防短期入所療養介護（指定介護予防サービスに該当する同法第8条の2第8項に規定する介護予防短期入所療養介護をいう。）を行う施設

・支援相談員

(44) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第8条第15項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護をいう。）を行う施設

・オペレーター

(45) 指定夜間対応型訪問介護（指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第8条第16項に規定する夜間対応型訪問介護をいう。）を行う施設

・オペレーションセンター従業者

(46) 指定認知症対応型通所介護（指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第8条第18項に規定する認知症対応型通所介護をいう。）又は指定介護予防認知症対応型通所介護（同法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス（以下「指定地域密着型介護予防サービス」という。）に該当する同法第8条の2第13項に規定する介護予防認知症対応型通所介護をいう。）を行う施設（老人デイサービスセンターを除く。）

・生活相談員

(47) 指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第8条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護をいう。）若しくは指定介護予防小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型介護予防サービスに該当する同法第8条の2第14項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。）、指定認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型サービスに該当する同法第8条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護をいう。）若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型介護予防サービスに該当する同法第8条の2第15項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。）又は指定複合型サービス（指定地域密着型サービスに該当する同法第8条第23項に規定する複合型サービスをいう。）を行う施設

・介護支援専門員

(48) 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護をいう。）を行う施設

・生活相談員及び介護支援専門員

(49) 介護保険法第8条第24項に規定する居宅介護支援事業を行っている事業所

・介護支援専門員

(50) 介護保険法第8条の2第16項に規定する介護予防支援事業を行っている事業所又は同法第115条の45第1項第1号ニに規定する第一号介護予防支援事業を行っている事業所

・担当職員

(51) 「高齢者生活福祉センター運営事業の実施について」（平成12年9月27日付け老発第655号）別紙（生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）運営事業実施要綱）に基づく「生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）運営事業」を行っている生活支援ハウス

・生活援助員

(52) 「地域支援事業の実施について」（平成18年6月9日付け老発第0609001号）に基づく「高齢者の安心な住まいの確保に資する事業」を行っている高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）、多くの高齢者が居住する集合住宅等

・相談援助業務を行っている生活援助員

(53) 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅

・相談援助業務を行っている職員

(54) 「地域福祉センターの設置運営について」（平成6年6月23日付け社援地第74号）別紙（地域福祉センター設置運営要綱）に基づく地域福祉センター

・相談援助業務を行っている職員

(55) 「セーフティネット支援対策等事業の実施について」別添1（自立支援プログラム策定実施推進事業実

- 施要領) 3 (1) に規定する就労支援事業を行っている事業所
- ・就労支援員
- (56) 「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」別添 17 (ひきこもり支援推進事業実施要領) に基づくひきこもり地域支援センター
- ・ひきこもり支援コーディネーター、その他相談援助業務を行っている専任の職員
- (57) 「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」別添 33 (地域生活定着促進事業実施要領) に基づく地域生活定着支援センター
- ・相談援助業務を行っている職員
- (58) 「セーフティネット支援対策等事業の実施について」別添 17 (社会的包摂・「絆」再生事業実施要領) に基づくホームレス総合相談推進業務を行っている事業所
- ・相談援助業務を行っている相談員
- (59) 「セーフティネット支援対策等事業の実施について」別添 17 (社会的包摂・「絆」再生事業実施要領) に基づくホームレス自立支援センター
- ・生活相談指導員
- (60) 「被災者支援総合交付金 (厚生労働省交付担当分) による被災者生活支援事業の実施について」(平成 27 年 4 月 9 日付け雇児発 0409 第 10 号・社援発第 0409 第 2 号) 別添 1 (被災者見守り・相談支援事業 (地方自治体等実施分) 実施要領)、「被災者健康・生活支援総合交付金 (厚生労働省交付担当分) による被災者支援事業の実施について」の一部改正について」(平成 28 年 5 月 10 日付け健発 0510 第 9 号・雇児発 0510 第 2 号・社援発第 0510 第 6 号・老発 0510 第 1 号) による改正前の「被災者健康・生活支援総合交付金 (厚生労働省交付担当分) による被災者生活支援事業の実施について」別添 1 (地域コミュニティ活動を活用した被災者生活支援事業実施要領)、「セーフティネット支援対策等事業の実施について」別添 17 (社会的包摂・「絆」再生事業実施要領) 第 3 の 2 又は「平成 21 年度介護基盤緊急整備等臨時特例交付金の運営について」(平成 21 年 8 月 20 日付け老発 0820 第 5 号) の別紙「介護基盤緊急整備等臨時特例基金管理運営要領」の別記 1 (地域支え合い体制づくり事業) に基づき、東日本大震災の被災者に対する相談援助業務を実施する事業所
- ・相談援助業務を行っている職員
- (61) 「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」(平成 29 年 5 月 17 日社援発第 0517 号) による改正前の「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」別添 17 (地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり等事業実施要領) 及び「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」別添 20 (被災者見守り・相談支援等事業実施要領) に基づき、被災者に対する相談援助業務を実施する事業所
- ・相談援助業務を行っている職員
- (62) 「平成 21 年度緊急雇用創出事業臨時特例交付金 (住まい対策拡充等支援事業) の運営について」(平成 22 年 1 月 28 日付け社援発 0128 第 1 号) 別添 1 (自立相談支援モデル事業運営要領) に基づく自立相談支援機関及び同通知別添 4 (家計相談支援モデル事業運営要領) に規定する家計相談支援モデル事業を行っている事業所
- ・主任相談支援員、相談支援員、就労支援員及び家計相談支援員
- (63) 生活困窮者自立支援法 (平成 25 年法律第 105 号) 第 3 条第 2 項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行っている自立相談支援機関、同法第 3 条第 4 項に規定する生活困窮者就労準備支援事業を行う事業所及び同法第 3 条第 5 項に規定する生活困窮者家計改善支援事業を行っている事業所
- ・主任相談支援員、相談支援員、就労支援員、就労支援準備担当者及び家計改善支援員 (生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律 (平成 30 年法律第 44 号) 第 1 条の規定による改正前の生活困窮者自立支援法第 2 条第 6 項に規定する生活困窮者家計相談支援事業に従事する家計相談支援員を含む)
- (64) 「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」(令和 5 年 5 月 22 日社援発 0522 第 1 号) 別添 7 (地域居住支援事業実施要領) に基づき地域居住支援事業を行っている事業所
- ・相談援助業務を行っている職員
- (65) 生活保護法第 55 条の 7 第 1 項に規定する被保護者就労支援事業を行っている事業所

・就労支援員

- (66) 発達障害者支援法（平成 16 年法律第 167 号）第 14 条に規定する発達障害者支援センター
- ・「発達障害者支援センター運営事業の実施について」(平成 17 年 7 月 8 日付け障発第 0708004 号)別紙(発達障害者支援センター運営事業実施要領)に規定する相談支援を担当する職員及び就労支援を担当する職員
- (67) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 19 条第 1 項第 2 号に規定する広域障害者職業センター
- ・障害者職業カウンセラー
- (68) 障害者の雇用の促進等に関する法律第 19 条第 1 項第 3 号に規定する地域障害者職業センター
- ・障害者職業カウンセラー及び職場適応援助者
- (69) 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和 3 年厚生労働省令第 82 号）による改正前の障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第 20 条の 2 の 3 第 1 項第 1 号に規定する第 1 号職場適応援助者助成金又は障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第 20 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する訪問型職場適応援助者助成金受給資格認定法人
- ・第 1 号職場適応援助者養成研修又は訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者
- (70) 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 96 号）第 3 条の規定による改正前の障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「旧法」という。）第 27 条に規定する障害者雇用支援センター
- ・旧法第 28 条第 1 号、第 2 号及び第 7 号に規定する業務を行う職員
- (71) 雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和 3 年厚生労働省令第 81 号）による改正前の雇用保険法施行規則第 118 条の 3 第 6 項に規定する障害者雇用安定助成金（障害者職場適応援助コース）のうち、訪問型職場適応援助に係る受給資格認定法人
- ・訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者
- (72) 障害者の雇用の促進等に関する法律第 27 条に規定する障害者就業・生活支援センター
- ・「障害者就業・生活支援センターの指定と運営等について」(平成 14 年 5 月 7 日付け職高発第 0507004 号、障発第 0507003 号)別紙 2（障害者就業・生活支援センター事業（雇用安定等事業）実施要綱）に規定する主任就業支援担当者、就業支援担当者及び主任職場定着支援担当者並びに同通知別紙 3（障害者就業・生活支援センター事業（生活支援等事業）実施要綱）に規定する生活支援担当職員
- (73) 職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第 8 条に規定する公共職業安定所
- ・精神・発達障害者雇用サポーター及び障害学生等雇用サポーター
- (74) 「学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金交付要綱の改正について（通知）」（平成 25 年 3 月 29 日付け 24 文科生第 770 号）による改正前の「学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金交付要綱」（平成 21 年 3 月 31 日付け 20 文科生第 8117 号文部科学大臣決定）別記（スクールソーシャルワーカー活用事業実施要領）に基づく教育機関及び「教育支援体制整備事業費補助金（いじめ対策等総合推進事業）交付要綱」（平成 25 年 4 月 1 日付け文部科学大臣決定）別記（スクールソーシャルワーカー活用事業実施要領）に基づく教育機関
- ・スクールソーシャルワーカー
- (75) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）第 29 条に規定する難病相談支援センター
- ・難病相談支援員
- (76) 「高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業の実施について」（平成 19 年 5 月 25 日付け障発 0525001 号）に基づく高次脳機能障害者の支援の拠点となる機関
- ・支援コーディネーター
- (77) 「市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置運営等について」（平成 29 年 3 月 31 日付け雇児発 0331 第 49 号）別添（「市区町村子ども家庭総合支援拠点」設置運営要綱）に基づく子ども家庭総合支援拠点
- ・相談援助業務を行っている職員

- (78) 児童福祉法等の一部を改正する法律(令和4年法律第66号)第4条の規定による改正前の母子保健法(昭和40年法律第141号)(以下「旧母子保健法」という。)第22条に規定する母子健康包括支援センター
 - ・旧母子保健法同条第2項第2号に規定する母子保健に関する各種の相談に応ずる職員
- (79) 厚生労働省が委託する地域若者サポートステーション事業により設置される地域若者サポートステーション
 - ・相談援助業務を行っている職員
- (80) 子ども・若者育成支援推進法(平成21年法律第71号)第13条に規定する子ども・若者総合相談センター
 - ・相談援助業務を行っている職員
- (81) 成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)に基づき策定された成年後見制度利用促進基本計画における「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」において設置される中核機関
 - ・相談援助業務を行っている職員
- (82) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づく基幹相談支援センター
 - ・相談援助業務を行っている職員
- (83) 裁判所法に基づく家庭裁判所
 - ・家庭裁判所調査官
- (84) 児童福祉法第19条の22に規定する小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を行っている事業所
 - ・「小児慢性特定疾病児童等自立支援事業実施要綱」(平成29年5月22日付け健発0522第1号)に規定する小児慢性特定疾病児童等自立支援員
- (85) 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(令和3年法律第81号)第14条に規定する医療的ケア児支援センター
 - ・医療的ケア児等コーディネーター
- (86) 生活保護法第30条に規定する日常生活支援住居施設
 - ・「日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等を定める省令」(令和2年厚生労働省令第44号)第10条第1項に規定する生活支援員及び同条第3項に規定する生活支援提供責任者
- (87) 母子保健法(昭和40年法律第141号)第17条の2に規定する産後ケア事業を実施する施設
 - ・同条に規定する相談に応ずる職員
- (88) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(平成十三年法律第三十一号)第3条に基づく配偶者暴力相談支援センター
 - ・同法第4条の女性相談支援員
- (89) 「若年被害女性等支援事業の実施について」(令和6年3月29日付け社援発0329第82号)別紙(若年被害女性等支援事業実施要領)に基づく若年被害女性等支援事業を行っている事業所
 - ・相談援助業務又は自立支援を行っている職員
- (90) 児童福祉法第6条の3第5項に規定する養育支援訪問事業を行っている事業所
 - ・「養育支援訪問事業の実施について」(平成26年5月29日付け雇児発0529第33号)別紙(養育支援訪問事業実施要綱)に基づく訪問支援者
- (91) 児童福祉法第40条に規定する児童厚生施設(児童遊園を除く。)
 - ・「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」(昭和23年厚生省令第63号)第38条に規定する職員のうち相談援助業務を行っている者
- (92) 児童福祉法第6条の3第15項に規定する親子再統合支援事業を行っている事業所
 - ・相談援助業務を行っている職員
- (93) 児童福祉法第6条の3第16項に規定する社会的養護自立支援拠点事業を行っている事業所
 - ・「社会的養護自立支援拠点事業等の実施について」(令和6年3月30日付けこ支家第183号)別紙(社会的養護自立支援拠点事業実施要綱)に基づく支援コーディネーター、生活相談支援員及び就労相談支援員
- (94) 児童福祉法第6条の3第18項に規定する妊産婦等生活援助事業を行っている事業所
 - ・「妊産婦等生活援助事業の実施について」(令和6年3月29日付けこ支家第187号)別紙(妊産婦等生

活援助事業実施要綱）に基づく支援コーディネーター及び母子支援員

- (95) 児童福祉法第6条の3第19項に規定する子育て世帯訪問支援事業を行っている事業所
 - ・「子育て世帯訪問支援事業ガイドラインについて」（令和6年3月30日付けこ成環第107号）別添（子育て世帯訪問支援事業ガイドライン）に規定する訪問支援員
- (96) 児童福祉法第6条の3第20項に規定する児童育成支援拠点事業を行っている事業所
 - ・相談援助業務を行っている職員
- (97) 児童福祉法第10条2第2項に規定するこども家庭センター
 - ・児童福祉法第10条第1項第3号に規定する児童の福祉及び妊産婦の福祉に関する相談に応ずる職員
 - ・母子保健法第22条第1項第2号に規定する母子保健に関する各種の相談に応ずる職員
 - ・「こども家庭センターガイドラインについて」（令和6年3月30日付けこ成母第142号、こ支虐第147号）別添（こども家庭センターガイドライン）に規定する統括支援員
- (98) 児童福祉法第10条の3第1項に規定する地域子育て相談機関
 - ・相談支援業務を行っている職員

3 業務従事期間の計算方法

福祉に関する相談援助の業務に従事した期間は、上記1及び2に掲げる者として、当該施設又は事業所と雇用関係を有し常勤（労働時間が当該施設の常勤者のおおむね4分の3以上である者を含む。）で従事した期間を通算して計算するものとする。

次の表は、前述の「指定施設における相談援助業務の範囲」通知に基づき、本学福祉経営学部（通信教育）の定める範囲を、施設種別、職種別に一覧にまとめたものです。実務経験証明書を作成する際には、参考にしてください。

なお、『出願手続要項』の本学所定用紙「**⑨実務経験証明書＜個票＞**」に記入する業務範囲については、**(P. 74 ～P. 86)** の厚生労働省通知を確認してください。



注意 次に掲げる職種は、**社会福祉士の実習免除の業務経験とはなりません。**

社会福祉施設や病院・診療所の、

- ・医師、看護師、准看護師、看護補助者、看護助手
- ・介護職員、作業指導員、訪問介護員（ホームヘルパー）、サービス提供責任者
- ・理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などの機能訓練担当職員（当該業務を補助する方を含む）
- ・調理員、事務員、運転手
- ・職業指導員（P. 87 の 1—(4)、P. 88 の 1—(7) に該当する方を除く）、公共職業安定所（ハローワーク）の職業相談（員）（P. 93 の 2—(73) に該当する方を除く）

詳しくは、**⑫社会福祉士指定施設における相談援助業務の範囲 (P. 74 ～P. 97)** で確認してください。

1. 指定施設における相談援助業務の範囲

■ 児童分野

施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	施設・職種コード
児童福祉法	児童相談所	児童福祉司	1361
		児童心理司（心理判定員）	1362
		受付相談員	1363
		相談員	1364
		電話相談員	1365
		児童指導員	1366
		保育士	1367
	母子生活支援施設	母子支援員・母子指導員	1371
		少年指導員（少年を指導する職員）	1372
		個別対応職員	1373
		自立支援担当職員	1374
	児童養護施設	児童指導員	1381
		保育士	1382
		個別対応職員	1383
		家庭支援専門相談員	1384
		職業指導員	1385
		里親支援専門相談員	1386
		自立支援担当職員	1387
	障害児入所施設 ・児童発達支援センター（障害児通所支援事業）	★児童指導員（注2）	1561
		★保育士（注3）	1562
		児童発達支援管理責任者	1563
		心理担当職員	1564
	知的障害児施設 ・知的障害児施設 ・自閉症児施設（第一種、第二種）	★児童指導員（注2）	1391
		★保育士（注3）	1392
	知的障害児通園施設	★児童指導員（注2）	1401
		★保育士（注3）	1402
	盲ろうあ児施設 ・盲児施設 ・ろうあ児施設 ・難聴幼児通園施設	★児童指導員（注2）	1411
		★保育士（注3）	1412

施 設 種 類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	施設・職種 コード	
児童福祉法	肢体不自由児施設 ・肢体不自由児施設 ・肢体不自由児通園施設 ・肢体不自由児療護施設 2－(33)	★児童指導員（注2）	1421	
		★保育士（注3）	1422	
	児童心理治療施設 （旧：情緒障害児短期治療施設） 1－(6)	児童指導員	1431	
		保育士	1432	
		個別対応職員	1433	
		家庭支援専門相談員	1434	
		自立支援担当職員	1435	
	重症心身障害児施設 2－(34)	★児童指導員（注2）	1441	
		★保育士（注3）	1442	
		心理指導員（心理指導を担当する職員）	1443	
	児童自立支援施設 1－(7)	児童自立支援専門員	1451	
		児童生活支援員	1452	
		個別対応職員	1453	
		家庭支援専門相談員	1454	
		職業指導員	1455	
		自立支援担当職員	1456	
	児童家庭支援センター 1－(8)	相談員（児童・母子家庭等に対し、福祉に関する相談・助言を行う職員）	1461	
	里親支援センター 1－(9)	里親制度等普及促進担当者	1641	
		里親等支援員	1642	
		里親研修等担当者	1643	
		家庭支援専門相談員	1644	
		自立支援担当職員	1645	
		養親等相談支援員	1646	
	（障害児通所支援事業 児童発達支援センターを除く）（注8）	児童発達支援事業を行う施設 1－(10)	★指導員（注1）	1571
			★児童指導員（注2）	1572
			★保育士（注3）	1573
			児童発達支援管理責任者	1574
			機能訓練担当職員（心理担当職員に限る）	1575
			★障害福祉サービス経験者（注4）	1576
放課後等デイサービス事業を行う施設 1－(10)		★指導員（注1）	1571	
		★児童指導員（注2）	1572	
		★保育士（注3）	1573	
		児童発達支援管理責任者	1574	
		機能訓練担当職員（心理担当職員に限る）	1575	
		★障害福祉サービス経験者（注4）	1576	
居宅訪問型児童発達支援事業を行う施設 1－(10)		★訪問支援員（注1） （保育士、児童指導員、心理担当職員に限る）	1577	
		児童発達支援管理責任者	1574	
保育所等訪問支援事業を行う施設 1－(10)		★訪問支援員（注1） （保育士、児童指導員、心理担当職員に限る）	1577	
		児童発達支援管理責任者	1574	
障害児相談支援事業 1－(11)	相談支援専門員	1581		
	相談支援員	1582		
乳児院 2－(2)	児童指導員	2511		
	保育士	2512		
	個別対応職員	2513		
	家庭支援専門相談員	2514		
	里親支援専門相談員	2515		

施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	施設・職種コード
児童福祉法	医療型児童発達支援を行う施設 2－(13)	★児童指導員（注2）	5211
		★保育士（注3）	5212
		児童発達支援管理責任者	5213
		機能訓練担当職員（心理指導担当職員に限る）	5214
	指定発達支援医療機関 ・肢体不自由児施設支援 ・重症心身障害児施設支援 国立高度専門医療研究センター及び独立行政法人 国立病院機構が設置する医療機関であって内閣総 理大臣が指定するもの 2－(14)	★児童指導員（注2）	2451
		★保育士（注3）	2452
	児童自立生活援助事業を行っている施設 2－(22)	相談援助業務を行っている指導員	2531
		個別対応職員	2352
		自立支援担当職員	2353
	地域子育て支援拠点事業を行っている施設 2－(25)	相談援助業務を行っている職員	2561
	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を行っている 事業所 2－(84)	小児慢性特定疾病児童等自立支援員	5081
	若年被害女性等支援事業を行っている事業所 2－(89)	相談援助業務又は自立支援を行う職員	5221
	養育支援訪問事業を行っている事業所 2－(90)	訪問支援員	5231
	児童厚生施設（児童遊園を除く） 2－(91)	職員のうち相談援助業務を行っている者	5241
	親子再統合支援事業を行っている事業所 2－(92)	相談援助業務を行っている職員	5251
	社会的養護自立支援拠点事業を行っている事業所 2－(93)	支援コーディネーター	5261
		生活相談支援員	5262
		就労相談支援員	5263
	妊産婦等生活援助事業を行っている事業所 2－(94)	支援コーディネーター	5271
		母子支援員	5272
	子育て世帯訪問支援事業を行っている事業所 2－(95)	訪問支援員	5281
	児童育成支援拠点事業を行っている事業所 2－(96)	相談援助業務を行っている職員	5291
	こども家庭センター 2－(97)	児童の福祉及び妊産婦の福祉に関する相談に応 ずる職員	5301
		母子保健に関する各種の相談に応ずる職員	5302
		統括支援員	5303
	地域子育て相談機関 2－(98)	相談支援業務を行っている職員	5311
その他	利用者支援事業を行っている施設 2－(26)	相談援助業務を行っている職員	2901
	児童デイサービス事業（障害児通園事業） 2－(12)	相談援助業務を行う職員（相談員）	2291
	地域生活支 障害児等療育支援事業を行っている施 援事業 設 2－(37)	相談援助業務を行っている職員	2441
	心身障害児総合通園センター 2－(21)	相談援助業務を行っている職員	2521
	子育て短期支援事業（短期入所生活援助事業、夜間 養護等事業） ・乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、及び 保育所等において実施する事業 2－(23)	相談援助業務を行っている職員	2541
	重症心身障害児（者）通園事業を行う施設 2－(29)	★児童指導員（注2）	2581
		★保育士（注3）	2582
	スクールソーシャルワーカー活用事業に基づく教育 機関 2－(74)	スクールソーシャルワーカー	2741
	子ども家庭総合支援拠点 2－(77)	相談援助業務を行っている職員	5091
	医療的ケア児支援センター 2－(85)	医療的ケア児等コーディネーター	5111

- (注1)「指導員、訪問支援員」のうち、「介護等の業務を行う指導員、訪問支援員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。（介護福祉士国家試験のみ受験できます。）
- (注2)「児童指導員」のうち、「入所者の保護に直接従事する児童指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。（介護福祉士国家試験のみ受験できます。）
- (注3)「保育士」のうち、「入所者の保護に直接従事する保育士」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。（介護福祉士国家試験のみ受験できます。）
- (注4)「障害福祉サービス経験者」のうち、「介護等の業務を行う障害福祉サービス経験者」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。（介護福祉士国家試験のみ受験できます。）
- なお、「障害福祉サービス経験者」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事

業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第10号）による改正前の指定通所基準に定める障害福祉サービス経験者（高等学校の卒業者等であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事した者）をいい、「障害福祉サービス」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービスをいいます。
★印の職種のうち、介護福祉士養成施設等を卒業した経過措置対象者（期限付き介護福祉士登録者）が、経過措置期間に主たる業務として介護等の業務に5年間従事して経過措置の解除を行おうとする場合には、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。

■ 高齢者分野

施 設 種 類			相談援助業務の実務経験として認められる職種	施設・職種 コード
介護保険法	介護保険施設（注8）	指定介護老人福祉施設 1－(23)	生活相談員（生活指導員）	1011
			介護支援専門員（配置基準により配置されている資格保有者に限る）	1012
		介護老人保健施設 1－(23)	支援相談員	1021
			相談指導員	1023
			介護支援専門員（配置基準により配置されている資格保有者に限る）	1022
		介護医療院 1－(23)	介護支援専門員（配置基準により配置されている資格保有者に限る）	1611
		指定介護療養型医療施設 1－(23)	介護支援専門員（配置基準により配置されている資格保有者に限る）	1031
	地域包括支援センター 1－(24)		包括的支援事業に係る業務を行う職員（注5） （社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員等）	1041
	指定特定施設入居者生活介護を行う施設 ・指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行う施設 ・指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う施設を含む 2－(4)		生活相談員	2221
			計画作成担当者	2222
	指定通所介護を行う施設 ・基準該当通所介護を行う施設 ・指定地域密着型通所介護を行う施設 ・指定介護予防通所介護を行う施設 ・基準該当介護予防通所介護を行う施設 ・第一号通所事業を行う施設（注6） ・指定認知症対応型通所介護を行う施設 ・指定介護予防認知症対応型通所介護を行う施設を含む 2－(42)、2－(46)		生活相談員（生活指導員）	2011
	指定短期入所生活介護を行う施設 ・基準該当短期入所生活介護を行う施設 ・指定介護予防短期入所生活介護を行う施設 ・基準該当介護予防短期入所生活介護を行う施設を含む 2－(42)		生活相談員（生活指導員）	2051
	指定通所リハビリテーションを行う施設 ・指定介護予防通所リハビリテーションを行う施設を含む ※介護老人保健施設において実施されているものに限る 2－(43)		支援相談員	2091
	指定短期入所療養介護を行う施設 ・指定介護予防短期入所療養介護を行う施設を含む ※介護老人保健施設において実施されているものに限る 2－(43)		支援相談員	2111
	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う施設 2－(44)		オペレーター	2771
	指定夜間対応型訪問介護を行う施設 2－(45)		オペレーションセンター従業者	2781
	指定小規模多機能型居宅介護を行う施設 ・指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行う施設を含む 2－(47)		介護支援専門員（配置基準により配置されている資格保有者に限る）	2151
	指定認知症対応型共同生活介護を行う施設 ・指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行う施設を含む 2－(47)		介護支援専門員（配置基準により配置されている資格保有者に限る）	2171
	指定複合型サービスを行う施設 2－(47)		介護支援専門員（配置基準により配置されている資格保有者に限る）	2791
	指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う施設 2－(48)		生活相談員（生活指導員）	2191
			介護支援専門員（配置基準により配置されている資格保有者に限る）	2192
	居宅介護支援事業を行っている事業所 2－(49)		介護支援専門員（配置基準により配置されている資格保有者に限る）	2201

施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	施設・職種コード
介護保険法	介護予防支援事業を行っている事業所 2－(50)	担当職員	2211
	第一号介護予防支援事業を行っている事業所 2－(50)	担当職員	2911
老人福祉法	養護老人ホーム 1－(21)	生活相談員（生活指導員）	1051
	特別養護老人ホーム （地域密着型特別養護老人ホームを含む） 1－(21)	生活相談員（生活指導員）	1061
	軽費老人ホーム （都市型軽費老人ホーム、軽費老人ホーム（A型、B型）ケアハウスを含む） 1－(21)	生活相談員（生活指導員）	1071
		主任生活相談員	1072
	老人福祉センター （特A型、A型、B型） 1－(21)	相談・指導を行う職員	1081
	老人短期入所施設 1－(21)	生活相談員（生活指導員）	1091
	老人デイサービスセンター 1－(21)	生活相談員（生活指導員）	1101
	老人介護支援センター （在宅介護支援センター） 1－(21)	相談援助業務を行っている職員	1111
	有料老人ホーム 2－(3)	生活相談員（生活指導員）	2271
その他	高齢者総合相談センター 2－(8)	相談援助業務を行っている相談員	2281
	生活支援ハウス （高齢者生活福祉センター） 2－(51)	生活援助員	2251
	高齢者の安心な住まいの確保に資する事業 ・高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）、多くの高齢者が居住する集合住宅等において実施する事業 2－(52)	相談援助業務を行っている生活援助員	2261
	サービス付き高齢者向け住宅 2－(53)	相談援助業務を行っている職員	2801

（注5）「包括的支援事業」のうち、一部の事業は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。通知の内容を必ず確認してください。

（注6）「第一号通所事業」のうち、事業者指定を受けていないもの等は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。通知の内容を必ず確認してください。

■ 障害者分野

施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	施設・職種コード
身体障害者福祉法	身体障害者更生相談所 1－(13)	身体障害者福祉司	1321
		心理判定員	1322
		職能判定員	1323
		ケース・ワーカー	1324
	身体障害者福祉センター ・身体障害者福祉センター（A型、B型） ・在宅障害者デイサービス施設 （身体障害者デイサービスセンター） ・障害者更生センター 1－(14)	身体障害者に関する相談に応ずる職員	1331
	点字図書館 2－(30)	相談援助業務を行っている職員	2321
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	精神保健福祉センター 1－(15)	精神保健福祉相談員（精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員）	1341
		精神保健福祉士（精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員）	1342
		精神科ソーシャルワーカー（精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員）	1343
		心理判定員（精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員）	1344
知的障害者福祉法	知的障害者更生相談所 1－(20)	知的障害者福祉司	1351
		心理判定員	1352
		職能判定員	1353
		ケース・ワーカー	1354
障害者総合支援法	障害者支援施設 1－(25)	★生活支援員（注7）	1121
		就労支援員	1122
		サービス管理責任者	1123
	地域活動支援センター 1－(26)	★指導員（注7）	1131

施 設 種 類			相談援助業務の実務経験として認められる職種	施設・職種 コード	
障害者総合 支援法	福祉ホーム 1－(27)		管理人	1141	
	一般相談支援事業所 1－(29)		相談支援専門員	1591	
	特定相談支援事業所 1－(30)		相談支援専門員	1601	
			相談支援員	1602	
	相談支援事業を行う施設 2－(35)		相談支援専門員	2871	
	基幹相談支援センター 2－(82)		相談援助業務を行っている職員	5121	
	身体障害者 更生援護施 設（注8）	身体障害者更生施設 ・肢体不自由者更生施設 ・視覚障害者更生施設 ・聴覚・言語障害者更生施設 ・内部障害者更生施設 2－(5)	★生活支援員（注7）	2831	
		身体障害者療護施設 2－(5)	★生活支援員（注7）	2841	
		身体障害者授産施設 （入所、通所、小規模通所） 2－(5)	★生活支援員（注7）	2851	
		身体障害者福祉工場 2－(5)	指導員（注7）	2861	
		精神障害者 社会復帰施 設（注8）	精神障害者生活訓練施設 2－(6)	精神保健福祉士 精神障害者社会復帰指導員	1191 1192
	精神障害者授産施設 （入所、通所、小規模通所） 2－(6)		精神保健福祉士 精神障害者社会復帰指導員	1201 1202	
	精神障害者福祉工場 2－(6)		精神保健福祉士 精神障害者社会復帰指導員	1211 1212	
	精神障害者福祉ホーム 2－(6)		管理人	1221	
	知的障害者 援護施設 （注8）		知的障害者更生施設 （入所、通所） 2－(7)	★生活支援員（注7）	1231
		知的障害者授産施設 （入所、通所、小規模通所） 2－(7)	★生活支援員（注7）	1241	
		知的障害者通勤寮 2－(7)	★生活支援員（注7）	1251	
	障害福祉 サービス事 業（注8）	生活介護を行う施設 1－(28)	★生活支援員（注7） サービス管理責任者	1271 1272	
		自立訓練を行う施設 （機能訓練、生活訓練） 1－(28)	★生活支援員（注7） サービス管理責任者	1281 1282	
			就労移行支援を行う施設 （認定就労移行支援を含む） 1－(28)	★生活支援員（注7） 就労支援員 サービス管理責任者 職業指導員（相談援助を行う場合に限る）	1291 1292 1293 1294
		就労継続支援を行う施設 （A型、B型） 1－(28)		★生活支援員（注7） サービス管理責任者 職業指導員（相談援助を行う場合に限る）	1301 1302 1303
				就労定着支援を行う施設 1－(28)	就労定着支援員 サービス管理責任者
			自立生活支援を行う施設 1－(28)		地域生活支援員 サービス管理責任者
		療養介護を行う施設 2－(32)	相談援助業務を行っている職員	1261	
		短期入所を行う施設 ・身体障害者短期入所事業、 ・知的障害者短期入所事業を含む 2－(32)	相談援助業務を行っている職員	2341	
		重度障害者等包括支援を行う施設 2－(32)	相談援助業務を行っている職員	2351	
		共同生活介護を行う施設 2－(31)	相談援助業務を行っている職員	2361	
		共同生活援助を行う施設 ・精神障害者グループホーム、 ・知的障害者グループホームを含む 2－(32)	相談援助業務を行っている職員	2371	

施設種類			相談援助業務の実務経験として認められる職種	施設・職種コード
障害者総合支援法	地域生活支援事業 (注8)	身体障害者自立支援事業を行っている施設 2-(36)	相談援助業務を行っている職員	2381
		日中一時支援事業を行っている施設 2-(37)	相談援助業務を行っている職員	2391
		障害者相談支援事業を行っている施設 2-(37)	相談援助業務を行っている職員	2431
のぞみの園法	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設「のぞみの園」 2-(15)		相談援助業務を行っている指導員	2301
			相談援助業務を行っているケースワーカー	2302
発達障害者支援法	発達障害者支援センター 2-(66)		相談支援を担当する職員	2461
			就労支援を担当する職員	2462
障害者の雇用の促進等に関する法律	広域障害者職業センター 2-(67)		障害者職業カウンセラー	2471
			障害者職業カウンセラー	2481
	地域障害者職業センター 2-(68)		職場適応援助者	2482
			改正前の障害者の雇用の促進等に関する法律第28条第1号、第2号及び第7号に規定する業務を行う職員	2711
	障害者雇用支援センター 2-(70)		主任就業支援担当者	2501
			就業支援担当者	2502
			主任職場定着支援担当者	2503
			生活支援担当職員	2504
職業安定法	公共職業安定所 2-(73)		精神・発達障害者雇用サポーター	2981
			障害学生等雇用サポーター	2982
その他	知的障害者福祉工場 2-(16)		相談援助業務を行っている指導員	2311
			相談援助業務を行っている職員	2331
	聴覚障害者情報提供施設 2-(30)		地域体制整備コーディネーター	2731
			地域移行推進員	2732
	精神障害者地域移行支援特別対策事業を行っている施設 2-(38)		地域体制整備コーディネーター	2811
			地域移行推進員	2812
	精神障害者アウトリーチ推進事業を行っている施設 2-(39)		相談援助業務を行っている職員 (医師、保健師、看護師、作業療法士、その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く)	2821
			相談援助業務を行っている職員 (医師、保健師、看護師、作業療法士、その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く)	2881
	第1号職場適応援助者助成金又は訪問型職場適応援助者助成金受給資格認定法人 2-(41)		第1号職場適応援助者養成研修又は訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者	2491
			訪問型職場適応援助に係る受給資格認定法人 2-(69)	2921

(注7)「生活支援員、指導員」のうち、「介護等の業務を行う生活支援員、指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。)

★印の職種のうち、介護福祉士養成施設等を卒業した経過措置対象者(期限付き介護福祉士登録者)が、経過措置期間に主たる業務として介護等の業務に5年間従事して経過措置の解除を行おうとする場合には、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。

(注8)当該施設については、施設種類が複数あるため、施設種類を特定する必要があります。実務経験証明書に記入する際は、施設種類を最小区分の項目まで記入してください。

■ その他の分野

施 設 種 類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	施設・職種コード	
地域保健法	保健所	精神保健福祉相談員（精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員）	1511	
		精神保健福祉士（精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員）	1512	
		精神科ソーシャルワーカー（精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員）	1513	
		心理判定員（精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員）	1514	
	1－(1)			
医療法	病院・診療所	相談員（医療ソーシャルワーカー等） 次のアからエまでのすべての相談援助業務を行っている職員 ア 患者の経済的問題の解決、調整に係る相談援助 イ 患者が抱える心理的・社会的問題の解決、調整に係る相談援助 ウ 患者の社会復帰に係る相談援助 エ 以上の相談援助業務を行うための地域における保健医療福祉の関係機関、関係職種等との連携等の活動	1521	
		退院後生活環境相談員	1522	
	1－(12)			
生活保護法	救護施設	1－(16)	生活指導員	1491
	更生施設	1－(16)	生活指導員	1501
	授産施設	2－(1)	指導員（作業指導員、職業指導員を除く）	2591
	宿泊提供施設	2－(1)	指導員（作業指導員、職業指導員を除く）	2601
	被保護者就労支援事業を行っている事業所	2－(65)	就労支援員	2931
	日常生活支援住居施設	2－(86)	生活支援員	5181
			生活支援提供責任者	5182
生活困窮者自立支援法	生活困窮者自立相談支援機関 生活困窮者就労準備支援事業を行う事業所 生活困窮者家計改善支援事業を行っている事業所	主任相談支援員	2941	
		相談支援員	2942	
		就労支援員	2943	
		就労準備支援担当者	2944	
		家計改善支援員（家計相談支援員を含む）	2945	
	2－(63)			
社会福祉法	福祉事務所	査察指導員（指導監督を行う職員）	1471	
		身体障害者福祉司（指導監督を行う職員）	1472	
		知的障害者福祉司（指導監督を行う職員）	1473	
		老人福祉指導主事（指導監督を行う職員）	1474	
		現業員・ケースワーカー	1481	
		家庭児童福祉主事	1482	
		家庭相談員	1483	
		面接相談員	1484	
		女性相談支援員	1485	
		母子・父子自立支援員、母子相談員	1486	
	1－(17)	「セーフティネット支援対策等事業の実施について」別添 1 の 3（1）に規定する就労支援事業に従事する就労支援員	1487	
		生活保護法第 55 条の 7 第 1 項に規定する被保護者就労支援事業に従事する就労支援員	1488	
	隣保館	2－(9)	相談援助業務を行っている指導職員	2611
	都道府県社会福祉協議会	専門員（日常生活自立支援事業を行う職員）	2621	
		相談援助業務を行っている職員 （主として高齢者、障害者、児童、生活困窮者 その他要援護者に対するものに限る）	2622	
		2－(10)		
	市（特別区を含む）町村社会福祉協議会	専門員（日常生活自立支援事業を行う職員）	2631	
福祉活動専門員		2632		
相談援助業務を行っている職員 （主として高齢者、障害者、児童、生活困窮者 その他要援護者に対するものに限る）		2633		
	2－(11)			

施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	施設・職種コード
困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	女性相談支援センター	相談指導員	1531
		心理支援員	1532
	女性自立支援施設	女性相談支援員	1533
		入所者の自立支援を行う職員	1541
母子保健法	母子健康包括支援センター	母子保健に関する各種の相談に応ずる職員	5171
	産後ケア事業を実施する施設	相談に応ずる職員	5191
配偶者暴力防止法	配偶者暴力相談支援センター	女性相談支援員	5201
母子及び父子並びに寡婦福祉法	母子・父子福祉センター	母子及び父子の相談を行う職員	1551
刑事収容施設法	刑事施設	刑務官	5011
		法務教官	5012
		法務技官（心理）	5013
		福祉専門官	5014
少年院法	少年院	法務教官	5021
		法務技官（心理）	5022
		福祉専門官	5023
少年鑑別所法	少年鑑別所	法務教官	5031
		法務技官（心理）	5032
更生保護法	地方更生保護委員会	保護観察官	2641
		社会復帰調査官	2642
	保護観察所	保護観察官	2651
		社会復帰調査官	2652
更生保護事業法	更生保護施設	補導主任	2661
		補導員	2662
		福祉職員	2663
		薬物専門職員	2664
裁判所法	家庭裁判所	家庭裁判所調査官	5131
労働者災害補償保険法	労災特別介護施設	相談援助業務を行っている指導員	2671
難病の患者に対する医療等に関する法律	難病相談支援センター	難病相談支援員	5061
成年後見制度の利用の促進に関する法律	「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」において設置される中核機関	相談援助業務を行っている職員	5141
その他	母子家庭等就業・自立支援センター事業、一般市等就業・自立支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている相談員	2721
	母子・父子自立支援プログラム策定事業	母子・父子自立支援プログラム策定員	5041
	就業支援専門員配置等事業	就業支援専門員	5051
	地域福祉センター	相談援助業務を行っている職員	2681
	就労支援事業を行っている事業所 〔自立支援プログラム策定実施推進事業〕 〔実施要領に規定する事業〕	就労支援員	2951
	ひきこもり地域支援センター	ひきこもり支援コーディネーター	2751
		その他相談援助業務を行っている職員	2752
	地域生活定着支援センター	相談援助業務を行っている職員	2761
	ホームレス総合相談推進業務を行っている事業所	相談援助業務を行っている相談員	2691
	ホームレス自立支援センター	生活相談指導員	2701
	東日本大震災の被災者に対する相談援助業務を実施する事業所	相談援助業務を行っている職員	2961

施 設 種 類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	施設・職種コード
その他	被災者に対する相談援助業務を実施する事業所 2-(61)	相談援助業務を行っている職員	2971
	自立相談支援機関（自立相談支援モデル事業） 家計相談支援モデル事業を行っている事業所 2-(62)	主任相談支援員	2891
		相談支援員	2892
		就労支援員	2893
		家計相談支援員	2894
	地域居住支援事業を行っている事業所 2-(64)	相談援助業務を行っている職員	5321
	高次脳機能障害者の支援の拠点となる機関 2-(76)	支援コーディネーター	5071
	地域若者サポートステーション 2-(79)	相談援助業務を行っている職員	5151
	子ども・若者総合相談センター 2-(80)	相談援助業務を行っている職員	5161

2. 現在廃止事業の分野

以下に掲げる事業・職種は、すでに廃止されていますが、過去においてこれらの事業に従事していた期間は、社会福祉士の受験に必要な実務経験の対象となります。

施 設 種 類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	施設・職種コード
重度身体障害者更生援護施設		生活支援員	3011
		生活指導員	3012
身体障害者福祉ホーム		管理人	3021
精神障害者地域生活支援センター		精神保健福祉士	3031
		精神障害者社会復帰指導員	3032
経過的精神障害者地域生活支援センター事業を行っている施設 （障害者自立支援法地域生活支援事業）〔平成 18 年 10 月～19 年 3 月〕		相談援助業務を行っている職員	3171
精神障害者退院促進支援事業を行っている施設		相談援助業務を行っている職員	3181
知的障害者デイサービスセンター		指導員	3041
		生活指導員	3043
		相談援助業務を行っている職員	3042
知的障害者福祉ホーム		管理人	3051
身体障害者相談支援事業（市町村障害者生活支援事業） ・身体障害者更生施設 ・身体障害者療護施設 ・身体障害者福祉センター ・身体障害者デイサービスセンター等において実施する事業 障害児相談支援事業、知的障害者相談支援事業（療育等支援施設事業） ・知的障害児施設 ・知的障害児通園施設 ・自閉症児施設 ・盲ろうあ児施設 ・難聴幼児通園施設 ・肢体不自由児施設 ・肢体不自由児療護施設 ・肢体不自由児通園施設 ・重症心身障害児施設 ・知的障害者更生施設 ・知的障害者授産施設において実施する事業		相談援助業務を行っている職員	3061
障害者デイサービスを行う施設（障害者自立支援法障害福祉サービス事業） ・身体障害者デイサービス事業 ・知的障害者デイサービス事業を含む		相談援助業務を行っている職員	3071
経過的デイサービス事業を行っている施設（障害者自立支援法地域生活支援事業）〔平成 18 年 10 月～19 年 3 月〕		相談援助業務を行っている職員	3191
「障害者 110 番」運営事業を行っている施設		相談援助業務を行っている相談員	3081
知的障害者生活支援事業 ・知的障害者通園寮 ・知的障害者更生施設 ・知的障害者授産施設 ・障害者能力開発施設において実施する事業		相談援助業務を行っている職員	3091

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	施設・職種コード
高齢者住宅等安心確保事業 ・高齢者世話付住宅（シルバーハウジング） ・高齢者向け優良賃貸住宅 ・高齢者円滑入居賃貸住宅（登録住宅）等において実施する事業 高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）生活援助員派遣事業 ・高齢者世話付住宅において実施する事業	生活援助員	3101
家庭支援電話相談（子ども・家庭110番）事業 （中央児童相談所において実施する事業）	電話相談員	3111
ヴェトナム難民収容施設 （日本赤十字社が設置するもの）	相談援助業務を行っている指導員	3121
子ども家庭相談事業 ・児童センター ・市に設置された児童館において実施する事業	相談援助業務を行っている相談員	3131
乳幼児健全育成相談事業 ・保育所 ・乳児院において実施する事業	相談援助業務を行っている相談員	3141
すこやかテレホン事業 （青少年相談センターにおいて実施する事業）	相談援助業務を行っている相談員	3151
知的障害者専門相談（法的助言・相談）事業 （都道府県・指定都市等において実施する事業）	相談援助業務を行っている相談員	3161
地域子育て支援センター事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員	3201

(2) 精神保健福祉士を目指す場合

精神保健福祉士の資格を取得するためには、厚生労働大臣が指定する精神保健福祉に関する科目(指定科目)を履修したうえで(受験資格の取得)、(公財)社会福祉振興・試験センターが実施する国家試験に合格した後に、「精神保健福祉士登録簿」に登録することが必要です。

「精神保健福祉士国家試験受験資格」は、本学が開講する精神保健福祉に関する指定科目(精神保健福祉士指定科目対照表 (P. 99 参照)) および、演習・実習科目の履修要件 **A**、**B**に定める科目の単位修得と、正科生として本学を卒業することの2つの要件を満たすことにより取得できます。

①精神保健福祉士の概要

精神保健福祉士は、1997年に誕生した国家資格です。社会福祉学を学問基盤として、精神障害者が抱える社会生活上の問題を解決するための援助や、社会参加に向けての相談援助を業とします。

精神保健福祉士は、精神科病院などの医療関係施設や、精神障害者を主たる利用者とする障害福祉サービス事業を行う施設等での援助に従事しています。

②精神保健福祉士国家試験受験資格の取得条件

「精神保健福祉士国家試験受験資格」を取得するためには、次の2つの要件を満たさなければなりません。

- ① 本学が開講する精神保健福祉に関する指定科目(精神保健福祉士指定科目対照表参照) および、演習・実習科目の履修要件 **A**、**B**に定める科目の単位を修得すること (P. 103 参照)。
- ② 正科生として本学を卒業すること(国家試験を受験する年度末に卒業する必要があります)。

精神保健福祉士国家試験受験資格の取得を希望する方は、指定科目を優先して履修登録してください。

●精神保健福祉士実習履修者選抜について

「ソーシャルワーク実習指導Ⅰ・Ⅱ(精神)」「ソーシャルワーク実習(精神)」を履修するためには、入学後、実習前年度に行う精神保健福祉士実習履修者選抜 (P. 104) に合格する必要があります。

●実習免除について

2025年3月31日時点において、1年以上の精神障害者社会復帰に関する相談援助業務の実務経験のある方は、実習免除を申請することができます。詳細は、**[①精神保健福祉士の実習免除申請について]** (P. 106 ~ P. 107) を参照してください。



注意

社会福祉士および精神保健福祉士国家試験受験資格の取得を目指す方は、**[社会福祉士・精神保健福祉士国家試験受験資格 Q&A (P.124 ~ P.130)]** を必ず確認してください。資格取得にかかわる重要事項が記載されています。

<精神保健福祉士指定科目対照表>

厚生労働省指定科目		本学通信教育課程開講科目				
科目名		科目名	科目形態	単位数	開講学年	
医学概論	※☆	医学概論	O	2	1	
心理学と心理的支援	※☆	心理学	O	2	1	
社会学と社会システム	※☆	社会学	O	2	1	
社会福祉の原理と政策	※☆	社会福祉原論	O	4	1	
地域福祉と包括的支援体制	※☆	地域福祉と包括的支援体制	O	4	2	
社会保障	※☆	社会保障	O	4	1	
障害者福祉	※☆	障害者福祉	O	2	2	
権利擁護を支える法制度	※☆	権利擁護と成年後見	O	2	2	
刑事司法と福祉	※☆	刑事司法と福祉	O	2	2	
社会福祉調査の基礎	※☆	社会福祉調査論	T	2	2	
精神医学と精神医療	☆	精神医学と精神医療	T	4	2	
現代の精神保健の課題と支援	☆	精神保健学	T	4	2	
ソーシャルワークの基盤と専門職	※☆	ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅰ	O	2	1	
精神保健福祉の原理	☆	精神保健福祉の原理	O	4	2	
ソーシャルワークの理論と方法	☆	ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ	O	4	2	
ソーシャルワークの理論と方法（専門）	☆	ソーシャルワークの理論と方法（精神）	O	4	2	
精神障害リハビリテーション論	☆	精神障害リハビリテーション論	O	2	3	
精神保健福祉制度論	☆	精神保健福祉制度論	O	2	3	
		合計単位数 52 単位				
演習・実習科目	ソーシャルワーク演習	※	ソーシャルワーク演習Ⅰ（精神）	T S	(2)	3
	ソーシャルワーク演習（専門）		ソーシャルワーク演習Ⅱ（精神）	T S	(6)	4
	ソーシャルワーク実習指導		ソーシャルワーク実習指導Ⅰ（精神）	T S	(2)	3
			ソーシャルワーク実習指導Ⅱ（精神）	T S	(4)	4
	ソーシャルワーク実習		ソーシャルワーク実習（精神）	J	(5)	4

すべての科目の単位修得が必要です

演習・実習科目合計単位数 19 単位
(卒業単位に含まれません)

※は基礎科目

☆は国家試験科目

() 内単位数は卒業単位に含まれません。

科目形態について

T：テキスト科目 O：オンデマンド科目 TS：テキスト・スクーリング併修科目 J：実習科目

③演習・実習科目とは

演習・実習科目とは、「ソーシャルワーク演習Ⅰ・Ⅱ（精神）」「ソーシャルワーク実習指導Ⅰ・Ⅱ（精神）」（テキスト・スクーリング科目）、および「ソーシャルワーク実習（精神）」を指します。

それぞれの科目は、以下のとおりです。

[ソーシャルワーク演習（精神）]

演習では、模擬的実践状況を教材として用いながら、理論と実践がどのように関連しているかを検証する作業を行います。演習は実習前と実習後に実施され、実習前の演習は実習に向かう準備段階であり、実習後の演習は「実習での学び」と「理論」との橋渡しを目的とした理論化を行います。

[ソーシャルワーク実習指導（精神）]

実習前年度には、複数の学習課題に取り組むとともに、「実習計画書」を作成し、実習年度に実習の目標が達成できるよう学習します。実習年度には実習の成果として「実習報告書」の作成に取り組みます。

実習前年度から積み重ねるこれらの取り組みにより、相談援助専門職として求められる価値・知識・技術を自分自身に定着させていきます。

[ソーシャルワーク実習（精神）]

実習は、これまで机上で学んだ理論を、実践現場において総合的、包括的に理解していく過程です。

また実習は、実践をもとに理論化された精神保健福祉援助理論や障害者等の相談援助にかかる専門的知識と技術について、実践現場において具体的かつ实际的に理解し体得する機会でもあります。

④「ソーシャルワーク演習（精神）」「ソーシャルワーク実習指導（精神）」の学習内容

「テキストによる学習」と「スクーリングでの学習」の2つの学習形態を通して学びます（テキスト・スクーリング科目）。

テキスト学習は、テキスト、学習指導書、関連資料、図書等で学び、課題レポート等を作成する記述式の学習です。スクーリング学習は、対面式のクラス制授業で、共通のテーマや課題をもとに、議論、交流を重ねながらソーシャルワーク（精神）に対する学びを深めます。

●ソーシャルワーク演習（精神）について

ソーシャルワーク演習（精神）は、「ソーシャルワーク演習Ⅰ・Ⅱ（精神）」の2科目で構成されます。

・テキスト学習

テキストや学習指導書を読み、テキスト内に示される課題に取り組めます。学習のまとめとして「演習課題」に取り組めます。

・スクーリング学習

ロールプレイ、事例検討、グループワークなど、スクーリングならではの対面指導形式の学習です。
※スクーリングは、予備登録時に指定し決定した日程・地域で受講します。

・科目修了試験レポートの提出

●ソーシャルワーク実習指導（精神）について

ソーシャルワーク実習指導（精神）は、「ソーシャルワーク実習指導Ⅰ・Ⅱ（精神）」の2科目で構成されます。

「ソーシャルワーク実習指導Ⅰ（精神）」は実習の事前学習、「ソーシャルワーク実習指導Ⅱ（精神）」は実習の事前事後の学習です。

・テキスト学習

テキストや学習指導書を読み、「学習課題」を提出し、添削指導を受けます。学習課題には、テキスト学習や、実践現場での体験・報告書作成なども含まれます。

- ・スクーリング学習

実習前には、実習計画書の作成、実習を行う上での諸手続き、心構え等を学びます。実習後には、学習成果の確認、実習報告書の作成などを行います。

※スクーリングは、実習地により日程と地域が指定されます。

- ・科目修了試験レポートの提出

⑤パソコン動作環境について

精神保健福祉士の演習・実習科目については、定められた期日までにレポート等の課題を提出する必要があります。

課題の提出はインターネット上で行います。演習・実習科目の課題の作成および提出にあたっては Microsoft Word 2019、2021、2024（予定）、Microsoft 365 Apps（PC インストール版）いずれかのソフトウェアが必要です。ソフトウェアをお持ちでない方は、在学期間中のみ Microsoft Word を無償で利用可能ですので、学習開始前にインストールを済ませてください。[\(P. 133 参照\)](#) また、手引き等ガイド類のダウンロードが必要な場合があります。可能な限り、プリンター等印刷機器の準備をおすすめします。

「ソーシャルワーク演習Ⅰ・Ⅱ(精神)」「ソーシャルワーク実習指導Ⅰ・Ⅱ(精神)」は、レポート等の作成提出が必要なことから、スマートフォン・タブレット等では学習できません。Microsoft Word が使用できるパソコンを準備してください。

⑥精神保健福祉士の演習・実習の流れと履修要件

精神保健福祉士国家試験受験資格を取得するためには、演習・実習科目である「ソーシャルワーク演習Ⅰ・Ⅱ（精神）」「ソーシャルワーク実習指導Ⅰ・Ⅱ（精神）」「ソーシャルワーク実習（精神）」を履修しなくてはなりません。

この演習・実習科目は、誰でも履修できるわけではなく、実習前年度に予備登録を行う必要があります。それぞれの科目に所定の履修要件が設定されており、履修要件を満たさない場合は、履修することができません。また実習科目については、精神保健福祉士実習履修者選抜（以下、精神選抜）に合格する必要があります。

履修要件（**A**、**B**）、精神選抜と演習・実習科目の流れは、以下のとおりです。

<精神保健福祉士演習・実習科目の履修イメージ>

年次	月	演習の流れ	実習の流れ
3年次（4年次編入1年目）	4月		
	5月	演習科目履修登録期間（予備登録）	実習科目履修登録期間（予備登録）
	6月		
	7月		実習科目 精神選抜 実施 合格発表：9月
	8月		
	9月	A 「ソーシャルワーク演習Ⅰ（精神）」「ソーシャルワーク実習指導Ⅰ（精神）」 履修要件判定	
	10月	↑ スクーリング1日間	↑ 前期スクーリング1日間
	11月	↑ テキスト学習	↑ テキスト学習
	12月	↓	↓
	1月	↓	↓
4年次（4年次編入2年目）	2月	↓	↓
	3月	B 「ソーシャルワーク演習Ⅱ（精神）」「ソーシャルワーク実習指導Ⅱ（精神）」「ソーシャルワーク実習（精神）」 履修要件判定	
	4月	↑ 前期スクーリング1日間	↑ 前期スクーリング1日間
	5月		
	6月		
	7月	↑ テキスト学習	↑ テキスト学習
	8月	↑ 中期スクーリング1日間	↑
	9月	↑	↑
	10月	↑	↑
	11月	↑	↑
	12月	↓ 後期スクーリング1日間	↓ 後期スクーリング1日間
	1月	↓	↓
	2月	↓	↓
	3月		

※「ソーシャルワーク演習Ⅱ（精神）」「ソーシャルワーク実習指導Ⅱ（精神）」「ソーシャルワーク実習（精神）」の単位は、同時に認定されます。一部の科目の単位を、修得することはできません。

A 「ソーシャルワーク演習Ⅰ（精神）」「ソーシャルワーク実習指導Ⅰ（精神）」履修要件

科 目	履 修 要 件
ソーシャルワーク 演習Ⅰ（精神） ※「精神保健福祉士基礎科目」のみの単位を修得して卒業する場合は履修要件④を除く	履修年度の所定の期日までに「予備登録」を行い、かつ下記の①、②、③、④の4つの要件をすべて満たすこと ① 春期または夏期科目修了試験までに、「社会福祉原論」(4)、「ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅰ」(2)、「ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ」(4)、「精神保健福祉の原理」(4)、「精神保健福祉制度論」(2)の5科目(計16単位)の科目修了試験合格(もしくは単位修得) ② 春期または夏期科目修了試験までに【別表：科目群①（社会福祉士共通）】から2単位以上の科目修了試験合格(もしくは単位修得) ③ 春期または夏期科目修了試験までに【別表：科目群②（精神保健福祉士専門）】から6単位以上の科目修了試験合格(もしくは単位修得) ④ 追加履修登録期間(9月)までに下記のB①～③(「社会保障」(4)、「科目群①（社会福祉士共通）」から6単位以上、「科目群②（精神保健福祉士専門）」から16単位以上の単位修得)の履修要件を満たす履修登録(もしくは単位修得)がされていること
ソーシャルワーク 実習指導Ⅰ（精神）	履修年度の所定の期日までに「予備登録」を行い、かつ下記の①、②、③、④、⑤、⑥の6つの要件をすべて満たすこと ① 春期または夏期科目修了試験までに、「社会福祉原論」(4)、「ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅰ」(2)、「ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ」(4)、「精神保健福祉の原理」(4)、「精神保健福祉制度論」(2)の5科目(計16単位)の科目修了試験合格(もしくは単位修得) ② 春期または夏期科目修了試験までに【別表：科目群①（社会福祉士共通）】から2単位以上の科目修了試験合格(もしくは単位修得) ③ 春期または夏期科目修了試験までに【別表：科目群②（精神保健福祉士専門）】から6単位以上の科目修了試験合格(もしくは単位修得) ④ 「精神選抜」に合格すること ⑤ 「ソーシャルワーク演習Ⅰ（精神）」(2)を同時に履修(もしくは単位修得)すること ⑥ 追加履修登録期間(9月)までに下記のB①～③の履修要件を満たす履修登録(もしくは単位修得)がされていること

B 「ソーシャルワーク演習Ⅱ（精神）」「ソーシャルワーク実習指導Ⅱ（精神）」「ソーシャルワーク実習（精神）」履修要件

科 目	履 修 要 件
ソーシャルワーク 演習Ⅱ（精神）	下記の①、②、③、④、⑤の5つの要件をすべて満たすこと ① 「社会保障」(4)の単位修得 ② 【別表：科目群①（社会福祉士共通）】から6単位以上(※1)の単位修得 ③ 【別表：科目群②（精神保健福祉士専門）】から16単位以上(※2)の単位修得 ④ 「ソーシャルワーク演習Ⅰ（精神）」(2)の単位修得 ⑤ 「ソーシャルワーク実習指導Ⅱ（精神）」(4)及び「ソーシャルワーク実習（精神）」(5)を同時に履修すること(実習免除者は除く)。※3
ソーシャルワーク 実習指導Ⅱ（精神） ソーシャルワーク 実習（精神）	下記の①、②、③、④、⑤の5つの要件をすべて満たすこと ① 「社会保障」(4)の単位修得 ② 【別表：科目群①（社会福祉士共通）】から6単位以上(※1)の単位修得 ③ 【別表：科目群②（精神保健福祉士専門）】から16単位以上(※2)の単位修得 ④ 「ソーシャルワーク実習指導Ⅰ（精神）」(2)の単位修得 ⑤ 「ソーシャルワーク演習Ⅱ（精神）」(6)を同時に履修すること

【別表：科目群①（おもに社会福祉士共通科目群）】

医学概論(2)、心理学(2)、社会学(2)、地域福祉と包括的支援体制(4)、権利擁護と成年後見(2)、障害者福祉(2)、刑事司法と福祉(2)、社会福祉調査論(2)、ソーシャルワークと専門職(2) ()内は単位数

【別表：科目群②（精神保健福祉士専門科目群）】

精神医学と精神医療(4)、精神保健学(4)、ソーシャルワークの理論と方法(精神)(4)、精神障害リハビリテーション論(2)、精神障害者支援論(2)、精神障害者と福祉実践Ⅰ(2)、精神障害者と福祉実践Ⅱ(2)、アディクションとソーシャルワーク(2) ()内は単位数

※1：要件Aで修得した科目群①の単位を含む合計の単位数(指定科目以外を含む)

※2：要件Aで修得した科目群②の単位を含む合計の単位数(指定科目以外を含む)

※3：実習免除者以外は、「ソーシャルワーク演習Ⅱ（精神）」を単独で履修することはできません

⑦【精神保健福祉士実習履修者選抜】

「ソーシャルワーク実習（精神）」の履修定員は 40 名程度を予定しており、より高度な専門職養成を志向するため入学後に精神保健福祉士実習履修者選抜（以下、精神選抜）を実施します。上記の科目を履修するためには、実習前年度に予備登録を行い、履修要件を満たしたうえで、精神選抜に合格する必要があります。この精神選抜は本学の「精神保健福祉士の養成像」に基づき、質の高い実践力を身に付けた精神保健福祉士を養成すること、および、本学の教育体制（教員体制、実習施設（要実習指導者））を踏まえた教育の質の維持にあります。精神選抜の受験対象者は、精神保健福祉分野に勤務されている方、また今後、精神保健福祉分野に就職を希望されている方など、精神保健福祉士の資格を必要とされている方です。

※実習免除者は除きます。

※精神選抜に合格し、必要な科目の単位を修得したすべての学生に対して、翌年度の指定実習施設が割り当てられます。

※精神選抜は、実習科目の履修者を選考するものです。したがって、精神選抜の合格者であっても、当該年度に「ソーシャルワーク実習指導Ⅰ（精神）」の単位を修得できなかった場合は、改めて精神選抜を受験しなければなりません。

※精神選抜は、実習する年次が在学年を超えなければ、再受験することができます。

※専門職養成、ならびに学習負担の観点より、本学以外の専門学校等の教育機関に在籍（いわゆるダブルスクール）している、もしくはする予定の方は、精神選抜を受験することができません。精神選抜に合格しても、他校の在籍が判明した場合は、履修許可が取消となります。

※精神選抜の詳細は、5月下旬に案内する予定です。

※選抜受験料は無料です。

※過去3年間の精神選抜の倍率は2.1倍です（2022～2024年度平均）。



注意

社会福祉士実習履修者選抜と精神保健福祉士実習履修者選抜を同一年度に受験することはできません。どちらか一方を選択して受験してください。

※年度を変えて受験することは可能です。

⑧ソーシャルワーク実習（精神）の内容

精神科病院等の医療機関と障害福祉サービス事業を行う施設など、機能の異なる2ヶ所の実習施設において合計28日間（210時間以上）の実習を行います。

うち精神科病院等の医療機関での実習を12日間（90時間以上）、障害福祉サービス事業を行う施設等での実習を16日間（120時間以上）行います。実習期間は5月～11月です。5月～7月の間に1施設目、9月～11月の間に2施設目の実習を行います。1施設における実習は集中型のみとなります（分散型実習はできません）。実習は、施設の指定する日程で行います。

※より高度な専門職養成を志向するため、社会福祉士取得により実習日数を短縮することはできません。

※母体保護の観点から、妊娠中および出産後8週間以内に実習を行うことはできません。

⑨実習施設について

実習は本学が指定する指定実習施設で行います。指定実習施設は、施設種別や実習指導者の配置など厚生労働省で定められた要件を満たし、かつ本学と実習受け入れの契約をしている施設となります。実習施設を学生自身が開拓することはできません。

実習配属は、教育的観点から大学が調整し決定します。必ずしも自宅近郊の指定実習施設で実習することができるとは限りません。通勤可能な範囲に指定実習施設がない場合には、自身で宿泊先を手配し実習に通う場合もあります（宿泊にかかる費用は自己負担）。あらかじめご了承ください。

＜参考＞本学の指定実習施設（配属実績）は下記のホームページで確認することができます。

社会福祉実習教育研究センターホームページ <https://www.n-fukushi.ac.jp/jissyu/>

ホームページに掲載されている施設については、毎年実習生を受け入れることを約束するものではなく、年度毎に受入の可否について調査し、実習受け入れの契約を行います。

⑩精神保健福祉士実習免除者の演習の流れと履修要件

精神保健福祉士国家試験受験資格の取得を目指す方で、2025年3月31日時点において、指定施設で1年以上の相談援助業務の実務経験(精神障害者社会復帰に関する相談業務を主とする)がある場合、実習免除(「ソーシャルワーク実習(精神)」「ソーシャルワーク実習指導Ⅰ・Ⅱ(精神)」の免除)を申請することができます。ただし、実習免除を申請する場合でも、演習科目である「ソーシャルワーク演習Ⅰ・Ⅱ(精神)」は単位を修得する必要があります。なお、実習免除者については、科目履修にあたっての精神選抜はありません。

「ソーシャルワーク演習Ⅰ・Ⅱ(精神)」を履修するためには次の[A]、[B]の履修要件を満たすことが必要です。

<精神保健福祉士実習免除者演習科目の履修イメージ>

年次	月	演習の流れ
3年次 (4年次編入1年目)	4月	
	5月	演習科目履修登録期間(予備登録)
	6月	
	7月	
	8月	
	9月	[A]「ソーシャルワーク演習Ⅰ(精神)」履修要件判定
	10月	↑ ↓ テキスト学習 スクーリング1日間
	11月	
	12月	
	1月	
	2月	
	3月	[B]「ソーシャルワーク演習Ⅱ(精神)」履修要件判定
4年次 (4年次編入2年目)	4月	前期スクーリング1日間
	5月	↑ ↓ テキスト学習
	6月	
	7月	
	8月	
	9月	
	10月	
	11月	
	12月	
	1月	
	2月	
	3月	後期スクーリング1日間

※1:要件[A]で修得した科目群①の単位を含む合計の単位数(指定科目以外を含む)

※2:要件[A]で修得した科目群②の単位を含む合計の単位数(指定科目以外を含む)

[A]「ソーシャルワーク演習Ⅰ(精神)」履修要件

科目	履修要件
ソーシャルワーク演習Ⅰ(精神)	履修年度の所定の期日までに「予備登録」を行い、かつ下記の①、②、③、④の4つの要件をすべて満たすこと
	① 春期または夏期科目修了試験までに、「社会福祉原論」(4)、「ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅰ」(2)、「ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ」(4)、「精神保健福祉の原理」(4)、「精神保健福祉制度論」(2)の5科目(計16単位)の科目修了試験合格(もしくは単位修得)
	② 春期または夏期科目修了試験までに【別表:科目群①(社会福祉士共通)】から2単位以上の科目修了試験合格(もしくは単位修得)
	③ 春期または夏期科目修了試験までに【別表:科目群②(精神保健福祉士専門)】から6単位以上の科目修了試験合格(もしくは単位修得)
	④ 追加履修登録期間(9月)までに下記の[B]①～③の履修要件を満たす履修登録(もしくは単位修得)がされていること

[B]「ソーシャルワーク演習Ⅱ(精神)」履修要件

科目	履修要件
ソーシャルワーク演習Ⅱ(精神)	下記の①、②、③、④の4つの要件をすべて満たすこと
	① 「社会保障」(4)の単位修得
	② 【別表:科目群①(社会福祉士共通)】から6単位以上(※1)の単位修得
	③ 【別表:科目群②(精神保健福祉士専門)】から16単位以上(※2)の単位修得
	④ 「ソーシャルワーク演習Ⅰ(精神)」(2)の単位修得

【別表:科目群①(おもに社会福祉士共通科目群)】

医学概論(2)、心理学(2)、社会学(2)、地域福祉と包括的支援体制(4)、権利擁護と成年後見(2)、障害者福祉(2)、刑事司法と福祉(2)、社会福祉調査論(2)、ソーシャルワークと専門職(2)()内は単位数

【別表:科目群②(精神保健福祉士専門科目群)】

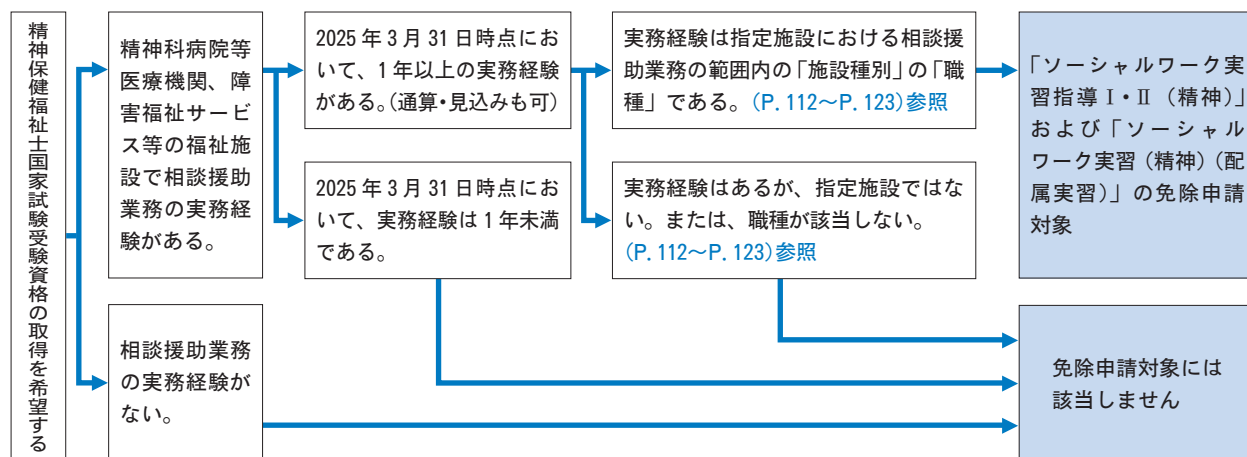
精神医学と精神医療(4)、精神保健学(4)、ソーシャルワークの理論と方法(精神)(4)、精神障害リハビリテーション論(2)、精神障害者支援論(2)、精神障害者と福祉実践Ⅰ(2)、精神障害者と福祉実践Ⅱ(2)、アディクションとソーシャルワーク(2)()内は単位数

⑪精神保健福祉士の実習免除申請について

実習免除を申請する場合は、精神保健福祉士指定施設として定められた施設において相談援助業務として認められる職種で勤務している（いた）ことが必要です。また、相談援助業務の実務経験（2025年3月31日時点で1年以上）に関する証明書を、職場に発行してもらう必要があります。相談援助業務の内容・範囲については、厚生労働省により定められています。詳細は、下記の【●精神保健福祉士の実習免除に必要な相談援助業務の内容】ならびに、【⑬精神保健福祉士指定施設における相談援助業務の範囲】（P. 112～P. 123）を参照してください。

実習免除を申請する場合は、『出願手続要項』の本学所定用紙「⑩実務経験証明書＜申告書＞」「⑪実務経験証明書＜個票＞」「⑫実務経験レポート」を作成のうえ、出願書類に同封してください。書き方については、【⑫精神保健福祉士の実務経験証明書の書き方】（P. 108）を参照してください。

● 実習免除申請対象に該当するか、下表を確認してください。



2025年3月31日時点において、相談援助業務の実務経験が1年を満たす方は、「見込み」での出願が可能です。また、複数の施設での実務経験の年数を通算することも可能です。

● 精神保健福祉士の実習免除に必要な相談援助業務の内容

精神保健福祉士の実習免除を申請するには、下記の精神障害者の社会復帰に関する相談援助業務を主たる業務として行っている必要があります、その証明のため『出願手続要項』の本学所定用紙「⑫実務経験レポート」の作成が必要です。

相談援助の業務

- 1 精神保健福祉士の業務は、精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって、精神障害者の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のための必要な訓練その他の援助を行うことであることから、精神保健福祉士の国家試験の受験資格を得るために必要な実務経験については、次の（1）から（5）に該当する業務に、年間を通じた業務時間の概ね5割以上従事することが要件となります。

（1）精神障害者の相談

精神障害者の精神疾患の状態にも配慮しつつ、その円滑な社会復帰に資する各種の情報提供

（2）精神障害者に対する助言、指導

精神障害者に対して、その精神疾患の状態にも配慮しつつ、その退院後の住居や再就労の場の選択等について、積極的な提案、誘導

（3）精神障害者に対する日常生活への適応のための必要な訓練

社会復帰の途上にある精神障害者に対し、時間を決めて洗面させる、清掃、洗濯等の習慣をつけさせる、公共交通機関の利用に慣れさせる等の生活技能を身につけるための訓練

(4) 精神障害者に対するその他の援助

精神障害者自身がすることに困難が伴う手続きを代行し、社会復帰を目指す精神障害者を受け入れる側の家族、学校、会社等に精神障害に関する理解を求めるなど、個々の精神障害者のニーズに応じた多様な支援

(5) 援助を行うための関係者との連絡、調整等

- ・ ケースカンファレンス等の会議への出席
- ・ ケース記録等の関係書類の整理
- ・ 職員間の申し送り、連絡、調整
- ・ 関係機関との連絡、調整

2 病棟における食事の介助や入浴の介助等の業務は、実務経験としては認められません。

3 児童が利用者である施設においては、精神障害がある障害児に対する相談援助業務だけでなく、保護者が精神障害者の場合、精神障害者である保護者に対する相談援助業務も実務経験の対象となります。

ただし、乳児院においては、保護者が精神障害者の場合、精神障害者である保護者に対する相談援助業務が実務経験の対象となります。乳児に対する相談援助業務は、実務経験の対象とはなりません。

注意点

- 1) 実習免除申請は入学時のみ受付します。入学後に申請することはできません。
- 2) 実習免除申請の時期によっては、審査結果の通知が入学後（4月1日以降）に届く場合があります。そのため、可能な限り第2期出願期間までに出席されることをおすすめします（実習免除申請が認められなかった場合であっても、いったん納入された入学選考料、学費は一切返還しません）。
- 3) 相談援助業務の実務経験とは、〔⑬精神保健福祉士指定施設における相談援助業務の範囲〕（P.112～P.123）に記載されている施設での職種における業務です。職場から発行される実務経験証明書により、判定を行います。なお、実習免除が認められた後に、実習経験証明書の虚偽等が判明した場合、実習免除が取り消されます。
- 4) 「ソーシャルワーク実習（精神）」「ソーシャルワーク実習指導Ⅰ・Ⅱ（精神）」の免除を申請する場合は、2025年3月31日時点において実務経験の要件を満たしている必要があります。2025年4月1日以降に要件を満たしても、免除の対象となりません。
- 5) 実習免除を申請する場合でも、演習科目である「ソーシャルワーク演習Ⅰ・Ⅱ（精神）」は単位修得する必要があります。
- 6) 同一の施設・機関、同一の職種での実務経験をもって社会福祉士と精神保健福祉士両方の資格の実習免除は認められません。



注意 次に掲げる職種は、精神保健福祉士の実習免除の業務経験とはなりません。

社会福祉施設や病院・診療所の、

- ・ 医師、看護師、准看護師、看護補助者、看護助手
- ・ 介護職員、作業指導員、訪問介護員（ホームヘルパー）、サービス提供責任者
- ・ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などの機能訓練担当職員（当該業務を補助する方を含む）
- ・ 調理員、事務員、運転手
- ・ 職業指導員（P.119の1—(27)、P.120の1—(4)、1—(5)、P.121の1—(12)に該当する方を除く）、公共職業安定所（ハローワーク）の職業相談（員）（P.122の3—(13)に該当する方を除く）

詳しくは、〔⑬精神保健福祉士指定施設における相談援助業務の範囲〕（P.112～P.123）で確認してください。

⑫精神保健福祉士の実務経験証明書の書き方

実務経験証明書は、学生が精神保健福祉士国家試験受験資格にかかわる重要な証明書です。申請された実務経験や職種が事実と異なった場合は、国家試験の受験資格が得られなかったり、資格取得後に資格を取り消される場合があります。また、書類に不備があった場合や文字が不鮮明などで読みとれない場合は差し戻します。P.109～P.111の記入例を参考に、十分に注意して申請を行ってください。

注意点

- 1) 施設種類、職種名については、後述の【⑬精神保健福祉士指定施設における相談援助業務の範囲】(P.112～P.123)に記載されているとおりの職種表記で証明されている必要があります。それ以外の表記では認められません。

実務経験の相談援助業務の範囲への該当、また該当番号（業務）については、事前に職場（もしくは証明書を発行する法人）にご相談のうえ、『出願手続要項』の本学所定用紙「⑪実務経験証明書＜個票＞」の発行を受けてください。

なお、記載されている業務内容等について、証明書発行先に問い合わせる場合があります。あらかじめご了承ください。

- 2) 「⑪実務経験証明書＜個票＞」は、証明者が記入し、公印の捺印が必要です。
- 3) 「⑩実務経験証明書＜申告書＞」と「⑪実務経験証明書＜個票＞」との間に、整合性がとれているかどうか確認してください。
- 4) 「⑩実務経験証明書＜申告書＞」で「勤務していた（している）施設」を2箇所以上記載する場合は、それぞれについて「⑪実務経験証明書＜個票＞」が必要になります。2箇所以上の申請を行う場合には、＜⑪個票＞をコピーして使用してください。
- 5) 2025年3月31日時点で相談援助業務の実務経験が1年を満了（見込みの）方は、入学後、相談援助業務の必要年限を満たした実務経験証明書＜⑩申告書＞および＜⑪個票＞を、あらためて提出していただきます。期日までに提出のない場合は、実習免除が取り消しになります。
- 6) 黒のボールペン（熱でインクが消えるものは不可）を用い、手書きで記載してください。

実習免除に関して、P.112～P.123とP.124～P.130のQ & Aをよくお読みいただいたうえで、不明点等がありましたら、以下までお問い合わせください。

● 通信教育部事務室（実習免除に関するお問い合わせ）

電子メール：menjojimu@ml.n-fukushi.ac.jp

※個別の実務経験が相談援助業務の内容・範囲に該当するかどうかについてお問い合わせいただく場合がありますが、業務内容、実態を正確に把握できないことから、実習免除の可否につきましてはお答えできません。提出された実務経験証明書の記載により判定いたします。あらかじめご了承ください。

<申告書>は、申告者本人が記入してください。

※黒のボールペンで記入してください。また、熱でインクが消えるペンは使用しないでください。

精神保健福祉士用 2025年度 実務経験証明書 <申告書> 10

※は記入しないでください。

※学籍番号		※受験番号	25
-------	--	-------	----

該当する箇所に○をつけてください。

入学の種類	☒ 1 年次入学	☐ 2 年次編入学	☐ 3 年次編入学	☐ 4 年次編入学
-------	---	-------------------------------	-------------------------------	-------------------------------

本証明書は申告者（出願者）本人が記入してください。

日本福祉大学 学長 殿 申告日 2024 年 12 月 10 日

〒 470-3333

<申告者> 住 所 愛知県知多郡武豊町平和 1-2

電話番号（日中連絡がとれるもの）（ 080 ） 0001 - 3333

※記載内容について、問い合わせ、書類の返却をする場合がありますので郵送物が届く住所をご記入ください。

氏 名 半田 みかん

私の相談援助の実務経験は次のとおりです。所属長等の証明書⑩を添えて、申告いたします。

注1 勤務している (していた) 施設の名称	法人名	医療法人 東海会		
	施設名称	東海町病院		
注2 施設種類 ^{注1}	精神科病院	職 種 ^{注1}	精神科ソーシャル ワーカー	該当番号 ^{注1}
				1 - (1)
勤務期間 (西暦で記入)	※(1) から (3) のいずれか1つのみ記入してください。 (1) 現在勤務していない（過去に勤務していた）場合 年 月 日～ 年 月 日（ 年 か月） (2) 現在継続して勤務している場合 2014年 4 月 1 日～現在に至る（ 10 年 8 か月） (3) 現在継続して勤務している場合^{注2} 年 月 日～ 年 月 日 日で実務経験1年を満たす見込み。			

注3	【確認事項】 同一の施設・職種での実務経験をもって、精神保健福祉士および社会福祉士両方の資格の実習免除申請を行うことはできません。 また、同一の期間の実務経験をもって、精神保健福祉士および社会福祉士両方の資格の実習免除申請を行うことはできません。 ※確認した上で、必ず□にチェック☑を入れてください。 ☒ 確認しました
----	---

注1 「施設種類」「職種」「該当番号」は (P.119～P.123) の「施設種類」「実務経験として認められる職種」「該当番号」から選択し記入してください。それ以外の名称や名称を省略したものは認められません。

※「精神保健福祉士の実習免除に必要な相談援助業務の内容」(P.106～P.107) を必ず確認してください。

注2 出願時に実務経験の合計期間が1年未満であり、2025年3月31日時点で実務経験が1年を満たす（見込みの）申告者は入学後あらためて実務経験証明書<⑩申告書>と<⑪個票>の提出が必要です。提出されない場合は、申請が無効となります。

※訂正された場合は申告者の印を押してください。修正液は使用しないでください。訂正印は朱肉を使用した印を押印してください。

※実務経験証明書<⑩申告書>と<⑪個票>は整合性が取れていることを確認してください。

※複数の実務経験を通算して1年を満たす（見込みの）方については、実務経験証明書<⑩申告書>と<⑪個票>をコピーして使用してください。

※複数の勤務経験を有する方でも、2025年3月31日時点で1箇所の施設・機関での相談援助業務の実務経験年数が1年を満たす（見込みの）方については、一箇所の実務経験証明書のみの提出で結構です。複数の勤務経験の実務経験証明書を提出する必要はありません。

申請された実務経験や職種が事実と異なった場合は、国家試験の受験資格が得られなかったり、資格取得後に資格を取り消される場合があります。十分注意して、申請を行ってください。

(A25-010-01)

※インク浸透式印鑑不可

必ず捺印してください

注 1 「施設種類」「職種」について

<⑪個票>と同じ表記になっていることを確認してください。

<⑪個票>の作成（証明）を依頼するにあたっては、通知 (P.112～P.118) を証明者に提示し、要件を満たしているかどうかを確認してもらってください。

注 2 「施設種類」「職種」「該当番号」について

P.119～P.123 の「施設種類」「実務経験として認められる職種」「該当番号」と同じ表記になっていることを確認してください。「精神保健福祉士の実習免除に必要な相談援助業務の内容」(P.106～P.107) を必ず確認してください。

注 3 記載事項を確認した上で、必ずチェック欄□に☑をつけてください。

<個票>は、証明書を発行する法人が記入・証明してください。

※黒のボールペンで記入してください。また、熱でインクが消えるペンは使用しないでください。

精神保健福祉士用

2025年度 実務経験証明書 <個票>

11

※は記入しないでください。

※学籍番号		※受験番号	25
-------	--	-------	----

該当する箇所に○をつけてください。

入学の種類	☒ 1 年次入学	☐ 2 年次編入学	☐ 3 年次編入学	☐ 4 年次編入学
-------	---	-------------------------------	-------------------------------	-------------------------------

以下は証明者が記入・公印押印のうえ証明書を発行してください。

日本福祉大学 学長 殿

証明書発行日 2024 年 12 月 10 日

注 4

フリガナ	ハンダ ミカン		生年月日 (年齢)
氏 名	半田 みかん		西暦 1976 年 10 月 1 日 (48 歳)
施設・事業所・ 機関の名称	法人名	医療法人東海会	
	施設名称	東海町病院	
施設種類 ^{注1}	精神科病院		
職 種 ^{注1}	精神科ソーシャルワーカー		
従業期間 ^{注2} (西暦で記入)	(1) 現在も勤務している場合 上記の者は、2013 年 4 月 1 日より現在に至るまで、当病院・施設・機関において勤務し、精神障害者の社会復帰に関する相談援助を主たる業務（裏面参照）として行っている（2025 年 3 月 31 日まで勤務し相談援助業務を行う見込みである）ことを証明いたします。 (2) 過去に勤務していた場合 上記の者は、2012 年 4 月 1 日より 2017 年 12 月 1 日まで（5 年 8 か月間）、当病院・施設・機関において精神障害者の社会復帰に関する相談援助を主たる業務（裏面参照）として行っていたことを証明いたします。		
【証明者チェック欄】			
☒ 申請者が上記施設・職種にて、精神障害者の社会復帰に関する相談援助業務に年間を通じて業務時間の概ね 5 割以上従事しています。			

注 5

注 6

注1 「施設種類」「職種」は (P.119～P.123) の「施設種類」「実務経験として認められる職種」から選択し記入してください。それ以外の名称や名称を省略したものは認められません。

※「精神保健福祉士の実習免除に必要な相談援助業務の内容」(P.106～P.107) を必ず確認してください。

注2 (1)(2) のいずれか1つのみ記入してください。

※証明者が記入・公印押印のうえ証明書を発行してください。

注 7

注 8

所在地 〒475-5555 愛知県半田市半田町 1-10	部署 医事課
法人名 医療法人東海会	ご担当者 名古屋 太郎
代表者 (役職) 理事長 氏名 知多 三郎	電話番号 (0569) 11 - 1111

※訂正された場合は証明者の公印を押してください。修正液は使用しないでください。

※実務経験が複数に分かれる場合は、この用紙をコピーして複数枚の⑪実務経験証明書<個票>を発行してください。

(A25-011-01)

注 4

法人名・施設名称の両方を記入してください。

<⑩申告書>と同じ表記になっていることを確認してください。

注 5

<⑩申告書>と同じ表記になっていること、ならびに P.119～P.123 の「施設種類」「実務経験として認められる職種」と同じ表記となっていることを確認してください。

※施設種類、職種の要件の詳細については、通知 (P.112～P.118) の該当箇所を必ず確認してください。

注 6

訂正する場合は公印を押してください。

注 7

証明者の所在地、法人名等を記入してください。

注 8

代表者の役職・氏名を記入してください。

精神保健福祉士用 2025年度 実務経験証明書 <実務経験レポート> 12

※は記入しないでください。

フリガナ	ハンダ ミカン	※学籍番号	
氏 名	半田 みかん	※受験番号	25

該当する箇所に○をつけてください。

入学の種類	☐ 1 年次入学	☐ 2 年次編入学	☐ 3 年次編入学	☐ 4 年次編入学
-------	------------------------------	-------------------------------	-------------------------------	-------------------------------

ケースレポート①

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

ケースレポート②

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

【証明者記入欄】

上記実務経験証明書は、施設名 東海町病院

施設種類 精神科病院

にて、申請者が 職 種 精神科ソーシャルワーカー

として従事した精神障害者社会復帰に関する相談援助業務であることを証明します。

【証明者チェック欄】

☒ 申請者が上記施設・職種にて、精神障害者の社会復帰に関する相談援助業務に年間を通じて業務時間の概ね 5 割以上従事しています（従事していました）。

西暦 2024 年 12 月 10 日

法人名

代表者（役職）理事長

氏 名 知多 三郎

医療法人東海会



実務経験レポートは、申請者が当該施設・職種において精神障害者の社会復帰に関する相談援助業務を主たる業務としているかを確認するものです。以下の点について、注意してください。

※相談援助の対象となる方がどのような精神障害であるかをわかるように明記してください。

※主たる業務としての記述ですので、ソーシャルワークとして継続的なかわりであることが分かるように記述してください。

※「法人名」「施設名」「施設種類」「職種」は、＜⑩申告書＞と＜⑪個票＞と同じ表記となっていることを確認してください。

(A25-012-01)

注 9

注 10

注 9

「ケースレポート①・②」について

実務経験証明書＜⑩申告書＞及び＜⑪個票＞で実習免除を申請する施設・事業所・職種における精神障害者の社会復帰に関する相談援助事例を 2 例挙げ、それぞれの内容についてレポートしてください。

注 10

実務経験証明書＜⑩申告書＞及び＜⑪個票＞と同じ表記になっていることを確認してください。

⑬精神保健福祉士指定施設における相談援助業務の範囲

「指定施設における業務の範囲等について」（令和5年6月9日障発0609第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

1 精神障害者の保健及び福祉に関する相談援助業務の範囲

施行規則第2条第1号から第14号までに定める施設において、精神障害者の保健及び福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種の例は、次のとおりとする。

- (1) 施行規則第2条第1号及び第5号に規定する精神科病院及び病院又は診療所にあつては、精神障害者に関する相談援助業務を行っている精神科ソーシャルワーカー、医療ソーシャルワーカー等の相談員
- (2) 施行規則第2条第2号及び第3号に規定する市役所、区役所、町村役場、保健所及び市町村保健センターにあつては、精神障害者に関する相談援助業務を行っている精神保健福祉相談員、社会福祉士、精神科ソーシャルワーカー及び心理判定員
- (3) 施行規則第2条第4号に規定する乳児院にあつては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第21条第1項及び第6項に規定する個別対応職員、家庭支援専門相談員、児童指導員及び保育士並びに「里親支援専門相談員の配置について」（令和6年4月8日付けこ支家第233号）に規定する里親支援専門相談員（以下「里親支援専門相談員」という。）
- (4) 施行規則第2条第4号に規定する児童養護施設にあつては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第42条第1項、第3項及び第5項に規定する児童指導員、保育士、個別対応職員、家庭支援専門相談員、心理療法担当職員及び職業指導員並びに「児童養護施設等における自立支援体制の強化について」（令和3年3月8日付け子発0308号）別紙（自立支援担当職員加算実施要綱）に規定する自立支援担当職員（以下「自立支援担当職員」という。）及び里親支援専門相談員
- (5) 施行規則第2条第4号に規定する福祉型障害児入所施設にあつては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第49条第1項及び第14項に規定する児童指導員、保育士、児童発達支援管理責任者、心理担当職員及び職業指導員
- (6) 施行規則第2条第4号に規定する児童心理治療施設にあつては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第73条第1項に規定する心理療法担当職員、児童指導員、保育士、個別対応職員及び家庭支援専門相談員
- (7) 施行規則第2条第4号に規定する障害児通所支援事業を行う施設にあつては、相談援助業務に従事する職員
- (8) 施行規則第2条第4号に規定する障害児相談支援事業を行う施設にあつては、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）第3条第1項及び第4項に規定する相談支援専門員及び相談支援員
- (9) 施行規則第2条第4号に規定する児童自立生活援助事業を行う施設にあつては、相談援助業務を行う指導員、自立支援担当職員及び「家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について」（令和6年4月8日付けこ支家第234号）に規定する個別対応職員
- (10) 施行規則第2条第4号に規定する児童相談所にあつては、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条の3第2項第6号及び第6項に規定する児童福祉司及び心理に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導をつかさどる所員（児童心理司）並びに児童相談所運営指針（令和6年3月30日付けこ支虐第164号）第2章第4節に規定する受付相談員、相談員、電話相談員、児童指導員及び保育士
- (11) 施行規則第2条第4号に規定する母子生活支援施設にあつては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第27条第1項及び第2項に規定する母子支援員、少年を指導する職員及び心理療法担当職員並びに自立支援担当職員及び「家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について」（令和6年4月8日付けこ支家第234号）に規定する個別対応職員
- (12) 施行規則第2条第4号に規定する児童自立支援施設にあつては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第80条第1項、第3項及び第5項に規定する児童自立支援専門員、児童生活支援員、個別対応職員、

家庭支援専門相談員、心理療法担当職員及び職業指導員並びに自立支援担当職員

- (13) 施行規則第2条第4号に規定する児童家庭支援センターにあっては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第88条の3第1項に規定する職員
- (14) 施行規則第2条第4号に規定する里親支援センターにあっては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第88条の6第1項に規定する里親制度等普及促進担当者、里親等支援員及び里親研修等担当者並びに「里親養育包括支援（フォスタリング）事業の実施について」（平成31年4月17日付け子発0417第3号）別紙（里親養育包括支援（フォスタリング）事業実施要綱）に規定する養親等相談支援員、自立支援担当職員及び「家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について」（令和6年4月8日付けこ支家第234号）に規定する家庭支援専門相談員
- (15) 施行規則第2条第6号に規定する精神保健福祉センターにあっては、精神障害者に関する相談援助業務を行っている精神保健福祉相談員、社会福祉士、精神科ソーシャルワーカー及び心理判定員
- (16) 施行規則第2条第7号に規定する救護施設及び更生施設にあっては、救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第18号）第11条第1項第3号及び第19条第1項第3号に規定する生活指導員
- (17) 施行規則第2条第8号に規定する福祉に関する事務所にあっては、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第15条第1項第1号に規定する指導監督を行う所員（査察指導員）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第11条の2第1項及び第2項に規定する身体障害者福祉司、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第13条第1項及び第2項に規定する知的障害者福祉司、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第6条及び第7条に規定する社会福祉主事（老人福祉指導主事）、社会福祉法第15条第1項第2号に規定する現業を行う所員（現業員）、「家庭児童相談室の設置運営について」（昭和39年4月22日付け厚生省発児第92号）別紙（家庭児童相談室設置運営要綱）第5に規定する家庭児童福祉の業務に従事する社会福祉主事（家庭児童福祉主事）及び家庭児童福祉に関する相談指導業務に従事する職員（家庭相談員）、「福祉事務所における福祉五法の実施体制の整備について」（昭和45年4月9日付け社庶第74号）に規定する面接員に相当する職員、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第11条第1項に規定する女性相談支援員、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第8条第1項に規定する母子・父子自立支援員、「母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施について」（平成26年9月30日付け雇児発0930第4号）別紙に規定する母子・父子自立プログラム策定員、「ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業の実施について」（平成26年3月31日付け雇児発0331第5号）別紙に規定する就業支援専門員、生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条の7第1項に規定する被保護者就労支援事業に従事する就労支援員並びに「セーフティネット支援対策等事業の実施について」（平成17年3月31日付け社援発第0331021号）別添1（自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領）3（1）に規定する就労支援事業に従事する就労支援員
- (18) 施行規則第2条第8号に規定する市町村社会福祉協議会にあっては、「社会福祉協議会活動の強化について」（平成11年4月8日付け社援第984号）別紙（社会福祉協議会企画指導員、福祉活動指導員、福祉活動専門員設置要綱）2に規定する福祉活動専門員その他相談援助業務（主として身体障害者、知的障害者、精神障害者に対するものに限る）に従事する職員
- (19) 施行規則第2条第9号に規定する知的障害者更生相談所にあっては、知的障害者福祉法に規定する知的障害者福祉司、「知的障害者更生相談所の設置及び運営について」（平成15年3月25日付け障発0325002号）第1に規定する心理判定員、職能判定員及びケース・ワーカー
- (20) 施行規則第2条第10号に規定する広域障害者職業センターにあっては、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第24条に規定する障害者職業カウンセラー
- (21) 施行規則第2条第10号に規定する地域障害者職業センターにあっては、障害者の雇用の促進等に関する法律第24条に規定する障害者職業カウンセラー及び同法第20条第3号に規定する職場適応援助者
- (22) 施行規則第2条第10号に規定する障害者就業・生活支援センターにあっては、「障害者就業・生活支援センターの指定と運営等について」（平成14年5月7日付け職高発第0507004号、障発第0507003号）別紙2「障害者就業・生活支援センター事業（雇用安定等事業）実施要綱」に規定する主任就業支援担当者、就業支援担当者及び主任職場定着支援担当者並びに同通知別紙3「障害者就業・生活支援センター事業（生

活支援等事業）実施要綱」に規定する生活支援担当職員

- (23) 施行規則第2条第11号に規定する地域包括支援センターにあっては、介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の46第1項に規定する包括的支援事業(同法第115条の45第2項第4号から第5号までに掲げる事業を除く。)に係る業務を行う職員
- (24) 施行規則第2条第12号に規定する更生保護施設にあっては、「更生保護事業法施行規則の運用について」(平成14年6月10日付け法務省保更第357号)第3の1(2)アに規定する補導に当たる職員並びに更生保護委託費支弁基準(平成20年法務省令第41号)第7条第2項に規定する福祉職員、同令第7条の2第1項に規定する薬物専門職員及び同令第7条の3第1項に規定する訪問支援職員
- (25) 施行規則第2条第12号に規定する保護観察所にあっては、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成15年法律第110号)第20条に規定する社会復帰調整官及び更生保護法(平成19年法律第88号)第31条に規定する保護観察官
- (26) 施行規則第2条第13号に規定する発達障害者支援センターにあっては、「発達障害者支援センター運営事業の実施について」(平成17年7月8日付け障発第0708004号)別紙「発達障害者支援センター運営事業実施要綱」に規定する相談支援を担当する職員及び就労支援を担当する職員
- (27) 施行規則第2条第14号に規定する障害福祉サービス事業のうち、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う施設にあっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第174号)第39条第1項第3号、第52条第1項第2号及び第2項、第59条第1項第2号(第2項において読み替えられる場合を含む。)及び第3項に規定する生活支援員、第64条第1項第2号、第65条第1項第2号並びに第75条第1項第2号(第88条において準用する場合を含む。)に規定する職業指導員及び生活支援員、同令第64条第1項第3号に規定する就労支援員及び同令第39条第1項第4号、第52条第1項第3号、第59条第1項第4号、第64条第1項第4号、第65条第1項第3号及び第75条第1項第3号(第88条において準用する場合を含む。)に規定するサービス管理責任者並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)第206条の3第1項に規定する就労定着支援員、同令第206条の3第2項及び第206条の14第1項第2号に規定するサービス管理責任者及び同令第206条の14第1項第1号に規定する地域生活支援員
- (28) 施行規則第2条第14号に規定する障害福祉サービス事業のうち、短期入所、重度障害者等包括支援、就労定着支援、自立生活援助又は共同生活援助を行う施設にあっては、相談援助業務に従事する職員
- (29) 施行規則第2条第14号に規定する障害者支援施設にあっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第177号)第11条第1項第2号イ(2)、第3号イ(1)及びロ、第4号イ(1)(同号ロにおいて読み替えられる場合を含む。)及びハ、第5号イ(1)及びロ(1)、第6号イ(1)並びに第7号イ(1)に規定する生活支援員、同項第5号イ(2)に規定する就労支援員及び同項第2号イ(3)、第3号イ(2)、第4号イ(2)、第5号イ(3)及びロ(2)、第6号イ(2)並びに第7号イ(2)に規定するサービス管理責任者
- (30) 施行規則第2条第14号に規定する一般相談支援事業を行う施設にあっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第27号)第3条第2項に規定する相談支援専門員
- (31) 施行規則第2条第14号に規定する特定相談支援事業を行う施設にあっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第28号)第3条第1項及び第4項に規定する相談支援専門員及び相談支援員
- (32) 施行規則第2条第14号に規定する地域活動支援センターにあっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第175号)第9条第1項第2号に規定する指導員
- (33) 施行規則第2条第14号に規定する福祉ホームにあっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第176号)第10条第1項に規定する管理人
- (34) 施行規則第2条第14号に規定する基幹相談支援センターにあっては、相談援助業務に従事する職員

2 精神保健福祉士法施行規則第二条第十五号の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設（平成23年厚生労働省告示第277号。以下「施設告示」という。）第1号から第3号までに定める施設において、精神障害者の保健及び福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種の例は、次のとおりとする。

- (1) 施設告示第1号に規定する精神障害者が住み慣れた地域を拠点とし、本人の意向に即して、本人が充実した生活を送ることができるよう、関係機関の連携の下で、医療、福祉等の支援を行うという観点から、統合失調症を始めとする入院患者の減少及び地域生活への移行に向けた支援並びに地域生活を継続するための支援を推進する事業を実施する施設
 - ・「精神障害者地域移行支援特別対策事業の実施について」（平成20年5月30日付け障発第0530001号）別紙（精神障害者地域移行支援特別対策事業実施要綱）に規定する地域体制整備コーディネーター及び地域移行推進員
- (2) 施設告示第2号に規定するいじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制を整備する事業を実施する施設
 - ・学校教育法施行規則（昭和22年5月23日文部省令第11号）第65条の4に規定するスクールソーシャルワーカー
 - ・「教育支援体制整備事業費補助金交付要綱」（平成25年4月1日付け24文科初第1155号）別記（スクールソーシャルワーカー活用事業実施要領）に規定するスクールソーシャルワーカー
- (3) 施設告示第3号に規定するホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（平成14年8月7日法律第105号）に規定するホームレス自立支援事業を実施する施設
 - ・「セーフティネット支援対策等事業の実施について」別添17（社会的包摂・「絆」再生事業実施要領）に規定する生活相談指導員

3 施設告示第4号に規定する施設及び当該施設において精神保健福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種の範囲

施設告示第1号から第3号までに掲げるもののほか、厚生労働大臣が認める施設及び当該施設において精神保健福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種は次のとおりとする。ただし、いずれの施設も精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。

- (1) 「母子家庭等就業・自立支援事業の実施について」（平成20年7月22日付け雇発第0722003号）別紙（母子家庭等就業・自立支援事業実施要綱）に基づく「母子家庭等就業・自立支援センター事業」及び「一般市等就業・自立支援事業」を行う施設
 - ・相談員
- (2) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第9条及び第12条に規定する女性相談支援センター及び女性自立支援施設
 - ・「女性支援事業の実施について」（令和6年3月18日付け社援発第60号）別添2（女性相談支援センター設置要綱）第2条に規定する相談支援員、心理支援員及び女性相談支援員
 - ・女性自立支援施設の設置及び運営に関する基準（令和5年厚生労働省令第36号）第9条第1項第2号に規定する入所者の自立支援を行う職員
- (3) 生活保護法第55条の7第1項に規定する被保護者就労支援事業を行う事業所及び「セーフティネット支援対策等事業の実施について」（別添1（自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領）3（1）に規定する就労支援事業を行う事業所、「被保護者就労準備支援事業（一般事業分）の実施について」（平成27年4月9日付け社援保発0409第1号）に基づく被保護者就労準備支援事業を行う事業所並びに「被保護者家計改善支援事業の実施について」（平成30年3月30日付け社援保発0330第12号）に基づく被保護者家計改善支援事業を行う事業所
 - ・就労支援員

- ・被保護者就労準備支援担当者及び相談支援に従事する者
- (4) 都道府県社会福祉協議会
 - ・「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」(平成27年7月27日付け社援発0727第2号)別添18(日常生活自立支援事業実施要領)5(1)に規定する専門員
- (5) 「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」別添17(ひきこもり支援推進事業実施要領)に基づくひきこもり地域支援センター
 - ・ひきこもり支援コーディネーター
- (6) 「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」別添33(地域生活定着促進事業実施要領)に基づく地域生活定着支援センター
 - ・相談援助業務に従事する職員
- (7) 生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)第3条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う自立相談支援機関、同法第3条第4項に規定する生活困窮者就労準備支援事業を行う事業所及び同法第3条第5項に規定する生活困窮者家計改善支援事業を行う事業所
 - ・主任相談支援員、相談支援員、就労支援員、就労準備支援担当者及び家計改善支援員
- (8) 「精神障害者アウトリーチ推進事業の実施について」(平成23年4月25日付け障発0425第4号)別紙(精神障害者アウトリーチ推進事業実施要綱)に基づく「アウトリーチ事業」、「精神障害者地域生活支援広域調整等事業について」(平成26年3月31日付け障発0331第2号)別添2(地域移行・地域生活支援事業実施要綱)に基づく「アウトリーチ事業」及び「地域生活支援事業等の実施について」(平成18年8月1日付け障発第0801002号)別紙2(地域生活支援促進事業実施要綱)の別記2-18(精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業)に基づく「障害者の地域生活支援に係る事業」のうち、「アウトリーチ支援」を行う施設
 - ・相談援助業務に従事する職員(医師、保健師、看護師、作業療法士その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く。)
- (9) 「高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業の実施について」(平成19年5月25日付け障発0525001号)に基づく高次脳機能障害者の支援の拠点となる機関
 - ・支援コーディネーター
- (10) 「地域生活支援事業等の実施について」別紙1(地域生活支援事業実施要綱)別記1-11の1(4)に基づく「日中一時支援」、別添1に基づく「障害者相談支援事業」又は別添4に基づく「障害児等療育支援事業」を行っている施設
 - ・相談援助業務に従事する職員
- (11) 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第82号)による改正前の障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第20条の2第1項第1号に規定する第1号職場適応援助者助成金又は障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第20条の2第1項第1号に規定する訪問型職場適応援助者助成金受給資格認定法人
 - ・第1号職場適応援助者養成研修又は訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者
- (12) 雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第81号)による改正前の雇用保険法施行規則第118条の3第6項に規定する障害者雇用安定助成金(障害者職場適応援助コース)のうち、訪問型職場適応援助に係る受給資格認定法人
 - ・訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者
- (13) 職業安定法(昭和22年法律第141号)第8条に規定する公共職業安定所
 - ・精神・発達障害者雇用サポーター及び障害学生等雇用サポーター
- (14) 厚生労働省が委託する地域若者サポートステーション事業により設置される地域若者サポートステーション
 - ・相談援助業務に従事する職員
- (15) 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成17年法律第50号)第3条に規定する刑事施設、少年院法(平成26年法律第58号)第3条に規定する少年院及び少年鑑別所法(平成26年法律第59号)

第3条に規定する少年鑑別所

- ・ 刑務官、法務教官、法務技官（心理）及び福祉専門官

(16) 生活保護法第30条に規定する日常生活支援住居施設

- ・ 「日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等を定める省令」（令和2年厚生労働省令第44号）第10条第1項に規定する生活支援員及び同条第3項に規定する生活支援提供責任者

(17) 児童福祉法第6条の3第16項に規定する社会的養護自立支援拠点事業を行う施設

- ・ 「社会的養護自立支援拠点事業等の実施について」（令和6年3月30日付けこ支家第183号）別紙（社会的養護自立支援拠点事業実施要綱）に規定する支援コーディネーター、生活相談支援員及び就労相談支援員

(18) 児童福祉法第6条の3第18項に規定する妊産婦等生活援助事業を行う施設

- ・ 「妊産婦等生活援助事業の実施について」（令和6年3月29日付けこ支家第184号）別紙（妊産婦等生活援助事業実施要綱）に規定する支援コーディネーター及び母子支援員

4 1から3までに定める施設以外の施設において、精神障害者の保健及び福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種の例は、次のとおりとする。

- (1) 精神保健福祉士法施行規則及び精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令。以下「平成23年改正規則」という。）附則第3条の規定により施行規則第2条第13号に規定する施設において相談援助の業務に従事した者とみなされることとなる平成23年改正規則第1条による改正前の精神保健福祉士法施行規則第2条第6号に規定する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）附則第45条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。）に規定する精神障害者地域生活援助事業を行う施設にあっては、「精神障害者居宅生活支援事業の実施について」（平成14年3月27日付け障発0327005号）別添3（精神障害者地域生活援助事業運営要綱）に規定する世話人
- (2) 平成23年改正規則附則第3条の規定により施行規則第2条第13号に規定する施設において相談援助の業務に従事した者とみなされることとなる平成23年改正規則第1条による改正前の精神保健福祉士法施行規則第2条第6号に規定する障害者総合支援法附則第46条の規定による改正前の精神保健福祉法に規定する精神障害者社会復帰施設及び障害者総合支援法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営することとされた精神障害者社会復帰施設にあっては、精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第87号）第16条第1項第2号、第26条第1項第2号及び第4項第2号、第37条第1項第2号及び第40条第1項第3号に規定する精神障害者社会復帰指導員及び同令33条第1項第1号に規定する管理人
- (3) 平成23年改正規則附則第4条に規定する障害福祉サービス事業（児童デイサービスを行うものに限る。）を行う施設において、相談援助業務に従事する職員
- (4) 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）による改正前の児童福祉法に規定する知的障害児施設及び知的障害児通園施設にあっては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第17号）による改正前の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第42条第1項（第49条第1項及び第56条において準用される場合を含む。）に規定する児童指導員及び保育士
- (5) 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号）による改正前の障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業のうち、共同生活介護を行う施設にあっては、相談援助業務に従事していた職員
- (6) 障害者総合支援法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法第5条第1項に規定する知的障害者援護施設（障害者総合支援法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営することとされたものを含む。）にあっては、障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成18年厚生労働省令第169号）第1条の規定による廃止前の知的障害者援護施設の設備及

び運営に関する基準（平成 15 年厚生労働省令第 22 号）第 28 条第 1 項第 3 号、第 29 条第 1 項第 3 号、第 52 条第 1 項第 3 号、第 53 条第 1 項第 3 号、第 54 条第 1 項第 2 号及び第 63 条第 1 項第 3 号に規定する生活支援員

5 業務従事期間の計算方法

精神保健福祉に関する相談援助の業務に従事した期間は、上記 1 から 4 に掲げる職種の例に該当する者として、当該施設又は事業所と雇用関係を有し常勤（労働時間が当該施設の常勤者のおおむね 4 分の 3 以上である者を含む。）に従事した期間を通算して計算するものとする。

次の表は、前述の「精神保健福祉士指定施設における相談援助業務の範囲」通知に基づき、本学福祉経営学部（通信教育）の定める範囲を、施設種別、職種別に一覧にまとめたものです。実務経験証明書を作成する際には、参考にしてください。

なお、『出願手続要項』の本学所定用紙「**⑩実務経験証明書＜個票＞**」に記入する「相談援助業務の範囲該当番号の業務範囲」については、**(P. 112～P. 118)**の厚生労働省通知を確認してください。

■ 医療、行政関係施設

施設種類 (いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る)		実務経験として認められる職種	該当番号
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	精神科病院	精神科ソーシャルワーカー 医療ソーシャルワーカー	1－(1)
	精神保健福祉センター	精神保健福祉相談員 社会福祉士 精神科ソーシャルワーカー 心理判定員	1－(15)
医療法	病院 (精神病床を有するものまたは精神科もしくは心療内科の広告をしているものに限る)	精神科ソーシャルワーカー 医療ソーシャルワーカー	1－(1)
	診療所 (精神病床を有するものまたは精神科もしくは心療内科の広告をしているものに限る)		
地域保健法	保健所	精神保健福祉相談員 社会福祉士 精神科ソーシャルワーカー 心理判定員	1－(2)
	市町村保健センター		
地方自治体	市役所の精神障害者に対してサービスを提供する部署		
	区役所の精神障害者に対してサービスを提供する部署		
	町村役場の精神障害者に対してサービスを提供する部署		
法務省設置法	保護観察所	社会復帰調整官 保護観察官	1－(25)
更生保護事業法	更生保護施設	補導に当たる職員 福祉職員 薬物専門職員 訪問支援職員	1－(24)

■ 障害関係施設

施 設 種 類 (いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る)			実務経験として認められる職種	該当番号
障害者総合支援法	障害福祉サービス事業（注2）	生活介護を行う施設	生活支援員（注1） サービス管理責任者	1－(27)
		自立訓練を行う施設		
		就労移行支援を行う施設	職業指導員 生活支援員（注1） 就労支援員 サービス管理責任者	
		就労継続支援を行う施設	職業指導員 生活支援員（注1） サービス管理責任者	
		就労定着支援を行う施設	就労定着支援員 サービス管理責任者 相談援助業務に従事する職員	1－(28)
		自立生活援助を行う施設	地域生活支援員 サービス管理責任者 相談援助業務に従事する職員	
		短期入所を行う施設	相談援助業務に従事する職員	
		重度障害者等包括支援を行う施設		
	共同生活援助を行う施設 (共同生活介護であった期間を含む)			
	地域生活支援事業	日中一時支援事業を行っている施設	相談援助業務に従事する職員	3－(10)
障害者相談支援事業を行っている施設				
障害児等療育支援事業を行っている施設				

施設種類 (いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る)		実務経験として認められる職種	該当番号
障害者総合支援法	一般相談支援事業を行う施設 (相談支援事業を行う施設であった期間を含む)	相談支援専門員	1-(31)
	特定相談支援事業を行う施設 (相談支援事業を行う施設であった期間を含む)	相談支援専門員 相談支援員	1-(31)
	障害者支援施設	生活支援員(注1) 就労支援員 サービス管理責任者	1-(29)
	地域活動支援センター	指導員(注1)	1-(32)
	福祉ホーム	管理人	1-(33)
	基幹相談支援センター	相談援助業務に従事する職員	1-(34)
その他	アウトリーチ事業、アウトリーチ支援に係る事業を行う施設	相談援助業務に従事する職員(医師、保健師、看護師、作業療法士、その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く)	3-(8)
	高次脳機能障害者の支援の拠点となる機関	支援コーディネーター	3-(9)

■ 児童施設

施設種類 (いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る)		実務経験として認められる職種	該当番号
児童福祉法	乳児院	個別対応職員 家庭支援専門相談員 児童指導員 保育士 里親支援専門相談員	1-(3)
	児童養護施設	児童指導員 保育士 個別対応職員 家庭支援専門相談員 心理療法担当職員 職業指導員 自立支援担当職員 里親支援専門相談員	1-(4)
	福祉型障害児入所施設(知的障害児施設、知的障害児通園施設であった期間を含む)	児童指導員 保育士 児童発達支援管理責任者 心理担当職員 職業指導員	1-(5)
	児童心理治療施設(旧：情緒障害児短期治療施設)	心理療法担当職員 児童指導員 保育士 個別対応職員 家庭支援専門相談員	1-(6)
	障害児通所支援事業を行う施設(注2) (医療型児童発達支援を除く) (児童デイサービスであった期間を含む)	児童発達支援 放課後等デイサービス 居宅訪問型児童発達支援 保育所等訪問支援	相談援助業務に従事する職員 1-(7)
	障害児相談支援事業を行う施設	相談支援専門員 相談支援員	
	児童自立生活援助事業を行う施設	相談援助業務を行う指導員 自立支援担当職員 個別対応職員	
	児童相談所	児童福祉司 児童心理司 受付相談員 相談員 電話相談員 児童指導員 保育士	
			1-(8)
			1-(9)
			1-(10)

施設種類 (いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る)		実務経験として認められる職種	該当番号
児童福祉法	母子生活支援施設	母子支援員 少年を指導する職員 心理療法担当職員 自立支援担当職員 個別対応職員	1-(11)
	児童自立支援施設	児童自立支援専門員 児童生活支援員 個別対応職員 家庭支援専門相談員 心理療法担当職員 職業指導員 自立支援担当職員	1-(12)
	児童家庭支援センター	職員(児童・母子家庭等に対し、福祉に関する相談・助言を行う職員)	1-(13)
	里親支援センター	里親制度等普及促進担当者 里親等支援員 里親研修等担当者 養親等相談支援員 自立支援担当職員 家庭支援専門相談員	1-(14)
	社会的養護自立支援拠点事業を行う施設	支援コーディネーター 生活相談支援員 就労相談支援員	3-(17)
	妊産婦等生活援助事業を行う施設	支援コーディネーター 母子支援員	3-(18)

■ その他の法定施設等

施設種類 (いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る)		実務経験として認められる職種	該当番号
生活保護法	救護施設	生活指導員	1-(16)
	更生施設		
	被保護者就労支援事業を行う事業所	就労支援員	3-(3)
	就労支援事業を行う事業所		
	被保護者就労準備支援事業を行う事業所		
	被保護者家計改善支援事業を行う事業所	被保護者就労準備支援担当者 相談支援に従事する者	
社会福祉法	日常生活支援住居施設	生活支援員 生活支援提供責任者	3-(16)
	福祉事務所	査察指導員 身体障害者福祉司 知的障害者福祉司 老人福祉指導主事 現業員 家庭児童福祉主事 家庭相談員 面接員に相当する職員 女性相談支援員 母子・父子自立支援員 母子・父子自立支援プログラム策定員 就業支援専門員 就労支援事業に従事する就労支援員 被保護者就労支援事業に従事する就労支援員	1-(17)
	都道府県社会福祉協議会 日常生活自立支援事業	専門員	3-(4)
	市町村社会福祉協議会	福祉活動専門員 相談援助業務に従事する職員 (主として、身体障害者、知的障害者、精神障害者に対するものに限る)	1-(18)
知的障害者福祉法	知的障害者更生相談所	知的障害者福祉司 心理判定員 職能判定員 ケース・ワーカー	1-(19)

施設種類 (いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る)		実務経験として認められる職種	該当番号
障害者の雇用の促進等に関する法律	広域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー	1-(20)
	地域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー 職場適応援助者	1-(21)
	障害者就業・生活支援センター	主任就業支援担当者 就業支援担当者 主任職場定着支援担当者 生活支援担当職員	1-(22)
介護保険法	地域包括支援センター	包括的支援事業に係る業務を行う職員	1-(23)
発達障害者支援法	発達障害者支援センター	相談支援を担当する職員 就労支援を担当する職員	1-(26)
困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	女性相談支援センター	相談支援員 心理支援員 女性相談支援員	3-(2)
	女性自立支援施設	入所者の自立支援を行う職員	
生活困窮者自立支援法	生活困窮者自立相談支援事業を行う自立支援機関	主任相談支援員 相談支援員	3-(7)
	生活困窮者就労準備支援事業を行う事業所	就労支援員 家計改善支援員	
	生活困窮者家計改善支援事業を行う事業所	就労準備支援担当者	
職業安定法	公共職業安定所	精神・発達障害者雇用サポーター 障害学生等雇用サポーター	3-(13)
刑事収容施設法	刑事施設	刑務官 法務教官 法務技官(心理) 福祉専門官	3-(15)
少年院法	少年院	法務教官 法務技官(心理) 福祉専門官	
少年鑑別所法	少年鑑別所	法務教官 法務技官(心理)	

■ その他

施設種類 (いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る)		実務経験として認められる職種	該当番号
障害者の雇用の促進等に関する法律	第1号職場適応援助者助成金又は訪問型職場適応援助者助成金受給資格認定法人	第1号職場適応援助者養成研修又は訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者	3-(11)
	訪問型職場適応援助に係る受給資格認定法人	訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者	3-(12)
母子及び父子並びに寡婦福祉法	母子家庭等就業・自立支援センター事業 一般市等就業・自立支援事業を行う施設	相談員	3-(1)
生活困窮者自立支援法	ひきこもり地域支援センター	ひきこもり支援コーディネーター	3-(5)
	地域生活定着支援センター	相談援助業務に従事する職員	3-(6)

■ 改正前の法律

施設種類 (いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る)		実務経験として認められる職種	該当番号
精神障害者地域生活援助事業を行う施設		世話人	4-(1)
精神障害者社会復帰施設		精神障害者社会復帰指導員 管理人	4-(2)
児童デイサービス		相談援助業務に従事する職員	4-(3)
知的障害者援護施設		生活支援員	4-(6)

■ 指定施設に準ずる施設として、厚生労働大臣が定める施設

施設種類 (いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る)	実務経験として認められる職種	該当番号
精神障害者地域移行支援特別対策事業を行う施設	地域体制整備コーディネーター 地域移行推進員	2-(1)
スクールソーシャルワーカー活用事業を行う施設	スクールソーシャルワーカー	2-(2)
ホームレス自立支援事業を行う施設	生活相談指導員	2-(3)
地域若者サポートステーション	相談援助業務に従事する職員	3-(14)

(注1) 介護等の業務を行う生活支援員（生活指導員）、指導員としての実務経験は除く。

(注2) 当該施設については、施設種類が複数あるため、施設種類を特定する必要があります。実務経験証明書に記入する際は、施設種類を最小区分の項目まで記入してください。

社会福祉士・精神保健福祉士国家試験受験資格Q & A

科目の履修に関すること

Q 演習・実習科目を履修できる年次を教えてください。

A：3年次以降となります。すべての演習・実習科目の単位修得まで最短2年必要です。4年次編入学の方も2年間在学する必要があります。

Q 予備登録とは何ですか。

A：予備登録とは、演習・実習科目を履修するための事前登録制度です。詳しくは、入学後の履修登録完了後に配付する『学習ガイド』を参照してください。期間内に手続きを行わない場合は、当該科目を履修することができません。ご注意ください。

Q 社会福祉士と精神保健福祉士の受験資格は同時取得できますか。

A：「ソーシャルワーク実習」と「ソーシャルワーク実習（精神）」を同一年度に履修することはできません。そのため年度を違えて履修することになり、受験資格を取得するには、1年次入学の方は最短で5年間かかります。

いずれにせよ、短期間で社会福祉士、精神保健福祉士の両資格の取得を目指すことは、学習、学費の両面での負担が高く、また両資格の国家試験を卒業年度に同時に受験することになり、社会人学生には難しい面があるかもしれません。資格の必要性や資格取得の目的について、よくご検討されることをおすすめします。業務上、精神保健福祉士の資格取得が喫緊性でなければ、まずは社会福祉士の取得をおすすめします（他の養成施設への出願が可能となる等、精神保健福祉士の取得手段の選択肢が広がるからです）。

演習・実習科目の課題作成・提出に関すること

Q 課題の提出はどのように行うのですか。

A：課題の提出はインターネット上で行います。演習・実習科目の課題の作成および提出にあたっては、Microsoft Word 2019、2021、2024（予定）、Microsoft 365 Apps（PC インストール版）いずれかのソフトウェアが必要です。ソフトウェアをお持ちでない方は、在学期間中のみ Microsoft Word を無償で利用可能ですので、学習開始前にインストールを済ませてください。[\[第4章 \(4\) 在学期間中の Microsoft 365 Apps 無償提供について\] \(P.133 参照\)\]](#) また、手引き等ガイド類のダウンロード、実習課題等の印刷が必要な場合があります。可能な限り、プリンター等印刷機器の準備をおすすめします。

なお、演習・実習科目は、レポート等の作成が必要なことから、スマートフォンやタブレット等では学習できません。Microsoft Word が使用できるパソコンを準備してください。

社会福祉士 演習・実習指導スクーリングに関すること

Q 演習科目（ソーシャルワーク演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）、実習指導科目（ソーシャルワーク実習指導Ⅰ・Ⅱ）のスクーリング受講会場は、どのように選択するのですか。

A：「ソーシャルワーク演習Ⅰ・Ⅱ」のスクーリング会場は、所定の期間に希望するスクーリング会場を選択します。

「ソーシャルワーク演習Ⅲ」のスクーリング会場は、教育的観点から「ソーシャルワーク実習指導Ⅱ」のスクーリング会場と同一会場となります。受講会場を自由に選択することはできません（実習免除者を除く）。

実習指導科目は、地域性を考慮した内容で行うことから、実習希望地によって受講会場が決定します。実習希望地は、「実習関連科目登録期間（予備登録）」（実習前年度の5月下旬）に登録します。実習希望地に対応するスクーリング会場については、下表のとおりです。

クラス分けが必要なことから、一度登録した日程からは変更できません。あらかじめご了承ください。

実習希望地と実習指導科目（ソーシャルワーク実習指導Ⅰ・Ⅱ）のスクーリング会場（2025年度予定）

実習希望地（都道府県）	スクーリング会場
北海道	北海道
青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、新潟、富山、山梨、長野	東京
神奈川	神奈川
岐阜、静岡、愛知、三重	愛知
石川、福井、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、徳島	大阪
鳥取、島根、岡山、広島、香川、愛媛、高知	岡山
山口、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	福岡

※上表の内容は2025年度の予定となります。

※実習希望地に対応するスクーリング会場については、毎年見直しを行います。2026年度以降変更する場合があります。

精神保健福祉士 演習・実習指導スクーリングに関すること

Q 演習科目（ソーシャルワーク演習Ⅰ・Ⅱ（精神））、実習指導科目（ソーシャルワーク実習指導Ⅰ・Ⅱ（精神））のスクーリング受講会場は、どのように選択するのですか。

A：「ソーシャルワーク演習Ⅰ（精神）」のスクーリング会場は、所定の期間に希望するスクーリング会場を選択します。希望者数に応じて、受講地を調整する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

なお、「ソーシャルワーク演習Ⅱ（精神）」のスクーリング会場は、教育的観点から「ソーシャルワーク実習指導Ⅱ（精神）」のスクーリング会場と同一会場となります。受講会場を自由に選択することはできません（実習免除者を除く）。

実習指導科目は、地域性を考慮した内容で行うことから、実習希望地によって受講会場が決定します。実習希望地は、予備登録期間（実習前年度の5月下旬）に登録します。実習希望地に対応するスクーリング会場（2025年度予定）は、下表のとおりです。

実習希望地と実習指導科目（ソーシャルワーク実習指導Ⅰ・Ⅱ（精神））のスクーリング会場（2025年度予定）

実習希望地（都道府県）	スクーリング会場
北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、富山、石川、山梨、長野	東京
福井、岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	愛知

※上表の内容は2025年度予定です。

※実習希望地に対応するスクーリング会場については、毎年見直しを行います。2026年度以降変更する場合があります。

なお、演習・実習指導のスクーリングは、クラス分けが必要なことから、一度選択（予備登録決定）した日程の変更はできません。あらかじめご了承ください。

実習の手続き等に関すること

Q 社会福祉士・精神保健福祉士の実習施設はどのように決まるのでしょうか。

A：実習は本学が指定する指定実習施設で行います。指定実習施設は、施設種別や実習指導者の配置など厚生労働省で定められた要件を満たし、かつ本学と実習受け入れの契約をしている施設となります。実習先を学生自身が開拓することはできません。

実習配属は、教育的観点から大学が調整し決定します。必ずしも自宅近郊の指定実習施設で実習することができるとは限りません。通勤可能な範囲に指定実習施設がない場合には、自身で宿泊先を手配し実習に通う場合もあります(宿泊にかかる費用は自己負担)。あらかじめご了承ください。

参考：本学の指定実習施設（配属実績）は以下のホームページで確認することができます。

ただし、ホームページに掲載されている施設については、毎年実習生を受け入れることを約束するものではありません。

社会福祉実習教育研究センターホームページ <https://www.n-fukushi.ac.jp/jissyu/shisetsu/csw/index.html>

実習に関すること

Q 自分の勤務先での実習は可能ですか。

A：教育上の効果および勤務と実習の混同を避けるため、勤務先および勤務先と同法人での実習は認めていません。また、実習生および家族などが利用している（していた）施設（同一法人の施設・機関を含む）など、実習生と関係のある施設については、教育効果の観点から認めていません。

Q ソーシャルワーク実習は何をするのですか。介護実習とはどう違いますか。

A：ソーシャルワーク実習は、相談援助に係る専門知識と技術を実際的に理解し、実践的な技術を体得するための実習です。人とコミュニケーションを取ること、各種会議への参加、面接の同席などを通し、社会福祉士に求められる資質や技能、倫理、課題把握、連携等、ソーシャルワーカーとしての実践力を身につけます。

介護実習との違いは、介護の技術や知識を習得することが目的ではなく、利用者の生活支援を通して、ソーシャルワークの視点で思考や行動をする点です。

Q 妊娠中でも実習はできますか。

A：母体保護の観点から、妊娠中および出産後8週間以内に実習を行うことはできません。

社会福祉士・精神保健福祉士の実習日程に関すること

Q 希望する日程で実習を行うことは可能でしょうか。

A：実習日程は、実習施設が指定します。具体的な実習日程（例えば、○月○日～○月○日等）を実習生から施設に希望することはできません。

Q 分散型実習はできますか。

A：集中型実習のみとなります。分散型実習はできません。

実習免除申請に関すること

Q 訪問介護員をしており、訪問介護の際に利用者の方の相談に乗っています。社会福祉士または精神保健福祉士の実務経験の対象になりますか。

A：訪問介護員や介護職員は相談援助業務の実務経験として認められる職種に含まれていないため、対象となりません。

Q 福祉事務所において相談員（または相談員の補助）をしています。社会福祉士または精神保健福祉士の実務経験の対象になりますか。

A：福祉事務所の相談援助業務の実務経験として認められる職種（P. 94、P. 121 参照）で辞令を受けている方が対象です。一般の相談員や事務員は申請の対象外です。

Q 就労継続支援を行う施設で生活支援員として勤務しています。精神保健福祉士と社会福祉士の両方の実習免除の対象になりますか。

A：精神障害者の社会復帰に関する相談援助業務を担当する生活支援員に限り、精神保健福祉士の実習免除申請の対象となります。同一の施設・機関、同一の職種での実務経験をもって両方の資格の実習免除申請は認められません。

主たる支援対象者が知的障害者や身体障害者の場合は「社会福祉士」、精神障害者の場合は「精神保健福祉士」の実習免除申請となります。

※正式には、実務経験証明書の内容により判定します。

Q『出願手続要項』の本学所定用紙⑧実務経験証明書＜申告書＞の「施設・職種コード」がわかりません。

A：大学では事業の届出が確認できないため、どこに該当するかについては勤務先（証明者）にご確認ください。

Q 障害福祉サービス事業を行う施設については、実務経験証明書の「施設種類」の欄に福祉サービス名まで記入するのですか。

A：障害福祉サービス事業を行う施設については、「（福祉サービス名）を行う施設」の形式でご記入ください。例えば、生活介護では「生活介護を行う施設」となります。

Q 介護支援専門員の職種で申請する際、「配置基準により配置されている資格保有者に限る」と記載されている場合がありますが、どういう意味でしょうか。

A：申請する事業所は、所轄の機関に事業登録をしています。その際、実習免除申告者自身が、配置されている介護支援専門員の一人として登録されていることが必要、という意味です。

Q 有期雇用（パートや嘱託職員等）で相談業務の経験があります。実務経験の対象になりますか。

A：当該施設設置者と雇用契約を有しており、1年間の労働時間が常勤者の4分の3以上（おおよそ週に30時間以上）あれば対象となります。

Q 派遣社員で相談業務の経験があります。「実務経験証明書」は人材派遣会社から発行を受けるのでしょうか。

A：雇用契約を結んでいる人材派遣会社ではなく、就業先（実際に勤務をしている職場）から発行を受けてください。

Q「現在廃止事業の分野」の施設で相談業務の経験があります。実務経験の対象になりますか。

A：P. 96 ～ P. 97 に掲載されている「施設・職種コード」に該当する場合、実務経験の対象となります。
実務経験証明書の記入方法については、通信教育部事務室までお問い合わせください。

Q過去に相談業務の経験のある勤務先が、事業廃止となり存在していません。

A：法人内の事業の統廃合などで施設設置法人が存在している場合は、法人代表者に「実務経験証明書」の発行を受けてください。施設設置法人そのものが存在していない等により「実務経験証明書」の発行を受けることができない場合は実習免除申請を受け付けることができません。

Q相談援助業務の範囲に示される施設種別で相談業務を行っています。精神保健福祉士の実務経験の対象になりますか。

A：精神保健福祉士の実習免除に必要な相談業務の内容は別に定められており、主として精神障害者社会復帰に関する相談援助業務でなくてはなりません。業務内容が精神障害者社会復帰を主とする相談援助業務に該当するかどうかを勤務先に確認し、実務経験証明書を発行してもらう必要があります。相談援助業務の内容は [⑪精神保健福祉士の実習免除申請について ●精神保健福祉士の実習免除に必要な相談援助業務の内容] (P. 106～P. 107) ならびに [⑬精神保健福祉士指定施設における相談援助業務の範囲] (P. 112～P. 123) を参照してください。

社会福祉士実習履修者選抜に関すること

Q社会福祉士実習履修者選抜はどのような問題が出題されますか。

A：択一問題と論述問題を予定しています。また、入学後に学習する社会福祉士国家試験科目を中心に
出題予定です。詳細は入学後に予備登録をした方に配布される選抜要項をご確認ください。

Q社会福祉士実習履修者選抜の倍率はどれくらいですか。

A：倍率については、毎年の受験者数および合格者数が異なるため、年度によって異なります。なお、カリキュラム過渡期により正確なデータがございませんので、現時点では倍率を公開しておりません。ご了承ください。

Q社会福祉士実習履修者選抜は福祉現場で勤務経験のある方が有利ですか。

A：社会福祉士実習履修者選抜は社会福祉士現場で実習するための必要な基礎知識を備えているかを判定するものであり、福祉現場で勤務経験のある方が有利ということはありません。

精神保健福祉士実習履修者選抜に関すること

Q精神保健福祉士実習履修者選抜はどのような問題が出題されますか。

A：例年は論述問題が出題されておりますが、毎年見直しを行っているため、変更になる可能性があります。詳細は入学後、予備登録をした方に配布される選抜要項をご確認ください。

※論述問題の内容については、「試験内容であること」からお伝えすることはできませんので、ご了承ください。

Q精神保健福祉士実習履修者選抜の倍率はどれくらいですか。

A：倍率については、毎年の受験者数および合格者数が異なるため、年度によって異なります。なお、過去3年間の倍率は2.1倍です。(2022～2024年度平均)。

Q精神保健福祉士実習履修者選抜は福祉現場で勤務経験のある方が有利ですか。

A：精神保健福祉士実習履修者選抜は精神保健福祉士現場で実習するための必要な基礎知識を備えているかを判定するものであり、福祉現場で勤務経験のある方が有利ということはありません。

【表 1】ソーシャルワーク実習施設種別一覧（社会福祉士）

施設・機関	施設・機関種別	備 考
社会福祉行政機関	福祉事務所	社会福祉法に規定（県の設置するものと市の設置するものがあるが、市の設置する福祉事務所を推奨）
	児童相談所	児童福祉法に規定
	身体障害者更生相談所	身体障害者福祉法に規定
	知的障害者更生相談所	知的障害者福祉法に規定
生活保護法に規定する保護施設	救護施設	
	更生施設	
	授産施設	
	宿泊提供施設	
老人福祉法に規定する老人福祉施設	養護老人ホーム	
	特別養護老人ホーム	地域密着型特別養護老人ホームを含む
	軽費老人ホーム	A 型、B 型、ケアハウス
	老人デイサービスセンター	
	老人短期入所施設	
	老人福祉センター	設置運営要綱に規定する特 A 型及び A 型
	老人介護支援センター	通称：在宅介護支援センター
	有料老人ホーム	
介護保険法に規定する施設	老人デイサービス事業	
	介護老人保健施設	
	地域包括支援センター	
	通所介護	
	通所リハビリテーション	
	短期入所生活介護	
	短期入所療養介護	
	特定施設入居者生活介護	
	地域密着型通所介護	
	認知症対応型通所介護	
	小規模多機能型居宅介護	
	認知症対応型共同生活介護	
	地域密着型特定施設入居者生活介護	
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	
	複合型サービスを行う施設	
	居宅介護支援事業	
	介護予防通所介護	
	介護予防通所リハビリテーション	
	介護予防短期入所生活介護	
	介護予防短期入所療養介護	
	介護予防認知症対応型通所介護	
	介護予防小規模多機能型居宅介護	
	介護予防認知症対応型共同生活介護	
	介護予防支援事業	
	第一号通所事業	
	第一号介護予防支援事業	
身体障害者福祉法に規定する施設	身体障害者福祉センター	設置運営要綱に規定する A 型、B 型、在宅障害者デイサービス施設、障害者更生センター
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する機関	精神保健福祉センター	
障害者総合支援法に規定する施設・機関	障害者支援施設	主として身体障害者又は知的障害者が利用するものに限る
	福祉ホーム	
	地域活動支援センター	
	一般相談支援事業	
	特定相談支援事業	
	療養介護	
	生活介護	
	重度障害者等包括支援	
	共同生活援助	
	自立訓練	
	就労移行支援	
発達障害者支援法に規定する機関	就労継続支援	
	短期入所	
	障害者相談支援事業	
	発達障害者支援センター	
障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する機関	広域障害者職業センター	
	地域障害者職業センター	
	障害者就業・生活支援センター	
	母子生活支援施設	
児童福祉法に規定する児童福祉施設・機関	児童養護施設	福祉型障害児入所施設
	障害児入所施設	
	児童自立支援施設	
	児童心理治療施設	
	障害児通所支援事業	

施設・機関	施設・機関種別	備 考
児童福祉法に規定する児童福祉施設・機関	障害児相談支援事業	
	児童家庭支援センター	
	乳児院	
	指定発達支援医療機関	児童福祉法第6条の2の2第3項に規定※法改正により「指定医療機関」から変更
	小規模住宅型児童養育事業 こども家庭センター	
困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に規定する施設・機関	女性自立支援施設	
	女性相談支援センター	
母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する施設	母子・父子福祉センター	
社会福祉法に規定する市町村社会福祉協議会	市町村社会福祉協議会	
医療法に規定する病院及び診療所	病院	
	診療所	
更生保護事業法に規定する施設	更生保護施設	
生活困窮者自立支援法に規定する機関	生活困窮者自立支援事業を行っている自立相談支援機関	
その他	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法に規定
	地域福祉センター	地域福祉センター設置運営要綱
	身体障害者福祉工場	身体障害者福祉工場設置運営要綱
	知的障害者福祉工場	知的障害者福祉工場設置運営要綱
	重症心身障害児（者）通園事業を行っている施設	重症心身障害児（者）通園事業実施要綱
	地域生活定着支援センター	地域生活定着促進事業実施要領
	ホームレス自立支援センター	社会的包括・「絆」再生事業実施要領
	隣保館	
	地域若者サポートステーション	
	中核機関	
	基幹相談支援センター	
	高次脳機能障害者の支援の拠点となる機関	
	「指定施設における業務の範囲及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」において掲げる施設	
	福祉に関する業務を行うことが定款、実施要綱等において明記されている法人	
	独立型社会福祉士事務所	※条件あり（注1）
	昭和62年厚生省告示第203号（抄）1-17に該当する施設	

「令和2年3月6日厚生労働省告示第64号最終改正」を参考に作成

注1：次のいずれの条件も満たすこと。

- (1) 社団法人日本社会福祉士会へ登録している社会福祉士が開設した事務所であること。
- (2) 独立型社会福祉士事務所を開業して3年以上の実績を有していること。
- (3) 利用者からの相談に応ずるために必要な広さを有する区画が設けられていること。
- (4) 他の独立型社会福祉士事務所等との連携が確保されているなど、適切な実習指導体制が整っていること。
- (5) 事故発生時の対応として、損害賠償保険等に加入していること。

※法改正により、ソーシャルワーク実習施設種別が再編される場合があります。

【表2】ソーシャルワーク実習施設種別一覧（精神保健福祉士）

実習施設種別	
医療関係施設	精神科病院
	病院（精神病床を有するもの又は精神科若しくは心療内科を広告しているものに限る）
	診療所（精神病床を有するもの又は精神科若しくは心療内科を広告しているものに限る）
行政関係機関・施設	
保健所（精神障害者に対してサービスを提供する部署に限る）	
精神保健福祉センター	
障害者関係施設（障害者総合支援法）	生活介護を行う施設（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）
	自立訓練を行う施設（機能訓練、生活訓練）（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）
	就労移行支援を行う施設（認定就労移行支援を含む）（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）
	就労継続支援を行う施設（A型、B型）（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）
	就労定着支援を行う施設（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）
	共同生活援助を行う施設（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）
	短期入所を行う施設（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）
	重度障害者等包括支援（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）
	自立生活援助を行う施設（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）
	一般相談支援事業を行う施設（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）
	特定相談支援事業を行う施設（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）
	地域活動支援センター（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）
	基幹相談支援センター（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）
	障害者支援施設（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）
生活保護法	救護施設（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）
障害者雇用促進法	障害者就業・生活支援センター（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る）

※精神保健福祉士の実習（ソーシャルワーク実習（精神））が実施できる施設の範囲は、上表に明示した施設のみとなります。なお、実習先は学生自身が開拓することはできません。

第 4 章

学習に必要なパソコン環境

【目 次】

- (1) ネットワーク環境
- (2) パソコン動作環境
- (3) モバイル端末（スマートフォン・タブレット等）動作環境
- (4) 在学期間中の Microsoft 365 Apps 無償提供について
- (5) オンライン（Zoom 等の Web 会議システム）の利用について

学習に必要な情報端末や通信の環境

<全体注意事項>※ 2024 年 11 月現在
※最新の OS・ブラウザに対しては、随時動作確認を実施する予定です。最新の情報はホームページをご確認ください。
※在学期間中のみ、Microsoft 365 Apps を無償で利用可能です。詳細は [\(4\) 在学期間中の Microsoft 365 Apps 無償提供について](#)をご参照ください。
※新たにパソコンやモバイル端末の購入をお考えの方は、最新の情報をホームページでご確認の上、お近くのパソコンショップにご相談ください。

(1) ネットワーク環境

通信回線速度	ブロードバンド回線（3Mbps 以上）
--------	---------------------

※移動体通信（LTE、モバイル Wi-Fi 等）や Wi-Fi スポットは回線トラブルが多いため、履修登録、科目修了試験は自宅の有線・無線 LAN などの安定した環境下において実施することを推奨します（移動中の車内などの不安定な環境下では実施しないでください）。
※企業ネットワークや学内ネットワーク、また一部プロバイダなどでは、セキュリティの関係で動作しない場合があります。また、各個人で導入されているセキュリティソフトや Firewall 機能を備えたルータなどの通信機器では、難易度の高い設定が必要な場合があります。

(2) パソコン動作環境

OS 共通仕様		
ハードウェア	画面解像度	1366 × 768 ドット以上
	CPU	デュアルコア 1GHz 以上（複数のアプリを同時に利用するにはデュアルコア 2GHz 以上（core i3 / i5 / i7 相当）が搭載されていると快適に動作可能）
	メモリ	8GB 以上（複数のアプリを同時に利用するには 16GB 以上搭載されていると快適に動作可能）
	ストレージ	64GB 以上（256GB 以上推奨）
	その他	Web カメラ、マイク、スピーカー
ソフトウェア	・ Microsoft 365 Apps（PC インストール版） （Excel/Word 2019、2021、2024（予定）についても動作を保証する） ・ Adobe Acrobat Reader DC（無償）以上 ※在学期間中は Microsoft 365 Apps を無償で利用できます（ P.133 参照 ）	
OS 別仕様		
OS	ブラウザ	
Windows 11	Microsoft Edge、Chrome	
macOS13（Venture） macOS14（Sonoma） macOS15（Sequoia）（予定）	日本語 Safari	

※一部のオンデマンド科目の学習にあたっては、お使いのパソコンにおいて必要な動作環境（OS、ソフトウェア、音源機能等）がある場合もあります。科目ホーム等を参照して準備してください。
※本学からの連絡に PDF ファイルを添付する場合がありますので、必要な動作環境をご準備ください。

(3) モバイル端末（スマートフォン・タブレット等）動作環境

機種	OS	ブラウザ
iPhone / iPad	iOS18 系（予定）、iPadOS18 系（予定）	日本語 Safari
Android	10 系 / 11 系 / 12 系 / 13 系 / 14 系 / 15 系（予定）	日本語 Google Chrome

※履修登録、予備登録、科目修了試験、実習管理は、モバイル端末では実施できません（タブレットでは、履修登録、科目修了試験等のボタンが表示されますが、動作保証範囲外です）。必ずパソコンで実施してください。

※社会福祉士・精神保健福祉士の受験資格取得を希望する方は、演習・実習科目のレポート作成で Microsoft Word が必要となるため、同ソフトウェアが使用できるパソコンが必須となります。

※ご利用のモバイル端末の接続環境や機種等によっては、正常に動作しない場合があります。

※携帯電話通信網（3G / 4G（LTE） / 5G 等）は、その利用月のデータ通信量が一定量を越えると通信制限が発生し、通信速度が遅くなる場合がありますので、ご注意ください。詳細については、契約している回線業者にお問い合わせください。

(4) 在学期間中の Microsoft 365 Apps 無償提供について

本学では全学生を対象として Microsoft 365 Apps を無償で提供しています。Microsoft 365 Apps には授業に必要な Microsoft（Word、Excel、Power Point）が含まれています。入学時に新たにパソコンを購入される場合は、関連するソフトを購入していただく必要はありません。

※ Microsoft 365 Apps の無償提供について

- ①パソコン（Windows または Mac）、スマートフォン、タブレットにおいてそれぞれ5台（計15台）までインストール可能です。
- ②在学期間中のみ利用可能です（卒業後は利用できません）。

(5) オンライン（Zoom 等の Web 会議システム）の利用について

本学ではオンライン（Zoom 等）で講義や説明会等を実施しています（例：スクーリング科目の一部、履修登録説明会）。Zoom とはパソコン、スマートフォン、タブレットなどを通して複数人でのビデオ通話を可能にするサービスです。

利用にあたり、お使いのパソコンに「Web カメラ」「マイク」「スピーカー」の装備が必要となります。パソコンに内蔵されていない場合は、外付機器でも対応可能です。その他必要な動作環境については（2）パソコン動作環境（P.132）をご参照の上、利用環境の整備をお願いいたします。

第 5 章

Q&A (よくある質問)

出願手続やスクーリング、学習などについて皆さんからよく寄せられるご質問を集めました。「こんなとき、どうすればいいのだろう」「こんなふうになりたい」といったときにお役立てください。どうしてもわからないときは、通信教育部事務室までお気軽にお尋ねください。

【目 次】

- (1) 入学について
- (2) 編入学について
- (3) 既修得単位の認定について
- (4) 在学・休学・卒業について
- (5) 学習の進め方について
- (6) スクーリングについて
- (7) 取得可能な資格について
- (8) 科目修了試験について
- (9) 学費・諸費用について
- (10) 通学課程への転籍について
- (11) 学生生活について
- (12) 就職について
- (13) 同窓会について

※社会福祉士、精神保健福祉士の Q&A については、[P.124](#) ～ [P.130](#) を参照してください。

(1) 入学について

Q1：大学通信教育課程は、通学課程とどう違うのですか。

A：学習方法に違いがありますが、日本福祉大学 福祉経営学部 医療・福祉マネジメント学科（通信教育）は、4年制大学です。卒業時、学士号「学士（福祉経営学）」の学位が授与されます。

Q2：出願時期によって有利、不利はありますか。

A：出願期間内であれば、選考上の有利、不利はありません。ただし、出願や手続きが遅いとその分学習の開始が遅れます。特に、社会福祉士等の資格取得を目指す方は、早期に学習に取り組む必要があります。可能な限り早期の出願をおすすめします。

Q3：いつから学習を開始することができますか。

A：履修登録後、学習が可能となります。学習の開始は出願期間によって異なります（P.10、P.24）。

Q4：他の大学に在籍しながら、同時に日本福祉大学通信教育課程で学ぶことはできますか。

A：学校教育法に定められた他の大学・短期大学・大学院等に在籍されている方は、二重学籍となるため、本学で正科生として学ぶことはできません。他大学に正科生として在籍されている方は、入学前（入学前年度の3月31日まで）に卒業、退学する必要があります。なお、正科生としてではなく、科目等履修生として学習することは可能です。

Q5：NHK 学園に在学しながら、日本福祉大学通信教育課程で学ぶことはできますか。

A：できます。NHK 学園に在学しながら本学通信教育課程で学ぶ場合は、二重学籍にはなりません（高等学校除く）。

Q6：放送大学に正科生（全科履修生）で在学しながら、日本福祉大学通信教育課程で学ぶことはできますか。

A：本学の正科生としては、二重学籍となりますので入学できません。ただし、本学の科目等履修生として学習することは可能です。

Q7：高等学校卒業後、専門学校に通いながら、日本福祉大学通信教育課程で学ぶことはできますか。

A：できます。専門学校は、上記の二重学籍には該当しません。

Q8：入学試験はあるのですか。入学選考の基準を教えてください。

A：本学に来場しての入学試験はありません。正科生は出願書類及び志望理由書による選考を行い、科目等履修生・特修生は書類選考のみを行います。

Q9：特に大学卒業資格は必要なく、好きな科目だけを勉強したいのですが、できますか。

A：希望の科目のみを履修する科目等履修生で学習することができます。科目等履修生で修得した単位は、後に正科生として入学・編入学された場合、卒業単位に加算されます（上限あり）。ただし、重複する科目は1科目分しか認定できません。

また、本学では、一般教育訓練給付制度指定講座も開講しておりますので、条件に合う方はご利用ください。[\[第2章 3. 科目等履修生の出願手続き\]](#)（P.32）を参照してください。

Q10：高等学校を卒業していませんが、入学できますか。

A：満15歳以上であれば「特修生」として入学できます。指定された科目の中から16単位以上を修得すると、本人からの申請に基づき、審査のうえ、正科生として入学する資格が得られます。

※高等学校、専修学校（高等課程）に在学中の方は、出願できません。正科生に入学する場合は、満18歳以上でなければなりません。

[第2章 4. 特修生の出願手続き] (P. 36) を参照してください。

Q11：障がいがある場合でも、入学は可能ですか。

A：可能です。ただし、出願前に「障がい状況票」にて、障がいの状況と希望する配慮についてご連絡ください。詳細については、[第2章 5. 障がいのある方出願について] (P. 39) を参照してください。また、不明な点があれば、通信教育部事務室（連絡先は巻末参照）までお問い合わせください。

Q12：海外からの入学は可能ですか。

A：海外に在住されている方でも、インターネットを利用できる学習環境が整っていれば、入学は可能です。ただし、教材等の海外郵送料（一律10,000円／年）が、別途必要となります。なお、海外在住の方のために、海外でスクーリングを行ったり、テキスト科目、オンデマンド科目の科目修了試験を別の方法で行うなどの特別措置はありません。

Q13：国内在住の外国人について。

A：本学への入学を理由としての「留学ビザ」や「就学ビザ」の取得はできません。入学を希望する場合には、「留学ビザ」「就学ビザ」以外での相当の年数、日本に在住できる適切な在留資格を有する必要があります。

Q14：入学式はありますか。

A：あります。5月中旬にオンライン (Zoom) で開催予定です。参加申込についての詳細はご入学後、学習システム (nfu.jp) 内の個人通知にご案内します。

(2) 編入学について

Q15：福祉系の学校を卒業していませんが、編入学は可能ですか。

A：従前の学校の学部・学科に関係なく、出願資格を満たしていれば、編入学が可能です。

Q16：4年制大学を中途退学しているのですが、編入学は可能ですか。

A：在学年数（在籍期間から休学した年数を除いた年数）および単位数（卒業要件単位数）が出願資格を満たしていれば、編入学が可能です。

2年次編入学	4年制大学に1年以上在学し、30単位以上修得した方
3年次編入学	4年制大学に2年以上在学し、62単位以上修得した方
4年次編入学	4年制大学に3年以上在学し、92単位以上修得した方

※出願書類として、「⑥在籍期間（見込）証明書」（巻末付属の本学所定用紙）、および「成績証明書」を提出してください。（6か月以内に発行された原本に限る。）

Q17：専門学校を卒業していますが、編入学が可能な学校であるかわかりません。

A：卒業された専門学校が、大学に編入学が可能な要件を満たす学校（専修学校専門課程）であることの確認が必要です。修業年限、授業時数により編入学できる年次（3年次か4年次）が異なります。
巻末の本学所定用紙「③専修学校専門課程修了（見込）証明書」を従前学校へ申請のうえ、提出してください。（証明書用紙裏面をご確認下さい。）

学校側の判断で、証明書発行が不可能の場合は編入学の対象となりません。その前の学歴を「入学資格」とし必要な書類を提出（出願）してください。

注意）日本福祉大学中央福祉専門学校（社会福祉士科）、NHK 学園（専攻科、社会福祉士養成課程を含む）、職業能力訓練校、各省庁所管の大学校などを卒業されている場合は、編入学の対象となりません。また、既修得単位認定申請もできません。

Q18：高等学校等の専攻科を修了していますが、編入学が可能な学校かわかりません。

A：修了された高等学校等の専攻科が、大学に編入学が可能な要件（修業年限、文部科学大臣が定める基準を満たす場合は編入学が可能です。

修業年限、総単位数により編入学できる年次（3年次か4年次）が異なります。

巻末の本学所定用紙「④高等学校等専攻科修了（見込）証明書」を従前学校へ申請のうえ、提出してください。（証明書用紙裏面をご確認下さい。）学校側の判断で、証明書発行が不可能の場合は、編入学の対象となりません。その前の学歴を「入学資格」とし必要な書類を提出（出願）してください。

Q19:卒業した学校が閉校（廃校）等により、証明書の発行をどこに申請したらよいかわかりません。

A：事務を継承している機関をご自身で確認の上、発行申請をしてください。

公立学校であれば都道府県教育委員会、私立学校であれば都道府県の総務担当に事務継承機関を確認してください。

万一、発行ができない場合は編入学の審査ができませんので、それ以前の「入学資格」でご出願いただくことになります。

Q20：卒業した専門学校の「成績証明書（単位修得証明書）」の保管年限が経過している為、発行してもらえません。どうしたらよいですか。

A：「入学資格書類（③専修学校専門課程修了（見込）証明書）」の提出のみでは、審査ができません。
「成績証明書（単位修得証明書）不発行証明書」の作成依頼をしてください。この証明書をもちまして出願学年の入学資格証明書類と合わせて「既修得単位」の証明として受付いたします。

書式は自由です。下記事項の記載が必要となります。

- ・「成績証明書」が発行できない理由
- ・氏名、生年月日、卒業学科、卒業年月
- ・学校長の記名および学校長印。

Q21：独立行政法人大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与されています。4年次編入学は可能ですか。

A：「学位授与機構での学士の学位を取得」を編入学資格として受け付けることはできません。
それ以前の学歴を「入学資格」とし、必要な書類を準備して出願をしてください。

Q22：短期大学（本科）と専攻科（2年課程）を卒業しました。4年次編入学は可能ですか。

A：「短期大学専攻科」は編入学資格として受け付けることはできません。「短期大学」卒業を「入学資格となる学歴」として3年次編入学となります。また、専攻科での修得単位を単位認定することはできません。

Q23：従前学校を卒業してから年月が経過していることもあり学習期間を多く取りたいです。その場合、入学可能な年次よりも下の年次で入学できますか。

A：本学（通信教育課程）正科生の修業年限および最長在学期間は以下のとおりです。

入学の種類	修業年限	最長在学期間
正科生 1年次入学	4年	8年
正科生 2年次編入学	3年	6年
正科生 3年次編入学	2年	4年
正科生 4年次編入学	1年	4年

最長在学期間を考慮して、学習計画を立て「出願学年」を選択することができます。
ただし、可能な入学年次よりも下の年次で出願された場合、既修得認定される単位数が少なくなるため、卒業までの経済的負担・学習負担が増えることになります。ご理解のうえ出願してください。また、入学可能な年次よりも下の年次で出願する場合、準備していただく出願書類にご注意ください。例えば、4年次編入学で出願することができるのに、あえて3年次編入学で出願するという場合は、4年次編入学に必要な出願書類を準備してください。そのうえで、あえて下の入学年次での出願を希望していることを記載しているメモ等を出願書類に同封してください。

Q24：短期大学卒業後、3年制の専門学校を卒業しています。どちらを「入学資格」にしたらいでしょうか。

A：複数の学校を卒業されている場合、「入学資格となる学歴」を選択して出願してください。
正科生として入学する種類（学年）により、本学での修業年限、最長在学期間に違いがありますので、ご自身で事前に従前学校へご確認ください。「第2章 2025年度募集概要 ⑤修業年限および最長在学期間」（P.11）参照
「短期大学卒業」を「入学資格となる学歴」として出願すると3年次編入学となりますが、「専門学校卒業」とする場合は、従前学校へ「㊦専修学校専門課程修了（見込）証明書」を提出し、編入学の資格確認をしてください。4年次編入学が可能な場合があります。

Q25：海外の学校を卒業していますが、国内の大学等卒業者と同様に編入学は可能ですか。

A：海外の大学、短期大学、高等専門学校を卒業した方、外国において、学校教育における14年以上の課程を修了した方、またはこれに準ずる方で文部科学大臣に指定された方は3年次編入の対象となります。出願前に卒業証明書・成績証明書（日本語表記か英語表記の各証明書）を確認しますので、必ず通信教育部事務室までご連絡ください（P.3を参照してください）。

Q26：放送大学を卒業していますが、4年次編入学は可能ですか。

A：全科履修生として卒業していれば可能です（選科履修生、科目等履修生は不可）。また、卒業していない場合でも、条件を満たすことにより、2年次・3年次・4年次への編入学が可能です。

(3) 既修得単位の認定について

Q27：短期大学・大学を卒業・退学しているのですが、すでに修得している単位の認定はどの程度可能でしょうか。

A：従前の学校での修得単位を、以下の範囲内で認定します。

- ① 1 年次入学生（希望者）は、従前の学校での修得単位に応じて、卒業に必要な単位として 30 単位（うちスクーリング科目として 6 単位）を上限に認定します。
- ② 2 年次編入学生は、従前の学校での修得単位に応じて、卒業に必要な単位として一律 30 単位（うちスクーリング科目として上限 6 単位）を認定します。
- ③ 3 年次編入学生は、従前の学校での修得単位に応じて、卒業に必要な単位として一律 62 単位（うちスクーリング科目として上限 16 単位）を認定します。
- ④ 4 年次編入学生は、従前の学校での修得単位に応じて、卒業に必要な単位として一律 92 単位（うちスクーリング科目として上限 20 単位）を認定します。

※日本福祉大学で以前に修得した単位がある場合は、[\[第 2 章 2. \(6\) ④既修得単位個別認定の申請方法について（過去に日本福祉大学（通学・通信教育課程）で修得した単位の認定について）\]](#)（P. 27 ～P. 29）を参照してください。

Q28：入学後に、卒業した学校の単位を改めて認定してもらうことは可能ですか。

A：卒業した学校の単位の認定は、入学時にのみ受け付けます。入学後には認定できませんので、ご注意ください。

Q29：卒業した学校は福祉系ではありませんが、単位認定してもらえますか。

A：卒業した学部や学科の種類、科目に関係なく、包括的に単位認定を受けることができます。

Q30：短期大学と専門学校の両方を卒業していますが、どのように単位は認定されますか。

A：短期大学と専門学校の両方を卒業している場合でも、認定されるのはどちらか一方になります。卒業した専門学校が 4 年次編入学の要件を満たしている場合は 4 年次編入学で 92 単位、その他の場合は 3 年次編入学で 62 単位が認定されます。

Q31：科目等履修生として修得した単位は、正科生に入学する際にはすべて認められますか。

A：編入学年ごとに、認定可能上限および認定可能な科目が異なります。これから科目等履修生として学習する方で、将来正科生に入学を検討されている方は、計画的な履修を行ってください。詳細は、[\[第 2 章 2. \(6\) 既修得単位認定について\]](#)（P. 26）を参照してください。
また、科目等履修生として出願するにあたっての注意点については [\[第 2 章 3. 科目等履修生の出願手続き\]](#)（P. 32）を参照してください。

(4) 在学・休学・卒業について

Q32：正科生で在学できる年数は、最長何年ですか。

A：1 年次入学の場合は 8 年まで、2 年次編入学は 6 年、3 年次・4 年次編入学は 4 年の在学が可能です。

Q33：休学する場合、休学期間はどれくらいですか。また手続きはどうするのですか。

A：休学期間は、4 月 1 日からの 1 年間です。休学手続きは、所定期間内（休学を希望する年度の前年度）に、「休学願」を大学に提出して行います。詳しくは、入学後、教材等とともにお届けする『学生生活ガイド』を参照してください。休学期間は、通算して 4 年間を超えることはできません。なお、入学年度に休学することはできません。

Q34：卒業するには何年かかりますか。

A：1年次入学の場合は、最短で4年かかります（2年次編入学の場合は3年以上、3年次編入学の場合は2年以上、4年次編入学の場合は1年以上の在学が必要です）。卒業するためには、既修得単位認定を受けた単位と合わせて合計124単位以上（うちスクーリング単位30単位以上）を修得することが必要となります。

Q35：卒業するために、必ず受講しなければならない科目はありますか。また、卒業試験、卒業論文はありますか。

A：卒業必修科目と選択必修科目を受講する必要があります。詳細は **P.11** を参照してください。
卒業・進級試験、卒業論文はありません。

(5) 学習の進め方について

Q36：パソコンは必要ですか。

A：インターネットを利用できるパソコンが必要です。また、使用するパソコンは、所定の仕様に満たしている必要があります。詳細は、**[第4章 学習に必要なパソコン環境] (P.131～P.133)** を参照してください。

Q37：パソコンの操作に不安があります。大丈夫でしょうか。

A：パソコンの操作に不安がある方でもスムーズに学習が始められるように、以下のサポートを行います。

- ・初心者でも簡単に操作できるように、システム設計されています。
- ・オンデマンド科目「インターネット演習Ⅰ」で、パソコン活用の技術・知識を習得することができます。
- ・パソコンに関する専門の相談窓口（ヘルプデスク）を設置し、電話、ファクス、電子メール等で対応します。
- ・インターネット学習システムの操作方法については、入学後に全員に配付する『学生生活ガイド』を参照してください。
- ・オンライン上の各画面の操作方法が分かるヘルプ機能も充実しています。

Q38：テキスト学習の添削課題は、レポートですか。

A：テキスト学習の添削課題は、レポートではありません^{*}。インターネット上で添削課題に取り組んでいただきます。設問は、複数の選択肢の中から正解を選ぶ形式です。この添削課題は、24時間いつでも実施できます。ただし、本学のスクーリング等では、定められた期日までにレポート課題を作成する場合があります。レポートの作成および提出にあたってはMicrosoft Wordが必要です。ソフトウェアをお持ちでない方は、在学期間中のみMicrosoft Wordを無償で利用可能ですので、学習開始前にインストールを済ませてください（**[第4章 (4)在学期間中のMicrosoft 365 Apps 無償提供について] (P.133)** 参照）。

^{*}「学びの技法Ⅱ（文書作成演習）」を除く

Q39：オンデマンド科目には、教科書はないのですか。

A：教科書はありません。オンデマンド科目は、インターネット上の動画や音声を視聴して学習を進めます。ただし、オンデマンド科目のうち、社会福祉士・精神保健福祉士指定科目は、学習補助として「講義資料」（レジュメ）が配付されます。

Q40：インターネットを利用するにはどうしたらよいですか。

A：パソコンでインターネットを利用するためには、一般的にインターネット接続業者（プロバイダ）との契約が必要です。その他、ケーブルテレビ会社や電話会社でインターネット接続サービスを行っているところもあります。プロバイダに加入していない場合は、最寄りのパソコン販売店等にお問い合わせください。

Q41：文書作成等が苦手です。関連科目の開講はありますか。

A：「学びの技法Ⅰ（文書の読解と作成）」と「学びの技法Ⅱ（文書作成演習）」の開講があります。この科目は大学生が論理的な文書を読解する場合、作成する場合に必要なことがらを理解するための科目です。

「学びの技法Ⅰ（文書の読解と作成）」は「新1・2年次入学生全員履修科目」ですが、新3・4年次編入学生でも履修登録が可能です。また、「学びの技法Ⅱ（文書作成演習）」は、「学びの技法Ⅰ（文書の読解と作成）」の単位を修得した2年次以上の方が履修できます。

その他「論文・レポート作成基礎Ⅰ・Ⅱ」というスクーリング科目も開講しています。

(6) スクーリングについて

Q42：卒業するためには、スクーリングを必ず受講しなければいけませんか。

A：本学を卒業するためには、124単位以上（うちスクーリング単位30単位以上）を修得することが必要です。仕事などが忙しく、なかなかスクーリング会場に足を運ぶことができないという方は、オンライン（Zoom）で開講しているスクーリングもありますので受講をご検討ください。また、オンデマンド科目で修得した単位は、すべてスクーリング単位として認定されます。テキスト・オンデマンド併修科目も、修得した単位のうち一部はスクーリング単位として認定されます。ただし、社会福祉士国家試験受験資格、精神保健福祉士国家試験受験資格、認定心理士、初級パラスポーツ指導員の資格取得を目指す方は、各資格の指定科目であるスクーリングを受講しなければなりません。

Q43：スクーリングは何日出席すればよいのですか。会場は選べますか。

A：スクーリングは、1科目を2日間で完結するように設定されていますので、多くのスクーリング科目（2単位）の場合、2日間出席すればよいことになります（一部の科目を除く）。なお、年間をとおして、会場ごとに開催日程が異なりますので、都合のよい会場を選ぶことができます。詳細は、[第3章 3. 2025年度スクーリング科目開講日程]（P.47）を参照してください。

Q44：スクーリングに出席する際に、勤務先に提出する証明書などがありますか。

A：希望者には、スクーリング受講予定証明書、スクーリング受講証明書を発行します。証明書の発行には、所定の手続が必要です。

※社会福祉士、精神保健福祉士の資格科目スクーリングは通常のスクーリング科目とは異なります。詳細は[第3章 8. (1) 社会福祉士を目指す場合]（P.62～）、[(2) 精神保健福祉士を目指す場合]（P.98～）、[社会福祉士・精神保健福祉士国家試験受験資格 Q&A]（P.124～）、ならびに資格科目スクーリング日程表（P.48）、を参照してください。

(7) 取得可能な資格について

Q45：どういう資格が取得できますか。

A：福祉経営学部（通信教育）を正科生として卒業すると、大学卒業資格（学士：福祉経営学）が得られます。その他に取得可能な資格は、以下のとおりです。1・2・5～9は正科生として卒業する必要があります。詳細は、[第3章 6. 取得できる資格]（P.53～）を参照してください。

1. 社会福祉士国家試験受験資格
2. 精神保健福祉士国家試験受験資格
3. 認定心理士（在学中に取得可能） ※要学士（修士）
4. AFP 資格審査試験受験資格（在学中に取得可能）
5. 社会福祉主事任用資格
6. 児童指導員任用資格
7. 児童福祉司任用資格 ※卒業後、各自で実務経験を充足する必要があります。
8. 身体障害者福祉司任用資格
9. 知的障害者福祉司任用資格
10. 初級パラスポーツ指導員（在学中に取得可能）

Q46：教員免許、臨床心理士、公認心理師、介護福祉士、保育士の資格を取得することはできますか。

A：これらの資格には対応しておりませんので、取得できません。

(8) 科目修了試験について

Q47：科目修了試験とは何ですか。

A：単位を修得するために受けなければならない試験のことです。この試験に合格しなければ単位の修得はできません。

＜科目修了試験の受験条件＞

授業科目の種類	科目修了試験の受験条件
テキスト科目	設けられている添削課題をすべて合格する。
テキスト・オンデマンド併修科目	設けられている添削課題をすべて合格し、かつ、設けられている講義コンテンツをすべて受講済みにする（確認テストも含む）。
オンデマンド科目	設けられている小テストをすべて合格し、かつ、設けられている講義コンテンツをすべて受講済みにする（確認テストも含む）。
スクーリング科目	原則として、実施日の講義をすべて受講する。

Q48：科目修了試験を受ける時期や方法は決まっているのでしょうか。

A：テキスト科目、オンデマンド科目およびテキスト・オンデマンド併修科目の科目修了試験の日程は年度ごとに決まっています。試験日程は、年間4回（春・夏・秋・冬）設けられ、いずれかの試験日程を選ぶことができます。日程は[第3章 4. 2025年度科目修了試験日程]（P.50～P.51参照）のとおりです。試験は週末（土日）にインターネット上で実施されます。インターネットが利用できるパソコンを用意してください。詳細は、[第4章 学習に必要なパソコン環境]（P.131～P.133）を参照してください。なお、受験の申込をしたが当日受験できなかった、あるいは受験したが不合格だった場合は、次回以降、1回のみ再受験の機会がありますが、冬期試験が初めての受験の場合は再受験は認められません。スクーリング科目については、レポート形式でインターネット上から後日提出する必要があります（スクーリング科目の再受験はありません）。

(9) 学費・諸費用について

Q49：単位制学費とはどういう制度ですか。また、単位制学費のメリットは、どんなところですか。

A：入学金、基本授業料（正科生のみ）に加えて「履修する科目の総単位数×1単位 6,200円」の授業料を納めるのが、単位制学費です。単位制学費のメリットは、一律の学費を納入する必要がなく、目的や事情に合せた学費の計画が可能となり、経済的に無駄がないことです。

Q50：入学して卒業するまでにはどれくらいの費用がかかるのですか。

A：ホームページ（<https://www.nfu.ne.jp>）に目的別の学費モデルを掲載していますので、ご覧ください。なお、学費は毎年見直しがあり、変更される場合があります。

Q51：学費の分割払いはできますか。

A：学費は、1年分を年度当初に一括でお支払いいただきます。分割をご希望の場合は、本学と信販会社が提携した「学費提携クレジット」をご利用ください。詳細は、**[第2章 2. (4) ③学費提携クレジット] (P.19)**を参照してください。

※ご利用にあたっては、信販会社による審査があります。審査の結果、契約不可となった場合や、所定の期間に手続きを行わなかった場合は、学費は一括でお支払いいただくことになります。

※年度の途中で発生した学費については「学費提携クレジット」を利用することはできません。

Q52：科目等履修生として今年度の第4期出願期間で入学しました。来年度、正科生として入学したいと思っています。科目等履修生としての在学期間は1年未満なのですが、学費減免制度の対象となりますか。

A：科目等履修生や特修生は、年度途中の入学でも4月入学生として扱われるため、在学期間は1年間とみなされ、学費減免の対象となります。選考料および入学金は無料となります。詳細は、**[第2章 2. (4) ⑥学費等の減免] (P.22)**を参照してください。

Q53：自立支援教育訓練給付金事業の対象となりますか。

A：雇用保険の教育訓練給付の受給資格がない場合でも、受講者が母子家庭の母および父子家庭の父の場合は、対象講座の受講料の6割相当額（下限は1万2千1円、上限は最大20万円）が、都道府県等より支給される場合があります。詳しくは、事業実施主体である都道府県、市および福祉事務所設置町村にご相談ください。

(10) 通学課程への転籍について

Q54：通学課程への転籍について教えてください。

A：学内規程による要件をすべて満たしたうえで、転籍試験に合格すれば、翌年度より通学課程の希望する学部への転籍が認められます（ただし、特修生を経て正科生に入学した方は、通学課程には転籍できません）。詳細は、転籍試験を受験する年度の「学内転籍試験要項」でご確認ください。

受入学部	受入学科・専攻・専修・コース	編入学年
社会福祉学部	社会福祉学科	2 年次／3 年次
	行政専修	
	子ども専修	
	医療専修	
教育・心理学部	心理学科	2 年次
スポーツ科学部	スポーツ科学科	2 年次
経済学部	経済学科	3 年次
国際福祉開発学部	国際福祉開発学科	3 年次
健康科学部	福祉工学科	2 年次
	情報工学専修	
	建築バリアフリー専修	

※教育・心理学部子ども発達学科、健康科学部リハビリテーション学科、看護学部看護学科へは転籍できません。

※国際福祉開発学部は、2024 年度入学生（1 年次）より国際学部に変更。

※健康科学部福祉工学科は、2025 年度入学生（1 年次）より工学部に変更。

(11) 学生生活について

Q55：大学の図書館などの施設は使えるのでしょうか。

A：通学課程の学生と同様に、図書館など本学の施設（美浜キャンパス、半田キャンパス、東海キャンパス、名古屋キャンパス）を利用することができます。なお、通信教育課程の学生は、遠隔利用サービス（図書の郵送貸出し等）を利用することもできます。

Q56：学割は使えるのでしょうか。

A：正科生は、スクーリングや大学の公式行事に出席する時に使えます（ただし、片道 101 km を超える JR 線または近鉄線利用に限ります）。学割を利用するには、本学が発行する学割証明書と学生証が必要です。なお、個人的な旅行等には利用できません。

Q57：税金が免除されると聞いたのですが。

A：正科生については、独立した生計者で年収が一定金額以下の方は、所得税の勤労学生控除が適用されます。詳しくは、所轄の税務署もしくは勤務先の給与担当者にお問い合わせください。

(12) 就職について

Q58：就職についての対応はどうなっていますか。Web 上での求人情報公開などはあるのでしょうか。

A：これから就職活動をおこなう学生向けに、就職支援ツールを公開しています。また、「キャリア開発」科目で就職活動に必要な情報や知識を学ぶことができます。求職登録をした場合は、Web 上で公開している求人情報の閲覧が可能ですが、就職相談対応は原則として行っておりません。

(13) 同窓会について

Q59：日本福祉大学同窓会とはどんな組織ですか。

A：同窓会は「会員の親睦交流」と「母校への支援」を目的に発足しました。会員数は約 10 万人で、北海道から沖縄まで全国に 57 の地域同窓会、約 330 の認定同窓会（ゼミ・サークル・同期会等）があり、活動を行っています。同窓生は、多様な分野で目ざましい活躍をしているとともに、在学生の実習・就職支援等にも力を注いでいます。

Q60：同窓会に入会するとどんなサービスを受けられますか。

A：同窓会や講演会など、さまざまな「同窓生との交流事業」に参加できます。同窓会や講演会は、年間 90 回ほどあり、学生対象のインターネットの掲示板でお知らせしています。交流事業には、通信教育課程の在学生も多く参加されています。また、同窓会報については、在学時はスクーリング等の際に、卒業後は年 2 回（8 月と 3 月）郵送しています。卒業後の同窓会員への事業やサービスは、日本福祉大学同窓会のホームページを参照してください。

Q61：同窓会年会費の納付はどのようになりますか。

A：同窓会員の方には、卒業後、年会費 1,000 円のご協力をお願いしています。

第 6 章

出願書類について

この章では、出願書類の書き方について説明します。

【目 次】

1. インターネット出願の方法
2. 出願書類の書き方

※入学後、出願書類等に虚偽等が認められた場合は、入学許可が取り消される場合があります。ご注意ください。

1. インターネット出願の方法



インターネット出願登録の方法

事前に、出願3か月以内に撮影した証明写真のデータをご準備ください(100KB以上3MB以下)
※学生証に使用します。正面上半身、無帽、背景なしのカラー写真

スマートフォン・タブレットの
方は、下記 QR コードから
サイトにアクセスできます。

①インターネット出願ページにアクセスし、出願登録する

日本福祉大学通信教育部 HP

https://www.nfu.ne.jp/open/entrance_guide/web_entrance/



Post @ net サイトでアカウント作成後、「日本福祉大学通信教育部」を検索し、お気に入り登録してください。

表示される画面の指示にしたがって順番に入力してください。

※操作方法のお問い合わせは下記連絡先までご連絡ください(12月～3月のみ)。

出願操作サポート窓口 TEL：075-341-8670 平日 9：30～17：00

②お支払いの手続き

出願登録完了後、表示される画面の指示に従ってお支払いください(出願登録した日から7日以内)。

コンビニ支払い、クレジット決済、ペイジー決済のいずれかの方法にてお支払いが可能です。

※入学選考料の他に払込手数料500円(税込)が必要です。

※正科生の方は2025年3月31日(月)15：00までに登録し、決済を完了する必要があります。

③Web 入学志願書と封筒貼付用宛名シートの印刷

お支払いの手続き完了後、入金確認メールが登録のメールアドレスに届きます。

メールに記載のアドレスをクリックし、【出願内容の確認】ページから入力内容を確認したうえで、「Web 入学志願書」と「封筒貼付用宛名シート」を印刷してください。

印刷した「Web 入学志願書」に必ず押印いただきますようお願いいたします。

追加で記入が必要な箇所は、手書きで記入ください。

(インターネット出願の方は、払込を証明する書類を貼付する必要はありません)。

④出願書類を「速達」「簡易書留」で郵送する

③で印刷した「Web 入学志願書」および「封筒貼付用宛名シート」印刷時に同時出力される「出願書類チェックリスト」に記載の出願書類を同封してください。

「封筒貼付用宛名シート」を角2封筒の表面に貼付の上、必ず「速達」「簡易書留」で郵送してください。

※出願期間内に必要書類を郵送にてご提出いただくことで出願手続きが完了します。

手書きでの出願よりお手軽インターネット出願がおすすめ！

出願年次問わず、すべての方にインターネット出願をおすすめしています。
前項の手順に従って出願手続きを進めてください。

インターネット出願登録を行った場合、必ず「Web 入学志願書」を印刷してください。

改めて 2025 年度出願手続要項（本紙）巻末付属の「2025 年度 入学志願書（学籍原簿）・在学誓書」を手書きして提出する必要はありません。

※登録内容に誤りがある場合、修正箇所に二重線を引き、その上に訂正印を押したうえで、余白に正しい内容をご記入ください。

※正科生を希望の方は、合計 600 字程度の志望理由を入力する欄がありますが、セキュリティの都合上、60 分以内に入力し、次画面に進む必要があるため、事前にメモや Word などで作成したものをコピー＆ペーストすることをおすすめします。

2. 出願書類の書き方

出願書類記入にあたっての諸注意

- ・出願者本人が必ず記入してください(障がい等による配慮が必要な場合は代筆いただいてもかまいません)。
- ・正科生の方は、「①入学志願書・在学誓書」の裏面(左)に「志望理由書」がありますので、必ず記入してください。
- ・出願書類は、毎年更新しています。過年度の書類は、受け付けできません。
- ・提出する出願書類等は、コピーをとり、必ず控えを保管してください。
- ・出願書類の記載内容を確認するため、通信教育部事務室から連絡する場合があります。
- ・Eメールで連絡する場合がありますので、アドレスをお持ちの方は記入してください。
- ・出願に不要な書類等が同封されていても、提出書類の返却は行いません。

書き方

黒のボールペンを使用し、下記の記入例を参考に、楷書で丁寧に各項目を記入してください。熱でインクが消えるボールペンは使用しないでください。また、青のインクを使用したボールペンについても、経年変化による劣化を防ぐため、使用しないでください。コードを記入する箇所は、[コード一覧](P. 151)を参照してください。訂正の場合は、該当箇所に＝線を引き、上から訂正印を押してください。

(訂正 例) ~~知多郡奥田町~~

①入学志願書・在学誓書の書き方

記入例

表面(左) 年 月 日

2025 年度 入学志願書 (学籍原簿)・在学誓書

日本福祉大学福祉経営学部 (通信教育)

学籍番号 (記入不要) 2 5 受験番号 (記入不要) 25

必要事項を記入してください。[要項【P. 150】参照]
該当する以下の箇所に○をつけてください。[要項【P. 2～P. 3】参照]

注1 入学の種類
☐ 正科生 1年次入学
☐ 正科生 2年次編入学
☐ 正科生 3年次編入学
☒ 正科生 4年次編入学
☐ 科目等履修生
☐ 科目等履修生※第1期～第3期のみ (教育訓練給付制度指定講座受講希望)
☐ 特修生

(誓約内容)
日本福祉大学学長殿
1. 私は貴大学へ入学のうえは、学則を守り、学生の本分に違反しないことを誓約いたします。
(本学学習システム「muu.jp」上での情報提供を入学からの公式連絡・通知として常時確認します)

注2・3 フリガナ 氏名 姓 77 シ 14ロウ 名 福社 一郎 生年月日 西暦 1984 年 4 月 12 日
 氏名 (一般的な文字で記入)
 別字体等での登録を希望する場合はその漢字を記入する
 ローマ字(大文字) FUKUSHI ICHIRO
 注4 現住所 フリガナ 470-0329 市 区 町 村 以降 マンション名・部屋番号等 ※マンション名及び部屋番号等省略せず記入すること
 〒470-0329 愛知県 知多郡美濃町奥田会下前 35-6 XY:福祉102
 TEL 0569 87-2932 携帯電話番号 090 1234-5678
 E-MAIL XXXX @4444.ne.jp ※本学へのメールを受信できるよう、メールのドメイン設定にて「Mail-to:fukushi.ac.jp」より送信されるメールを受信可能にしてください。お願いします。
 注5 勤務先 名称 日本福祉総合病院 部署名など 看護部
 〒460-0012 愛知県半田市宮路町533 TEL 0569 12-3456
 注6 職種 看護師 職種コード F2
 本人以外の緊急連絡先 フリガナ 77 シ 14ロウ 続柄 父親 氏名 福社太郎 父 01 TEL (090) 1234-5678
 注7 学歴

年	月	学校名	学籍コード	卒業	退学	卒業見込
2002	3	日本福祉大学 付属高等学校	卒業	退学	卒業見込	
2006	3	日本福祉大学 経済学部	卒業	退学	卒業見込	
2008	3	日本福祉大学 高等専門学校	卒業	退学	卒業見込	
		年 月 大学入学資格検定または高等学校卒業程度認定試験合格				

【入学資格となる学歴】上記学歴より、以下の学校の「入学資格証明書類」を提出し、出願いたします。
 注8 名称 (中学・高等学校・高等学校専攻科・専門学校・短大・大学・試験名等) 日本福祉大学 学歴コード 06
 区分 (○で囲む) 卒業 合格 中退 区分年月 西暦 2006 年 3 月

写真

学生証用の写真として使用するため、以下のよう写真貼付しないようにしてください。

- ・スナップ写真を切り抜いたもの
- ・自撮り写真
- ・不鮮明な写真、加工した写真

コード一覧
1. 参照 (次ページ)

コード一覧
2. 参照 (次ページ)

コード一覧
3. 参照 (次ページ)

※インク浸透式印鑑不可
必ず捺印してください

注 1 該当する入学の種類を○で囲んでください。科目等履修生で「一般教育訓練給付講座」の受講を希望する場合は、「科目等履修生（一般教育訓練給付講座受講希望）」（第4期出願は対象外）を選択してください。

注 2・3

必ず自署・捺印してください。

本学では、学生への連絡事項を本学学習システム（nfu.jp）で、随時ご案内しております。**入学後、学生専用ページを常時必ず確認することをご誓約ください。**

※在籍・学習に関わる重要事項も確認いただいている前提で進められます。

氏名欄に記入した氏名が、今後大学から発行する書類（証明書等）に記載されます。一般的な文字以外（旧字体等）での登録を希望する場合は、下段に記入してください。
※登録を希望しない場合、下段を記入する必要はありません。

注 4 アパート・マンション名、および部屋番号まで記入してください。
大学からの郵送物は、すべて現住所に送付します。

注 勤務先の名称は、法人種別（社会福祉法人、株式会社など）や施設種別を省略せず、正式名称を記入してください。
「職種コード」を記入する際には、**下記【コード一覧 1.】**を参照してください。
2025年4月1日現在の情報を記入してください。

注 6 本人以外の連絡先を、必ず記入してください。

注 7 **高等学校から全て記入してください**（特修生へ入学を希望する方で、最終学歴が中学卒業の場合は、高等学校の欄に中学校卒業年月、中学校名を記入してください）。

注 8 入学資格となる学歴の名称と、それに合う学歴コード（**下記【コード一覧 3.】**を参照）を記入してください。
区分を○で囲み、区分年月に入学資格となる学歴を取得した（する見込みの）年月を記入してください。

■コード一覧

1. 職種コード

■教員（講師含む）	■医療・福祉	H 4：ケアマネジャー	L 2：農業協同組合職員
B 1：幼稚園教員	F 1：医師	H 5：保育士	L 3：生活協同組合職員
B 2：小学校教員	F 2：看護師	H 6：その他の医療・福祉 従事者	L 4：その他団体職員
B 3：中学校教員	F 4：医療事務従事者	H 7：保育教諭	N 1：自営業（代表者）
B 4：高等学校教員	F 5：医療ソーシャルワーカー		N 2：農林漁業従事者
B 5：専門学校教員			N 3：主婦・主夫
B 6：大学教員	F 6：精神科ソーシャルワーカー	■会社員	N 4：無職
B 7：その他教員		J 1：役員・管理職	N 5：アルバイト・パート
B 8：教員以外の学校職員	F 7：その他医療従事者	J 2：事務職	N 6：その他
	F 8：理学療法士	J 3：営業職	
■公務員	F 9：作業療法士	J 4：専門職	■学生
D 1：国家公務員	H 1：社会福祉施設・団体 等代表者	J 5：その他の会社員	P 1：大学・大学院生
D 2：地方公務員	H 2：相談員・指導員	■その他	P 2：短大生
D 3：その他の公務員	H 3：介護職員	L 1：社会福祉協議会職員	P 3：専門学校生
			P 4：その他学生

2. 続柄コード

01：父母	02：兄弟姉妹	03：祖父母	04：叔父叔母	05：配偶者・他の親類（子供）
06：知人	07：引受人	08：その他		

3. 学歴コード

01：中学校	06：大学（院）	08：旧国立大学養護教諭養成所・旧国立工業教員養成所	11：旧制師範学校
02：高等学校	07：文部科学省高等学校卒業程度認定試験または大学入学資格検定合格者	09：旧制中学校	12：その他（大学校等）
03：専修学校（専門学校）		10：旧制専門学校	13：本学特修生
04：高等専門学校			14：高等学校等専攻科
05：短期大学			

記入例

既修得単位認定を希望する方は、該当する箇所必ず○を記入してください。(P. 26 参照)

大学を中退した方は、自身が修得した卒業要件単位数を記入してください。

コード一覧 4. 参照(右記)

必ずいずれかを○で閉んでください。

表面(右)

【志願者の記入欄】該当欄に○を記入してください。
 従前学校の「成績証明書」を提出し、既修得単位として認定を希望いたします。

1 年次入学	30 単位 (うちスクーリング単位として 6 単位) まで
2 年次編入	30 単位 (うちスクーリング単位として 6 単位) まで
3 年次編入	62 単位 (うちスクーリング単位として 16 単位) まで
4 年次編入	92 単位 (うちスクーリング単位として 20 単位) まで

○ 従前校で修得した卒業要件単位数 単位 (中退の方のみ)

※日本福祉大学の旧学歴番号をすべて記入。(学費減免コード 1、4 の方)

18kv0000

【学費減免コード】以下 0～5 の中から該当欄に○を記入してください。
 ※0 を選んだ方は入学選考料 10,000 円を振込後、証明書を貼付してください。

0 以下のいずれの学費減免対象にも該当しない方 ※入学選考料 10,000 円を振込後、証明書を貼付してください。

※学費減免対象の方は、入学選考料の振込は不要です。

1	日本福祉大学 (通信教育課程 正科生、大学院、中部社会事業短期大学、女子短期大学部を含む) の卒業生
2	日本福祉大学附属立花高等学校、立花高等学校、日本福祉大学付属高等学校の卒業生
3	日本福祉大学中央福祉専門学校、中央総合福祉専門学校、日本福祉大学高浜専門学校の卒業生
4	日本福祉大学 (通学課程・通信教育課程 正科生、大学院、中部社会事業短期大学、女子短期大学部) に 1 年以上在籍した方 日本福祉大学通信教育課程 科目等履修生・特修生に在籍した方
5	日本福祉大学 同窓会会員・準会員 (教職員・本学在学生 等) に推薦された方 ※⑨ (推薦状) も提出してください。

推薦者 (氏名)

番号 同窓会 ID または在籍時学歴番号

【要項 (P.152) 参照】
 ※これは出願時の希望調査であり、資格取得のためには入学後の手続き (履修登録) が必要です。

志望理由コード (該当する番号をひとつ記入)
 2

社会福祉士受験資格※ (該当するものひとつに○)
 希望する・希望しない・未定

精神保健福祉士受験資格※ (該当するものひとつに○)
 希望する・希望しない・未定

AFP 資格審査試験受験資格 (該当するものひとつに○)
 希望する・希望しない・未定

認定心理士資格 (該当するものひとつに○)
 希望する・希望しない・未定

保証人記入欄 (18 歳未満の未成年者のみ要記入・保証人直筆記入)
 志願者の在学中の一切の事項について責任を負います。

保証人氏名 電話番号 -

保証人現住所 〒

志願者との続柄

続柄コード

※本学記入欄

志願票入力 1 ☐ 2 ☐ 志願書 日付 1 印 2 印 (A25-001-01)

2025年度 入学選考料振替払込受付証明書貼付欄
 ①～⑤に該当する方は、入学選考料は無料です。(貼付の必要はありません)

のりしろ

証明書 記載必要事項

- 振込日付
- 志願者 氏名
- 振込金額 10,000 円
- 振込先 学校法人日本福祉大学

(注) ATM やインターネットバンキングを利用する場合は、払込手続の際に発行される「受領書」や、払込を完了したことがわかる画面を印刷したものを貼付してください。

【振込先】
 三菱 UFJ 銀行 武豊 (たけとよ) 支店
 普通 1542132
 学校法人日本福祉大学通信入試口

のりしろ

4. 志望理由コード

1	職業上の知識・技術の習得
2	職業上の課題解決
3	大学卒業資格の取得
4	社会福祉士国家試験・精神保健福祉士国家試験受験資格の取得
5	認定心理士の取得
6	生涯学習・再学習
7	大学院 (通信制大学院を含む) への進学
8	学生間での交流
9	他資格 (初級パラスポーツ指導員等) の取得
10	AFP 資格審査試験受験資格の取得
11	その他

注 9

コード一覧 2. (P.151) 参照

注 9 出願書類投函時に本人が未成年者 (18 歳未満) の場合のみ、保証人による直筆ですべて記入してください。

- ・保証人署名、捺印
- ・保証人現住所、電話番号
- ・志願者本人との続柄

「続柄コード」を記入する際には、[コード一覧 2.] (P.151) を参照してください。

①入学志願書・在学誓書の「入学選考料振替払込受付証明書貼付欄」について

【出願書類投函時の注意】出願書に○を記入してください。
 ※本学に提出する書類は、必ず「出願書」に記入してください。

1 年次入学 30 単位 (うちスクーリング単位として 6 単位) まで
 2 年次編入 30 単位 (うちスクーリング単位として 6 単位) まで
 3 年次編入 62 単位 (うちスクーリング単位として 16 単位) まで
 4 年次編入 92 単位 (うちスクーリング単位として 20 単位) まで

○ 従前校で修得した卒業要件単位数 単位 (中退の方のみ)

※日本福祉大学の旧学歴番号をすべて記入。(学費減免コード 1、4 の方)

18kv0000

【学費減免コード】以下 0～5 の中から該当欄に○を記入してください。
 ※0 を選んだ方は入学選考料 10,000 円を振込後、証明書を貼付してください。

0 以下のいずれの学費減免対象にも該当しない方 ※入学選考料 10,000 円を振込後、証明書を貼付してください。

※学費減免対象の方は、入学選考料の振込は不要です。

1	日本福祉大学 (通信教育課程 正科生、大学院、中部社会事業短期大学、女子短期大学部を含む) の卒業生
2	日本福祉大学附属立花高等学校、立花高等学校、日本福祉大学付属高等学校の卒業生
3	日本福祉大学中央福祉専門学校、中央総合福祉専門学校、日本福祉大学高浜専門学校の卒業生
4	日本福祉大学 (通学課程・通信教育課程 正科生、大学院、中部社会事業短期大学、女子短期大学部) に 1 年以上在籍した方 日本福祉大学通信教育課程 科目等履修生・特修生に在籍した方
5	日本福祉大学 同窓会会員・準会員 (教職員・本学在学生 等) に推薦された方 ※⑨ (推薦状) も提出してください。

推薦者 (氏名)

番号 同窓会 ID または在籍時学歴番号

【要項 (P.152) 参照】
 ※これは出願時の希望調査であり、資格取得のためには入学後の手続き (履修登録) が必要です。

志望理由コード (該当する番号をひとつ記入)
 2

社会福祉士受験資格※ (該当するものひとつに○)
 希望する・希望しない・未定

精神保健福祉士受験資格※ (該当するものひとつに○)
 希望する・希望しない・未定

AFP 資格審査試験受験資格 (該当するものひとつに○)
 希望する・希望しない・未定

認定心理士資格 (該当するものひとつに○)
 希望する・希望しない・未定

保証人記入欄 (18 歳未満の未成年者のみ要記入・保証人直筆記入)
 志願者の在学中の一切の事項について責任を負います。

保証人氏名 電話番号 -

保証人現住所 〒

志願者との続柄

続柄コード

※本学記入欄

志願票入力 1 ☐ 2 ☐ 志願書 日付 1 印 2 印 (A25-001-01)

2025年度 入学選考料振替払込受付証明書貼付欄
 ①～⑤に該当する方は、入学選考料は無料です。(貼付の必要はありません)

のりしろ

証明書 記載必要事項

- 振込日付
- 志願者 氏名
- 振込金額 10,000 円
- 振込先 学校法人日本福祉大学

(注) ATM やインターネットバンキングを利用する場合は、払込手続の際に発行される「受領書」や、払込を完了したことがわかる画面を印刷したものを貼付してください。

【振込先】
 三菱 UFJ 銀行 武豊 (たけとよ) 支店
 普通 1542132
 学校法人日本福祉大学通信入試口

のりしろ

振替払込受付証明書・
受領書

注意事項

- ・巻末の払込取扱票で、郵便局またはその他の金融機関にて、「入学選考料（10,000 円）」をお振り込みください（ATM・インターネットバンキングも可）。
※学費減免対象の方は、振り込み不要です。振替払込受付証明書・受領書を貼付する必要はありません。（P.22）参照
- ・「振替払込受付証明書・受領書」を、貼付欄に貼付してください。
※貼付する受領書に、振込日付・氏名・振込金額・振込先が記載されていることを、確認してください。振込日付・氏名・振込金額が不明瞭な場合、お電話等にて確認することがあります。
※インターネットバンキングを利用して、ご入金される場合は、振込日付・氏名・振込金額・振込先が記載されている画面をプリントアウトして貼付してください（1つのスクリーンショットに入らない場合は、複数に分かれていても構いません）。
※残高や本学振込以外の部分は塗りつぶしていただいて構いません。

【振込先】

三菱 UFJ 銀行 タケトヨ シ テン 武豊支店 普通 1542132 ガッコウホウジンニホンフクシダイガクツウシンニュウシグチ 学校法人日本福祉大学通信入試口

①入学志願書・在学誓書の裏面（左）「志望理由書」の書き方（正科生のみ）

正科生に出願する方は、該当する入学年にチェックを入れ、以下の点に注意し、各項目（1～2）をすべて記入してください。

- ・黒のボールペンを使用してください（熱でインクが消えるボールペンは使用不可）。
- ・楷書で丁寧に記入してください。
- ・障がい等により手書きが困難な方は、代筆かパソコン（Word 使用）をご利用いただいてもかまいません。
- ・訂正する場合は二重線を引き、上から訂正印を押してください。

・定められた字数のそれぞれ 8 割以上を記入してください（「」を超えるように記入してください）。

- ・改行はしないでください。
- ・句読点は 1 字と数えます。
- ・空白は文字数に含みませんのでつめて書いてください。

書き方

裏面(左)25 年度 志望理由書 (正科生のみ)

1 年次入学 ☐ 2 年次編入学 ☐ 3 年次編入学 ☐ 4 年次編入学 ☐

氏名 学年

本人氏名

定められた字数の 8割以上記入すること

改行はしないでください

2. 当課程での学習の成果を将来どのように生かしたいと思えますか。(220 字)

日本福祉大学福祉経営学部（通信教育）

該当する入学年にチェックを入れてください。

「」を超えるように記入してください。

注意事項

- ・出願者ご本人様名義の口座に限り受付可能です。
- ・ゆうちょ銀行以外の金融機関を指定する場合は上段のみ、ゆうちょ銀行を指定する場合は下段のみを記入してください（両方記入があると受付できません）。
- ・ゆうちょ銀行以外の金融機関の方は、金融機関窓口へ直接ご提出いただきますと、登録処理がスムーズに進みますので推奨いたします。
この場合、金融機関窓口へABC用紙（3枚すべて）を提出し、必ずB用紙に銀行確認印の押印を受けてください。
 - A. 金融機関用（1枚目）……金融機関へ提出（推奨）
（※ゆうちょ銀行の場合は必ず本学へご提出ください）
 - B. 委託者様用（2枚目）……本学へご提出ください
（金融機関へ提出した場合、銀行確認印が必要です）
 - C. お客様用（3枚目）……控えとしてご自身で保管してください
- ・銀行名、支店名（太枠部分）は必須項目です（ゆうちょ銀行以外の金融機関の場合、銀行・支店コードは空欄でも受付可能です）。
- ・お届出印は枠線まではっきりわかるように押してください（複数押印、重ね押しは不可）。
- ・印鑑ではなくサイン登録されている場合は、サインを記入してください。サイン登録もされていない場合、「金融機関へのお届出印」欄は記入不要です。
- ・取扱提携金融機関一覧（P.156）に記載の金融機関をご記入ください。
※ auじぶん銀行、GMO あおぞらネット銀行は提携外金融機関となります（2024年11月現在）。

お届出印押印の悪い例・悪い例

（良い例） ————— （悪い例）

	かすれ	欠けている	二重になっている	にじんでいる
				

【ネット銀行】をご利用の方

印鑑ではなく、サイン登録されている場合は、サインを記入してください。

サイン登録もされていない場合は、「金融機関へのお届出印」欄は記入不要です。

※注意：ネット銀行の口座を申請する場合は、ご自身で別途手続きが必要な場合があります。
各金融機関からの案内メールなどを必ずご確認ください、期間内に手続きが完了するようにしてください。

- ・訂正する場合は、該当箇所には線を引き、上に口座のお届出印を訂正印として押してください。押印した印同士が重ならないようにしてください。

訂正する場合の例

預金口座	フリガナ	〇〇〇〇〇 →  信用組合 〇〇〇  支店 御中 出張所	
	口座名義人	フクシ イチロウ	金融機関へのお届出印
		福祉 一郎	銀行・支店コード
		※法人の場合は、社名、代表者役名・氏名を省略せずご記入ください。	金融機関コード
			支店コード
			預金種目
			口座番号
			① 普通(総合) 2. 当座
			1 2 3 4 5 6

※お届出印が鮮明に押印できなかった場合は、二重線を引き、重ならないように預金者名欄の空いているスペースに押印してください。お届出印欄には複数押印しないでください。

<取扱金融機関> (2024.11 現在)

下表以外の金融機関をご希望の方は、通信教育部事務室まで事前にお問い合わせください。

※学費等の振替は収納代行会社である「三井住友カード株式会社」から行います。

日本福祉大学の名前では表記されませんのでご了承ください。

ゆうちょ銀行	利用可
都市銀行	全て利用可
地方銀行	全て利用可
信託銀行	三菱 UFJ 信託銀行
	みずほ信託銀行
	三井住友信託銀行
	SMBC 信託銀行
信用金庫	全て利用可
労働金庫	全て利用可
農業協同組合	全て利用可
漁業協同組合	全て利用可
その他	セブン銀行
	ソニー銀行
	楽天銀行
	住信 SBI ネット銀行
	イオン銀行
	SBI 新生銀行
	あおぞら銀行

【印鑑レス口座（ネット銀行等）をご利用の方への注意点】

合格発表日以降に本学より、収納代行会社を通じてご指定の金融機関へ「預金口座振替依頼書」を提出します。

その後、ご指定の金融機関よりメールまたは金融機関のアプリを通じて口座振替の承認などの手続き依頼が出願者ご本人様へ到着する場合がございます。

手続き期間が1週間程度と短いため、期間内に手続きが完了するよう金融機関からの連絡にご注意ください。

※詳しい手続き方法については各金融機関へお問い合わせください。

出願には、
資料請求が必要です。



https://www.nfu.ne.jp/ts/tsushin_inquiry/

窓口のご案内

ご不明な点等ございましたら、下記窓口までお気軽にお問い合わせください。
各サテライト・オフィスは、入学前までの基本的な事項のご案内を行っています。入学決定後の手続きや履修相談等は、通信教育部事務室から案内のある資料に基づき各担当までお問い合わせください。

なお、窓口にお越しいただく場合は、事前にご連絡をお願いいたします。

■通信教育部事務室（美浜キャンパス）

〒470-3295 愛知県知多郡美浜町奥田

TEL:0569-87-2932
(平日 9:30～17:00)

■東京サテライト

〒100-0006 東京都千代田区有楽町 2-10-1 東京交通会館 7F TEL:03-5220-2825
(平日 10:00～17:00)

■大阪サテライト

〒554-0012 大阪府大阪市此花区西九条 3-4-41 法音寺大阪支院内 TEL:06-6468-2400
(日・月・祝をのぞく 10:00～17:00)

■山形最上オフィス

〒999-6101 山形県最上郡最上町向町 674 最上町中央公民館内 TEL:0233-43-9232
(日・月・祝をのぞく 10:00～17:00)

■富山オフィス

〒930-0002 富山県富山市新富町 1-2-3 CiC(シック)2F TEL:076-431-2027
(日・月・祝をのぞく 10:00～17:00)

■松本オフィス

〒390-0815 長野県松本市深志 1-1-24 八紘堂ビル 3F TEL:0263-31-9011
(日・月・祝をのぞく 10:00～17:00)

■福岡オフィス

〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神 2-12-1 天神ビル 8F TEL:092-737-7108
(日・月・祝をのぞく 10:00～17:00)

日本福祉大学通信教育部

福祉経営学部 医療・福祉マネジメント学科

〒470-3295 愛知県知多郡美浜町奥田 日本福祉大学 通信教育部事務室

TEL:0569-87-2932 FAX:0569-87-2308

URL:<https://www.nfu.ne.jp/>